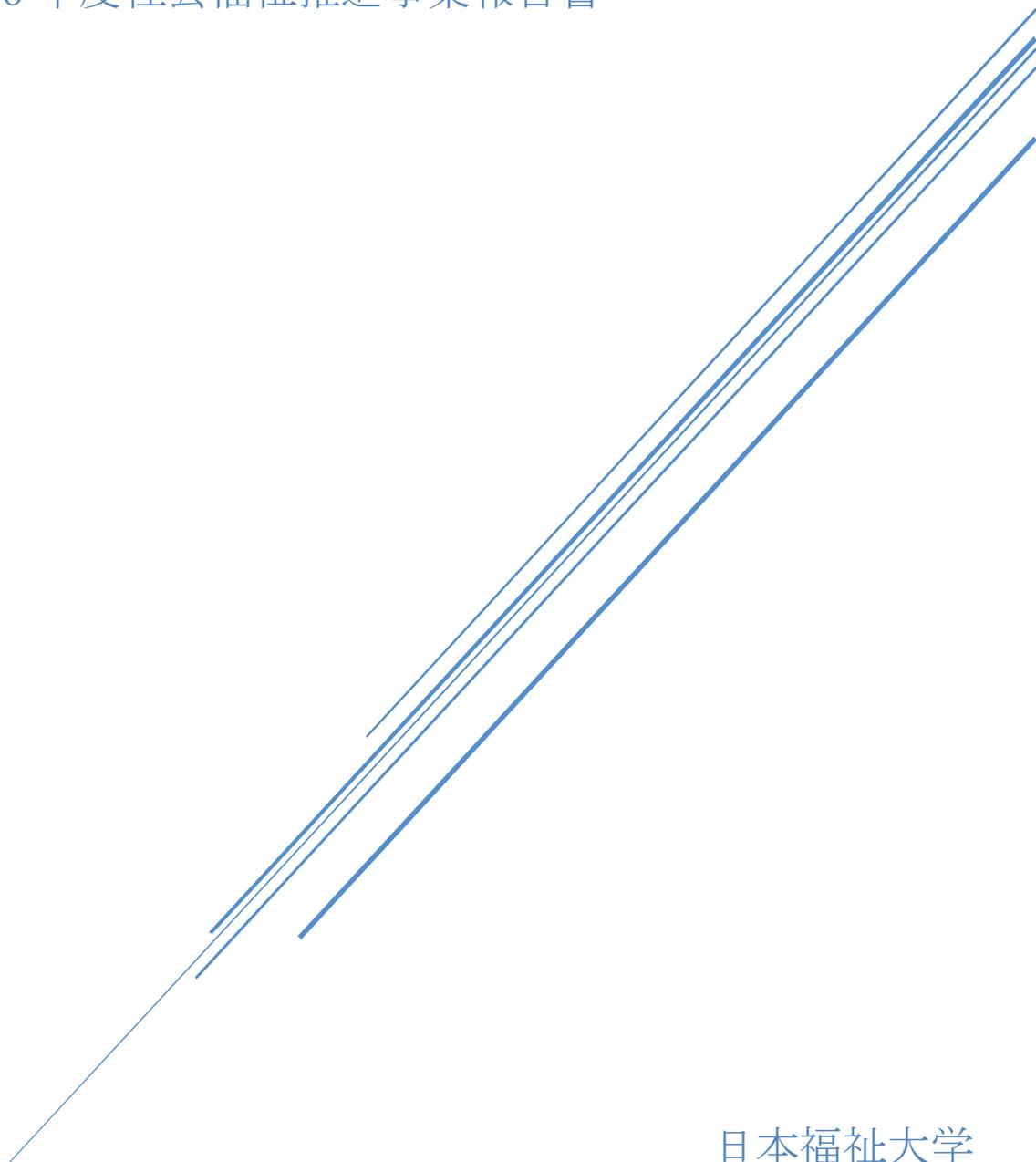


市町村における成年後見制度 利用促進の計画化の方法に 関する調査研究事業報告書

平成 30 年度社会福祉推進事業報告書



日本福祉大学
平成 31 年 3 月

目次

I 研究プロジェクトの目的と調査の方法	3
1. 参加自治体および成年後見センターとの共同研究プロジェクト	3
2. 参加自治体における成年後見センターの設置状況	6
3. 研究プロジェクトが設定する計画策定の作業仮説と調査の方法	9
4. 研究プロジェクトの経過と本報告の構成	11
II 地域包括支援センター等の相談機関に対する調査と同機関との連携推進	17
1. 調査の目的と方法	17
2. 調査の結果	20
3. ニーズ調査からえられた示唆	42
III 計画策定の作業・準備段階 - 豊田市・知多圏域	43
1. 豊田市の策定作業のプロセス - 所管部署とニーズ調査の取組	43
2. 知多圏域における策定準備作業 - センターの成果と課題の整理	57
IV 尾張東部圏域での計画策定の方法	63
はじめに - 策定方法の構造的整理	63
1. 計画策定委員会の独自の運営方法 - 第1回策定委員会	64
2. センター評価の方法とその結果 - 第2回策定委員会	67
3. 調査活動・試行的事業から計画化の課題整理 - 第3回・第4回策定委員会	72
4. 計画の体系化の方法と広域での合意形成 - 第5回・第6回策定委員会	77
V センター設置自治体における促進計画策定の方法 - まとめ	85
1. 促進計画の策定方法における示唆	85
2. 広域設置とは何か	89
資料編	93
1. 各種調査票	93
2. 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画	133

I 研究プロジェクトの目的と調査の方法

1. 参加自治体および成年後見センターとの共同研究プロジェクト

日本福祉大学権利擁護研究センター（センター長、平野隆之）では、2018年度の厚生労働省の社会福祉推進事業の研究助成を受け、自治体（中核市・広域）における成年後見制度利用促進計画の策定方法に関する実践的研究を実施した。他方では、同種の研究助成において、日本総研が市町村成年後見制度促進基本計画策定の実態に関しての全国調査を実施するなかで、その結果を踏まえ取組やすさを重視した「利用促進基本計画策定の手引き」の作成が進んでいる。

日本総研の研究事業において促進計画の策定方法の網羅的な手引き書が作成されることもあって、権利擁護研究センターに設置された研究プロジェクトチーム（代表、平野隆之）では、「ボトムアップ方式」の計画策定あるいは「プロセス重視」をする策定方法とはどのようなものか、具体的な課題としては、既設の成年後見センターの実績を生かした計画策定の方法とはどのようなものか、通常計画で用いられているニーズ調査とは異なって、ネットワーク形成を意図した策定方法は可能なものか、さらに意思決定支援を計画項目のなかにどのように反映するのか、など大胆なテーマを設定しようとするものである。研究の方法としては、先行する実践や計画作業への参与やその分析を通して策定方法の実際を提案することを重視しており、本研究プロジェクトが実践的研究としている理由でもある。

研究プロジェクトにおいて上記のようなねらいや方法を設定した背景の1つには、日本福祉大学権利擁護研究センターに設置されている権利擁護研究会（本研究プロジェクトへの助言を担う）によって提示された促進計画策定をめぐる検討課題がある。また、実践的研究を選択した背景には、先行する実践や計画作業への参与を研究センターとしては実施してきた経緯があり、自治体等との共同研究としてプロジェクトを進める条件があったことがあげられる。

以下では、権利擁護研究会が示している研究課題を3点に要約するとともに、現場自治体等との共同研究への取組についても紹介する。最後に本研究プロジェクトの研究枠組みについて触れる。なお、本研究プロジェクトでは、「基本」を除いた「利用促進計画」という名称を用いる。国が計画の基本事項を定め、市町村は実施の計画を策定する関係にあるからである。

1) 日本福祉大学権利擁護研究会が提起している研究課題への対応

第1に、成年後見制度の文字通りの利用促進という計画ではなく、権利擁護支援の促進計画が求められているという認識がある。中核機関に求められている4つの機能を越える、例えば虐待対応の機能などを含みこむ計画策定の方法を検討することが求められること。それを可能にするためには、一定期間の支援実績を有する既設センターが先行する実践のなかでその拡がりの必要を認識し、行政に提案するような働きかけが必要である。

第2に、地域福祉計画のなかに組み込むことを否定しないが、単独（単体）の計画としての策定方法を想定した形の方法を明らかにすることである。言い換えれば、単独（単体）計画が有用であ

ることをどのような方法で証明するのか、という課題が求められる。成年後見制度は司法のシステムであるが、権利擁護支援という新たな行政の守備範囲を計画化することになる。家庭裁判所との役割分担を視野に入れ、自治体行政は権利擁護行政としての役割を展望する計画的な取組を構想することが必要である。

第3に、同権利擁護研究会の成果でもある日本福祉大学権利擁護研究センター監修（2018）『意思決定支援がわかる権利擁護：法と福祉の協働』（ミネルヴァ書房）の出版を契機に、支援事例の研究作業をベースに、その実現のための計画的な推進への挑戦が求められることになる。そのために、意思決定支援の実効性ある取組を計画項目のなかにもどのように反映するのか、を積極的に検討することが必要である。

以上の3つの研究課題に応えることを視野に入れながら、本研究プロジェクトの実働部隊と権利擁護研究会との往復作業を行った。

2) 研究の対象およびプロジェクトへの参加 —現場との共同研究方式の採用

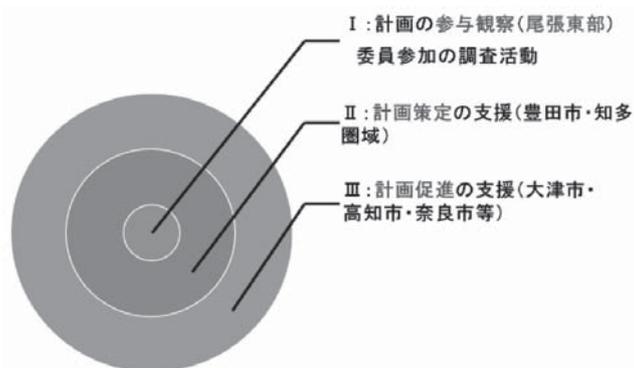
本研究プロジェクトがボトムアップ方式の提案を目指す上では、自治体担当職員や成年後見センター責任者が参加した研究プロジェクトであることが求められる。そこで、すでに大学の権利擁護研究会等の場に参加している、あるいは研究会メンバーが支援や関与を行っている自治体やセンターを研究プロジェクトの対象とするとともに、自治体等が主体的に研究プロジェクトに参加できる場を用意することを条件とした。

研究対象をこれまでも係わりのある5つの県の中核市と広域圏域とした。愛知県（豊田市・尾張東部圏域・知多圏域）・滋賀県（大津市）・奈良県（奈良市・西和圏域）・高知県（高知市）・福岡県（久留米市）の5県の8つの地域（5中核市と3広域圏）である。対象としている地域では、既設の成年後見センター（名称はそれぞれにおいて異なる）をすでに有している。

8つの地域を選択した理由としては、第1に、中核市をはじめ広域の場合も含め、一定の人口規模・行政規模を有することで、専門職の配置も含め、計画的な推進の条件が確保可能なことである。すでに権利擁護研究センターによる研究面からの支援的な係りのなかで、その条件を確認してきたところである。ただし、奈良県の西和圏域は小規模である。

第2の理由は、すでに成年後見センターの実績を有しており、後で触れることになるが、計画に求められる中核機関の諸機能を担うことができる条件を成年後見センターが持つということである。そのために計画策定の方法としては、同既設センターを分析し、その成果の上に計画策定を検討するという「ボトムアップ方式」が適切であると考えた。

第3に、しかし8つの対象地域におけるセンターの設立年、その結果としての経験知や実績には大きな差がみられることから、図I-1にあるように、研究対



図表1 研究プロジェクトの重点化

象の地域を3つの段階に区分している。研究地域の中心は愛知県とし、「Ⅰ．計画策定の参与観察」を行うのは瀬戸市を中心とする5市1町での広域運営で現在計画を策定している「尾張東部圏域」、「Ⅱ．計画策定の支援」をねらいとするのは、次年度までに計画が策定される「豊田市」と「知多圏域（5市5町）」とした。なお、豊田市においては、今年度ですでに計画の策定作業が進んでいることから、策定方法の抽出において、尾張東部圏域との比較検討を加える。

「Ⅲ．計画促進の支援」をねらいとする地域としては、愛知県以外の4県とし、それらの地域においては、成年後見制度の担当自治体職員とセンター責任者で構成する「成年後見制度利用促進計画検討委員会」（以下では、参加自治体による研究会であることから、自治体研究会と略す）への参加を通して、計画策定の意義や方法を伝えるとともに、求めに応じて計画策定の研修事業を実施することで、計画促進の支援を行った。

このように、対象地域の選定には、自治体研究会への参加や研究者による参与を可能とする条件を前提にしつつ、計画策定の参与観察の結果について、自治体研究会に報告し、その有効性等を検討するなかで、普遍的な計画策定の方法を抽出する作業を試みることにした。

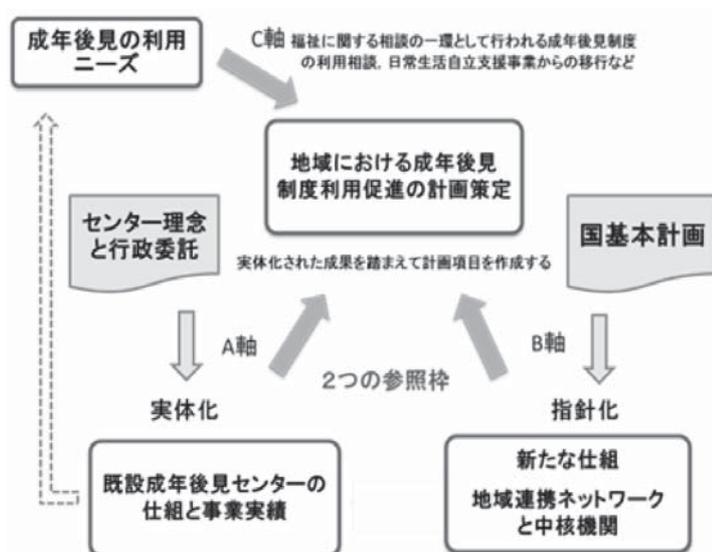
3) 本研究プロジェクトによる計画策定方法の捉え方

本研究プロジェクトにおいても、国の成年後見制度利用促進基本計画で求められている具体的な仕組（地域連携ネットワークと中核機関の整備）をどのように取り入れるかを検討課題とすることになる。その意味では、図Ⅰ-2にあるように国の基本計画をどう具体的に地域における計画に結び付けるかというB軸の作業が選択されることになる。しかし、本研究プロジェクトでは、その作業課題への接近方法において独自性を有している。

第1に、本研究プロジェクトでは、B軸の作業ではなくて「既設の成年後見センターの仕組と事業実績」に基づいて計画を立てるというA軸が第1に優先されるべきではないか、これがボトムアップの方法であると考えた。本報告では、それを「ボトムアップ方式」での計画策定と呼んでいる。

第2は、C軸において求められている成年後見の利用ニーズの把握においては、多様なレベルでのニーズ調査を実施し、その過程

のなかで、計画に求められる「地域連携ネットワークの形成」をも実現しようとすることを目指す選択をとっている。その理由は、計画策定委員会の活動が1つの連携ネットワーク形成の場であり、その計画策定活動のなかで権利擁護に関する多くの主体を巻き込むことで、実質的に「地域連携ネットワーク」を生み出すことができるのではないかと判断からである。そのために、参与観察を行った「尾張東部圏域」での計画策定



図Ⅰ-2 計画策定の参照枠

では、観察にとどまらずに関与するための調査活動の場を積極的に生み出すこととした。

いいかえれば、「地域連携ネットワーク」の形成を計画項目として採用するにとどまらず、策定委員会活動の場においてネットワーク型の共同作業を実施し、権利擁護支援の連携の方法を試行的に取り組み、「地域連携ネットワーク」のイメージを参加メンバーのなかで共有することができるプロセス重視という方法を選択している。「ボトムアップ方式」であるとともに「プロセス重視」の策定方法を実行していることになる。

2. 参加自治体における成年後見センターの設置状況

1) 参加自治体（8地域）における特性と成年後見センターの設置状況等

5つの県、8つのセンターについては、図表I-3のような特性をそれぞれに有している。第1は、センター設置年から単純な区分を行うと、7年以上の実績を持つのが知多、尾張東部、高知市、4年以上の実績を持つのが久留米市、2年以内の実績にとどまるのが豊田市、大津市、奈良市、西和圏域となる。第2は、運営主体の違いである。社会福祉協議会が運営主体であるのが、高知市・豊田市・久留米市・奈良市の3か所で、NPO法人による運営が尾張圏域・知多圏域・西和圏域と大津市の4か所である。第3に、センターの職員数では、尾張圏域・知多圏域および豊田市において、多くの人員が確保されており、他の5センターでは概ねセンター長1名、職員2名といった程度の配置にとどまっている。第4に、法人後見の実施については、大津市において、同一法人であるものの区別される受任となっている場合を除いて、すべて一体的に実施されている。最後にセンターの特性ではないが、計画策定の状況では、尾張東部圏域が2018年度策定、豊田市18-19年度、知多圏域19年度、高知市2020年度と4つのセンター地域で明確になっており、残りの4センター地域では未定となっている。

先の8センターの地域の実情を全国の現状(2018年10月1日)と簡単に比較しておきたい。第1に、計画策定については、全国では、計画策定済みは60市町村にとどまり、大半は今後の策定となっている。平成30年度策定予定は未策定の内2.4% (40)にとどまり、これに該当するのが、尾張東部圏域(6市町)である。平成31年度予定は7.1% (120)に該当するのは、豊田市と知多圏域(10市町)である。愛知県の3地域を中心とする研究としては、全国的に見ても積極的に計画策定に取り組む地域における計画策定の方法を研究の対象としていることになる。なお、中核機関の設置済み：79市町村(複数の市町村で設置：35[44%])、協議会の設置済み：79市町村となっている。

第2に、分析の中心的な対象となる尾張東部圏域と知多圏域では、広域による計画策定で、しかも単独(単体)の計画策定は想定している。この点で全国調査の結果をみると、まず単独(単体)計画は策定済みの60のなかでも、わずか5つの自治体にとどまる。本計画策定の参与観察の対象である尾張東部圏域は単独(単体)計画を選択している。中核機関の設置における広域対応は35(79市町村の内の44%)となっていることから、広域であっても他の計画と一体的な策定が選択されていると推測される。

第3に、既設の権利擁護センター等の設置は、24%の413か所(単独の市町村268：65%、広域145：35%)におよぶ。同センターの実績が評価され、センターを中核機関とすることを検討している割合が、半数(51%)を占めている。中核機関の諸機能の実施状況においても、広報・相談機

能については、ほぼ実施されている状況で、利用促進や後見人支援の機能についても、その支援レベルにおいて異なるが、一定程度の実績が示されている。その意味では本プロジェクトが、その実績に注目する「ボトムアップ方式」による策定方法を選択するのは妥当している。

図表 I - 3 成年後見センターの概況①

市町村	センター名	実施主体	計画策定状況	センター開設年	設立経緯	行政からの委託金	委託の配分	利用支援事業		
中核市	豊田市	豊田市成年後見支援センター	豊田市社協	H30-31策定	2017年	H27より成年後見支援センター設置に向けた検討を開始。 H28設立検討委員会を設置し協議・調整の後、H29.7センター開設。	H29：31,800千円 H30：52,545千円	○審判請求費用(⇒0件) ○後見人等報酬費用(⇒8件)		
	大津市	大津市権利擁護サポートセンター	NPO法人あさがお	未定	2017年	以前より成年後見事業に関わりをもっていたNPO法人とともに、H23年度より「あり方検討委員会」を設置し、サポートセンターの設立に向け検討してきた	H29：13,854千円			
	奈良市	奈良市権利擁護センター	奈良市社協	H32年度予定	2018年	権利擁護センターの必要性について、地域福祉推進会議で協議し、H.30.4設置	H30：16,862千円	申立費用助成(市長申立)、後見報酬助成		
	高知市	高知市成年後見サポートセンター	高知市社協	H32年度予定	2011年	社会福祉協議会が県補助を受け立ち上げ、その後も運営	センター運営補助金 H30年度 1,293万円 市民後見人養成委託費 H30年度 90万円	後見報酬補助(市長申立てのみ)及び申立費用補助については市直営で処理		
	久留米市	久留米市成年後見センター	久留米市社協	未定	2014年	成年後見制度の適切な利用に向け、市が社協と協議を行い、委託という形で設立	H30：22,468千円	●後見報酬補助(市長申立、本人・親族申立)9件 ●申立費用補助2件		
広域	愛知県尾張東部		尾張東部成年後見センター	NPO法人尾張東部成年後見センター	H30年度策定	2011年	行政が中心となって研究会を設置し、センターの設置・調整、NPO法人を設立した。	初年度2,000万円 H30：3,440万円 H31：3,820万円	均等割1割 人口割9割	6市町協定 ①審判請求費用14件 32万円 ②報酬助成費用41件 910万円
	瀬戸市									
	尾張旭市									
	豊明市									
	日進市									
	愛知県知多圏域		知多地域成年後見センター	NPO法人知多地域成年後見センター	H31年度予定	2008年	GH入居の知的障害者の親亡き後の生活を、責任をもって支える体制を作るために法人後見のための団体として立ち上がった	初年度2,500万円 11年目より 5,400万円	均等割1割 人口割6割 受任件数割3割	なし(委託料を含む)
	東郷町									
	知多市									
	東海市									
	大府市									
	半田市									
	常滑市									
	東浦町									
	奈良県西和		権利擁護支援センターななつぼし	NPO法人権利擁護支援センターななつぼし	未定	2018年	三郷町社協で法人後見を実施したところ、障がい者の親の会から圏域での実施の要望が出され、検討会が設置。1町を除く6町で設置に至る。	29年度は30年度事業開始準備期間のため0円、30年度640万円 他、障害一般相談900万円	30年度以降均等割2割 人口割5割 財政割3割	後見申立助成(首長申立、本人・親族申立) 後見報酬助成
	長久手市									
東郷町										
知多市										
東海市										
大府市										
半田市										
常滑市										
東浦町										
阿久比町										
美浜町										
武豊町										
南知多町										
平群町										
三郷町										
斑鳩町										
安堵町										
王寺町										
上牧町										
(河合町)										

図表 I - 4 成年後見センターの概況②

市町村	運営体制(職員数)	実施事業	法人後見受任件数	相談件数 相談者種別	研修・人材育成	運営会議	
中核市	豊田市	センター長(兼務) 正規職員(専従5名/うち社会福祉士3名) パート支援員3名	1) 広報業務 2) 相談業務 ・アウトリーチ対応 ・エンディングノート作成支援 3) 利用促進業務 ・申立支援 ・受任者調整 ・市民後見検討 ・連絡調整 4) 後見人等支援業務 ・チーム会議開催 ・後見人等への総合支援 5) 法人後見業務	24件(H29) 40件(H30.1末)	実相談件数:296名 延べ相談回数:2,566回 <実件数の内訳> 本人:20(6.7%) 親族:130(43.9%) 行政:20(6.7%) 包括:41(13.8%) ケアマネ:21(7.0%) 障がい相談:4(1.3%) 社協他事業:10(3.3%) 病院:19(6.4%) 施設:3(1.0%) 専門職:15(5.0%) ※H29.7~3月の実績	○市民向け講座(年2回) ○地域住民・団体向け勉強会(16回)	豊田市成年後見・法福連携推進協議会(H29:3回、H30:5回)
	大津市	センター長(社会福祉士) センター職員(2名/社会福祉士、精神保健福祉士)	1) 成年後見総合相談 2) 手続きの相談・支援 3) 成年後見普及・啓発 4) 市民後見人活動支援体制構築 5) その他利用促進に必要な業務	同一法人の社協が実施	0件	市民啓発セミナー(年1回) 権利擁護サポーター研修(年2回) 権利擁護実践者養成研修(全6回) 行政職員研修 模擬受任調整会議	市民参画による権利擁護・成年後見活動のための組織体制検討委員会(4回)
	奈良市	センター長 センター職員(3名)	1) 相談 2) 利用促進 3) 普及啓発 4) 人材育成	同一法人の社協が実施	0件	無	無
	高知市	センター長(兼務) センター職員(正規職員3名、パート職員1名)	1) 成年後見利用支援 2) 成年後見活動支援 3) 法人後見受任 4) 市民後見人育成(養成講座開催、市民後見人育成) 5) 日常生活自立支援事業 6) これからあんしんサポート事業	14件(平成29年度末)	385件(平成29年度) 相談対象者内訳 本人19(4.9%) 家族66(17.1%) 友人6(1.6%) 関係機関276(71.7%) 後見人等5(1.3%) その他10(2.6%)	市民後見人養成講座(全7回・平成30年度実施) 市民後見実務実習 市民後見人フォローアップ研修 成年後見セミナー 出前講座(H29年度27件)	成年後見サポートセンター運営委員会
	久留米市	センター長(兼務) センター職員(2名/社会福祉士) 弁護士(非常勤)	1) 成年後見総合相談 2) 手続きの相談・支援 3) 成年後見普及・啓発 4) 市民後見人活動支援体制構築 5) その他利用促進に必要な業務	34件	379件(年) 本人25(6.6%) 家族220(58.0%) 行政20(5.3%) 包括21(5.5%) ケアマネ17(4.5%) 施設11(2.9%) 障害相談10(2.6%) 病院32(8.4%)	市民後見人候補者フォローアップ研修(年4回) 市民向け4回 事業所向け1回	成年後見推進協議会
広域	愛知県尾張東部	瀬戸市	1) 相談・後見支援 専門職名簿登録 苦情解決委員会 申立費用立替 2) 法人後見受任 3) 広報・啓発 4) 人材育成 市民後見人養成等	①法人後見 49件(H29年度) 後見30 保佐12 補助7 H29年度新規15件(うち首長申立6件) ②市民後見人移行ケース 5件(H29年度)	4,405件(年) 本人406(9.2%) 親族738(16.8%) 行政753(17.1%) 包括969(22.0%) ケアマネ378(8.6%) 事業所339(7.7%) 障害相談161(3.7%) 社協160(3.6%) 病院207(4.7%)	行政・福祉関係者勉強会 成年後見サポーター養成講座 住民学習会(出前講座) 専門職向け研修会(対称者別) 全体で年間52回	①運営委員会(行政による予算等協議)年3回 ②適正運営委員会(候補者適否、苦情解決、地域課題仕組み検討)年6回
		尾張旭市					
		豊明市					
		日進市					
		長久手市					
	愛知県知多圏域	知多市	1) 法人後見受任 低所得世帯中心 セーフティネット 2) 相談 巡回相談・弁護士紹介・関係機関とのカンファレンス参加等 3) 普及啓発	441件(H30.3) 後見252 保佐153 補助36 H29年度新規99件(うち、首長申立33件)	2,951件(年) (実人数542人) 本人316(10.7%) 親族646(21.9%) 行政539(18.3%) 包括227(7.7%) ケアマネ183(6.2%) 事業所280(9.5%) 障害相談187(6.3%) 社協111(3.8%) 病院239(8.1%)	成年後見フォーラム(年1回) 成年後見サポーター研修(年2回・6日) 権利擁護サポーター講座(全9回) 行政職員研修(年2回) ろうスクール(全7回) 成年後見制度専門支援員研修(全5回) 事業者セミナー(弁護士と年1回) 大学のゲスト講師、民生委員の研修会、育成会の学習会等の講師(32回)	①運営委員会(行政との会議・年4回) ②運営適正化委員会(法人後見業務について・年4回)
		東海市					
		大府市					
		半田市					
		常滑市					
奈良県西和	平群町	1) 成年後見総合相談 2) 手続きの相談・支援 3) 成年後見普及・啓発 4) 成年後見受任(法人受任) 5) その他利用促進に必要な業務	H30年度 28件(見込みを入れると30件)	704件(H30年度)	無し	無し	
	三郷町						
	斑鳩町						
	安堵町						
	王寺町						

第4に、中核機関の想定される運営主体においては、社会福祉協議会：72%、NPO法人：5%という結果になっており、参与観察の対象圏域がNPO法人である点に留意が必要となる。中核機関の設置の方向性として、複数の市町村での設置が選択されているのが、41%と高い割合を占めている点からすると、本プロジェクトの対象に広域を重視している意義があるといえる。

3. 研究プロジェクトが設定する計画策定の作業仮説と調査の方法

1) 計画策定の作業仮説 —センター評価から計画項目の選択へ

策定委員会でのセンターの評価作業は、図表I-5の表側のように、成年後見支援のプロセスを5つに分類し、表頭では、計画化作業のプロセスを視野に入れた3つのステップ（作業上は4つに分類）を設定している。

第1のステップは、センターのスタッフが担う個別支援（ S_1 ）とそれを支える支援システム（ S_2 ）とを区別するなかで、センターの自らの個別支援の質的な現状と、それを左右している行政が担うシステム上の条件整備との関係性を評価する。

第2のステップは、第1の評価作業の結果を踏まえて、支援システム（ S_2 ）の課題解決の内容を整理する。支援システムの強化のために必要となる取組を、計画策定のプロセスのなかで試行的事業（W）の実施を通して、その成果を検討する。また、支援システム上必要となる内容を、調査活動（W）を通して把握する。

第3のステップでは、第2ステップで行った試行的事業の成果や調査活動の結果を踏まえて、どの計画項目を盛り込むか（P）を判断し、委員会での合意形成を図る。

この作業仮説は、ボトムアップ方式によるセンター評価と試行的事業等の策定プロセスを重視したもので、本研究プロジェクトが全面協力して、尾張東部圏域の計画策定作業のなかで実施するものである。その具体的な取組内容は、第IV部の尾張東部圏域の参与観察結果の報告のなかで詳述される。

図表I-5 計画策定のための評価作業の枠組み

	S_1 : センタースタッフによる個別支援	S_2 : S_1 機能の条件整備（支援システム）	W: 計画策定活動（プロセス重視）	P: 計画に盛り込む項目の検討
1. 啓発・相談支援				
2. ケース検討会議				
3. 申立て・書類作成支援				
4. 候補者調整（受任調整）				
5. 後見人等の支援				

2) 既設センターにおける中核機関の機能の達成状況の評価

中核機関の4つの機能（啓発・相談・利用促進・後見人支援）をベースにした達成状況は、図表I-6のような分析枠組みとして設定することができる。センターが実施するAの法人後見の部分、センターが行政からの委託事業として担っているB（中核機関に求められる機能の先行実施）の部分、そしてCの中核機関に求められる機能の未実施の部分、の3つにセンターの実績を区分する

ことができる。法人後見と中核機関の諸機能とのバランスある実施を分析することが、本研究プロジェクトの最初の作業となり、先の計画作業の第1のステップに相当する。

分析の対象となっている尾張東部成年後見センターにおいては、センター職員の業務分析を通して、量的な計測を目指して取組むことにする。2017年6月の1か月の専門職の総業務時間を法人後見の支援業務と啓発・相談・申立て手続き・後見人支援などに分類して計測する。

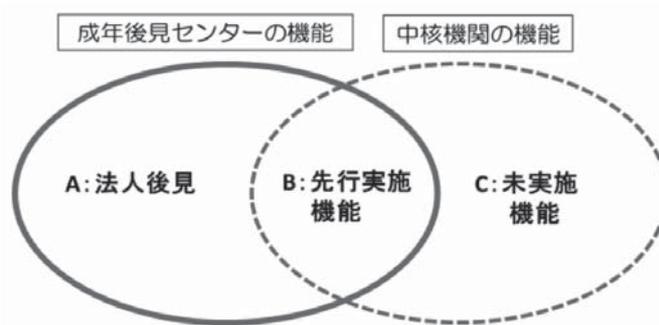


図 I - 6 センター機能と中核機関の機能との比較

3) 調査票を用いた各種調査の取組み

促進計画に求められるニーズ調査の実施について、本研究プロジェクトでは、以下の5つの調査を現場との共同で実施している。

- ①地域包括支援センター等の相談機関のニーズ調査
- ②病院調査
- ③後見人調査
- ④被後見人・家族調査
- ⑤市民後見人調査

調査対象の8つの地域(5県の)すべてにおいて実施したものが、①地域包括支援センター等の相談機関のニーズ調査である。地域包括支援センター等の相談機関にどのような成年後見制度の利用ニーズがもち込まれているのか、それが相談機関においてどのように対応・処理されているのか、その相談ケースはそれぞれの成年後見センターに繋がれているのか、などを把握するものである。この調査の主目的は、中核機関となるセンターと相談機関との連携ニーズを把握することにある。調査結果については、8つの地域間の比較分析を含め、第II部において記述している。

上記相談機関の調査を企画する段階で、尾張東部圏域では、精神科病院等においても、多様な後見ニーズが存在していることが策定委員会等で指摘されたことから、医療ソーシャルワーカー対象の調査を、②病院調査として尾張東部地域のみで実施した。

その他の調査としては、後見人支援に関連したニーズ調査に相当するもので、③後見人調査、④被後見人・家族調査、⑤市民後見人調査を実施した。それらの実地は、尾張東部圏域において、計画策定委員会ワーキンググループの調査チームとの共同で実施している。図表I-5との関係でいえば、計画策定活動(W)の過程で実施されたもので、それらの調査活動が、計画項目にどのように反映されているのかについても分析を加えておく(図表IV-20)。

②~⑤の調査結果については、第IV部において紹介している。また、それぞれの①~⑤の調査票については、巻末の資料編に掲載している。

4. 研究プロジェクトの経過と本報告の構成

1) 研究会の開催

研究プロジェクトの遂行にあたっては、以下の研究会・検討委員会およびワーキングチームを組織し、検討作業を行った。権利擁護研究会は、全国権利擁護支援ネットワークと日本福祉大学が組織している既存の研究会だが、今回の研究プロジェクト実施にあたり、親委員会の役割を果たし、全体の方向性、進捗の確認等を行った。

成年後見制度利用促進計画検討委員会は、5県の調査対象自治体からの参加を得て、主に計画策定状況の共有と、ニーズ調査の実施・結果分析を行った。実際の計画策定場面にかかる各種調査の検討・実施にあたっては、尾張東部策定委員会調査ワーキングチームを組織し、調査票の検討、調査結果の計画への反映等の検討を行っている。

◆権利擁護研究会（親委員会）

第1回：2018年8月2日（木）13時30分～17時30分

- ・研究事業の概要・計画の共有
- ・意思決定支援のガイドラインをめぐる検討

第2回：9月23日（日）11時00分～16時30分

- ・成年後見利用促進計画における意思決定支援

第3回：10月2日（火）13時30分～17時30分

- ・地域福祉からみた成年後見制度利用促進計画の意義・方法
- ・権利擁護支援と虐待対応について

第4回：11月9日（金）13時～17時

- ・尾張東部圏域でのプロセス重視の促進計画策定における成果について
- ・利用促進の取組みの現状について（厚生労働省成年後見制度利用促進室）
- ・家庭裁判所からみた課題とアセスメントシートについて（家庭裁判所）

第5回：2019年1月8日（火）13時半～17時

- ・豊田市・尾張東部の計画策定について
- ・研究成果と課題の整理

◆成年後見制度利用促進計画検討委員会（参加自治体による研究会）

第1回：2018年9月25日（火）13時30分～16時30分

研究事業の目的・概要・調査方法、自治体の現状等についての共有

第2回：2019年2月6日（水）13時30分～16時30分

調査結果の報告および計画策定の方法・プロセスの共有

部会：2018年11月21日（水）13時半～17時

尾張東部策定委員会参与観察を受けての意見交換

◆尾張東部策定委員会調査ワーキングチーム（メンバーは巻末資料を参照）

○計画における調査検討ワーキング会議

8月13日 9月10日 10月5日 11月20日

○ニーズ調査設計・分析ワーキング会議

8月16日 10月29日

○権利擁護支援プロジェクトチーム

10月5日 11月14日 12月12日

○日常生活自立支援事業ミーティング

9月30日 10月22日

図表 I - 7 権利擁護研究会 参加者（敬称略）

氏名	所属
平野 隆之	日本福祉大学教授 権利擁護研究センター長
田中千枝子	日本福祉大学教授
佐藤 彰一	国学院大学教授 全国権利擁護支援ネットワーク代表
小西加保留	京都ノートルダム女子大学教授
竹内 俊一	岡山ネット懇代表 全国権利擁護支援ネットワーク副代表
田邊 寿	伊賀市社会福祉協議会 全国権利擁護支援ネットワーク副代表
上田 晴男	PAS ネット理事長
今井 友乃	知多地域成年後見センター事務局長
住田 敦子	尾張東部成年後見センター長
奥田 佑子	日本福祉大学 研究員
瀧川 賢司	日本福祉大学 研究員
ゲストスピーカー	
梶野 友樹	厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室 室長
藤野 雅弘	同 室長補佐
西村慎太郎	同 室長補佐
川端 伸子	同 成年後見制度利用促進専門官
太田 章子	最高裁判所事務総局家庭局
水島 俊彦	法テラス埼玉法律事務所
安藤 亨	豊田市福祉部福祉総合相談課

図表 I - 7 成年後見制度利用促進計画検討委員会（自治体研究会）参加者（敬称略）

市町村		参加者	所属	
中核市	豊田市	安藤 亨	豊田市福祉部福祉総合相談課	
		加藤 良典	豊田市福祉部福祉総合相談課	
		加藤 史也	豊田市福祉部福祉総合相談課	
		山下 智美	豊田市社会福祉協議会	
	大津市	仲川 慶	大津市福祉子ども部福祉政策課	
	奈良市	岡本 香奈	奈良市社会福祉協議会	
		福山 真理	奈良市社会福祉協議会	
	高知市	岡添 梓	高知市高齢者支援課	
		竹村 春香	高知市高齢者支援課	
		金子 敏彦	高知市高齢者支援課	
	久留米市	小山 敬介	久留米市健康福祉部長寿支援課	
		松永 翔平	久留米市健康福祉部長寿支援課	
	広域	愛知県 尾張東部	住田 敦子	NPO 法人尾張東部成年後見センター
			土井 肇	東郷町社会福祉協議会
愛知県 知多圏域		今井 友乃	NPO 法人知多地域成年後見センター	
		井上 綾	東海市市民福祉部高齢者支援課	
		吉田 徹	東海市市民福祉部社会福祉課	
		青木 優	知多市福祉部福祉課	
		佐藤 孝	半田市福祉部地域福祉課	
		近藤 彰洋	常滑市福祉部福祉課	
		土井まゆり	常滑市福祉部福祉課	
		水野 沙織	常滑市福祉部福祉課	
奈良県 西和地域		足利 健二	奈良県社会福祉協議会	
滋賀県 東近江圏域		溝江麻衣子	東近江市福祉総合支援課	
		松吉 克弥	東近江市福祉総合支援課	
日本福祉大学		平野 隆之	日本福祉大学	
	奥田 佑子	日本福祉大学		
	瀧川 賢司	日本福祉大学		

2) 各自治体における参与観察・ヒアリング調査・研修事業の取組み

既存センターの実態調査および各自治体の促進計画策定に向けての取組み状況の把握等を行うために、以下のように対象地域に参与観察・ヒアリング調査等を行った。

- 尾張東部 計画策定委員会（全6回）の参与観察
- 知多地域成年後見センター ヒアリング・関連会議の参与観察
- 奈良県 広域設置勉強会（奈良県の利用促進のための事業の一環）
- 久留米市 権利擁護運営推進委員会の参与観察
- 大津市 ヒアリング調査
- 豊田市 ヒアリング調査
- 高知市 ヒアリング調査
- いわき市・南会津市 ヒアリング調査

3) 研究事業報告会の開催

事業の成果を広く行政、権利擁護関係者に伝える場として報告会を開催し、全国から200名以上の参加が得られた。全国権利擁護支援ネットワークが毎年1回、開催している「全国フォーラム」と共催する形で、参加自治体の一つである久留米市に開催となっている。

研究プロジェクト代表である日本福祉大学の平野隆之氏、権利擁護研究会のメンバーで全国ネット代表である佐藤彰一氏のほか、尾張東部成年後見センターの住田敦子氏、高知市社会福祉協議会の中島由美氏に成年後見センター代表として登壇いただいた。また、厚生労働省からも藤野雅弘氏に登壇いただいた。尾張東部圏域の利用促進計画の策定プロセスと得られた示唆、また、高知市において取り組まれているより広く地域福祉としての権利擁護支援の取組みを報告している。

日 時：2019年2月9日（土） 13時～17時

場 所：久留米市シティプラザ 久留米座

参加者：200名以上



(報告会の様子)

- 尾張東部や高知市社協の実践的な取り組みが聞け、さらに厚労省の今後の方向性を示してもらって、有意義であった。また、厚労省の方の話を以前聞いた時、「小さく生んで大きく育てよ」と話されていたが、平野先生を中心とする調査研究が現状の課題を浮き彫りにした上で、それを行政の現場の取り組みにどうつなげていくのかという方向性が見え、そうした取り組みを各地域で採用するにしても、さらに地域で発展すべきだということを感じた。
- 単独市で成年後見相談機関を持つ高知市と広域で持つ尾張東部双方の話を聞いたことで、各々の特徴が分かりました。尾張東部の地域ネットワークの既存のものと計画を策定するプロセスの中で作り上げられるネットワーク事例は興味深く、意思決定支援という視点から考えたときに高知の「これからあんしんサポート事業」の取り組みがとても良い物だと思いました。
- 日頃の実践を客観的に見つめる機会を頂き、大変勉強になった。尾張東部の計画について後見のニーズから読み取っていったことや、利用促進法において本人がメリットを感じられる制度であるべき意思決定支援が計画項目に少ない点について、日ごろの実践では当然そうあるべき取り組みをしているが計画に反映されてこそ今後さらに意思決定支援が地域に浸透していく意識が持てた。

4) 本報告の構成

研究プロジェクトの結果を、本第Ⅰ部を含め、5つの部に分けて報告する。第Ⅰ部では、本研究プロジェクト全体の目的・方法および研究会等の経過を紹介している。

第Ⅱ部では、8つの地域を横断して実施した、地域包括支援センターと障害相談機関にどのような成年後見制度の利用ニーズがもち込まれているのか等の調査結果を比較検討しながら解説する。この調査では、相談機関にどのような成年後見制度の利用に関するニーズが持ち込まれ、対応がなされているのか、成年後見センターとの相談等における役割分担のあり方を含めた検討データの収集を目的として実施した。尾張東部圏域においては、相談機関と成年後見センターの関係をどのように計画のなかで位置づけるか、その検討のために、調査結果のフィードバックを行った。その結果については、第Ⅳ部で扱っている。

第Ⅲ部と第Ⅳ部では、愛知県における3つの地域を扱う。第Ⅲ部では、次年度までに計画が策定される「豊田市」と「知多圏域(5市5町)」を、第Ⅳ部では、「計画策定の参与観察」を行った5市1町での広域運営で計画を策定している「尾張東部圏域」を扱う。なお、報告の中心は、本研究プロジェクトが計画策定に参加した尾張東部圏域の計画策定方法の分析結果ということになる。なお、豊田市の計画策定の参与観察は実施できていないため、計画策定作業の状況については、検討委員会に参加いただいた行政担当者に記述していただいている。

上記の内容を踏まえて第Ⅴ部として、プロジェクト研究の成果をまとめている。本研究プロジェクトの目的は、既設成年後見センターが有している自治体における成年後見制度利用促進計画をど

のような方法で策定するのか、策定委員会の運営方法をはじめ、その計画の守備範囲や計画項目の体系化までを策定方法として捉え、その実際を視野にいった内容として、関係自治体等に提供することにある。

また、資料編において、尾張東部圏域の成年後見制度利用促進計画書を掲載し、その過程で活用した調査票についても参考となる範囲で資料に含めている。豊田市における各種調査票についても可能な範囲で掲載しておく。

Ⅱ 地域包括支援センター等の相談機関に対する調査と同機関との連携推進

1. 調査の目的と方法

1) 調査の目的

成年後見センターへの紹介を利用促進の観点から行い得る第1次相談機関（地域包括支援センター、障害相談等）を対象に、成年後見ニーズの把握を行うことを目的としている。調査を通して、実績・ニーズにおける市町村間の特性の分析や、対人口比を用いたニーズ推計の基礎データとして活用する。

また、尾張東部では計画策定を通してネットワークを作るという発想で調査等を実施しており、本調査も、調査をとおして、地域包括支援センターや障害相談など、地域の第一次相談となる機関に、成年後見制度や関心をもってもらい、意見を取り入れながら今後の仕組みを検討していくという関係を作ることを第2の目的としている。

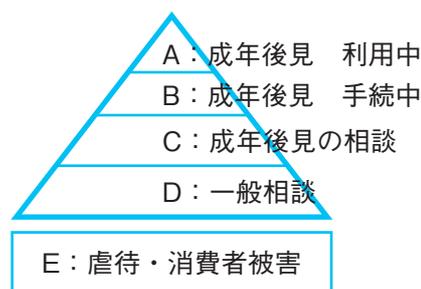
2) 調査の方法

本調査では、主に地域包括支援センターと障害相談センターを対象として、1ヶ月間にどういった権利擁護・成年後見に関する相談が何件あったのかを把握した。あわせて、相談者についての属性、相談内容等の詳細なケース記録の記入してもらい、ケースの把握を行った。

「成年後見ニーズ」として、A：成年後見制度利用中の相談、B：成年後見制度手続き中の相談、C：成年後見制度（利用や制度説明全般）に関する相談、D：一般相談にきた人の中で後見ニーズを見立てたケース、E：虐待・消費者被害の相談の5つのニーズを想定して調査を行った（右図）。

A～Cの成年後見の直接の相談ニーズ以外にも、D一般相談の中に成年後見ニーズが埋もれているという仮説のもと、第一次相談機関が一般相談から成年後見制度利用前のニーズをどれだけくみ取ることができるか、またそうしてくみ取られたニーズが既存のセンターとどのように共有されているか等を把握することで、今後の利用促進、連携ネットワークの参考とする。

調査対象地域は中核市5市と3広域で、対象となった地域包括支援センター、障害相談は、次ページに一覧に示した。2018年9月に尾張東部圏域でパイロット的に調査を実施し、他の地域での調査は2018年11月を基本としているが、地域によって若干異なる。



- 調査対象：地域包括支援センター・障害支援相談センター・社協・自治体（自治体により異なる）
- 調査時期：2018年11月の1か月を基本とする（自治体により異なる）
- 調査方法：自治体から各機関に配布・回収（メール・FAX等）

図表Ⅱ－1 ニーズ調査対象の包括支援センターとその体制①

市町村		設置数	実施法人	職員数	年間相談件数 (平成29年度)	調査回収数	回収率		
中核市	豊田市	27	社協6 社福15 医療1 公益財団1 農協2 健保1 株式1	保健師(看護師) 36 主任ケアマネ 31 社会福祉士 53	134,154	27 該当者なしあり	100.0%		
	大津市	9	直営7 社福1 医療2	保健師(看護師) 9 主任ケアマネ 17 社会福祉士 17	17,623	8	88.9%		
	奈良市	13	一財1 医療4 社会医療2 社福4	保健師(看護師) 14 主任ケアマネ 17 社会福祉士 23	75,649	8	61.5%		
	高知市	6	直営6 (5センター、1分室)	保健師(看護師) 10 主任ケアマネ 5 社会福祉士 6	14,537	5	83.3%		
	久留米市	11	NPO1	保健師(看護師) 27 主任ケアマネ 6 社会福祉士 34	25,048	11	100.0%		
広域	愛知県 尾張 東部	瀬戸市	8	合計 18	社協2 社福3 医療3	保健師(看護師) 9 主任ケアマネ 8 社会福祉士 11	10,695	8	100.0%
		尾張旭市	1		社協1	保健師(看護師) 3 主任ケアマネ 3 社会福祉士 3	4,665	1	100.0%
		豊明市	3		社協1 社福2	保健師(看護師) 4 主任ケアマネ 3 社会福祉士 3	2,509	3	100.0%
		日進市	3		社協1 社福1 医療1	保健師(看護師) 6 主任ケアマネ 3 社会福祉士 4	10,974	3	100.0%
		長久手市	2		社協1 社福1	保健師(看護師) 2 主任ケアマネ 2 社会福祉士 3	2,440	2	100.0%
		東郷町	1		社協1	保健師(看護師) 1 主任ケアマネ 1 社会福祉士 1	2,872	1	100.0%
		愛知県 知多 圏域	知多市		1	合計 11	社協1	保健師(看護師) 7 主任ケアマネ 1 社会福祉士 5	15,215
東海市	1		社協1	保健師(看護師) 4 主任ケアマネ 2 社会福祉士 5	15,784		1	100.0%	
大府市	1		社協1	保健師(看護師) 4 主任ケアマネ 1 社会福祉士 9	16,555		1	100.0%	
半田市	1		社協1	保健師(看護師) 5 主任ケアマネ 4 社会福祉士	9,953		1	100.0%	
常滑市	2		社協1 社福1	保健師(看護師) 3 主任ケアマネ 1 社会福祉士 1	6,630		1	50.0%	
東浦町	1		社協1	保健師(看護師) 2 主任ケアマネ 3 社会福祉士 3	18,403		1	100.0%	
阿久比町	1		行政1	保健師(看護師) 1 主任ケアマネ 2 社会福祉士 1	1,080		1	100.0%	
美浜町	1		社協1	保健師(看護師) 2 主任ケアマネ 1 社会福祉士 2	1,947		0	0.0%	
武豊町	1		社協1	保健師(看護師) 1 主任ケアマネ 1 社会福祉士 4	4,072		0	0.0%	
南知多町	1		行政1	保健師(看護師) 3 主任ケアマネ 2 社会福祉士 1	582		1	100.0%	

図表Ⅱ－２ ニーズ調査対象の包括支援センターとその体制②

市町村		設置数		実施法人	職員数	年間相談件数 (平成29年度)	調査回収数	回収率	
広域	奈良県 西和	平群町	1	合計 7	社協 1	保健師 主任ケアマネ 社会福祉士	5,195	1	100.0%
		三郷町	1		行政直営 1	保健師 1 主任ケアマネ 1 社会福祉士 1	206	0	0.0%
		斑鳩町	1		行政直営 1	保健師 1 主任ケアマネ 1 社会福祉士 1	764	1	100.0%
		安堵町	1		社協 1	保健師 1 主任ケアマネ 1 社会福祉士 1	1,005	1	100.0%
		王寺町	1		行政直営 1	保健師 1 主任ケアマネ 1 社会福祉士 1	140	0	0.0%
		上牧町	1		行政直営 1	保健師 主任ケアマネ 社会福祉士		1	100.0%
		(河合町)	1		社協 1	保健師 1 主任ケアマネ 1 社会福祉士 3	565	1	100.0%
		南知多町	1		行政 1	保健師(看護師) 3 主任ケアマネ 2 社会福祉士 1	582	1	100.0%

図表Ⅱ－３ ニーズ調査対象の障害相談センター

市町村		ニーズ調査配布数	実施法人	調査回収数		
中核市	豊田市	委託障がい相談支援事業所 13	社協 3 社福 6 NPO2 医療 2	13		
	大津市	未実施				
	奈良市			13		
	高知市	障害者相談センター 4	社協 1 社福 2 株式会社 1	1		
	久留米市	障害者基幹相談支援センター	社福 2、医療 1、NPO1	5		
広域	愛知県 尾張 東部	瀬戸市	1	合計 7	NPO 法人 1	1
		尾張旭市	1		NPO 法人 1	1
		豊明市	1		社協 1	1
		日進市	1		社協 1	1
		長久手市	1		社協 1	1
		東郷町	2		社協 1 医療 1	2
	愛知県 知多 圏域	知多市	2	合計 34	社福 1 NPO1	1
		東海市	4		社福 2 公共 1 営利 1	2
		大府市	4		社協 1 社福 2 医療 1	1
		半田市	8		社協 1 社福 5 NPO3	1
		常滑市	2		社協 1 社福 1	1
		東浦町	4		社協 1 社福 3	3
		阿久比町	1		社福 1	1
		美浜町	3		社福 2 NPO1	3
		武豊町	3		社協 1 社福 1 NPO1	3
	南知多町	3	社福 2 NPO1	2		
	奈良県 西和	平群町	なし	合計 31		
		三郷町	一般 3、特定 8		社福 3、株式等 8	2
		斑鳩町	特定 6		社福 1、株式等 5	1
安堵町		特定 2	株式等 2		0	
王寺町		一般 2、特定 2	社福 1、株式等 3		2	
上牧町		一般 3、特定 4	社福 3、株式等 4		2	
(河合町)		特定 1	株式 1		0	

2. 調査の結果

自治体によって調査の対象とした機関は若干異なるが、全自治体が実施した地域包括支援センターと、ほぼ全自治体が実施した障害相談センターの結果を中心に以下にまとめている。なお、愛知県知多圏域は、10月・11月の2か月間で調査を実施したが、他の自治体との関係で数を半分に調整して扱っている。

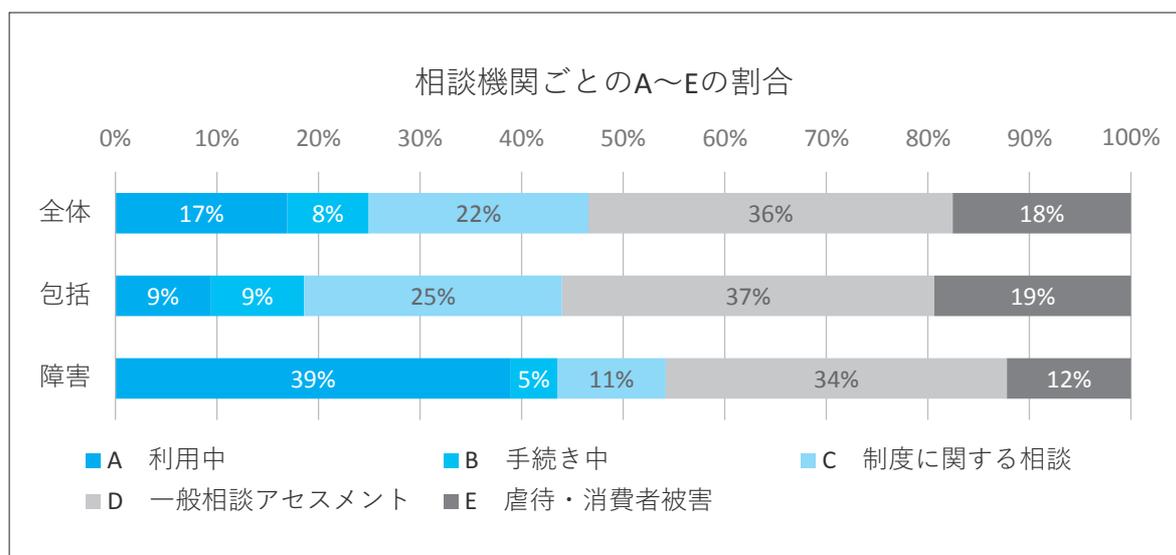
1) 分類の全体像

回答のあった地域包括支援センター90か所で、1か月合計382件（実人数）の成年後見に関する相談があった。障害支援センターは、64か所で、131件の相談となっていた。

最も多かったのが、D一般相談で、184件（35.9%）、次にC成年後見制度に関する相談で111件（21.6%）となっていた。

図表Ⅱ－4 調査結果回収の全体像

	高齢者		障害者		合計	
	地域包括支援センター		相談支援センター		件数	割合
	件数	割合	件数	割合		
A 成年後見制度利用中	36	9.4%	51	38.9%	87	16.9%
B 成年後見制度利用手続き中の相談	35	9.2%	6	4.6%	41	8.0%
C 成年後見制度に関する相談	97	25.4%	14	10.7%	111	21.6%
D 一般相談アセスメント	140	36.6%	44	33.6%	184	35.9%
E 虐待・消費者被害	74	19.4%	16	12.2%	90	17.5%
合計	382	100.0%	131	100.0%	514	100.0%



2) 相談ケースの状態像と相談者

①障害分類

地域包括支援センターの場合、A 成年後見制度利用中やB 手続き中の相談では、対象者は「認知症」が7割以上を占めた。C 成年後見制度に関する相談では、6割が「認知症」だが、「65歳以上の健常者」も1割みられた。D 一般相談では対象者は「認知症」は3割強と減少し、「65歳以上の健常者」が約4割弱となっていた。E 虐待・消費者被害は「認知症」が5割以上と、「65歳以上の健常者」が3割弱となっていた。

障害相談センターの場合、A 成年後見制度利用中とB 手続き中、E 虐待・消費者被害はともに対象者は知的障害のある人が6割以上を占めた。C 成年後見制度に関する相談は4割が認知症、D 一般相談アセスメントは6割が精神障害となっていた。

図表Ⅱ－5 障害分類 地域包括支援センター

		認知症	精神障害	知的障害	高次脳機能障害	65歳以上の健常者	65歳未満の健常者	合計	
高齢者	A 成年後見制度利用中	実数	30	3	4	0	0	0	37
		%	81.1%	8.1%	10.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	B 成年後見制度利用手続き中の相談	実数	27	6	2	1	0	0	36
		%	75.0%	16.7%	5.6%	2.8%	0.0%	0.0%	100.0%
	C 成年後見制度に関する相談	実数	60	14	6	2	12	0	94
		%	63.8%	14.9%	6.4%	2.1%	12.8%	0.0%	100.0%
	D 一般相談アセスメント	実数	53	15	10	4	54	3	139
		%	38.1%	10.8%	7.2%	2.9%	38.8%	2.2%	100.0%
	E 虐待・消費者被害	実数	40	6	4	2	20	0	72
		%	55.6%	8.3%	5.6%	2.8%	27.8%	0.0%	100.0%
合計		実数	210	44	26	9	86	3	378
		%	55.6%	11.6%	6.9%	2.4%	22.8%	0.8%	100.0%

図表Ⅱ－6 障害分類 障害相談センター

		認知症	精神障害	知的障害	高次脳機能障害	65歳以上の健常者	65歳未満の健常者	合計	
障害者	A 成年後見制度利用中	実数	0	22	27	1	0	0	50
		%	0.0%	44.0%	54.0%	2.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	B 成年後見制度利用手続き中の相談	実数	1	1	3	0	0	0	5
		%	20.0%	20.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	C 成年後見制度に関する相談	実数	5	3	4	0	0	0	12
		%	41.7%	25.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	D 一般相談アセスメント	実数	0	28	15	0	1	0	44
		%	0.0%	63.6%	34.1%	0.0%	2.3%	0.0%	100.0%
	E 虐待・消費者被害	実数	0	4	10	0	0	0	14
		%	0.0%	28.6%	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計		実数	6	58	59	1	1	0	125
		%	4.8%	46.4%	47.2%	0.8%	0.8%	0.0%	100.0%

②認定の状況

地域包括支援センターの場合、D 一般相談以外は要介護の方がほぼ7割近くかそれ以上を占めていた。一般相談は、申請中と要支援の割合が高くなっていった。

障害相談センターの場合、成年後見制度利用中や手続き中などの制度に関わる相談（A～C）では、ほぼ全ての区分（1～6）の人が見られたが、D 一般相談では区分2と区分3で占められ、区分4以上の方はいなかった。

図表Ⅱ－7 認定の状況

		地域包括支援センター			障害相談センター					
		要介護度			障害程度区分					
		要支援	要介護	申請中	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
A 成年後見制度利用中	実数	5	23	0	3	20	13	8	3	4
	%	17.9%	82.1%	0.0%	5.9%	39.2%	25.5%	15.7%	5.9%	7.8%
B 成年後見制度利用手続き中の相談	実数	7	20	2	0	2	1	2	1	0
	%	24.1%	69.0%	6.9%	0.0%	33.3%	16.7%	33.3%	16.7%	0.0%
C 成年後見制度に関する相談	実数	9	57	3	0	4	2	0	1	1
	%	13.0%	82.6%	4.3%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	12.5%	12.5%
D 一般相談アセスメント	実数	25	37	12	0	6	5	0	0	0
	%	33.8%	50.0%	16.2%	0.0%	54.5%	45.5%	0.0%	0.0%	0.0%
E 虐待・消費者被害	実数	12	37	3	0	1	0	0	0	2
	%	23.1%	71.2%	5.8%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%
合計	実数	58	174	20	3	33	21	10	5	7
	%	23.0%	69.0%	7.9%	3.8%	41.8%	26.6%	12.7%	6.3%	8.9%

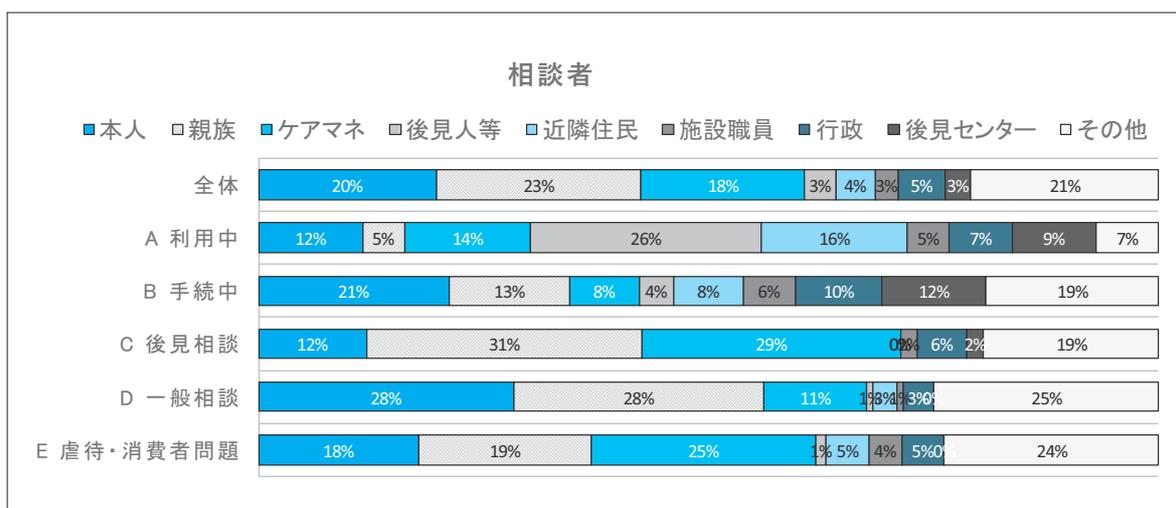
③相談者

◆地域包括支援センター

- A 成年後見制度利用中の場合、相談者は後見人（25.6％）に次いで近隣住民（16.3％）が多い。
- B 成年後見制度利用手続き中の場合、本人が最も多い（21.2％）。
- C 成年後見制度に関する相談の場合、親族とケアマネが多く、合わせて6割近い。
- D 一般相談の場合、本人（28.4％）や親族（27.7％）とともにその他（25.0％）が多く、具体的には民生委員や医療機関のソーシャルワーカーが挙げられた。
- E 虐待・消費者問題の場合、ケアマネ（25.0％）とともにその他（23.8％）が多く、具体的には相談支援事業所や社協の相談員、警察、医療機関のソーシャルワーカーが挙げられた。

図表Ⅱ－8 相談者（地域包括支援センター）

		本人	親族	ケアマネ	後見人等	近隣住民	施設職員	行政	後見センター	その他	合計	
障害者	A 成年後見制度利用中	実数	5	2	6	11	7	2	3	4	3	43
		%	11.6%	4.7%	14.0%	25.6%	16.3%	4.7%	7.0%	9.3%	7.0%	100.0%
	B 成年後見制度利用手続き中の相談	実数	11	7	4	2	4	3	5	6	10	52
		%	21.2%	13.5%	7.7%	3.8%	7.7%	5.8%	9.6%	11.5%	19.2%	100.0%
	C 成年後見制度に関する相談	実数	13	33	31	0	0	2	6	2	21	108
		%	12.0%	30.6%	28.7%	0.0%	0.0%	1.9%	5.6%	1.9%	19.4%	100.0%
	D 一般相談アセスメント	実数	42	41	17	1	4	1	5	0	37	148
		%	28.4%	27.7%	11.5%	0.7%	2.7%	0.7%	3.4%	0.0%	25.0%	100.0%
	E 虐待・消費者被害	実数	15	16	21	1	4	3	4	0	20	84
		%	17.9%	19.0%	25.0%	1.2%	4.8%	3.6%	4.8%	0.0%	23.8%	100.0%
合計		実数	86	99	79	15	19	11	23	12	91	435
		%	19.8%	22.8%	18.2%	3.4%	4.4%	2.5%	5.3%	2.8%	20.9%	100.0%

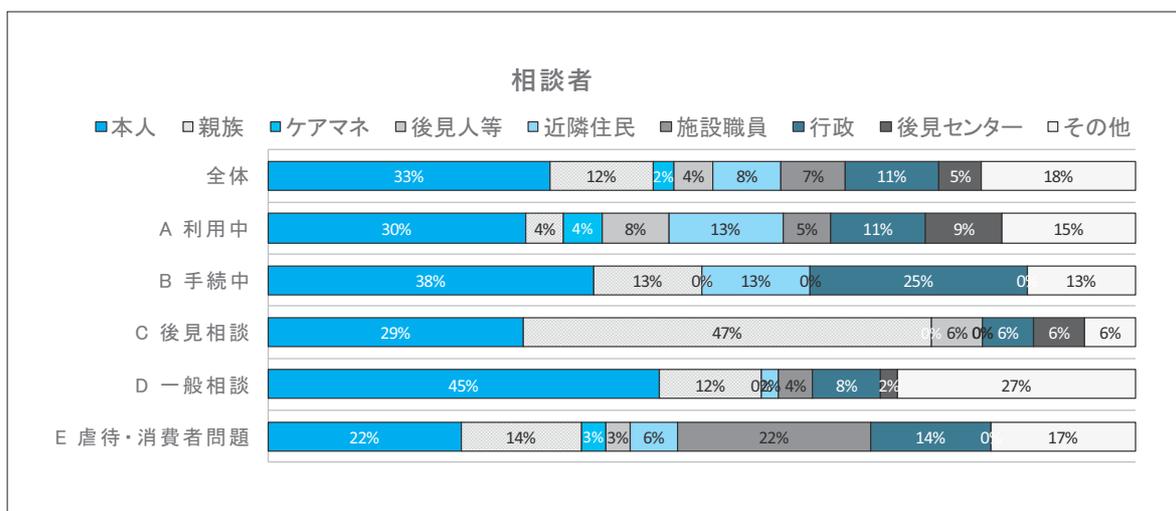


◆障害相談センター

- A 成年後見制度利用中の場合、相談者は本人（29.7%）が最も多い。
- B 成年後見制度利用手続き中の場合、本人（37.5%）が最も多く、次いで行政（25.0%）が多い。
- C 成年後見制度に関する相談の場合、本人（29.4%）と親族（47.1%）を合わせると、ほぼ3/4を占める。
- D 一般相談の場合、本人（45.1%）が最も多い。次いでその他（25.0%）が多く、具体的には相談支援事業所の相談員、訪問看護師などが挙げられた。
- E 虐待・消費者問題の場合、本人（22.2%）とともに施設職員（22.2%）が多い。

図表Ⅱ－9 相談者（障害相談センター）

		本人	親族	ケアマネ	後見人等	近隣住民	施設職員	行政	後見センター	その他	合計	
障害者	A 成年後見制度利用中	実数	25	3	4	6	12	4	10	8	12	91
		%	27.5%	3.3%	4.4%	6.6%	13.2%	4.4%	11.0%	8.8%	13.2%	100.0%
	B 成年後見制度利用手続き中の相談	実数	3	1	0	0	1	0	2	0	1	8
		%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	12.5%	100.0%
	C 成年後見制度に関する相談	実数	5	6	0	0	0	0	1	1	1	17
		%	29.4%	35.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	5.9%	5.9%	100.0%
	D 一般相談アセスメント	実数	21	6	0	0	1	2	4	1	14	51
		%	41.2%	11.8%	0.0%	0.0%	2.0%	3.9%	7.8%	2.0%	27.5%	100.0%
	E 虐待・消費者被害	実数	4	4	1	1	2	2	4	0	2	36
		%	11.1%	11.1%	2.8%	2.8%	5.6%	5.6%	11.1%	0.0%	5.6%	100.0%
合計		実数	58	20	5	7	16	8	21	10	30	203
		%	28.6%	9.9%	2.5%	3.4%	7.9%	3.9%	10.3%	4.9%	14.8%	100.0%



3) 自治体別にみる相談件数と内容

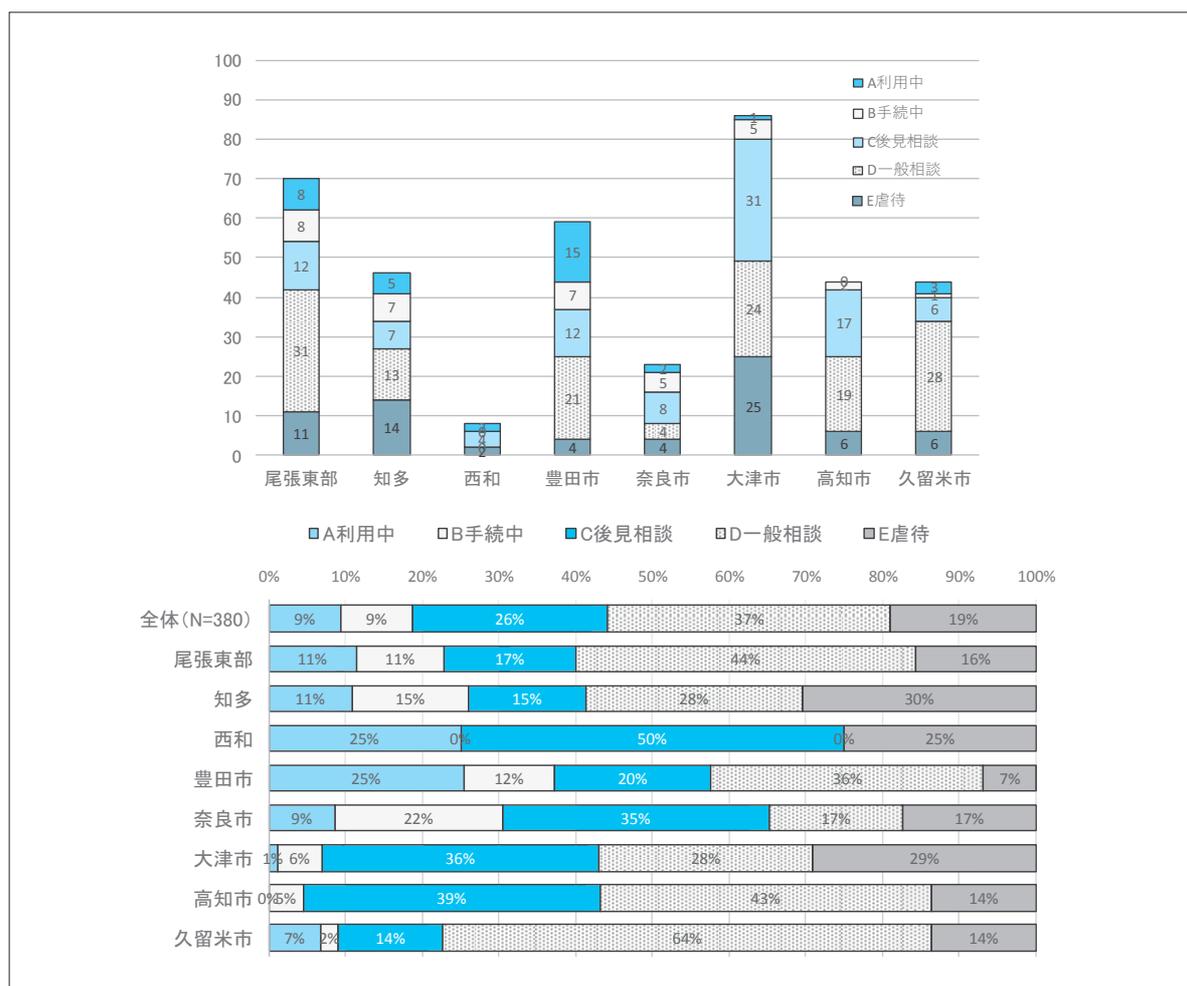
①相談の全体像

◆地域包括支援センター

地域ごとに相談件数にばらつきが大きい。自治体規模が同規模の中核市でも、大津市の86件から奈良市の23件まで差が大きい。豊田市でA利用中の相談が多く、尾張東部でD一般相談、大津市でE虐待相談が多い。小規模自治体の西和地区は相談が少ない結果となった。

図表Ⅱ－10 自治体別にみる相談件数（地域包括支援センター）

		A 成年後見制度利用中	B 成年後見制度利用手続き中	C 成年後見制度	D 一般相談アセスメント	E 虐待・消費者被害	合計	割合
広域	尾張東部	8	8	12	31	11	70	18.4%
	知多	5	7	7	13	14	46	12.1%
	西和	2	0	4	0	2	8	2.1%
中核市	豊田	15	7	12	21	4	59	15.5%
	奈良	2	5	8	4	4	23	6.1%
	大津	1	5	31	24	25	86	22.6%
	高知	0	2	17	19	6	44	11.6%
	久留米	3	1	6	28	6	44	11.6%

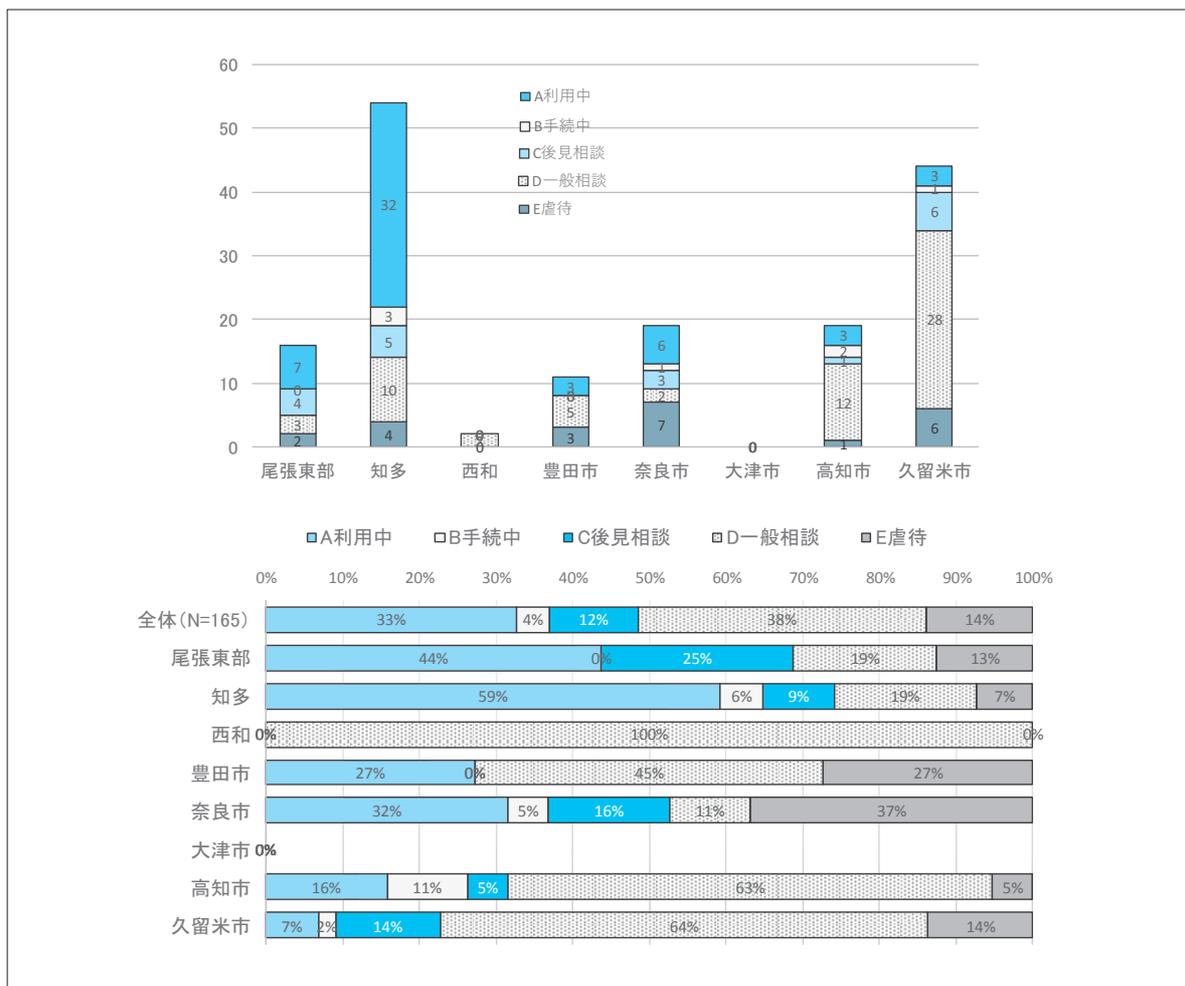


◆障害相談センター

地域ごとに相談件数にばらつきが大きい。特に知多は A 制度利用中の相談が多く、また久留米市は D 一般相談が多い等の特徴が見られた。

図表Ⅱ－11 自治体別にみる相談件数（障害相談センター）

		A 成年後見制度利用中	B 成年後見制度利用手続き中	C 成年後見制度	D 一般相談アセスメント	E 虐待・消費者被害	合計	割合
広域	尾張東部	7	0	4	3	2	16	9.7%
	知多	32	3	5	10	4	54	32.7%
	西和	0	0	0	2	0	2	1.2%
中核市	豊田	3	0	0	5	3	11	6.7%
	奈良	6	1	3	2	7	19	11.5%
	大津	0	0	0	0	0	0	0.0%
	高知	3	2	1	12	1	19	11.5%
	久留米	3	1	6	28	6	44	26.7%



② A利用中・B手続き中の相談内容

◆地域包括支援センター

A 成年後見制度利用中では、1. 後見人からの相談・報告（36.8%）よりも3. 関係者からの報告（42.1%）が最も多かった。具体的には民生委員からの報告などが多い。

B 成年後見制度利用手続き中の相談では、1. 申立書の書き方や添付書類について（25.5%）と2. 診断書作成などについての相談（21.3%）の2つで約5割、5. その他の相談（46.8%）で約5割を占めた。その他の相談内容として、「市長申立に係る親族意向確認についての質問」等が挙げられていた。

図表Ⅱ－12 自治体別にみる相談内容 A 成年後見制度利用中（地域包括）

		広域			中核市					合計	割合
		尾張東部	知多	西和	豊田	奈良	大津	高知	久留米		
A 利用中	回収数	8	5	2	15	2	1	0	3	36	
	構成比	22.2%	13.9%	5.6%	41.7%	5.6%	2.8%	0.0%	8.3%	100.0%	
	1. 後見人等からの相談・報告	2	3	2	3	2	1	0	1	14	36.8%
	2. 家族からの相談・報告	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2.6%
	3. 関係者からの相談・報告	3	3	0	8	0	0	0	2	16	42.1%
	4. 後見人等に対する本人・家族・支援者などからの苦情	0	1	0	1	0	0	0	0	2	5.3%
	5. その他	1	1	0	3	0	0	0	0	5	13.2%
	合計	6	9	2	15	2	1	0	3	38	100.0%

図表Ⅱ－13 自治体別にみる相談内容 B 成年後見制度利用手続き中の相談（地域包括）

		広域			中核市					合計	割合
		尾張東部	知多	西和	豊田	奈良	大津	高知	久留米		
B 手続き中	回収数	8	7	0	7	5	5	2	1	35	
	構成比	22.9%	20.0%	0.0%	20.0%	14.3%	14.3%	5.7%	2.9%	100.0%	
	1. 申立書の書き方や添付書類について	3	6	0	0	1	1	1	0	12	25.5%
	2. 診断書作成などについての相談	2	3	0	0	2	2	0	1	10	21.3%
	3. 同意権・代理権について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	4. 家庭裁判所への受理面接について	2	1	0	0	0	0	0	0	3	6.4%
	5. その他	4	2	0	7	4	4	1	0	22	46.8%
合計	11	12	0	7	7	7	2	1	47	100.0%	

◆障害相談センター

A 成年後見制度利用中では、回収数において知多（32件）が突出しており地域ごとに違いが見られた。また地域包括支援センターの場合と同じく1.後見人からの相談・報告（28.2%）よりも3.関係者からの報告（46.5%）が最も多かった。

B 成年後見制度利用手続き中の相談では、回収数の合計が8件でありAと比べて少なかった。その中でも1.申立書の書き方や添付書類についてと2.診断書作成などについての相談の2つで約3/4を占めた。

図表Ⅱ－14 自治体別にみる相談内容 A 成年後見制度利用中（障害相談）

		広域			中核市					合計	割合
		尾張東部	知多	西和	豊田	奈良	大津	高知	久留米		
A 利用中	回収数	7	32	0	3	6	0	0	3	51	
	構成比	13.7%	62.7%	0.0%	5.9%	11.8%	0.0%	0.0%	5.9%	100.0%	
	1. 後見人等からの相談・報告	4	10	0	0	4	0	0	2	20	28.2%
	2. 家族からの相談・報告	0	4	0	0	0	0	0	0	4	5.6%
	3. 関係者からの相談・報告	2	25	0	3	2	0	0	1	33	46.5%
	4. 後見人等に対する本人・家族・支援者などからの苦情	0	4	0	0	0	0	0	0	4	5.6%
	5. その他	1	9	0	0	0	0	0	0	10	14.1%
	合計	7	52	0	3	6	0	0	3	71	100.0%

図表Ⅱ－15 自治体別にみる相談内容 B 成年後見制度利用手続き中の相談（障害相談）

		広域			中核市					合計	割合
		尾張東部	知多	西和	豊田	奈良	大津	高知	久留米		
B 手続中	回収数	0	3	0	0	1	0	0	2	6	
	構成比	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	33.3%	100.0%	
	1. 申立書の書き方や添付書類について	0	3	0	0	0	0	0	1	4	50.0%
	2. 診断書作成などについての相談	0	1	0	0	0	0	0	1	2	25.0%
	3. 同意権・代理権について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	4. 家庭裁判所への受理面接について	0	1	0	0	0	0	0	0	1	12.5%
	5. その他	0	1	0	0	0	0	0	0	1	12.5%
合計	0	6	0	0	0	0	0	2	8	100.0%	

③C後見制度相談・D一般相談の相談内容

◆地域包括支援センター

C 成年後見制度に関する相談では、1. 治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できずに支援が進まないこと（20.4%）や4. 収入に見合った適切な家計管理ができないこと（20.9%）に関する相談が多かった。

D 一般相談アセスメントでは、1. 独居や身寄りのない人の不安（30.4%）や2. 経済的なこと（浪費・債務・生活困窮等）に関する相談（31.0%）が比較的多かったが、全体的に回答に大きな偏りはなかった。4. その他の相談として、「経済困窮・治療困難などで再犯の可能性に関する相談」、「鬱症状で家族支援が望めない場合の金銭管理支援に関する相談」、「若年性アルツハイマーとの診断受けたことへの相談」等が挙げられていた。

図表Ⅱ－16 自治体別にみる相談内容 C 成年後見制度に関する相談（地域包括）

	広域			中核市					合計	割合
	尾張東部	知多	西和	豊田	奈良	大津	高知	久留米		
回収数	12	7	4	12	8	31	17	6	97	
構成比	12.4%	7.2%	4.1%	12.4%	8.2%	32.0%	17.5%	6.2%	100.0%	
1. 治療や介護サービスの必要性や契約を理解できず支援が進まない	4	2	1	5	6	18	1	5	42	20.4%
2. 治療や介護・福祉サービスの全部または一部を拒否している	5	1	1	0	4	10	0	2	23	11.2%
3. 土地や建物・有価証券の資産の管理が適切にできない	0	1	1	1	1	11	5	4	24	11.7%
4. 収入に見合った適切な家計管理ができない	6	4	0	2	2	15	10	4	43	20.9%
5. 保険等、滞納、負債があるが適切に返済等の対応ができない	4	1	0	0	4	6	1	2	18	8.7%
6. 不動産処分や遺産分割、相続などの法律行為を行えない	1	2	1	0	1	14	5	0	24	11.7%
7. 親亡き後、支援する人がいない	0	3	1	0	3	3	0	0	10	4.9%
8. その他	3	2	3	3	3	4	4	0	22	10.7%
合計	23	16	8	11	24	81	26	17	206	100.0%

図表Ⅱ－17 自治体別にみる相談内容 D 一般相談アセスメント（地域包括）

	広域			中核市					合計	割合
	尾張東部	知多	西和	豊田	奈良	大津	高知	久留米		
回収数	31	13	0	21	4	24	19	28	140	
構成比	22.1%	9.3%	0.0%	15.0%	2.9%	17.1%	13.6%	20.0%	100.0%	
1. 独居や身寄りのない人の不安	16	4	0	7	1	7	5	8	48	30.4%
2. 経済的なこと（浪費・債務・生活困窮等）	5	5	0	9	1	10	6	13	49	31.0%
3. 身元保証関連（アパート・施設入所に関することや入院など）	4	3	0	4	3	1	5	7	27	17.1%
4. その他	9	5	0	1	1	9	5	4	34	21.5%
合計	34	17	0	21	6	27	21	32	158	100.0%

◆障害相談センター

C 成年後見制度に関する相談では、地域包括支援センターと比較して回収数が少なかった。4. 収入に見合った適切な家計管理ができないこと（40.9%）や7. 親亡き後、支援する人がいない（27.3%）に関する相談が多かった。

D 一般相談アセスメントでは、地域包括支援センターと同様に、1. 独居や身寄りのない人の不安（29.7%）や2. 経済的なこと（浪費・債務・生活困窮等）に関する相談（31.6%）が比較的多かったが、全体的に回答に大きな偏りはなかった。4. その他の相談として、「仕事に関する人間関係や作業などに関する相談」、「年金申請に関する相談」、「精神科病院からの退院支援（地域移行支援）の依頼」等が挙げられていた。

図表Ⅱ－18 自治体別にみる相談内容 C 成年後見制度に関する相談（障害相談）

		広域			中核市					合計	割合
		尾張東部	知多	西和	豊田	奈良	大津	高知	久留米		
C 後見相談	回収数	4	5	0	0	3	0	1	1	14	
	構成比	28.6%	35.7%	0.0%	0.0%	21.4%	0.0%	7.1%	7.1%	100.0%	
	1. 治療や介護サービスの必要性や契約を理解できず支援が進まない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	2. 治療や介護・福祉サービスの全部または一部を拒否している	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5%
	3. 土地や建物・有価証券の資産の管理が適切にできない	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5%
	4. 収入に見合った適切な家計管理ができない	3	4	0	0	1	0	0	1	9	40.9%
	5. 保険等、滞納、負債があるが適切に返済等の対応ができない	2	1	0	0	0	0	0	0	3	13.6%
	6. 不動産処分や遺産分割、相続などの法律行為を行えない	0	1	0	0	1	0	0	0	2	9.1%
	7. 親亡き後、支援する人がいない	2	2	0	0	1	0	1	0	6	27.3%
	8. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	合計	7	10	0	0	3	0	1	1	22	100.0%

図表Ⅱ－19 自治体別にみる相談内容 D 一般相談アセスメント（障害相談）

		広域			中核市					合計	割合
		尾張東部	知多	西和	豊田	奈良	大津	高知	久留米		
D 一般相談	回収数	31	18	2	21	2	24	19	28	145	
	構成比	21.4%	12.4%	1.4%	14.5%	1.4%	16.6%	13.1%	19.3%	100.0%	
	1. 独居や身寄りのない人の不安	16	4	0	7	0	7	5	8	47	29.7%
	2. 経済的なこと（浪費・債務・生活困窮等）	5	5	0	9	2	10	6	13	50	31.6%
	3. 身元保証関連（アパート・施設入所に関することや入院など）	4	1	0	4	0	1	5	7	22	13.9%
	4. その他	9	9	2	1	0	9	5	4	39	24.7%
合計	34	19	2	21	2	27	21	32	158	100.0%	

④ E 虐待・消費者被害の相談内容

地域包括支援センター、障害相談センターともに、2. それ以外の虐待（身体的・心理的・性的・ネグレクト）が最も多くなっていた。1. 経済的虐待や金銭搾取は、包括で 25.8%、障害で 12.5% となっていた。

◆地域包括支援センター

図表Ⅱ－20 自治体別にみる相談内容 E 虐待・消費者被害

		広域			中核市					合計	割合
		尾張東部	知多	西和	豊田	奈良	大津	高知	久留米		
E 虐待・消費者被害	実人数	11	14	2	4	4	25	8	6	74	
	構成比	14.9%	18.9%	2.7%	5.4%	5.4%	33.8%	10.8%	8.1%	100.0%	
	1. 経済的虐待や金銭搾取を受けている(疑い含む)	5	3	0	0	0	7	4	4	23	25.8%
	2. 上記以外の虐待を受けているまたはその疑いがある	9	13	2	4	5	20	2	3	58	65.2%
	3. 消費者被害や悪徳業者につきまとわれている(疑い含む)	1	0	0	0	0	2	1	0	4	4.5%
	4. その他	1	0	0	0	0	2	1	0	4	4.5%
合計		16	16	2	4	5	31	8	7	89	100.0%

◆障害相談センター

図表Ⅱ－21 自治体別にみる相談内容 E 虐待・消費者被害

		広域			中核市					合計	割合
		尾張東部	知多	西和	豊田	奈良	大津	高知	久留米		
E 虐待・消費者被害	実人数	2	4	0	3	7	0	0	1	17	
	構成比	11.8%	23.5%	0.0%	17.6%	41.2%	0.0%	0.0%	5.9%	100.0%	
	1. 経済的虐待や金銭搾取を受けている(疑い含む)	1	1	0	0	0	0	0	0	2	12.5%
	2. 上記以外の虐待を受けているまたはその疑いがある	1	2	0	2	6	0	0	1	12	75.0%
	3. 消費者被害や悪徳業者につきまとわれている(疑い含む)	0	1	0	0	0	0	0	0	1	6.3%
	4. その他	0	1	0	0	0	0	0	0	1	6.3%
合計		2	5	0	2	6	0	0	1	16	100.0%

4) 新規・継続の区別

地区別、対象者別で新規／継続の傾向が異なっている。

例えば、地域包括支援センターのC後見相談とD一般相談において、知多では新規相談が多いが豊田では継続相談が多い。また、知多において、地域包括支援センターと障害相談センターを比べると地域包括支援センターでは新規相談が多いが障害相談センターでは継続相談が多い。

図表Ⅱ－22 新規・継続の区別（地域包括支援センター）

		A 利用中		B 手続中		C 後見相談		D 一般相談		E 虐待・消費者被害	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
広域	尾張東部	0.0%	100.0%	37.5%	62.5%	66.7%	33.3%	35.5%	64.5%	45.5%	54.5%
	知多	40.0%	60.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	76.9%	23.1%	75.0%	25.0%
	西和	0.0%	100.0%			25.0%	75.0%			50.0%	50.0%
中核市	豊田	0.0%	100.0%	14.3%	85.7%	8.3%	91.7%	19.0%	81.0%	75.0%	25.0%
	奈良	0.0%	100.0%	20.0%	80.0%	66.7%	33.3%	57.1%	42.9%	50.0%	50.0%
	大津	100.0%	0.0%	20.0%	80.0%	82.8%	17.2%	41.7%	58.3%	25.0%	75.0%
	高知			50.0%	50.0%	58.8%	41.2%	47.4%	52.6%	28.6%	71.4%
	久留米	33.3%	66.7%			60.0%	40.0%	55.6%	44.4%	40.0%	60.0%
全体		10.8%	89.2%	41.2%	58.8%	63.2%	36.8%	44.4%	55.6%	39.3%	60.7%

図表Ⅱ－23 新規・継続の区別（障害相談センター）

		A 利用中		B 手続中		C 後見相談		D 一般相談		E 虐待・消費者被害	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
広域	尾張東部	0.0%	100.0%			25.0%	75.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
	知多	6.5%	93.5%	66.7%	33.3%	50.0%	50.0%	27.8%	72.2%	85.7%	14.3%
	西和							0.0%	100.0%		
中核市	豊田	33.3%	66.7%					0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	奈良	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%			25.0%	75.0%
	大津										
	高知					0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!
	久留米	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	22.2%	77.8%	0.0%	100.0%
全体		6.4%	93.6%	50.0%	50.0%	28.6%	71.4%	20.5%	79.5%	56.5%	43.5%

5) 居所

地区別で居所の傾向が異なっている。

例えば、地域包括支援センターのC後見相談において、知多のみ施設が多く、D一般相談では豊田が最も多い。また、障害相談センターのC後見相談において、知多のみ病院が最も多い。

図表Ⅱ－24 居所（地域包括支援センター）

		A 利用中			B 手続中			C 後見相談			D 一般相談			E 虐待・消費者被害		
		在宅	施設	病院	在宅	施設	病院	在宅	施設	病院	在宅	施設	病院	在宅	施設	病院
広域	尾張東部	50.0%	37.5%	12.5%	62.5%	25.0%	12.5%	83.3%	8.3%	8.3%	87.1%	6.5%	6.5%	90.9%	9.1%	0.0%
	知多	60.0%	40.0%	0.0%	57.1%	28.6%	14.3%	16.7%	66.7%	16.7%	61.5%	23.1%	15.4%	13.3%	86.7%	0.0%
	西和	0.0%	100.0%	0.0%				100.0%	0.0%	0.0%				0.0%	100.0%	0.0%
中核市	豊田	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	88.9%	11.1%	75.0%	25.0%	0.0%
	奈良	66.7%	33.3%	0.0%	80.0%	0.0%	20.0%	77.8%	11.1%	11.1%	50.0%	50.0%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%
	大津	0.0%	0.0%	100.0%	60.0%	0.0%	40.0%	69.0%	6.9%	24.1%	100.0%	0.0%	0.0%	85.7%	4.8%	9.5%
	高知				50.0%	25.0%	25.0%	76.5%	11.8%	11.8%	94.7%	0.0%	5.3%	87.5%	0.0%	12.5%
	久留米	66.7%	0.0%	33.3%	100.0%	0.0%	0.0%	83.3%	0.0%	16.7%	22.2%	22.2%	55.6%	83.3%	16.7%	0.0%
全体				70.3%	13.5%	16.2%	75.8%	11.6%	13.7%	72.3%	44.9%	9.2%	68.1%	27.8%	4.2%	

図表Ⅱ－25 居所（障害相談センター）

		A 利用中			B 手続中			C 後見相談			D 一般相談			E 虐待・消費者被害		
		在宅	施設	病院	在宅	施設	病院	在宅	施設	病院	在宅	施設	病院	在宅	施設	病院
広域	尾張東部	71.4%	14.3%	14.3%				75.0%	25.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
	知多	60.6%	33.3%	6.1%	50.0%	25.0%	25.0%	83.3%	0.0%	16.7%	88.2%	5.9%	5.9%	100.0%	0.0%	0.0%
	西和										50.0%	50.0%	0.0%			
中核市	豊田	33.3%	66.7%	0.0%							0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
	奈良	80.0%	20.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%				100.0%	0.0%	0.0%
	大津															
	高知							100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%			
	久留米	66.7%	0.0%	33.3%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	91.7%	0.0%	8.3%	100.0%	0.0%	0.0%
全体				71.4%	14.3%	14.3%	86.7%	3.1%	6.7%	76.2%	61.5%	4.8%	86.7%	6.7%	6.7%	

6) 意思決定支援

◆地域包括支援センター

地域包括支援センターのA利用中では、後見人等は意思決定支援を行っているかという問いに対して、「はい」が最も多かったが、「わからない」も多く、「いいえ」はほとんどなかった。

B利用手続き中では、奈良市や大津市のように手続きを行う際、本人の意思が尊重されていないケースの割合が高い地区があることがうかがえた。

図表Ⅱ－26 意思決定支援 A 制度利用中（地域包括支援センター）

A 成年後見制度利用中

後見人等は意思決定支援を行っていますか

		1. はい		2. いいえ		3. わからない		回答数 合計	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比		
A 利用中	広域	尾張東部	2	33.3%	0	0.0%	4	66.7%	6
		知多	4	66.7%	0	0.0%	2	33.3%	6
		西和							
	中核市	豊田	2	50.0%	0	0.0%	2	50.0%	4
		奈良	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	3
		大津	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
		高知							
		久留米	2	66.7%	0	0.0%	1	33.3%	3
		全体	13	89.3%	1	4.3%	9	39.1%	23

図表Ⅱ－27 意思決定支援 B 手続き中（地域包括支援センター）

B 成年後見制度利用手続き中の相談

手続きを行う際、本人の意思が尊重されていますか

		1. はい		2. いいえ		3. わからない		回答数 合計	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比		
B 利用 手続き 中	広域	尾張東部	6	75.0%	0	0.0%	2	25.0%	8
		知多	3	37.5%	2	25.0%	3	37.5%	8
		西和							
	中核市	豊田	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	5
		奈良	2	40.0%	2	40.0%	1	20.0%	5
		大津	1	20.0%	4	80.0%	0	0.0%	5
		高知	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	2
		久留米	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
		全体	18	52.9%	8	23.5%	8	23.5%	34

◆障害相談センター

障がい者のA利用中では、後見人等は意思決定支援を行っているかという問いに対して、地域包括支援センターの場合と同様に「はい」が最も多かったが、「わからない」も多く、「いいえ」はほとんどなかった。

図表Ⅱ－28 意思決定支援 A 制度利用中（障害相談センター）

A 成年後見制度利用中

後見人等は意思決定支援を行っていますか

		1. はい		2. いいえ		3. わからない		回答数 合計	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比		
A 利用中	広域	尾張東部	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	7
		知多	19	61.3%	1	3.2%	11	35.5%	31
		西和							
	中核市	豊田	2	66.7%	0	0.0%	1	33.3%	3
		奈良	3	60.0%	1	20.0%	1	20.0%	5
		大津							
		高知							
		久留米	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
		全体	34	89.3%	2	4.1%	13	26.5%	49

図表Ⅱ－29 意思決定支援 B 手続き中（障害相談センター）

B 成年後見制度利用手続き中の相談

手続きを行う際、本人の意思が尊重されていますか

		1. はい		2. いいえ		3. わからない		回答数 合計	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比		
B 利用 手続き中	広域	尾張東部							
		知多	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	3
		西和							
	中核市	豊田							
		奈良	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1
		大津							
		高知							
		久留米	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
		全体	3	50.0%	1	16.7%	2	33.3%	6

7) ケースの見立てとつなぎ、その関連性

①ケースの見立て

◆地域包括支援センター

C・Dのケースについては、今後の成年後見制度利用の見立てをきいたところ、C成年後見制度の相談のうち、半数以上の53.8%が1年以内に制度を利用すると予想された。また、1～3年程度も11.4%となっていた。D一般相談では、短期と1～3年を合わせて3割となっていた。

図表Ⅱ－30 成年後見制度利用の見立て（地域包括支援センター）

C 成年後見制度に関する相談

		C1				C2				回答数の合計	
		短期（1年以内）		1年以上～3年程度		不明		その他			
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比		
C 制度に関する相談	広域	尾張東部	5	42.9%	2	17.1%	4	34.3%	1	5.7%	12
		知多	5	71.4%	0	0.0%	2	28.6%	0	0.0%	7
		西和	3	75.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	4
	中核市	豊田	4	33.3%	4	33.3%	4	33.3%	0	0.0%	12
		奈良	5	55.6%	1	11.1%	3	33.3%	0	0.0%	9
		大津	14	46.7%	3	10.0%	13	43.3%	0	0.0%	30
		高知	13	76.5%	1	5.9%	2	11.8%	1	5.9%	17
		久留米	3	50.0%	0	0.0%	3	50.0%	0	0.0%	6
		全体	52	53.8%	11	11.4%	32	33.1%	2	1.7%	97

D 一般相談アセスメント

		C1				C2				回答数の合計	
		短期（1年以内）		1年以上～3年程度		不明		その他			
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比		
D 一般相談	広域	尾張東部	5	16.7%	4	13.3%	18	60.0%	3	10.0%	30
		知多	5	35.7%	0	0.0%	7	50.0%	2	14.3%	14
		西和									
	中核市	豊田	2	9.5%	4	19.0%	13	61.9%	2	9.5%	21
		奈良	1	14.3%	1	14.3%	3	42.9%	2	28.6%	7
		大津	4	16.7%	1	4.2%	13	54.2%	6	25.0%	24
		高知	5	26.3%	0	0.0%	8	42.1%	6	31.6%	19
		久留米	8	28.6%	6	21.4%	12	42.9%	2	7.1%	28
全体	30	21.0%	16	11.2%	74	51.7%	23	16.1%	143		

C1とC2、D1とD2の区別の判断理由（質問紙の自由記述から抜粋）

C1	できるだけ早く財産管理をしてくださる方が必要。
C2	制度利用についての予測ができない。
D1	負債額が多く、返済ができていないため債務整理が必要。
D2	判断能力は低下しているが1人暮らしは継続できている。 家族が制度利用に積極的ではない。家族支援があり本人は困っていない。

◆障害相談センター

障害者では、回答のあった数が少ないが、C 後見制度の相談で4割、D 一般相談で3割が、今後の制度利用が予想される結果になった。その理由としては、親亡き後に備えたり、財産分与を見越したりといった内容が挙げられた。

図表Ⅱ－31 成年後見制度利用の見立て（障害相談センター）

C 成年後見制度に関する相談

		C1				C2				回答数の合計	
		短期（1年以内）		1年以上～3年程度		不明		その他			
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比		
C 制度に関する相談	広域	尾張東部	1	25.0%	1	25.0%	2	50.0%	0	0.0%	4
		知多	2	33.3%	2	33.3%	2	33.3%	0	0.0%	6
		西和									
	中核市	豊田									
		奈良	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	3
		大津									
		高知	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	1
		久留米	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1
全体	3	20.0%	3	20.0%	8	53.3%	1	6.7%	15		

D 一般相談アセスメント

		C1				C2				回答数の合計	
		短期（1年以内）		1年以上～3年程度		不明		その他			
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比		
D 一般相談	広域	尾張東部	1	32.9%	0	12.3%	1	32.9%	1	21.9%	3
		知多	3	15.8%	3	15.8%	13	68.4%	0	0.0%	19
		西和									
	中核市	豊田	0	0.0%	1	20.0%	3	60.0%	1	20.0%	5
		奈良									
		大津									
		高知	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	2
		久留米	2	16.7%	4	33.3%	4	33.3%	2	16.7%	12
全体	6	14.6%	8	20.4%	21	51.2%	6	13.8%	41		

C1 と C2、D1 と D2 の区別の判断理由（質問紙の自由記述から抜粋）

C1	親亡き後に備えて、本人が混乱しないように少しずつ準備を進めていきたい。
C2	本人の気持ちが変わりやすく、しっかり意思確認ができるのに時間がかかる
D1	財産分与などの手続きが必要になると思われるため。
D2	判断能力に低下が見られれば検討する。今は困っていない。 転居や施設入所などが必要になったタイミングでよいと思われる。

②つなぎの有無

◆地域包括支援センター

ケースを権利擁護支援センター（成年後見センター）等につないだかを聞いたところ、「繋いだ」がCでは5割、Dでは1割となっていた。ただし、地域間で「繋いだ」割合には大きな差が見られた。

図表Ⅱ－32 他機関へのつなぎ（地域包括支援センター）

C 成年後見制度に関する相談

		1. 繋いだ		2. 繋いでいない		回答数の合計	
		回答数	構成比	回答数	構成比		
C 制度に関する相談	広域	尾張東部	10	83.3%	2	16.7%	12
		知多	5	71.4%	2	28.6%	7
		西和	3	75.0%	1	25.0%	4
	中核市	豊田	9	75.0%	3	25.0%	12
		奈良	3	33.3%	6	66.7%	9
		大津	15	50.0%	15	50.0%	30
		高知	3	17.6%	14	82.4%	17
		久留米	1	16.7%	5	83.3%	6
	全体	49	50.5%	48	49.5%	97	

D 一般相談アセスメント

		1. 繋いだ		2. 繋いでいない		回答数の合計	
		回答数	構成比	回答数	構成比		
D 一般相談	広域	尾張東部	5	16.1%	26	83.9%	31
		知多	3	23.1%	10	76.9%	13
		西和					
	中核市	豊田	0	0.0%	21	100.0%	21
		奈良	2	28.6%	5	71.4%	7
		大津	3	13.0%	20	87.0%	23
		高知	3	15.8%	16	84.2%	19
		久留米	1	3.6%	27	96.4%	28
	全体	17	12.0%	125	88.0%	142	

繋いだ、繋いでいないを区別する判断理由（質問紙の自由記述から抜粋）

C 繋いだ	脳梗塞による麻痺や言語障害があり、親族は関わりを拒否しているため等。
C 繋いでいない	支援拒否および介入困難な状況の中で繋ぐことができなかった等。
D 繋いだ	家族に支援を拒否され身元保証人がおらず、本人の理解力も不十分なため等。
D2 繋いでいない	本人に制度を説明したが十分な判断能力があり制度理解もできたため等。

◆障害相談センター

障害でも、ケースを権利擁護支援センター（成年後見センター）等につないだ割合は、Cで5割、Dで1割と、地域包括支援センターと同様の割合となっていた。

図表Ⅱ－33 他機関へのつなぎ（障害相談センター）

C 成年後見制度に関する相談

		1. 繫いだ		2. 繫いでいない		回答数の合計	
		回答数	構成比	回答数	構成比		
C 制度に関する相談	広域	尾張東部	2	50.0%	2	50.0%	4
		知多	4	66.7%	2	33.3%	6
		西和					
	中核市	豊田					
		奈良	1	33.3%	2	66.7%	3
		大津					
		高知	1	100.0%	0	0.0%	1
		久留米	0	0.0%	1	100.0%	1
	全体	8	53.3%	7	46.7%	15	

D 一般相談アセスメント

		1. 繫いだ		2. 繫いでいない		回答数の合計	
		回答数	構成比	回答数	構成比		
D 一般相談	広域	尾張東部	1	33.3%	2	66.7%	3
		知多	1	5.6%	17	94.4%	18
		西和	0	0.0%	2	100.0%	2
	中核市	豊田	1	20.0%	4	80.0%	5
		奈良					
		大津					
		高知	1	50.0%	1	50.0%	2
		久留米	0	0.0%	12	100.0%	12
	全体	4	9.5%	38	90.5%	42	

繫いだ、繫いでいないを区別する判断理由（質問紙の自由記述から抜粋）

C 繫いだ	本人の理解が不十分で各種手続きや土地・家屋の処分が困難であるため等。
C 繫いでいない	成年後見に対する本人の意思確認が行われていないため等。
D 繫いだ	日常生活が送れない状況（光熱水費未払いからのライフラインの停止・食事の提供がままならない）に陥っていたため等。
D2 繫いでいない	社会福祉協議会の日常生活自立支援事業で検討したいため等。

③ケースの見立てとつなぎのクロス集計

C 成年後見制度に関する相談では、地域包括支援センター、障害相談センターともに制度に移行する予定の相談において、「繋いだ」割合が7割以上と高かった。

一方、D 一般相談では、地域包括支援センター、障害相談センターともに制度に移行する予定の相談において、繋いでいない件数の割合が7割以上と高かった。その理由として、「現状では、成年後見制度を利用するほどの判断能力の低下が認められないため。」、「包括支援センターのみで問題解決できたため。」、「今後、相談予定である。」等が挙げられた。

図表Ⅱ－34 ケースの見立てとつなぎのクロス（地域包括支援センター）

		1. 繋いだ		2. 繋いでいない		小計
		回答数	構成比	回答数	構成比	
移行する 予定	C1	36	73.5%	13	26.5%	49
	D1	8	22.9%	27	77.1%	35
移行するか わからない	C2	7	23.3%	23	76.7%	30
	D2	3	4.4%	65	95.6%	68
小計 (%)		54	29.7%	128	70.3%	182 100.0%

図表Ⅱ－35 ケースの見立てとつなぎのクロス（障害相談センター）

		1. 繋いだ		2. 繋いでいない		小計
		回答数	構成比	回答数	構成比	
移行する 予定	C1	31	77.5%	9	22.5%	40
	D1	7	21.2%	26	78.8%	33
移行するか わからない	C2	7	25.0%	21	75.0%	28
	D2	1	1.6%	62	98.4%	63
小計 (%)		46	28.0%	118	72.0%	164 100.0%

8) ケースを通して見えてきた課題のまとめ

自由記述欄に記載された内容を6つに分類し、各々に具体的な記述を抜粋した。

①成年後見制度の広報・啓発の必要性

- ・成年後見制度の認知度の低さを感じた。
- ・本人にとって制度利用のメリットや制度の手続きの必要経費を例示した資料がほしい。
- ・権利擁護ということについて、どのような手立てがあるのか周知が必要。
- ・家族に成年後見制度を説明しても裁判所という言葉に対して大事になるという思いを持たれ敬遠される。 など

②制度への不信感

- ・役場が受付してくれないというケースが多い。家族、本人が電話をするも実行してくれないという話が多すぎる。
- ・後見業務をやる時間的余裕のある方が少なく、後見制度より身元保証会社の方が助かると思っ
ている施設はある。 など

③費用が高額

- ・費用が負担に感じ申し立てを断念される方もおり、申し立て費用の負担軽減に繋がる制度・仕組みがあるとよい。
- ・経済的に困窮している人こそ成年後見制度のニーズは高い。市民後見人等の無償でも受任ができる後見人が更に増えることを期待する。 など

④意思決定支援の難しさ

- ・理解力、判断能力が乏しいことを理由に制度説明が遅れてしまうことがある。本人の権利を守るための制度なので説明、同意を得る必要があるが、どのように説明をしていけばよいか難しさを感じる。
- ・本人が申し立てをする判断力がありながらも、制度の利用を決断できず躊躇してしまう場合に課題解決が長期化するため市長申し立てへの判断の難しさがある。 など

⑤手続きが煩雑

- ・市長申し立て準備中、約1年以上もかかる。
- ・本人申し立てでの制度申し込みとなったが、時間が経過する中で申請者本人の症状が悪化している。本人の利益のため病状に応じた申し立て手続きを望みたい。
- ・本人申し立てや親族申し立てを早期のうちに行える人材や体制を作る必要がある。 など

⑥運用方法の難しさ

- ・後見開始後のフォローや状況把握のためのしくみづくりが必要。
- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度へつなぐ時期がケースごとで判断に迷う。中核機関や協議会等との連携やバックアップが必要である。
- ・生活保護受給者の場合、保護担当より情報提供をいただけない。また、自分たちの範疇ではないとの意識があり連携に困る。
- ・ケアマネなど介護保険関係者は、成年後見人（特に法律職）に対してどのように接したらよいかわからないといった苦手意識を持っていること。
- ・法テラスや弁護士会、警察との連携が必要と感じる。 など

3. ニーズ調査からえられた示唆

ニーズ調査の結果からは次の3つの視点から示唆が得られた。

1) 成年後見ニーズの把握

成年後見ニーズの把握という点では、制度利用の相談だけでなく、利用中、手続き中、虐待相談など、A～Eの項目を通して幅広くニーズを捉えることができた。地域によってその把握される数にはばらつきがみられた。

ニーズの推計という点では、C後見相談とD一般相談について、将来の後見制度利用への「見立て」からニーズ推計の可能性があることが示唆された。後見相談に関する相談の5割、一般相談の3割で後見制度利用が予測された。

また、多くの機関でD一般相談として、一人暮らしの高齢者からの将来への不安のニーズが汲み取られていることが明らかとなった。一般相談における権利擁護ニーズをいかに地域包括支援センター等第一次相談機関がアンテナを貼り適格にキャッチできるかが、地域の権利擁護システムの質に影響を与えることが予想される。

2) 地域連携ネットワークの視点から

地域連携ネットワークとしての一次相談機関と中核機関の連携という点では、成年後見制度利用中、制度利用の手続き中の相談も地域包括支援センターや障害相談センターなど、一次相談機関が受けていることが明らかとなった。地域の身近な相談機関として、被後見人を支援する専門職や民生委員、後見人にとっても相談する場となっている。制度の利用時だけでなく、利用後の支援に置いても中核機関との連携が継続的に必要となる。

また、一次相談機関がうけた後見に関する相談のすべてをセンターにつなぐわけではなく、その緊急度や必要度に応じて判断していることが分かった。中核機関ができれば、後見ニーズのすべてがそこに任されるのではなく、地域包括支援センター等、一次相談機関の育成によって各一次相談機関での対応の幅を広げることが、中核機関の運営に置いては重要となる。

3) 今後の調査の活用

ニーズ調査の結果を計画策定の現場でどのように活用するのかという点では、尾張東部圏域ですでにそのフィードバックを実施し、センターとの連携のあり方や今回の調査票の様式を日常的に活用するのかの検討を行い、計画化されている（詳細はIVを参照）。他の7つの地域でも、次年度以降策定が予定されている知多圏域等では、そのフィードバックが策定委員会のなかで取り上げられる予定となっている。こうした調査過程を通して、多くの連携機関が中核機関への協力を組織することが重要となる。

Ⅲ 計画策定の作業・準備段階

一 豊田市・知多圏域

1. 豊田市の策定作業のプロセス 一 所管部署とニーズ調査の取組

1) 計画の策定の背景

豊田市においては、平成 29 年 7 月に豊田市成年支援センター（以降、センター。）開設。開設初年度における新規相談の実件数は 296 件であり、平成 30 年度も 2 月末時点で 247 件と多くの相談が寄せられている状況である。市長申立に関しても、老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法分を合計して、平成 29 年度は 6 件であったものが、平成 30 年度は 2 月末で 19 件の申立を行うなど、市民の成年後見制度の利用が加速しているとともに、判断能力が不十分な市民の権利擁護に対する支援が充実してきている。

また、頻回な訪問や複雑な支援が必要となり、個人の成年後見人では対応の難しい案件については、セーフティネットの観点から、センター自体が成年後見人となる法人後見で支援を行っている。その法人後見の受任件数も増加しており、平成 29 年度末時点では 24 件であったが、平成 31 年 2 月末現在は 41 件と増加している。

このような急速なニーズ増に対して、開設 2 年程度とセンターとしての実績を積み上げている段階も重なったこともあり、現場での課題が浮き彫りになってきたため、段階的な体制の整備が必要との認識が行政及びセンター内で生じていた。加えて、平成 31 年度からは市民後見人の育成も開始するが、これら各取組の根幹となる方針や理念が十分に明確となっていないこともあり、豊田市として、成年後見制度利用促進法（以降、利用促進法。）に基づく市町村計画を策定することとなった。

2) 計画の位置づけ

計画の位置づけとしては、利用促進法第 14 条に規定される市町村計画としての性格のみならず、豊田市行政として、第 8 次豊田市総合計画の重点施策である「超高齢社会への適応」に向け、成年後見制度の利用など権利擁護支援の充実に向けた考え方や取組を示すものとしての位置付けとしている。

また、豊田市では、社会福祉法に規定される地域福祉計画と豊田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を合同で策定しているが、これら計画における権利擁護支援のパートの役割も担う性格を有することにしており、地域福祉計画との一体的な策定を進めている。この理由としては、成年後見制度の利用は施設入所の契約をするためだけに利用されるものではなく、又地域共生社会の観点から、制度を利用しながら身近な地域で暮らし続けることに本来の権利擁護支援の趣旨があると考えているため、「地域福祉」の概念の中で捉えて検討を進めた方がより効果的であると判断したことによる。

3) 想定される計画の範囲と所管行政部署の役割

豊田市では成年後見制度利用はあくまで地域で暮らし続けるための手段であることから、計画の

内容についても特に後見類型の法定後見制度の利用を述べる限定的な内容に留めるべきでないと考えている。そこで、計画の内容としても、セーフティネットとなる法定後見制度（後見類型）だけでなく、意思決定の支援や早期からの支援につながる保佐・補助類型や任意後見制度、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業の家計管理、エンディングノートの活用、地域生活を充実させるためにつながる認知症カフェ、障がい理解啓発等の取組などまでが施策に結び付くと想定している。また、これらの推進・実行については、地域・福祉・医療に加え、司法までを加えた「法福連携」での推進・実行を基本にすることを考えている。

計画策定の事務に関しては、センターに委託する形式ではなく、市が直接、策定事務を行っている。また、行政内の体制も、高齢福祉セクションと障がい福祉セクションが連携して実施する形式ではなく、豊田市の場合は成年後見制度利用促進や市長申立、虐待対応といった権利擁護支援に関する業務を高齢者と障がい者に関わらず一体的に実施している福祉総合相談課を中心に進めている。福祉総合相談課は成年後見制度の関する業務を所管しているので、計画策定についても当該課内だけで完結することもできるわけであるが、被後見人等が地域で生活を続ける視点から設定している計画の範囲を踏まえ、地域包括ケア企画課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課及び生活福祉課等関連所属と調整しながら計画策定を進めている。

また、福祉総合相談課は企画調整だけを行う部署ではなく、地域共生社会の実現の観点から総合相談窓口であらゆる福祉的な相談をインテークしたり、市長申立及び虐待対応に係るケースワークを実施したりと現場実践も行う部署であることから、これらの実践での気づきや課題なども計画に反映するようにしている。

4) 策定を行う合議体の設定

豊田市では2つの合議体での協議検討を踏まえて計画策定の作業を進めている。一つ目としては、地域福祉計画の中で策定する観点から、社会福祉法第7条に規定される地方社会福祉審議会として、豊田市社会福祉審議会条例に基づき設置されている豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、全体像の中での協議を行っている。

一方で、成年後見制度や権利擁護支援に関する具体的な議論については、国の成年後見制度利用促進基本計画で設置が求められている協議会として、豊田市が設置している「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」で実施している。この協議会は、(1) 豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関する事、(2) 利用促進法に関する事、(3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関する事、(4) その他認知症、知的障がいその他の精神上的障がいのある者の権利を擁護に資することについて、意見交換、協議及び市への提言等を行うことを所掌事務としており、弁護士、司法書士、社会福祉士、基幹包括支援センター所長、地域自立支援協議会副会長（相談支援専門員）及び医療ソーシャルワーカーを委員としている。

平成30年度の協議会における計画に関する検討状況として、平成30年6月29日に、現状と課題に関する仮説の提示と協議、アンケート・ヒアリング調査設計の協議、平成30年11月9日に調査結果を踏まえた豊田市としての課題設定の協議、計画骨子についての協議、平成31年3月27日に、計画の基本理念（案）及び施策体系（案）についての協議を実施している。

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系(案)について

※太字…権利擁護支援・成年後見制度の関連部分

設定の背景	基本理念	行動原則	基本目標	施策	施策の基本的方向	具体的な事業・検討内容
<p>第1次計画の評価から</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 包括的な支援体制の充実 □ 権利擁護支援の推進 □ 地域福祉を知る機会の充実 □ 実践につながる仕組みの構築 □ 新たな居場所創出・確保、参加誘導 □ 企業等の参画誘導 □ 避難行動要支援者登録・個別支援 □ 台帳作成の推進 □ 専門職の能力向上・連携強化 □ 担い手の育成 □ 支え合いの取組への参加を促す仕組みづくり 	<p>安心して自分らしく生きられる支え合いのまちづくり ～地域共生型社会システムの深化・推進～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域福祉を知る」の推進 ● 地域福祉を市民に身近なものにする ● 市民のボランティアマインドの醸成 ● 主役別役割の整理 	<p>【基本目標①】 地域の支え合いの仕組みづくり</p>	<p>地域密着型包括支援体制の構築</p> <p>災害時要配慮者対策の推進</p> <p>地域福祉に関わる人材の裾野の拡大</p> <p>専門人材の確保、育成・養成</p> <p>社会参加・就労につながる仕組みの構築</p> <p>【基本目標③】 いつでも活躍できる仕組みづくり</p> <p>【基本目標④】 協議体としての協働の基盤強化</p>	<p>ボランティア活動推進の基盤強化</p> <p>包括的な支援体制の効果的な整備</p> <p>新たな居場所の確保・参加誘導</p> <p>社会福祉法人、民間企業等による公益的な取組の推進</p> <p>認知症高齢者等の権利擁護支援の推進</p> <p>避難行動要支援者対策の促進</p> <p>地域活動デビューのきっかけづくりの推進</p> <p>住民福祉教育の推進</p> <p>福祉(医療)専門職の能力向上・連携強化</p> <p>福祉事業所のネットワーク化による体制強化</p> <p>働くことのできる仕組みづくり</p> <p>活躍できる仕組みづくり</p> <p>計画的な質の向上</p>	<p>★ ボランティアセンターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズ(依頼)とボランティアとのコーディネートの実施(拡充) ○ 企業と連携したボランティア参画への広報や場の設置(拡充) ○ ボランティア運営委員会の設置(新規) <p>○ 高岡・猿投窓口を踏まえた包括的支援体制の充実(継続)</p> <p>○ 共生型サービスの推進(新規)</p> <p>○ 認知症カフェ、多世代交流サロン等の展開(拡充)</p> <p>○ ささあいやねいしゃ協働者駐事務所利用、福祉事業所の空き車両を活用した送迎等、社会貢献活動の推進(新規)</p> <p>○ コンビニの包括協定の締結等、民間サービスの活用促進(新規)</p> <p>○ とよた市民後見人の育成・共働(仮)豊田権利擁護基金の創設(新規)</p> <p>○ 豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及(新規)</p> <p>○ 個別支援台帳の作成促進と台帳を活用した支え合いの地域づくり(継続)</p> <p>○ 先進・参考事例の見せる化(手引き集)の整理(新規)</p> <p>○ 福祉実践教室・地域福祉学習等の実施(拡充)</p> <p>○ 共生社会の推進に向けた交流の場づくり(拡充)</p> <p>○ 企業に向けた地域参加への誘導(継続)</p> <p>○ テーマ型ボランティア講座の実施(継続)</p> <p>○ とよた市民福祉大学の実施(継続)</p> <p>○ 福祉人材の研修の体系整理、認証制度導入(新規)</p> <p>○ 消防等を含めた多職種連携研修の実施(拡充)</p> <p>○ 初任者研修、かいてこの教室、福祉就職フェア等の実施(継続)</p> <p>○ 民生委員・児童委員の活動の周知・理解促進(継続)</p> <p>○ 小規模法人等のネットワーク化による協働事業の推進(新規)</p> <p>★ 社会参加促進の拠点機能として整理</p> <p>○ 協議会等、多職種連携の場の設定(新規)</p> <p>○ 個人と企業等のマッチング、カウンセリング機能の検討(新規)</p> <p>○ 企業等に向けた高齢者・障がい者等の雇用啓発・連携(継続)</p> <p>○ 介護が必要な高齢者の社会参加・就労の場の確保の検討(新規)</p> <p>○ 農福連携等、他分野と連携した活躍の場確保(継続)</p> <p>○ 多様な活躍の見せる化、誘導(継続)</p> <p>○ 基盤強化計画の策定・推進(拡充)</p>
<p>国ガイドラインから</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 分野横断的に関係する者に対応できる体制 □ 地域づくりの観点も踏まえた権利擁護 □ 官民協働や寄付、共同基金等の推進 □ 制度の狭間の問題への対応 □ 分野横断的な福祉サービスの展開 □ 住民等による問題関心の共有化への動機づけ意識の向上 □ 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援 □ 就労に困難を抱える者への横断的な支援 □ 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相対支援体制の整備 □ 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等 						
<p>社会情勢の変化等から</p> <p>超高齢社会による成年後見制度のニーズの増大</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 国の働き方改革や、多様な人材の活躍促進の流れ □ アンケート結果から多様な形の就労促進に向けての支援が必要 □ 多様な地域課題に福祉事業所等が「地域住民として」参加・協力する □ 「社会福祉法人による地域における公益的な取組」の推進が必要 □ 交流館のあり方の変化 □ 自然災害の多発、大規模イベント等でのボランティアへの関心の高まり 						

(出典) 2019.3.18 「豊田市社会福祉協議会地域福祉専門委員会 第3回」資料(一部、福祉委員会協議会加筆)

5) 地域関係者、福祉及び医療関係者・機関、3 専門職へのアンケート調査実施

豊田市では計画策定の基礎調査として、関係者・団体に対してのアンケート調査を実施している。

(1) 調査手法等

ア 地域関係者

調査客体		対象数	調査方法	実施期間	回収率
A	一般市民	4,000	地域福祉計画のアンケート内で実施（郵送送付・回答）	平成 30 年 9/10 ~ 10/1	42.7%
B	自治区長	301			90.4%
C	民生委員	597			85.1%

イ 福祉及び医療関係者・機関

調査客体		対象数	調査方法	実施期間	回収率
A	地域包括支援センター	27	メール送付・回答	平成 30 年 9/18 ~ 10/5	100%
B	居宅介護支援事業所	74	郵送送付・回答		64.9%
C	委託障がい相談支援事業所 地域活動支援センター I 型	13	メール送付・回答	平成 30 年 9/26 ~ 10/15	92.3%
D	指定特定相談支援事業所	9	メール送付・回答	平成 30 年 10/5 ~ 10/22	66.7%
E	生活困窮自立支援機関	1	直接配布・回答	平成 30 年 9/18 ~ 10/5	100%
F	社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業)	1	直接配布・回答		100%
G	社会福祉協議会 (生活支援員派遣事業)	1	直接配布・回答		100%
H	医療ソーシャルワーカー	26	直接配布・回答	平成 30 年 7/13 ~ 8/10	84.6%

ウ 3 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）

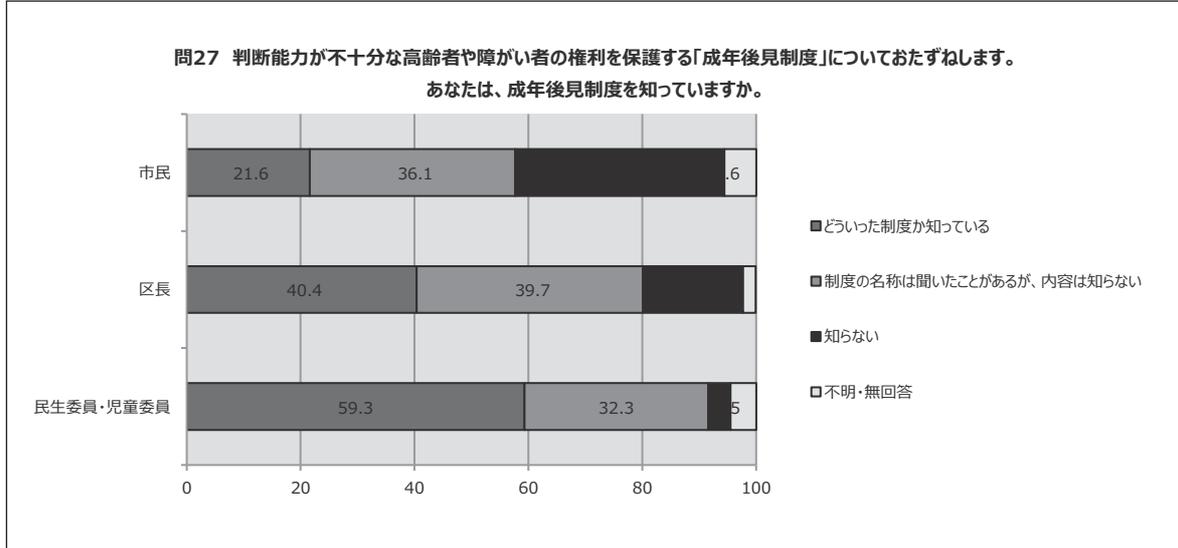
調査客体		対象数	調査方法	実施期間	回収率
A	弁護士（市内・近隣）	121	郵送送付・回答	平成 30 年 9/18 ~ 10/5	41.3%
B	司法書士（市内・近隣）	49		平成 30 年 10/11 ~ 10/31	34.7%

※社会福祉士に対しても、H31.1 にアンケートを実施しているが、集計と当報告書作成のタイミングの都合上掲載していない。

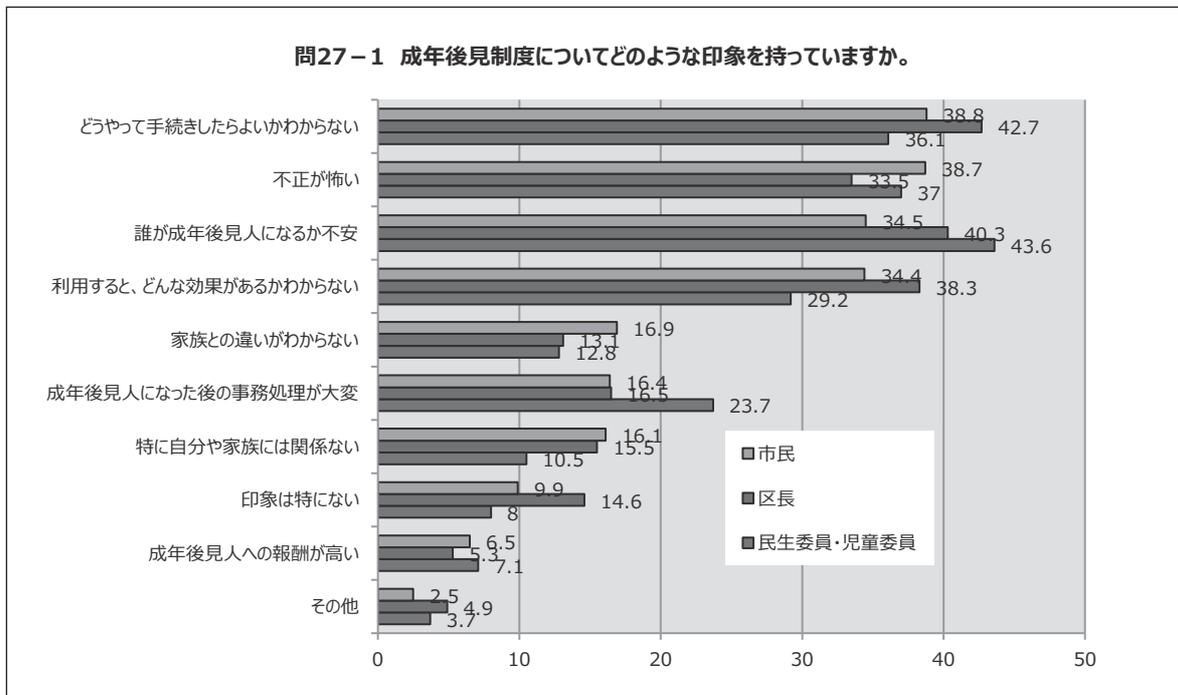
(2) 調査結果概要

ア 成年後見制度に関する理解について

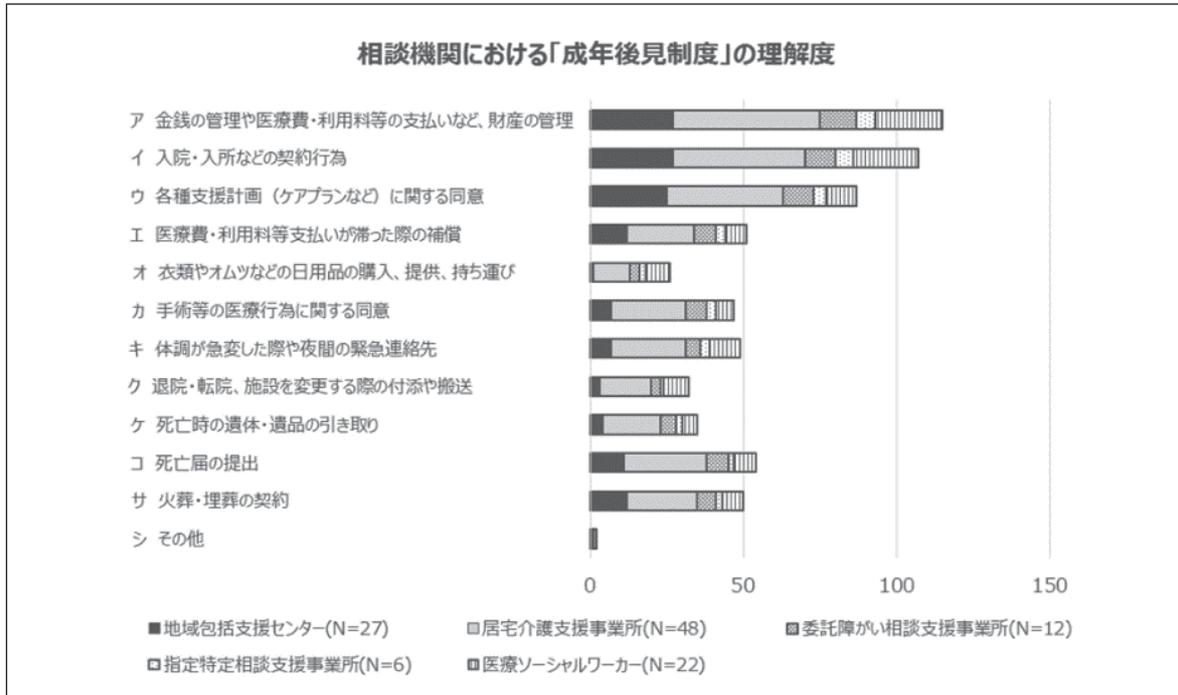
- ・成年後見制度に関する理解度については、民生委員・児童委員＞区長＞一般市民の順となっている。



- ・成年後見制度に対する印象については、市民、区長、民生委員・児童委員ともに回答傾向は似ているが、市民と区長において最も回答が多かったものは「どうやって手続きしたらよいかわからない」である一方、支援者としての側面も持つ民生委員・児童委員においては「誰が成年後見人になるか不安」といった回答が最多であった。

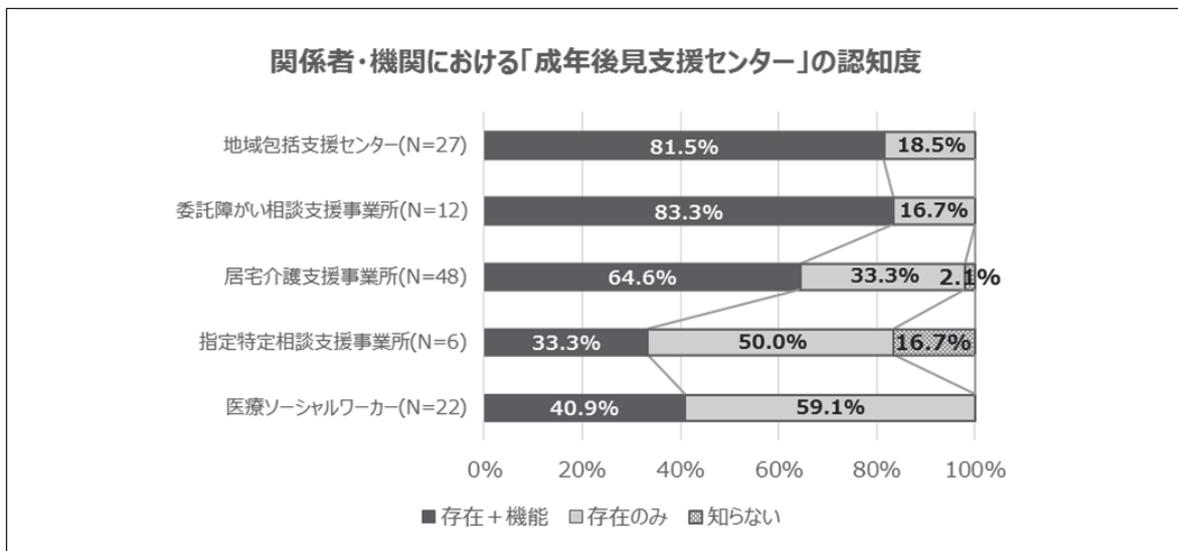


- ・各相談機関における成年後見人の職務として理解している内容についての調査において、「財産管理」についてはすべての調査客体で100%の理解度であった。
- ・一方で、「医療費等の補償」「日用品の購入等」「医療同意」「緊急連絡先」「退院等の付添・搬送」「遺品等の引き取り」についても、成年後見人等の職務であると理解している客体も存在している。



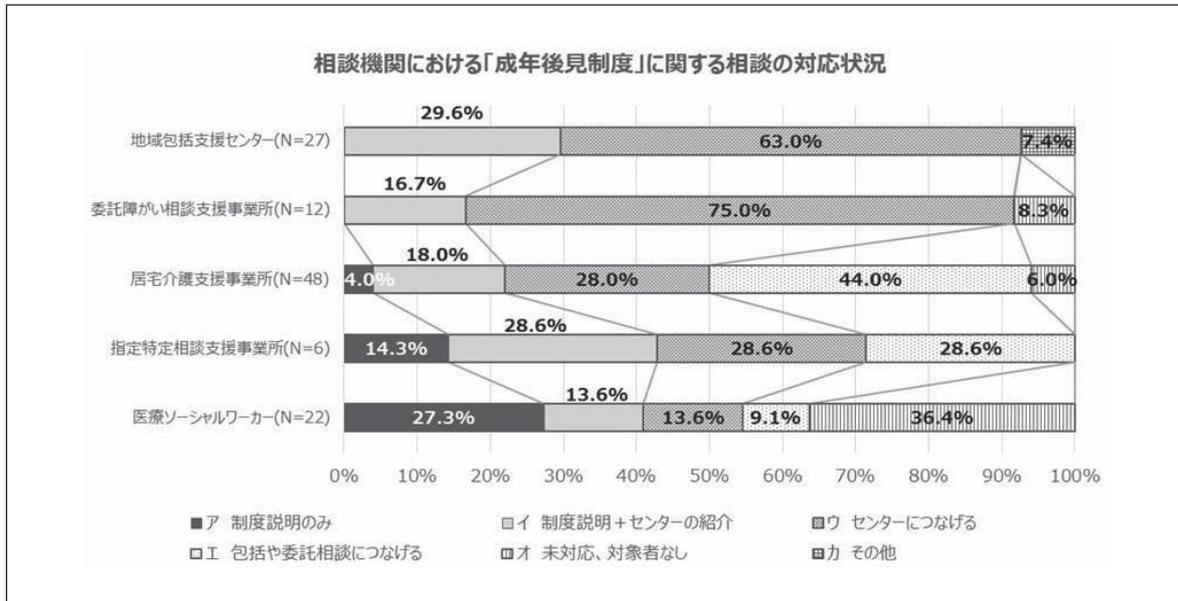
イ センターの認知度について

- ・豊田市が委託事業として実施している「地域包括支援センター」や「委託障がい相談支援事業所」では、豊田市成年後見支援センター自体の存在に加えて、具体的な機能まで理解している機関が80%を超える。
- ・一方で、「居宅介護支援事業所」や「指定特定相談支援事業所」では、豊田市成年後見支援センターの存在を知らない事業所も一定数存在している。



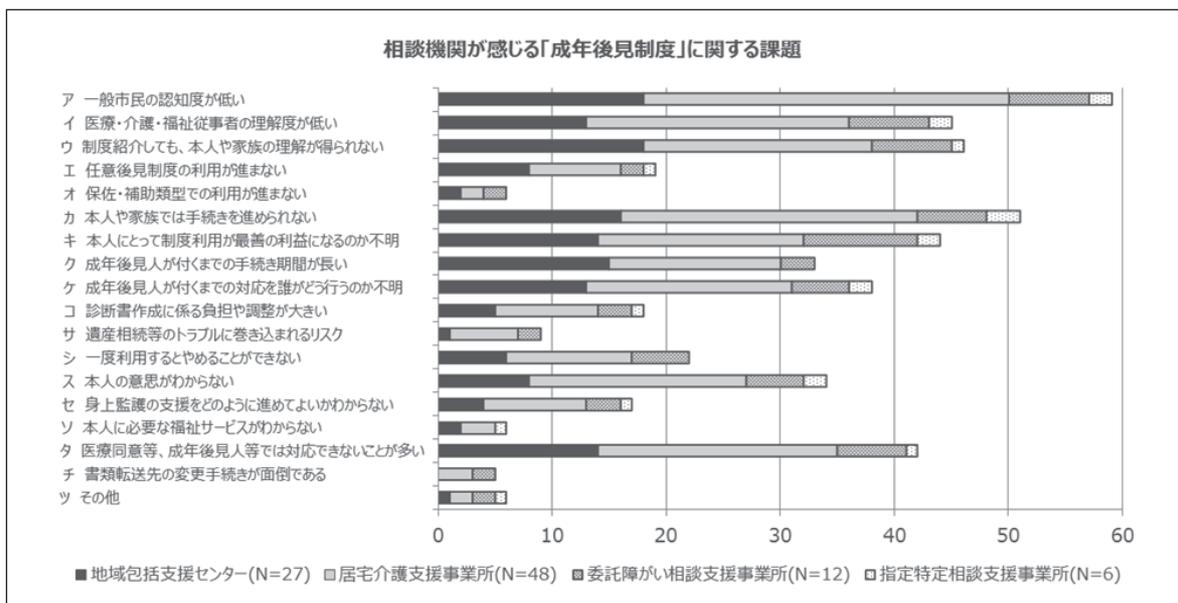
ウ 相談対応の場面について

- ・豊田市が委託事業として実施している「地域包括支援センター」や「委託障がい相談支援事業所」では、対応方法として、豊田市成年後見支援センターにつなげる割合が高い。
- ・一方で、「居宅介護支援事業所」や「指定特定相談支援事業所」、「医療ソーシャルワーカー」での対応方法はまちまちの結果となった。



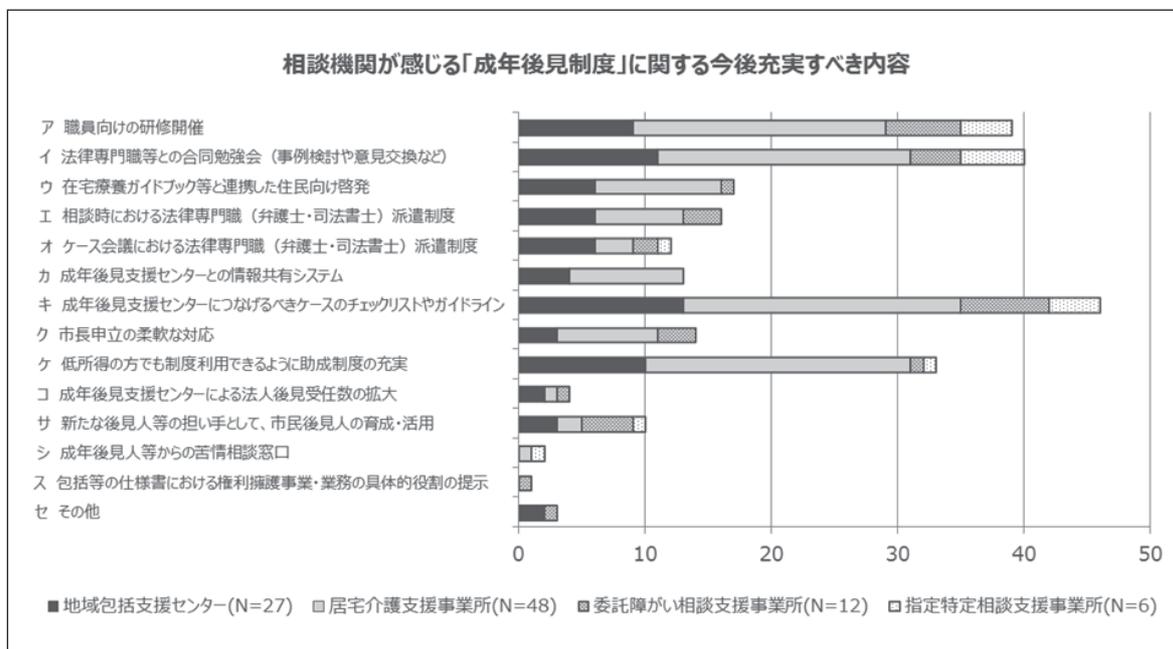
エ 相談機関の感じる制度に関する課題について

- ・「地域包括支援センター」や「居宅介護支援事業所」といった高齢者の相談機関については、「一般市民の認知度が低い」という回答が最も多かった。
- ・一方で、障がい者の相談機関である「委託障がい相談支援事業所」においては、「本人にとって制度利用が最善の利益となるのか不明」という回答が最も多かった。



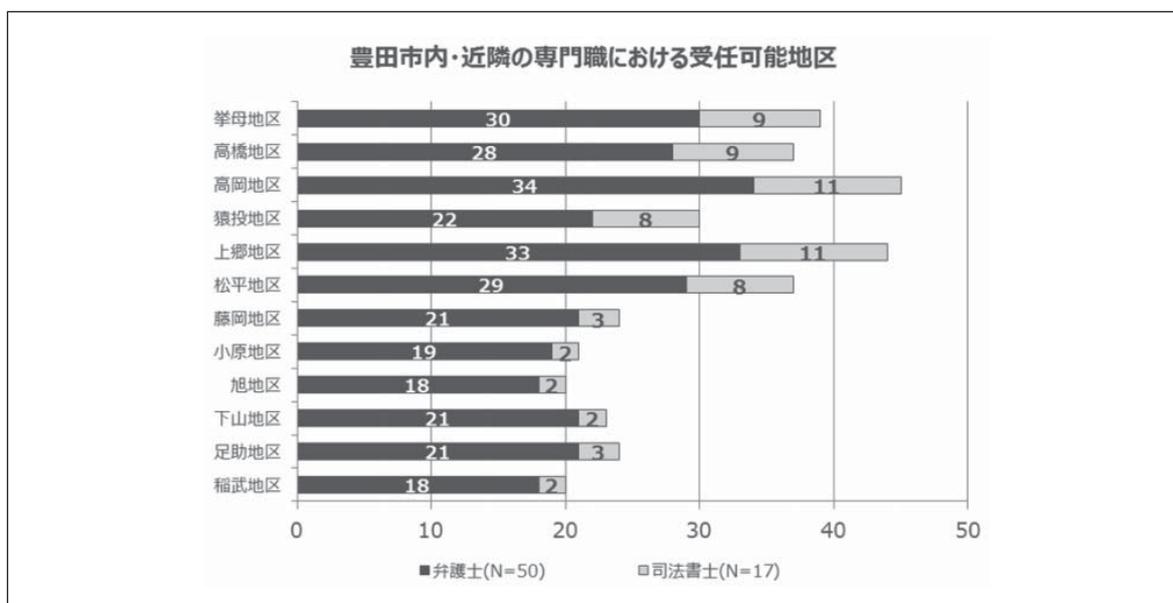
オ 相談機関の感じる今後充実すべき内容について

- ・豊田市成年後見支援センターや市の施策に今後望むこととしては、「センターにつなげるべきケースのチェックリストやガイドライン」「法律専門職等との合同勉強会」「職員向けの研修開催」と回答する相談機関が多かった。



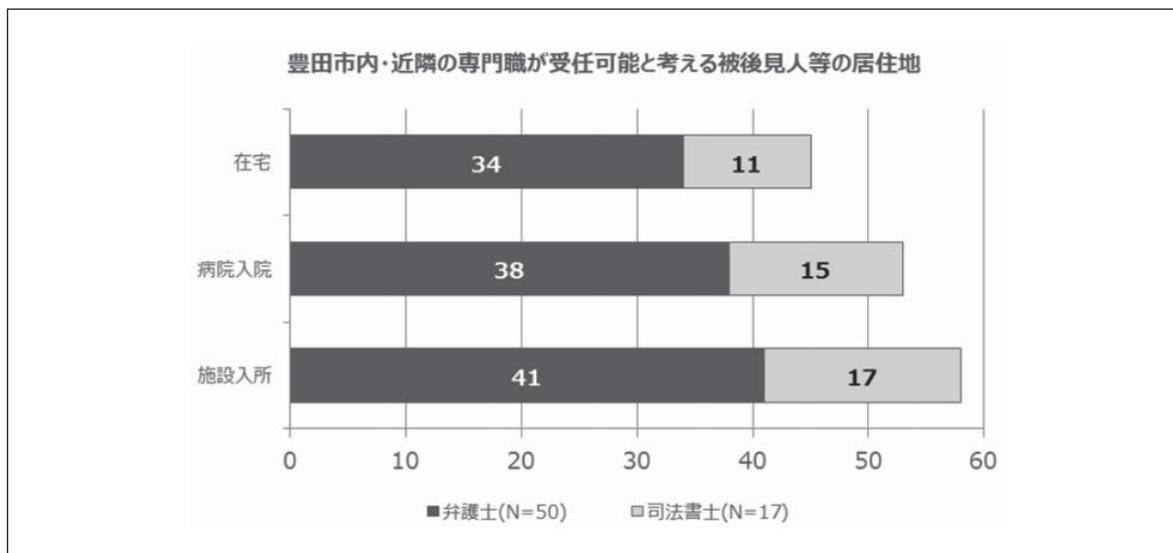
カ 法律専門職が受任可能と考える市内の地区

- ・豊田市内及び近隣自治体に事務所を設ける法律専門職に対する調査を実施した中で、市域が広域である豊田市の地区ごとに受任可能かどうかの調査結果としては、近隣自治体に接する「高岡地区」や「上郷地区」で回答が多くなった一方、中山間地地区では受任可能との回答は少ない結果であった。



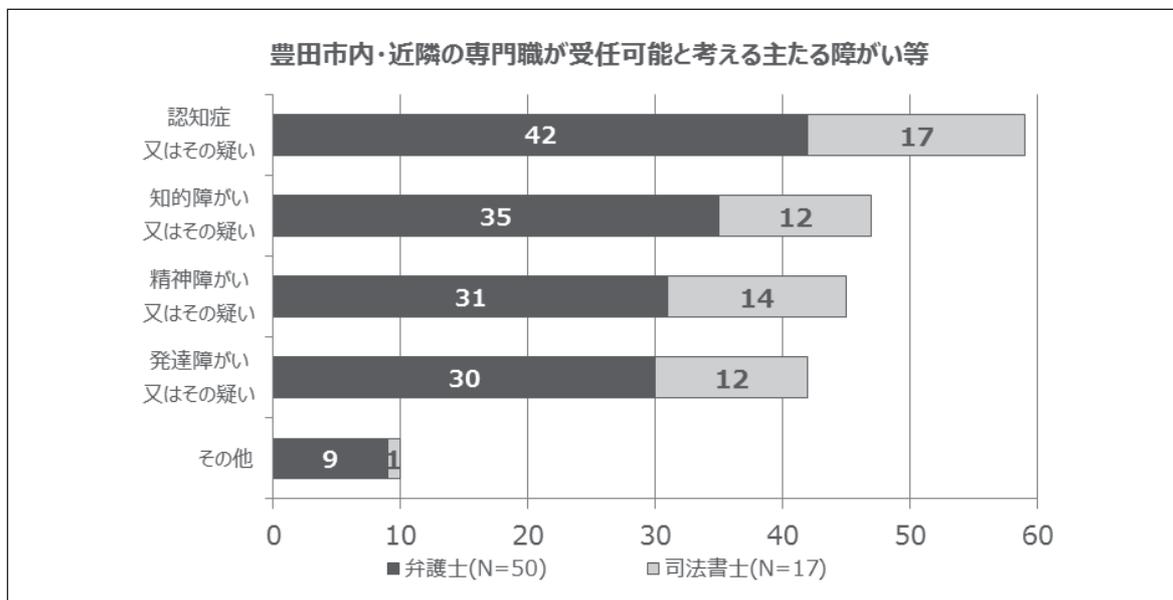
キ 法律専門職が受任可能と考える被後見人等の居住地

・法律専門職が受任可能と考える被後見人等の居住地としては、施設入所＞病院入院＞在宅、という結果であった。



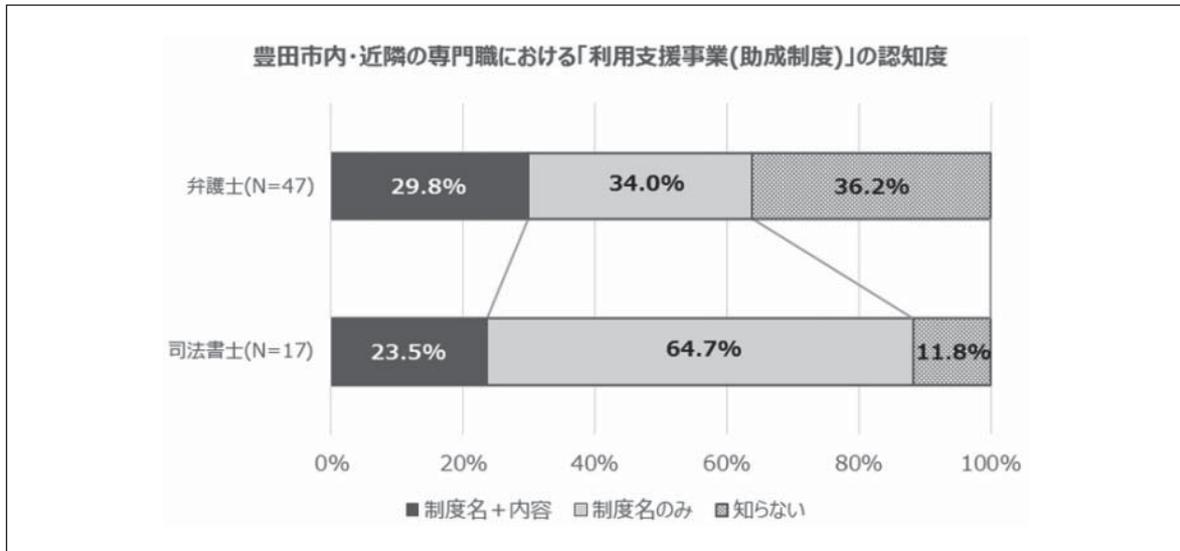
ク 法律専門職が受任可能と考える主たる障がい等

・法律専門職が受任可能と考える被後見人等の主たる障がい等については、その疑いも含め、認知症＞知的障がい＞精神障がい＞発達障がい、という結果であった。



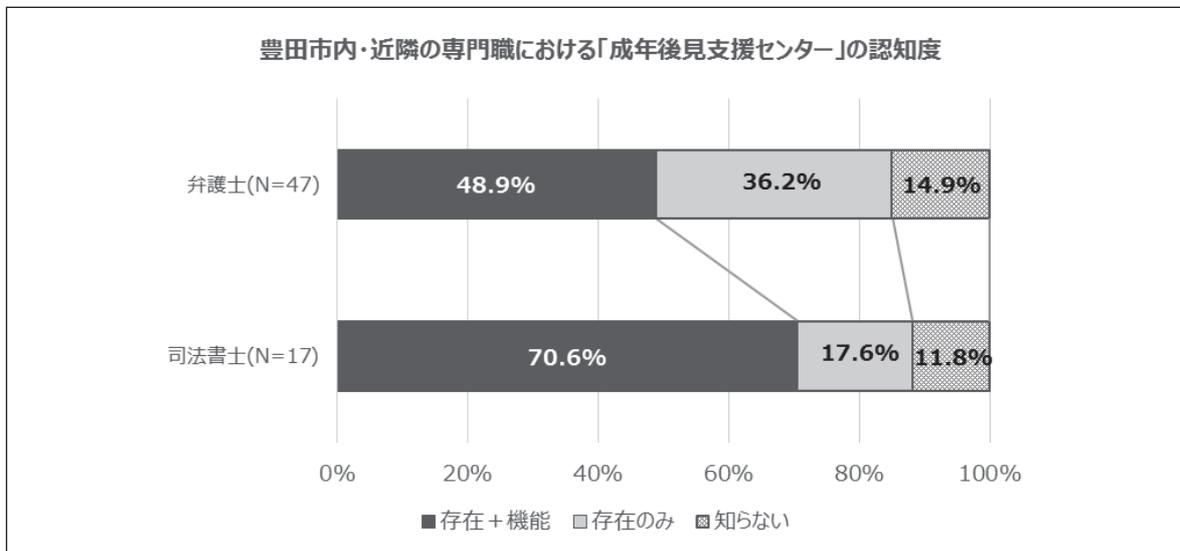
ケ 利用支援事業の認知度

- ・低所得者に対する報酬費用等の助成制度の認知度としては、制度の内容を具体的に知っている割合よりも、内容や制度そのものを知らない法律専門職の割合の方が高い結果となった。



コ センターの認知度

- ・豊田市成年後見支援センターの具体的な機能まで把握している割合として、司法書士は7割を超える結果に対して、弁護士は半数以下に留まる結果となった。



6) ニーズ推計調査の方法と推計結果

はじめに、認知症自立度など行政内部の統計情報から、成年後見制度の利用の可能性のある対象者を集計した。これを「潜在者」とし、平成30年度時点で約7,700人の潜在者が市内にいると推計した。また、5)で示したアンケート調査では成年後見制度の利用需要を把握する調査も実施している。新潟県や青森県等で実施された調査を参考に、「身上保護」、「財産管理」、「虐待及びその疑い」、「法律行為」及び「身元保証」の観点で課題を抱える支援対象者について、平成29年度の

7) 基本理念（案）について

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画内における「(仮) 豊田市成年後見制度利用促進計画」部分の理念（案）について



(出典) 2019.3.27「豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第5回会議」資料

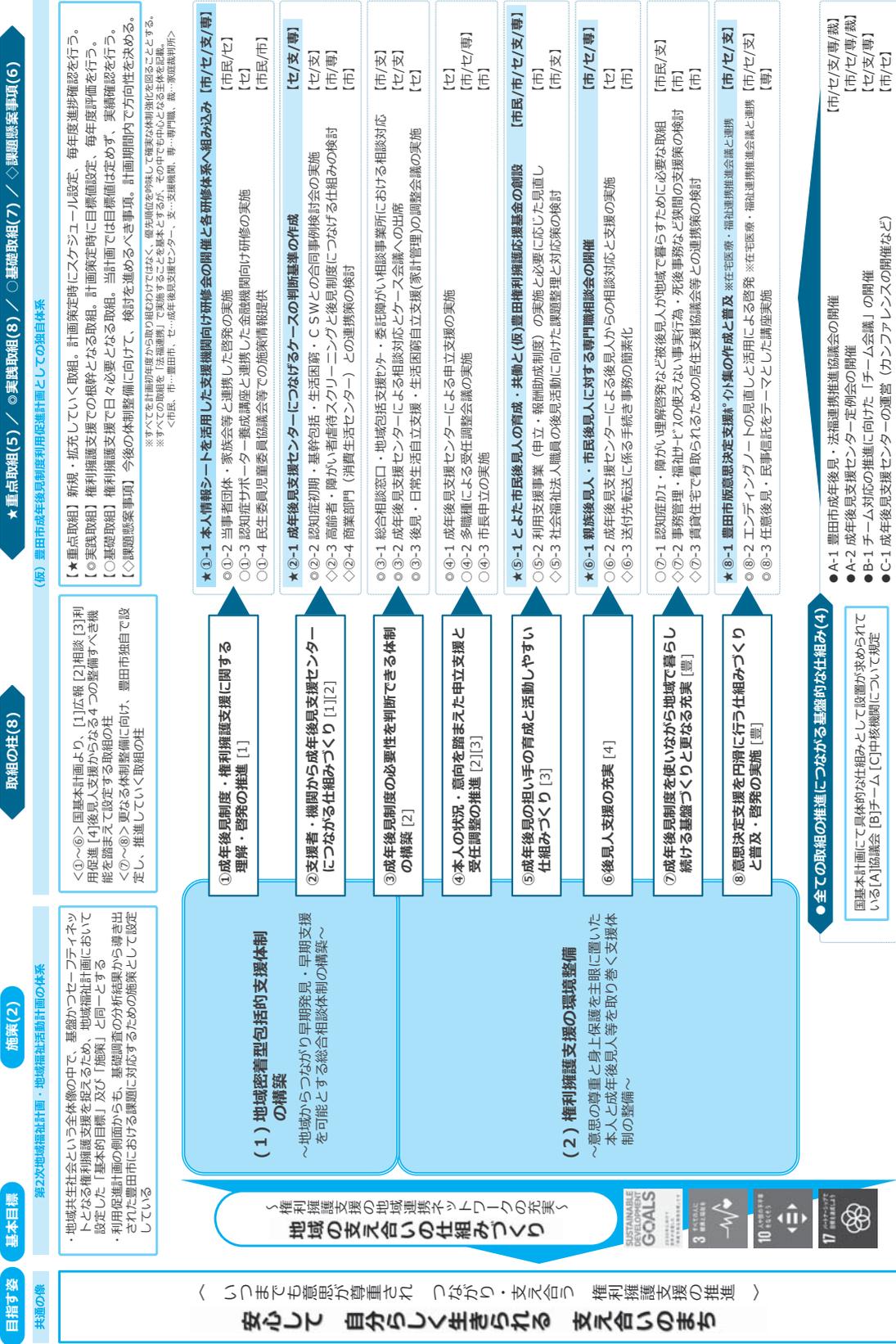
豊田市では、前述のとおり利用促進法第14条に規定される市町村計画を地域福祉計画と一体的に策定することから、目指すまちの姿は同一としている。一方で、前述した調査結果や権利擁護支援に関する国の動向等を踏まえ、利用促進法第14条に規定される市町村計画としてのサブテーマも設けながら、それに向けた「市民」、「福祉・医療等の支援者・機関」、「3 専門職」、「豊田市成年後見支援センター」、「豊田市」の権利擁護支援における各主体の目指す姿を設定している。

また、持続可能な社会に向けて国連が定めているSDGsの17のゴールのうち3つにも権利擁護支援の取組が寄与するものの整理として、地域社会全体での推進としての考え方を有している。

8) 施策体系 (案) について



第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画内における「(仮)豊田市成年後見制度利用促進計画」部分の施策体系(案)について



7) で示した基本理念を踏まえながら、施策体系についても整理をしている。地域福祉計画と一体的に策定することから、「目指す姿」「基本目標」「施策」については地域福祉計画の同一であり、又その一部となっている。

一方で、具体的な取組に関しては利用促進法第14条に規定される市町村計画独自の体系を設定している。「取組の柱」としては国基本計画において、地域連携ネットワーク及び中核機関において備えるべき機能である広報、相談、利用促進、後見人支援の4つを踏まえたものと、豊田市独自で推進していくものも合わせた設定としている。この「取組の柱」に紐づく形で具体的な取組を設定していく想定としている。

また、地域連携ネットワークの具体的な仕組みである「協議会」「チーム」と、豊田市と豊田市成年後見支援センターで担う「中核機関」については、どれかの取組にのみ位置付けられるものではなく、すべての取組の推進につながる基盤的な仕組みとして整理している。

9) 計画策定担当者（市職員）の所感

豊田市では中核機関に求められる地域全体の司令塔的な立場は、市で担うこととしているため、計画策定も市が主導している。一方で、行政だけで進めているわけではなく、アンケートの調査設計や施策体系を作成する際には豊田市成年後見支援センター職員と意見交換をしながら実施している。また、協議会の委員である専門職や関係者の意見も、協議会での議論を踏まえて、基本理念や施策体系に反映している。

これらの作業により、市を中心に点（人）と点（人）が線で結びつく形で計画策定の中間地点まで到達したと考えているが、今後はこれらの骨組みに、当事者団体など市民も合わせて各機関との議論や機関間での意見交換による更なる肉付けを行っていくことを予定している。その理由としては、計画策定は市の取組の方向性を示すだけでなく、策定を通じて関係機関同士で共通の目標を共有したり、認識を深めたりしながら、共働できる体制を作り上げていく言わば地域連携ネットワークを構築していくプロセスであることが重要であり、計画は点や線ではなく面を描くものでないと意味がないと考えているからである。

そのため、権利擁護支援に関わる主体が策定過程にどの程度関与して進められてきたかどうかが、計画策定そのものを評価する指標となりうるのではないかと考える。

また、共通理念や目指す姿を描くだけでなく、権利擁護という見えにくい領域の現状をしっかりと可視化できているかも策定を評価する視点であると思う。行政職員の立場から言えば、成年後見制度の利用という明確な対象者数を把握しづらい数をどう提示し、今後の取組がどの程度のボリュームを占めるのかを見定めること、又目には見えにくい関係者の認知度や理解度、各機関間のやり取りが見える化することにも価値がある。これらの作業は関係者間にある臍げな「感覚」を「実態」としてきちんと変換して認識でき、関係性を深めることにもつながるし、又行政内においても取組を進める上で重要な予算折衝の有力な根拠ともなり得るからである。

計画を決して表面的な字面が並んだものではなく、プロセスを経て地域連携ネットワークを少しずつ構築してきた計画としていきたいし、そうした計画であれば今後の地域連携ネットワークを強固にし、市民の権利擁護が図られるまちにつながっていくと考えている。

（Ⅲ－1文責：豊田市 安藤 亨）

2. 知多圏域における策定準備作業 —センターの成果と課題の整理

1) 知多圏域での計画策定に向けた取組み

(1) 運営委員会での検討

知多圏域は、平成31年（2019年度）に5市5町で基本計画を策定する。現在、来年度の計画策定に向けた準備段階となっている。

平成30年度は運営委員会が3回、担当者連絡会が3回開催され、下記の点について協議されている。

【基本計画に係わる決定事項等】

- ・ 知多5市5町で1つの知多地域成年後見制度利用促進基本計画を策定する。
- ・ 策定に当たり、知多地域成年後見センターに計画策定業務を委託する。
- ・ 後見センターへの委託金額を100万円（各市町10万円）とする。
- ・ 契約については幹事市の常滑市が代表して後見センターと契約を結び5市5町は協定を結ぶ。
- ・ 2020年度から2024年度の5年計画とする。
- ・ 来年度の策定委員会開催日程の設定（5/15、8/30、10/23、2/12）。
- ・ 広域で計画策定を実施するための協定書・計画策定委員会設置要綱の作成。
- ・ 現在はパブリックコメントについて調整中である。

(2) 本研究事業の参加から得られた示唆

本研究事業の自治体研究会、報告会等を通して、担当行政職員が、来年度、計画策定にむけて得られた示唆を以下にまとめた。

- 今後、数年の間に知多地域成年後見センターを中核機関と位置づけることとなるが、センターは既に多くの機能・役割を担いながらも、法人後見の件数も他の地域と比べものにならない数である。センターの質を担保するためにも、他の機関に対する一般的な相談を受けることができる能力の育成や、法人後見を担うことができる機関への支援を進める必要性が大いにある。来年度策定の計画において、作成の段階で各機関の実施内容を明らかにする。
- 後見センターが中核機関となるためには、まず、後見センターとしての機能と中核機関としての機能を分ける必要がある。機能が一体となっている現在のままでは不正防止効果等が不足している。行政としては確実な予算の確保をする必要がある。
- また、尾張東部の計画の体系では、行政としての役割が明記される。知多地域においても、後見センターに業務を委託している以上、行政は連携して地域の体制や仕組みを構築する責務を担う。
- 高知市においては、成年後見制度以外の制度が充実している。「これから安心サポート事業」という事業の独自実施や、日常生活自立支援事業における件数が多い。常滑市においては日常生活自立支援事業の件数が特に少ない。市内で、判断能力がなく、困っている人はすぐ後見センターへ相談を、という不適切な流れがあると思われる。そういった考えを計画策定によって、改善していくことができると思われる。

2) 知多地域成年後見センターの運営の特徴

知多地域成年後見センターは、400件を超える多数の法人後見を受任しており、それを担う職員の数も他のセンターにはない規模の運営となっている。それらの職員をまとめるために、多様な会議が設定されていることが特徴となっている。

(1) 職員の人数

- 正職員9名、非常勤29人（事務員24名、支援員5名。支援員は最賃で雇用。）
- 上記のうち委託の枠：人件費職員8名、非常勤・パート20名分。5400万円。（事務局長人件費と経費を含まない。）

(2) 会議の種類

①内部会議

- 全体ミーティング：月1回 全員 非常勤含めて全体
- 責任者ミーティング：エリア責任者（事務局長・知多・半田）
- 正規職員ミーティング：合同 月2回（9人）……新規案件
エリア別 月1回……受任者の進捗管理（知多5人、半田3人+事務局長）
- 支援員ミーティング：5～6人の支援員のみで実施（内容は後で事務局長に報告）
- 非常勤ミーティング：非常勤のみ+事務局長・エリア責任者2人
仕事をしていて困ること等を共有

②外部が参加する会議

- 運営委員会
5市5町行政との会議。年4回。家裁がオブザーバー。
- 成年後見利用促進事業担当者連絡会
運営委員会の下部の会議。年2回くらいを開催。2年に1回の予算の検討。それ以外は研修会（年1回）として開催。今年度は計画策定に向けての検討を行う。
- 運営適正化委員会
センターの運営が適正かをチェックする会議。年4回。サポ知多で後見が始まったときから設置。弁護士、社会福祉士、リーガルサポート、精神保健福祉士がメンバー。
法律的なアドバイスなど、専門職団体との連携を保つシステム。NPOが法人後見をうけて個人の専門職が迷惑していないかなど。

(3) 運営上の課題

現在、運営において、事務局長が担う部分が多いが、それを明文化したりシステム化したりし、マニュアルを作成するなど、現在の運営体制の継続性を検討していく必要がある。特に、行政とのやり取りについては、事務局長が担ってきたが、今後は、計画策定を通して、センター機能、中核機関機能を整理し、それに応じた人件費やその他経費の基準を共有していく作業が必要となる。現在、啓発や相談支援など、法人後見の委託以外の業務としてはたしている役割もあり、それらを活かした今後の運営方法についても検討が必要となる。

3) 知多地域成年後見センターの取組み（機能）と計画策定にむけた課題

本研究プロジェクトにおいて、ヒアリングを行い、知多地域成年後見センターの取組みの現状と課題の整理を行った。法人後見の受任だけでなく、すでに中核機関の機能も備えていることが確認された。正職員を中心としてそれらが実施されている。計画策定にあたっては、こうした機能と委託の関係を整理したうえで、法人後見業務の切り離しや、中核機関としての委託内容の協議が必要となる。

(1) 啓発・人材育成

実施研修・講座一覧

- ・ 権利擁護フォーラム（年1回・自治体持ち回り）……センター委託事業で実施
 - ・ 成年後見サポーター養成講座（年2回、啓発目的） サポートした時代から（委託事業）
 - ・ 行政職員研修（委託事業）
- （以下は、委託以外の自主事業として実施）
- ・ ろうスクール（啓発・予防的活動）
 - ・ 権利擁護サポーター（日自支援員・社協合同）（成年後見サポーター養成研修受講後）
 - ・ 成年後見制度専門支援員養成研修

研究・啓発・研修は、センター開設当初から実施しており、外部助成金や基金などを使って10年間、継続されている。行政の委託で実施するものと自主事業として実施するものがある。研修の運営を通して職員が育ったり、研究事業を通して新たなネットワークにつながっている。

権利擁護フォーラムは住民の啓発として実施しており、年1回、構成自治体を回る形で開催される。権利擁護を住民に理解してもらえよう、寸劇、グループワークなど、職員が工夫を凝らしている。

専門支援員養成研修は、知多地域成年後見センターの職員も受講する研修となっている。エリアを問わず全国から受講が可能で、研修修了生を中心に運営委員会を組織し、研修を運営することで、広いネットワークにつながっている。参加費無料で手弁当での開催となっているが、主催者側も学ぶ場と位置づいている。2年目から実施して10年目となる。

(2) 法人後見の実態と課題

①法人後見の実態

- 2012年度末（9月以降）237件、2013年度287件であった受任者の実績が、2017年度末470件、2018年度（12月）499件と増加傾向を示している（表1）。
- 対象者の内訳としては、認知症と精神障害、知的障害の割合は、当初からあまり変化はないが、認知症が全体の45%を占め、知的障害約30%、精神障害が約20%となっている（表1）。
- 一人当たりの支援件数では、月平均で9～10件の数値が維持されており、対象者の属性で見れば、精神障害がやや回数が多くなっている（表1）。

表1 知多地域成年後見センターの受任者数および支援件数の推移

年度	受任者数					1人当たり後見業務支援件数[1カ月]				
	認知症	精神障害	知的障害	その他など	合計	認知症	精神障害	知的障害	その他など	合計
2012	108	50	64	15	237	8.4	9.7	9.4	7.1	8.8
2013	135	56	77	19	287	8.6	9.7	10.2	8.4	9.2
2014	155	69	95	28	347	8.5	11.3	11.8	10.1	10.1
2015	189	72	109	30	394	9.1	13.4	13.4	10.8	11.3
2016	195	85	124	30	431	8.2	11.7	12.3	9.7	10.2
2017	207	101	137	29	470	8.7	11.7	10.7	9.9	10.1
2018	223	106	145	28	499	8.1	10.7	9.2	8.1	9.0

表2 知多地域成年後見センターの支援内容

支援内容	受任者 (499)				
	認知症	精神障害	知的障害	その他など	合計
家庭裁判所への業務報告・手続き	88.8	95.6	87.6	89.1	89.8
金融機関取引事務手続き	92.7	97.8	88.8	90.9	92.7
福祉サービス利用に関する支払い・確認	90.8	95.6	88.8	89.1	91.1
福祉サービス以外の支払い・確認	92.7	97.0	88.8	92.7	92.7
福祉サービスに関する契約・申込み	75.2	83.7	77.0	80.0	77.4
福祉サービス利用の更新・変更	73.5	90.4	78.3	78.2	77.8
株式・有価証券に関すること	8.8	7.4	3.7	10.9	7.6
土地・不動産に関すること	27.0	37.8	22.4	23.6	27.7
住居に関すること	78.3	85.9	74.5	80.0	79.0
年金・手当・保険等に関すること	89.3	95.6	88.8	90.9	90.4
遺産相続に関すること	26.3	31.1	27.3	20.0	26.9
債務に関すること	38.9	52.6	34.2	54.5	41.5
入院・医療に関すること	87.1	93.3	77.6	85.5	86.1
生命保険等に関すること	28.5	42.2	60.2	34.5	38.1
仕事に関すること	8.0	24.4	42.2	14.5	18.6
業務終了の事務	50.9	41.5	26.7	41.8	43.4
ご本人面会	88.3	94.8	86.3	81.8	88.6
金銭受け渡し	69.1	85.9	84.5	72.7	75.6
本人・関係者の報告事項	92.7	97.0	89.4	98.2	93.2
連絡調整	79.6	91.1	83.2	85.5	82.8
その他	40.6	53.3	50.9	45.5	45.4
未回答	31.1	41.5	38.5	36.4	34.9
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- 支援内容（表2）についてみると、属性別に係わりなく高い割合を占めるものとしては、家庭裁判所への業務報告・手続きや福祉サービス利用関連、住居、年金等や入院・医療に関すること、があげられる。属性によって支援内容に特徴がみられるものとしては、精神障害で債務が、知的障害で仕事が多くなっている。

②法人受任と中核機関機能の整理

- 受任処理として、他の専門職との関係で、公平性を保つシステムが必要となる。
- 中核機関として後見業務に追われてしまうことは本末転倒となる。受任制限や、受任調整機能を充実させる必要がある。一方、センターとして、行き場のない人を最終的に受け入れられる

現状の機能も評価する必要がある。それは中核機関としての機能に含めなくていいのか等の検討が必要になる。

- 今後、法人後見については、知多地域成年後見センター以外の実施機関を増やすことも課題となる。支援が一定落ち着いた人や経済的に余裕のある人を中心に検討する。市民後見人については、法人後見の支援員など、位置付けを確認する作業を行う必要がある。

(3) 相談の実態と他機関連携

①相談ルートと対応

- 市役所等から相談があると、後見を受けられるかどうか、本人に面談に行く。その後、必要性の結果を正規職員ミーティングで検討し、要否判定を行う。ここまでのプロセスは行政とも共有する。経済的に余裕がない場合、法人で後見を受ける場合が多い。
- 相談に来た方が法人後見に至らない事例は少ない。日常生活自立支援事業でいい場合や、司法書士や弁護士の専門職後見人の紹介も行うが件数は少ない。行政等の関係機関が説明やアセスメントを行ったうえで、センターにつながるためと考えられる。毎年、行政職員研修をすることで、理解が浸透している。
- 今後の課題として、包括支援センターが活用できる利用支援のためのマニュアルが必要と考える。どの包括支援センターでも、成年後見制度の説明や手続きが分かりやすく説明できる資料および説明方法を共有する必要がある。

②ケース検討会議

- 各構成市町の虐待委員会にはすべて参加している。
- ケース会議に呼ばれることも多い。後見を利用する可能性があれば早くから呼んでほしいと伝えており、利用以前から参加することもある。参加要請の判断には、自治体や機関によってばらつきがある。市町ごとにどういう場があり、後見センターがどこまで関わっているか、今後、整理を行う必要がある。

③日常生活自立支援事業と成年後見

- 日常生活自立支援事業の利用は、市町によって差が大きい。半田市は日常生活自立支援事業の件数が多いため、保佐と補助の利用が少ない。日常生活自立支援事業の利用者を、後見センターの保佐・補助が補う構造がある。
- 知多圏域では、利用支援事業はなく、低所得者の利用をセンター委託に含むため、日常生活自立支援事業として、行政が独自に社協に補助を出し体制を補強することに、本人や行政にとって、どのようなメリットがあるか等を検証する必要がある。
- 保佐・補助は一度利用すると外すことが難しい。日常生活自立支援事業は契約のため、自由度が高い。逆に、保佐・補助は審判のため、支援の立場ははっきりするといったメリットがあると考えられる。

(4) 候補者調整・申し立て支援・診断書の作成について

①候補者調整

- 法人が受けるか、他の専門職後見にするかは、センターが決め、運営適正化委員会で共有している。現在、法人が受ける場合の受任要件、法人後見受任ガイドラインはない。他に受けるところがなければ法人が受けるというルールとなっている。経済的に困窮している人は法人受任となる。
- 今後、専門職団体との関係も含め、受任ガイドラインを作成する必要がある、計画策定の中で検討する必要がある。

②申し立て支援

- 10年で申立支援208件、後見業務支援48件。
- 申し立て支援は、弁護士や司法書士の先生を紹介する形で法人後見を受けない場合も支援を実施している。制度等について理解が難しい、福祉的支援が必要な人がセンターの支援対象となる。
- 運営委員会に家裁がオブザーバーとして参加し、連携をはかっている。裁判所の申し立ては必ずセンター長が同行している。市長申し立ては市町村から出してすべて通る。
- 今後、申し立て代行をどうするかを検討が必要となる。その際の金額を、専門職団体との関係の中でおおむねの目安として示す。難しい個別事案は加算するなど、地域としての合意を行う。

③診断書の作成について

- 診断書を適切に作成してくれる人がいない。医師会を巻き込み、医者による医者のための診断書作成のための研修会が必要と考える。
- 鑑定書は手間がかかるが単価が安いいため受ける医師がおらず、申立が進まない。親族と財産のことで争いがある場合は特に難しい。
- 診断書書式が変わるため、医師会にも計画策定に参加いただき、マニュアルも変える必要がある。

(5) 後見人支援と意思決定支援

- 後見人支援は、専門職も市民後見からの相談も、後見人に対する苦情の対応も実施している。
- 意思決定支援については、今後、後見支援計画の中で意思決定支援の項目を入れて具体的に何をするかを検討する必要がある。定例会や、地域ケア会議の場で、意識的に働きかけることを行う。
- 意思決定支援をしていくための仕組みづくりとして、まず「支援チーム」あるのかを確認し、支援チームを作ること自体が支援課題となる場合もある。本人と後見人だけのやりとりにならないよう、本人の周りにたくさんの支援者を増やすことも後見人の役割となる。チームがある場合は、一定の頻度で話し合いをしているか、相談できる人がいるかがポイントとなる。

IV 尾張東部圏域での計画策定の方法

はじめに 一策定方法の構造的整理

本研究プロジェクトは、促進計画策定作業における参与観察とともに、ワーキングチームとの調査活動の共同実施を通して、多くの計画策定の方法における知見を得ることができた。以下では、4つに分けてその成果を整理する。4つの分類方法としては、計画策定委員会の6回の委員会の検討プロセスのなかで、用いられた方法の手順に沿って区分することを選択した。その理由は、委員会での検討・協議作業の手順と策定方法を関連づけて説明することによって、プロジェクト研究が強調した「プロセス重視」の方法を、より具体的に示すことができるとの判断からである。当初の仮説枠組み(図表I-5)は、策定プロセスの分析を踏えて整理すると図表IV-1のような構造となった。

策定の手順は、図表IV-1の中央にある3つの段階、**センター評価(ボトムアップ方式)**、**調査活動と試行的事業(プロセス重視)**、**計画の体系化(広域での合意形成)**として進んだ。それらの手順が円滑に進むための条件として、策定委員会の運営方法を位置づけることができる(図表IV-1の下段)。これらの策定方法の構造をもとに、以下では4つの策定手順・方法に分けて説明する。

第1は、策定委員会の運営方法である。一般的には、策定委員会の構成と委員会の各種会議での協議テーマを提供する役割をもつ。ここでは**権利擁護支援に係わる組織や機関の主体化を図る役割**を与えている。計画策定作業のなかで**地域連携ネットワークの形成を意図した運営**といえるものである。第1回の策定委員会で、その方向性が合意された。

第2は、ボトムアップ方式として実施された「**センター評価の方法(S)**」とその結果である。策定委員会との関係では、第2回の委員会での**センター評価作業**に相当する。

第3は、センターの評価結果を踏まえて示された課題を計画化に取り入れる上で、プロセス重視として行われた**調査活動と試行的事業の方法**とその成果を解説する。第3回と第4回の策定委員会の作業に相当するもので、仮説枠組みの段階から、**計画策定活動(W)**と位置づけていた。

第4は、第5回と第6回での**計画項目の選択をめぐる作業(P)**のなか、どのように計画項目の体系を形づくるのか、その体系化の方法と、**各計画項目の選択をめぐる広域における合意形成の方法**を扱っている。項目の重層性や関連性についての考え方を示している。

図表IV-1 尾張東部圏域での計画策定の活用方法の枠組み

	S1: センタースタッフによる 個別支援	S2: S1機能の条件整備	W: 計画策定活動	P: 計画に盛り込む
ボトムアップ方式	センター 評価			
プロセス重視			調査活動と試行的事業	
広域での合意形成				計画の体系化
策定委員会の運営	事務局主導	調査等チームの形成	外部メンバー の組織化	自治体間 での合意

1. 計画策定委員会の独自の運営方法 — 第1回策定委員会

1) 策定委員会の主体的な取組と事務局の役割

①策定委員会の構成

図表Ⅳ－1 計画策定委員会の構成

策定委員会は、図表Ⅳ－1のように、18名で構成され、家庭裁判所はオブザーバー参加となっている。事務局は、幹事市（豊明市）とセンターが担う。表の※が付記された委員は、すでにセンターの運営にこれまでもかかわった委員が参加し、学識経験者と医師のみが、外部委員となっている。広域の6市町の行政担当課長についても、全員策定委員として参加している。

委員構成 18名	
学識経験者	医師
※弁護士	※精神保健福祉士
※司法書士	※保健所（課長）
※社会福祉士	※尾張東部圏域地域アドバイザー
※社会福祉協議会局長（豊明市）	※6市町行政担当課長（6名）
※地域包括支援センター長（東郷町）	尾張東部成年後見センター長



■オブザーバー：名古屋家庭裁判所
 ■事務局：幹事市（豊明市）
 尾張東部成年後見センター
 ←写真：第1回 成年後見制度利用促進計画策定委員会
 委員 18名 オブザーバー・事務局 6名
 傍聴 11名 最高裁・他府県等から 合計35名

	第2回	第3回	第4回	第5回
傍聴者人数	3	11	15	21

尾張東部圏域の福祉関係者・他府県行政等・厚生労働省・最高裁等

なお、策定委員会の会議は全6回開催され、そのすべてにおいて傍聴者が多く参加されている。

②4つの調査等チームの設定

第1回策定委員会では、成年後見制度の利用についてのニーズ調査や試行的な事業の取組を想定し、計画に反映させる方法を採用するためにワーキンググループを設定している。図表Ⅳ－2のように、1. 専門職協力者名簿登録制度ワーキングチーム、2. 成年後見制度ニーズ調査チーム、3. 日常生活自立支援事業ミーティング、4. 権利擁護支援プロジェクトの4つの作業グループに分け、調査等の作業を策定委員が分担している。また作業グループの代表には、行政委員が当たり、調査結果を行政上の課題として受け止める役割を担うことを運営上もとめている。

図表Ⅳ－2 調査等チームの活動内容

成年後見制度利用促進計画策定委員会	
1. 専門職協力者名簿登録チーム ①登録者へのアンケート調査・分析 ②診断書作成における本人情報シート作成の試行的実施 ③家庭裁判所との選任イメージの情報共有（試行的実施） ④社会福祉士の新規名簿加入 ⑤苦情対応の検討	2. ニーズ調査チーム ①地域包括・障害者相談支援センター向け ②被後見人等本人調査 ③被後見人等親族調査 ④市民後見人バンク登録者調査 ⑤病院調査
3. 日常生活自立支援事業ミーティング ①各社協（6市町）の相談支援体制確認・ケース情報・制度利用検討ケース ②日常生活自立支援事業とセンターとの情報共有・定期的な事例検討会の開催	4. 権利擁護支援プロジェクト ①虐待事例公開検討会 ②虐待対応講演会&事例検討会

専門職協力者名簿登録制度ワーキングチームでは、①～⑤の検討を行っている。またニーズ調査チームでは、後見人支援

等のための①～⑤の多様な調査を試みている。これらのチームとは異なって、日常生活自立支援事業ミーティングと権利擁護支援プロジェクトとは、試行的な事業として取り組まれたもので、策定委員会のプロセス重視の方法の採用として注目しているものである。策定委員がこうした取組を経験することで、実際の計画の実施を担うという主体的な役割形成がなされることになる。

③策定委員会事務局の役割

策定委員会事務局では、6回にわたる策定委員会（図表Ⅳ－3）の会議資料の準備にとどまらず、4つの調査等チームの会合にも関わり、その作業の準備や記録等の整理を行っている。

センター職員が計画策定の事務局を担うことを通して、これまでの個別支援を中心としてきたセンター業務からの転換を図り、仕組づくりともいえる中核機関の機能を経験的に練習する機会を得ることができる。実際、策定委員会の開催が進展するなかで、センター評価をはじめ、被後見人調査や後見人の困り事の把握などを通して、個別支援を越える課題把握のための業務の工夫が身につき、新たな中核機関への組織的な移行への基礎的な学習の機会となっている。

2) 策定プロセスにおける策定方法の展開 － 6回の策定委員会

策定プロセスは、概ね6回の委員会の協議テーマに沿って進んだといえる（図表Ⅳ－3）。以下、その協議テーマ等を4つに分けて紹介するとともに、そこでの報告や提案のためにどのような方法が用いられていたか、さらにはその提案に対してどのような論議あるいは確認がなされたかを示すことで、委員会のプロセスを軸として策定方法を概説しておく。

図表Ⅳ－3 策定委員会の開催と協議テーマ等

委員会の開催	協議のテーマ	確認内容等
第1回 18.5.23.	基本計画の理解と独自の策定方法	成年後見制度利用促進から権利擁護支援への守備範囲拡充
第2回 18.7.18.	センターの自己評価結果の報告	自己評価結果の承認と評価データの精緻化、センター機能の強化課題の整理
第3回 18.9.19.	調査チーム等の設置と活動報告	日自事業の社協担当者のミーティング、虐待対応のSV事業の試行的な取組の実施
第4回 18.11.21.	各種調査結果とその計画化	後見人支援の強化の必要、中核機関における人材および権利擁護支援人材の養成課題
第5回 19.1.16.	計画の体系・項目の提案	計画目標に沿った3つの大項目とセンター役割の項目化
第6回 19.3.20.	計画項目の最終確認	法人後見実施機関の整備、策定委員会の進行管理推進委員会への移行についての合意形成

①第1回：策定委員会での計画の守備範囲の判断

促進計画の守備範囲の判断が、第1回の委員会で行われている。そこでは、本計画は、名称として「成年後見制度利用促進計画」を採用しているが、広域行政による権利擁護支援計画としての性格が選択された。国は、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」の構築を求めていることも視野に入れ、単に成年後見制度の利用促進にとどまらない「権利擁護支援」への取組みとして策定が目指されることになった。具体的には「虐待対応」、「日常生活自立支援事業」など既存の取組みも、計画の守備範囲に盛り込まれた。その結果、これまで「尾張東部成年後見センター」であっ

た名称についても、「尾張東部権利擁護支援センター」との変更が方向性として選択された。

②第2回でのセンター自己評価結果をめぐる協議

第2回では、本研究プロジェクトが最も注目している作業の1つである、ボトムアップ方式によるセンター実績の評価が試みられる。センターに対する中核機関の実施の意向が確認される。専門職協力者名簿登録者制度のさらなる充実への期待と、センター業務分析を通じた法人後見業務の遂行と中核機関機能の実施とのバランスを持続するための条件整備の課題が協議される。

③第3回・第4回：センター評価から調査・試行事業、計画の項目化へ

4つの作業グループ（部会）による各種調査結果および計画化にむけての試行的な事業の実施とその取組状況の報告とともに、それらによってもたらされる計画項目の設定が可能かどうかの判断がなされる段階に相当している。この試行的な事業の取組みによって、当該事業の計画化において、広域を構成する6市町の合意形成が容易になるという効果が生じている。

④第5回・第6回：計画項目の体系化

計画の目標の設定とともに、これまでの実績を有する事業や取組みの強化、試行的な取組みの採用などの議論を経て、計画項目化することの判断がなされる段階に相当する。とくに、広域行政であることもあって、成年後見制度の利用促進に関する多くの事業が、センターへの委託事業として取り組まれていることもあり、センターやセンターを取り巻く関係機関の連携が、計画の実施主体となる場合が少なくない。センターを実施の主体として積極的に位置づけ、センター役割の項目化がなされることになる。「地域連携ネットワーク」に係わって、センターが連携機関と共同して実施する項目化も盛り込まれる。

以上のような①～④の4つの策定手順のなかで、それぞれの段階に求められる方法が適切に選択され、策定委員会の運営が段階的に展開されることが、運営方法上もっとも重要な点といえる。第1回での計画の守備範囲の拡充とともに、調査等の4つのチームの組織づくりが、策定委員会の運営の方向づけを決めたといえる。

以下では、②～④において採用された策定方法を紹介する。

2. センター評価の方法とその結果 ー第2回策定委員会

1) センター評価の枠組みをもとにした評価結果

図表Ⅳ－4 センター評価の枠組みと評価結果

	S ₁ ：センタースタッフによる支援 ＜個別支援＞	S ₂ ：スタッフの支援機能を支える体制整備 ＜システム＞
1 啓発＋相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士6名による相談体制 ・電話・来所・訪問・巡回相談等多様な相談方法の確保 ②第1次相談からの高い相談割合 行政・地域包括等からの相談（77%） 	<ul style="list-style-type: none"> ①早期相談・ニーズの掘り起こしを支える啓発および研修プログラムの実施 ・平成29年度実績52回開催3000名以上の受講 ②社会福祉士を支える専門的相談支援の確保 ・専門職協力者名簿登録制度の法律職の活用 ③日常生活自立支援事業との連携が弱い
2 ケース検討	<ul style="list-style-type: none"> ①ケース検討会議の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・定例会のなかでの検討 ・地域ケア会議の活用 ②意思決定支援の視点強化の課題 他の支援者への意思決定支援の働きかけ 	ケース検討会議の支援の仕組み <ul style="list-style-type: none"> ①随時のケース会議を通して支援チームに参加 ②虐待ケースへの専門的相談支援の活用（法律職による専門相談、助言）が専門職協力者名簿登録制度を通して実施されている。より体制整備を図る。
3 申立て・書類作成支援	申立て支援 <ul style="list-style-type: none"> ①本人申立ての支援 <ul style="list-style-type: none"> ・診断書作成に関する啓発課題 ・医師の理解不足（通常の診察では生活課題はわかりにくい） ②市長申立ての支援 <ul style="list-style-type: none"> ・書類作成支援 ・市町村間での格差解消課題 	専門職協力者名簿登録制度の機能とその強化 <ul style="list-style-type: none"> ①地域連携ネットワークの基盤となる制度として機能。 ②登録者を限りある資源として効率的に協力できるような運用を図る。社会福祉士の登録の検討。 ③中核機関に求められているチーム方式の普及が課題となるが、広域の場合には、市町間で対応が異なる。
4 候補者調整	候補者調整 <ul style="list-style-type: none"> ①候補者（弁護士・司法書士）の推薦に関するアセスメントとその理由に関する詳細の資料作成。 ②社会福祉士は、社会福祉士会に候補者の推薦を依頼 	法人後見の受任をめぐる組織的な対応 <ul style="list-style-type: none"> ①適正運営委員会でのチェック機能の確保 法人後見＝法人受任ガイドラインに即して候補者可否の検討（限定的に受任数を抑制）、市民後見人＝適正運営委員会受任調整分科会で検討 ②家庭裁判所との情報交換の機会が不十分
5 後見人等への支援	選任後の後見人支援 <ul style="list-style-type: none"> ①法人後見については年1回後見支援計画書の見直しを行っている ②選任後のケース会議の開催の実施（居所の選択等での意思決定支援の実績が生み出されている） 	専門職後見人等に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ①センター候補者調整の対象者に支援が限定。 ②一定の割合での苦情への対応が試みられているが、明確な対応方法があるわけではない。苦情窓口の設置は、センターの法人後見の利用者にとどまる。

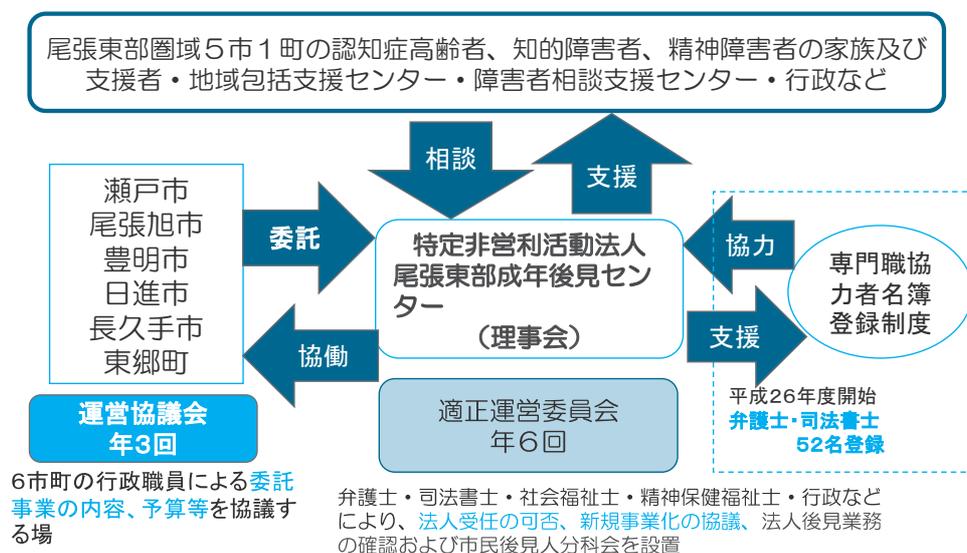
計画策定のための作業仮説(図表Ⅰ－5)に即して、第2回の策定委員会に提出された評価結果(図表Ⅳ－4)をもとに、評価作業が進められた。上記の記載にあるように、第2回の委員会に提出されたセンター評価結果の記載からは、明確に次の3つの課題(下線)が指摘されている。

1つは、日常生活自立支援事業との連携の弱さであり、2つは、家庭裁判所との情報交換の機会の不十分さ、3つは、専門職後見人等に対する支援が限定的で、苦情を受ける窓口も不十分である点である。これらの課題の評価を受けて、試行的な事業や調査活動を通して対応することを委員会で決定している。

他方、注目すべき評価内容としては、センターの事業運営のなかで形づくられてきた2つのネットワーク組織である。策定委員会では、今後の継承と評価が結論づけられた。かかる2つのネットワーク組織については、以下に紹介する。

2) 継承・強化される2つのネットワーク組織

①センター運営における地域連携ネットワークの形成

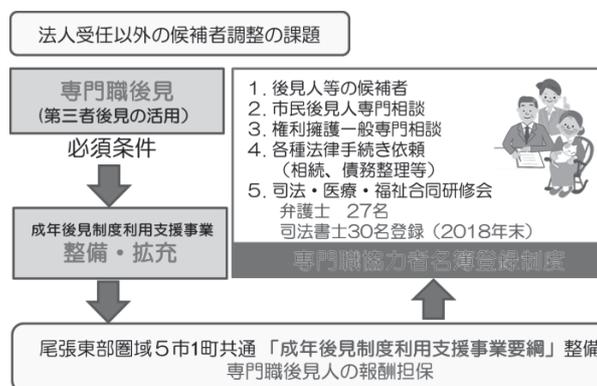


図表Ⅳ－5 「適正運営委員会」等のセンター運営方法

センターの法人後見等の支援実績を条件づけるシステムとして、「適正運営委員会」を中心とするセンター運営の仕組みがある。年間6回専門職等の協力を得ながら、6市町の担当課長が参加する「適正運営委員会」が、実質的な広域行政という地域における連携ネットワーク組織を担っている。センターによる法人受任の可否の判断も含めて、利用促進機能を担う重要な委員会といえる。

②専門職協力者名簿登録制度

もう1つのネットワーク組織が、法律の専門職で構成されている「専門職協力者名簿登録制度」である。センターの法人受任以外の候補者調整を担うための登録者の確保の仕組みといえる。専門職が受任できる条件として、成年後見制度利用支援事業の



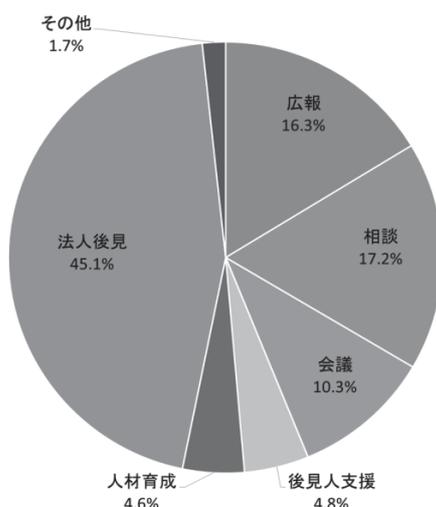
図表Ⅳ－6 専門職協力者名簿登録制度

対象にできるような整備も行われており、中核機関に求められるいわゆる利用促進機能を担っている。後見人等の候補者を担う役割以外にも、市民後見人等に対する専門相談への対応している。今後の後見ニーズの増加に対応するための課題の整理が行われている。

3) 法人後見の強化と中核機関の機能とのバランス

①センター法人後見と中核機関の機能とのバランスー業務量の分析から

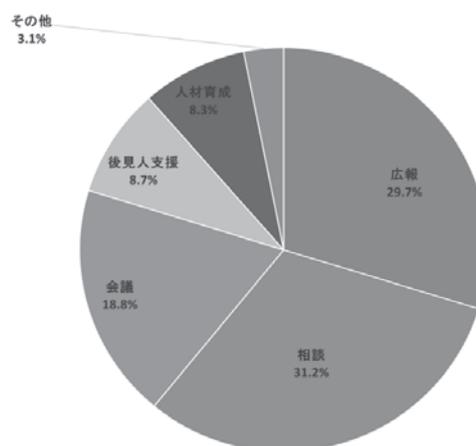
図表Ⅳ－7 尾張成年後見センターの相談員の業務時間の構成
2017年6月 労働時間（相談員）



成年後見センターにおける業務調査結果（図表Ⅳ－7）では、全てのセンター業務のうち、同法人後見受任に関する業務量（時間）は、全体の45.1%に抑えられており、相談業務や広報業務がそれぞれ17.2%、16.3%となっている。法人後見が50%を超えないようにコントロールされ、受託事業を圧迫しないようにし、相談等の事業の質が低下しないように配慮されている。中核機関に求められる機能を実現する条件としては、先に紹介した「専門職協力者名簿登録制度」の活用により、専門職後見の利用促進をシステムのなかに組み込み、同センターが法人受任するケースを限定する方法を採用している点である。

受託事業の業務量を分析した結果では、相談支援が31.2%と最も高いが、ケース会議等の会議の業務量が18.8%を占めている。この時間の確保も、意思決定支援を重視する会議運営の重要な条件といえる。しかし、後見人支援は8.7%にとどまり、その支援量は十分とは言えない状況にある

図表Ⅳ－8 受託事業の相談員の業務時間の構成
2017年6月 労働時間（法人後見なし 相談員）



(図表Ⅳ－8)。

なお、同じ6月における相談支援の内訳(実人数)としては、申立手続きの支援34.7%、制度利用検討22.4%、制度説明4.1%と申立手続きの支援が多くを占めている。被後見人等家族・市民後見人支援は8.2%、任意後見は6.1%、日常生活自立支援事業は4.1%と、少ない実績ではあるが、一定程度の対応がなされている。

②法人後見活動の業務分析

2017年の6月1か月に相談・支援した回数をケースごとにとり、ケースを継続分(106ケース)と新規支援分(107から138の32ケース)とに、支援対象をA:法人受任とB:それ以外に区別してデータを整理すると、図表Ⅳ－9のようになる。横棒の長さが支援回数を表わしていて、これだけばらつきがあり、法人受任に対する1か月間の支援回数は1485回(総支援回数の82%を占めている。これを縦に見ると、6月に支援実績がない場合も含め、48ケースを継続して法人後見の対象としているので、平均月30回程度の高い支援回数となっている。



図表Ⅳ－9 法人受任等のセンターの支援回数

B: 法人受任以外では、「申立支援」の回数が、新規分を入れて222回、新規ケースでは88%が申立支援の回数が占めている。「後見人支援」の回数は、新規分を入れて67回となり、後見人支援の回数は必ずしも高いわけではなく、今後の「後見人支援機能」が強化される必要がある。現時点で後見人支援の対象の多くは、センターを経由して受任に至ったというケースに相当する。

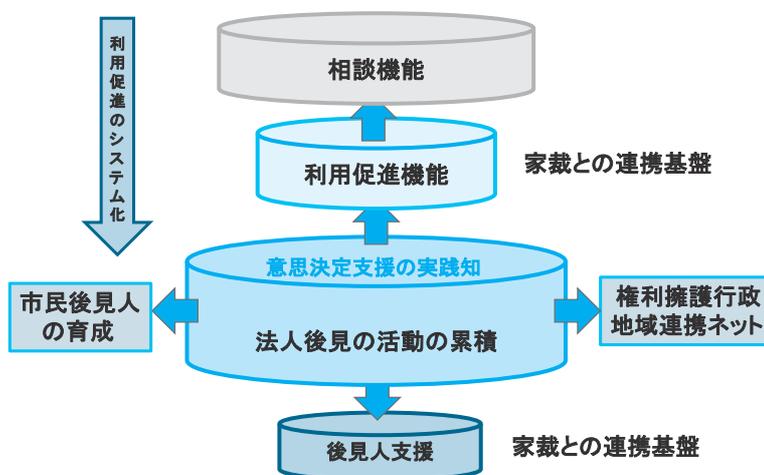
③法人後見実施をめぐるセンターによる質の確保と実施機関の育成

すでにみたように、中核機関としての業務の実施に影響を与えるような法人後見業務の増加にはコントロールが必要となる。これまでのセンターがコントロールを図ってきた経験と成果を継続して実施することが求められる。その際、利用者が「メリットを感じられる制度の運用」について、法人後見を通して多くの経験や成果が累積されていること（図表Ⅳ－10）を確認しつつ、今後も一定の件数を受任することは継承されることが必要である。センターにおける法人後見の受任と中核機関の機能を果たすことのバランスは、計画策定のなかで一貫して取り上げられ、その条件を計画的に確保することが協議され、中核機関を受託することで、法人後見を中止するという選択の議論は見られなかった。

実際の法人後見の活動が累積されるなかで、「意思決定支援の実践知」が蓄えられてきた経緯がある。また成年後見制度利用の姿がわかっていることで、相談機能や利用促進機能を十分に果たすことができることになる。こうした実践知は、市民後見人の育成や地域連携ネットワークの形成の基盤ともなる。それらの評価が策定委員会の場で共有されたといえる。

それゆえ、一定程度の法人受任を持続することになるが、圏域内での法人後見の受け皿がセンターのみという状況の改善が必要となる。促進計画において、法人後見実施機関の育成を展望することを計画項目として盛り込み、その育成を中核機関として果たすことを目指すことが求められる。各市町行政において、法人後見機関の配置を検討する機会を作ることも必要となっている。

図表Ⅳ－10 法人後見活動の累積の波及性



3. 調査活動・試行的事業から計画化の課題整理 —第3回・第4回策定委員会

1) 後見人支援機能の強化にむけての調査活動

後見人支援の機能を強化するために、計画策定の過程のなかで、後見人調査、被後見人・家族調査、市民後見人調査の3つの調査を実施している。ここでは、個々の調査結果のすべてを紹介する紙数がないので、後見人支援を担うセンター役割との関係についての部分について限定して紹介する。

①後見人調査

図表Ⅳ－11, 12

1) 後見人等として支援されている中で困っていることはありますか。(複数回答)

	全回答数を分母とする割合 (%)		
	弁護士	司法書士	合計
1. ある	90.0	82.3	85.2
医療同意を求められて困った	66.7	64.3	65.2
後見人の業務以上のことを支援者から求められる	55.5	64.3	60.9
本人の意思がわからない	22.2	57.1	43.5
本人に合う福祉サービスがどんなものかわからない	22.2	50.0	39.1
支援者同士の連携がスムーズにいかない	0.0	21.4	13.0
その他	33.3	28.6	30.4
2. ない	0.0	11.8	7.4
無回答	10.0	5.9	7.4

2) 困ったときはどこに相談されていますか。(複数回答可)

	全回答数を分母とする割合 (%)		
	弁護士	司法書士	合計
家庭裁判所に相談する。	80.0	64.7	70.4
関係機関と相談する。	90.0	58.8	70.4
行政に相談する。	30.0	23.5	25.9
尾張東部成年後見センターに相談する。	10.0	29.4	22.2
特に相談はしない。	0.0	0.0	0.0
その他	10.0	41.2	29.6

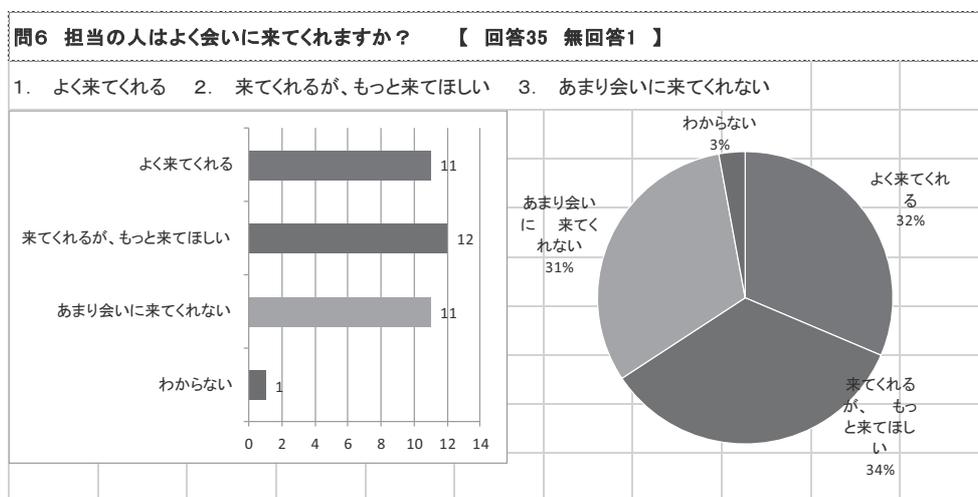
「専門職協力者名簿登録制度」での登録の結果、後見受任し後見支援を行っている専門職を対象に、困り事等に関する調査を行った。その結果では、「医療同意を求められること」や「後見人の業務以外の要求」が6割以上を占めるとともに、「本人の意思がわからない」や「本人に合う福祉サービスがわからない」ことが4割前後で指摘されている。これらは、文字通り中核機関に求められている後見人支援機能の代表的なものといえる。

ただし、現状では、それらの困り事は、法律専門職であることもあって、多くが家庭裁判所への相談となっている(7割を占めている)。センターへの相談は、2割にとどまっている。この相談先として中核機関を受託後は、積極的に高めていく必要がある。

②被後見人・家族調査

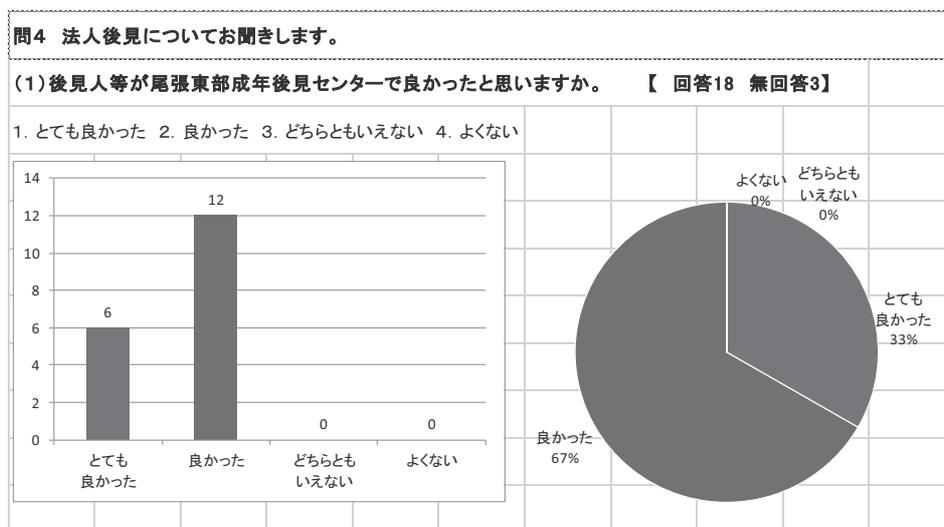
i) 被後見人（本人）調査

図表Ⅳ－13



ii) 家族調査

図表Ⅳ－14



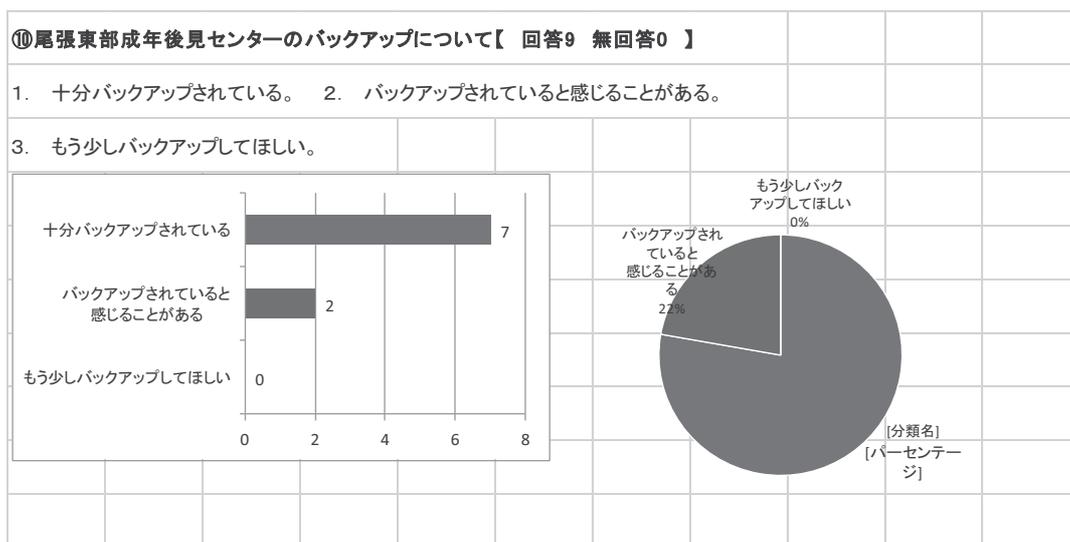
本人調査については、センターが後見等の支援を行っている被後見人に対して、センター職員以外の地域包括支援センターやケアマネジャーが聞き取りで行った調査である。家族調査も同様である。その結果においては、後見類型であっても、意見の表明が可能なのが判明していることがまずは重要な成果といえる。もちろん、「担当者はよく会いに来てくれるか」の質問が正確でない回答もみられているが、その結果よりもセンター以外の関わりのある職員がこの調査に参加したこと、このようにして後見人への意見を聞き取ることで、後見人のモニタリングの機能を果たせる可能性が見えたことに意義がある。家族調査では、センターでの後見等で良かったとの回答がなされている。

策定委員会のなかでは、このようなモニタリングの本人等への調査を定期的実施することを計画に盛り込むことが決められている。試行的な調査をおこなうことで、そのような合意がなされたともいえる。また、今回は、センターの法人後見の対象に限定して実施されたが、対象者の拡充においても各種相談機関の参加があったことで、実施体制上の問題はない。

③市民後見人調査

市民後見人の調査においては、センターのバックアップが実現されている結果となった。この点のセンターの今後の支援の充実も重要な後見人支援機能の強化課題といえる。

図表Ⅳ－15



2) 専門職協力者名簿登録制度の強化

図表Ⅳ－16 調査活動から計画化の課題整理

例	S1.センター職員による個別支援	S2.支援システム<体制整備>	W.計画策定作業<プロセス重視>	P.計画に盛り込む項目
申立て支援	○申立て支援(本人・親族首長申立) ○候補者調整	専門職協力者名簿登録制度	同左ワーキングチーム結成 ○登録者へのアンケート調査 ○候補者不調整事案の検証	①登録制度の要綱改正:意思決定支援を明記 ②登録職種として社会福祉士の拡充の検討 ③候補者の事前面接 ④モニタリング:後見人支援の方法の充実、苦情対応の仕組み

調査結果

- ・本人の意思がわからない
- ・医療同意を求められる
- ・本人にあった福祉サービスがわからない

センター評価の枠組みを活用した作業について、「専門職協力者名簿登録制度ワーキングチーム」を取り上げると(図表Ⅳ－16)、登録者(専門職後見人)に対する困り事調査(図表Ⅳ－11)は、計画に盛り込む項目(①～④)の検討に大きく影響している。まず、意思決定支援の必要性が高まったことにより、①要綱の改正を視野に入れること、④モニタリングを後見人の支援という中核機関

に求められている機能を発揮する立場から実施すること、②身上保護を重視することから、社会福祉士の登録を検討すること、さらに③候補者の事前面接による利用促進機能の強化、などが計画項目として検討されることになっている。

3) 地域包括支援センター等の相談機関に対するニーズ調査結果とその報告会

①地域包括支援センター等の相談機関に対するニーズ調査結果

地域包括支援センターは、介護に関する地域の第1次相談機関として機能するなかで、積極的に成年後見制度の利用や虐待問題への対応を図ってきた。それを踏まえて、成年後見センターの相談機能の一部を第1次相談機関として担うことを計画上想定できる。そこで、地域包括支援センター調査を実施することで計画を促進した。実際の相談件数は、5つに分類した結果、A：成年後見制度の利用者からの相談8件、B：成年後見制度の利用手続きの相談8件、C：成年後見制度に関する相談12件、D：一般相談アセスメント30件、E：虐待・消費者被害11件の合計69件となっている（図表Ⅳ-17）。

われわれは、仮説的ではあるが、Dの一般相談ケースにおける成年後見ニーズの把握がどの程度の実績を有しているのか、その高低はこれまでの成年後見センターとの連携のなかで、第1次相談機関である地域包括支援センターにおいて、成年後見の支援が浸透しその支援のためのアセスメント力が高まっている指標となると判断した。第Ⅱ部の他地域との比較の結果においても、D：一般相談アセスメント30件がとくに高い数値を示している。地域包括支援センター等の成年後見における第1次相談機関に対する研修事業の展開により、地域の権利擁護意識の啓発を図っている成果とみることができる。

さらにそれを「ケースの見立て」として、将来において成年後見制度を利用する期間、短期（1年以内）もしくは1年以上～3年程度と判断したケースをC1、D1と分類し、不明等との判断したケースをC2、D2に分類するなかで、より正確な数値を出している。その結果においては、Cの相談件数の約6割が、3年以内には成年後見の制度利用となることが見立てられている。他方、Dの相談件数の3割において、3年以内には成年後見の制度利用となることが予想されている。

なお、この調査方法を用いて障害者相談支援センターにおける成年後見ニーズの把握も実施している。その結果では、地域包括支援センターと比較すると実績面で弱く、今後は、地域包括支援センターとともに、支援のための対応を推進ための情報交換の機会を提供する必要が指摘されている。

②調査結果の報告会

上記の調査結果のフィードバックのための会合では、各機関が成年後見ニーズへの対応についての積極的な係わりについての発言が見られ、情報交換や新たなセンターとの連携の仕組みづくりのための会合の開催について合意が得られた。それを深めるための興味深いデータとして、図表Ⅳ-18のように、C1、D1と「センターへの繋ぎ」との違いが示されている。C1では、センターへの繋ぎの割合は100%を占めているのに対して、D1においては利用の見立てはできているものの、センターへの繋ぎは44%にとどまる。数値が少ないので十分な根拠を見出すことができないが、会合のなかでは、地域包括支援センターによる見守り役割の意義に触れられ、センター負担を軽減する点からも、すべてを繋ぐわけではない点が指摘されている。地域包括支援センター等の相談機

関における権利擁護支援の第1次相談機関としての位置づけを計画上明記することが、本調査結果とそのフィードバックの会合のなかで、確認されこととなった。

図表Ⅳ-17 地域包括支援センターにおけるニーズ分布

尾張東部

調査期間：2018年9月

自治体	センター	A 成年後見 制度利用中	B 成年後見 制度利用 手続き中の 相談	C 成年後見制度に 関する相談		D 一般相談 アセスメント		E 虐待・消費者 被害	センター別 小計
				ケースの見立て					
				C1 短期（1年以内） 1年以上～3年程度	C2 不明 その他	D1 短期（1年以内） 1年以上～3年程度	D2 不明 その他		
瀬戸市	瀬戸-1			2		1	1		4
	瀬戸-2								0
	瀬戸-3		1					1	2
	瀬戸-4		1						1
	瀬戸-5						1		1
	瀬戸-6			1		1		1	3
	瀬戸-7	1				1		1	3
	瀬戸-8		1	1	1		1		4
尾張旭市	尾張旭-1	3	1	2	2	1	1		10
豊明市	豊明-1							1	1
	豊明-2	2				1	6		9
	豊明-3			1		1	1	1	4
日進市	日進-1						2	1	3
	日進-2		2						2
	日進-3					2	8	3	13
長久手市	長久手-1				2			2	4
	長久手-2								0
東郷町	東郷-1	2	2			1			5
合計	小計	8	8	7	5	9	21		
	%			58.3%	41.7%	30.0%	70.0%		
合計		8	8	12		30		11	69

注) C 成年後見制度に関する相談とD 一般相談アセスメントについては、ともに相談件数を「ケースの見立て」として、将来において成年後見制度を利用すると判断した時期にもとづき分類した。制度を利用する時期として、短期(1年以内)もしくは1年以上～3年程度と判断したケースをC1、D1とし、不明もしくはその他と判断したケースをC2、D2とした。

図表Ⅳ-18 ケースの見立て&つなぎ クロス評価

		1. 繋いだ		2. 繋いでいない		小計
		回答数	構成比	回答数	構成比	
移行する 予定	C1	7	100.0%	0	0.0%	7
	D1	4	44.4%	5	55.6%	9
移行するか わからない	C2	3	60.0%	2	40.0%	5
	D2	1	4.8%	20	95.2%	21
小計 (%)		15	35.7%	27	64.3%	42
						100.0%

なお、地域包括支援センター等がどのような基準でセンターに繋ぐかについては、明確なものがないことから、以下に紹介する施策19において、その基準の明確化をはじめ、繋ぐための様式を今回の調査票の様式のどの部分を継承するののかも含め、連携システムの研究会議として検討することを計画項目として盛り込んでいる。

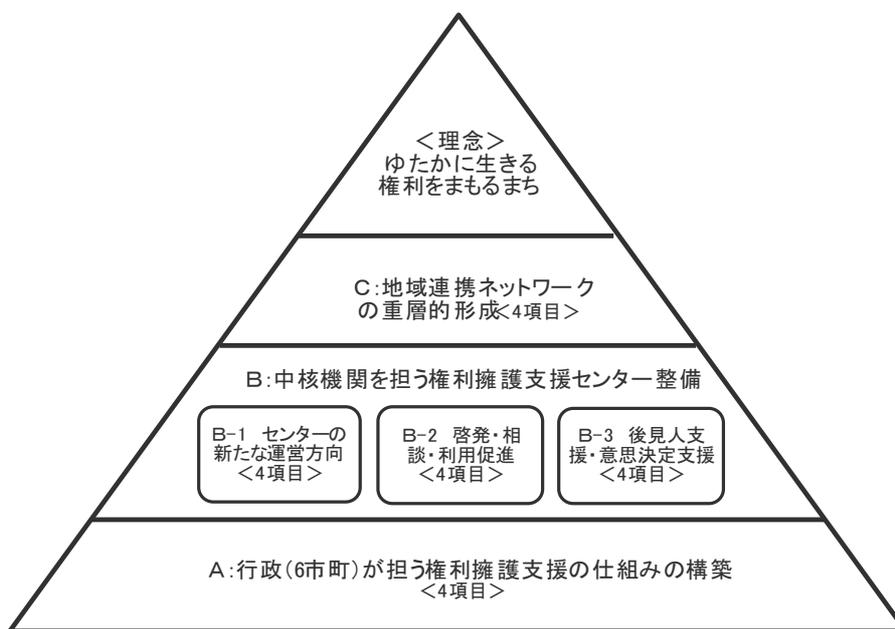
4. 計画の体系化の方法と広域での合意形成 —第5回・第6回策定委員会

1) 計画項目の体系化の方法

① 3つの主体別の計画の体系化

計画の体系化を左右するのは、計画における目標の設定である、目標の設定は以下の3点となっている。第1に、「ゆたかに生きる権利をまもる」まち（計画の理念）の基盤をつくることを目標に、6市町の行政は権利擁護支援の仕組みを整備することを目指している。第2に、「ゆたかに生きる権利をまもる」まちを推進し、きめ細やかな権利擁護支援を実現するために、これまでの尾張東部成年後見センター（NPO）の機能を強化し、幅広い権利擁護支援の活動を担う「権利擁護支援センター」として、行政と民間が協働してセンター事業を発展させる。第3に、「ゆたかに生きる権利をまもる」まちを支えるために、「権利擁護支援センター」を中心にしながら、幅広い地域での権利擁護支援のネットワークの形成を幾重にもつくる。

3つの計画の目標に対応して、3つの計画の性格づけが設定されている。1つは6市町の積極的な権利擁護支援の仕組みの構築の遂行計画と、2つはセンターの実績を踏まえ、同センターの中核機関を担うための強化計画、そして3つは権利擁護支援に係わる多様な機関が連携するための「地域連携ネットワーク」の推進計画、という計画3つの特性を選択している。



図表Ⅳ－19 計画項目の体系（施策20項目）

それゆえ、これらの目標を達成するために、計画の実施主体は、6市町の行政と、中核機関を担うセンター、そして地域連携ネットワークの3者となり、計画項目の体系化においても、その3つの主体を明確にした柱立てが有用と考えられる。計画項目の体系化（図表Ⅳ－19）は、A:行政（6市町）による仕組みの構築、B:権利擁護支援センター（旧成年後見センター）の中核機関として

の機能強化、C：地域連携ネットワークの重層的形成、の3つに分類されている。

このような3つの主体の分類は、広域行政ではなく、単独の自治体計画では合意されるかどうか、未知数といえる。行政計画としては、基本的には行政が主語としての計画項目にこだわることになる。しかし、広域行政では、一部事務組合での設置ではない限り、広域としての行政組織は未形成であり、実質的にはセンターの広域としての事業運営を通して、広域としての組織が現れることになる。それゆえ、センター事業を通して行政の役割が実現することになるので、広域での計画においては、むしろこうした主体別の計画項目の体系化はわかりやすくなる。その上で、C：地域連携ネットワークの重層的形成の領域を、主体の1つとして設定したことの意義は、すべての役割を、中核機関を担うセンターに任せてしまわないことを保証するものといえる。むしろ、中核機関に求められる諸機能を、地域連携ネットワークの形成を通して分担するためには、主体による計画項目の分散的な配置が必要となる。

②計画項目の3つの階層レベル（大・中・小項目の設定）

促進計画の項目数をどのように設定するのか、また計画項目を階層性のある体系化として、どのように構成するのか、先の主体に着目すると3つの分類(ABC)が最も上層の体系となる。ただし、B：権利擁護支援センターに関する項目については、事業展開の多様性から、また中核機関の諸機能の達成状況から、3つに分類（B-1, B-2, B-3）されている。その結果、大項目は、主体別の3項目にBの3分類を反映させた、5つの項目（A, B-1, B-2, B-3, C）となる。

中項目は、計画上の施策を意味するもので、各大分類の5つに、均等に4つの施策が配置され、合計20の施策としている。計画を推進するための中心となるのは、この20の施策項目といえることができる。

小項目は、20の施策の詳細項目で、具体的な内容を示すものとなり、実施する上での示唆に富む内容といえる。2～3の具体的な項目を配置していることから、48の小項目となる。

計画的な推進の軸が、中項目の20の施策ということで、センターを含む成年後見制度や権利擁護支援の現状評価は、この20の施策ごとに記述されることになる。例えば、施策1の計画項目のなかに、現状と課題が記され、それを踏まえた施策1の小項目が位置づけられ、さらにその具体的な内容が実施の手引きのような形で記述されている。3つの実施主体が明確であることもあって、わかりやすい構成となっている。このように中心となる施策ごとに、評価作業のなかで整理された現状と課題の記述と、それらを踏まえた施策（小項目）との記述の距離が近いことは計画書の記述方法として重要なことといえる。

2) 計画項目（20の施策）の体系と調査・試行事業等の結果による反映

①計画項目

20の施策項目が設定されるための根拠を、策定方法として採用された調査や試行的事業の取組との関連を示しておく、以下の表ようになる。

図表IV-20

A 行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築	
(1) 権利擁護の支援の仕組みの計画的推進	
(2) 中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営	
(3) 行政及び中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築	←虐待対応のSV研修④
(4) 地域連携ネットワークの重層的な形成の主導	
B 幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備（2019年度名称変更）	
B-1 センターの新たな運営方向 - 成年後見支援から権利擁護支援へ	
(5) 中核機関の機能強化（4つの機能）	←センターの自己評価作業（事）
(6) 権利擁護支援に関連する人材の養成	←センター人材養成の評価（事）
(7) 虐待対応のための基盤強化と仕組みづくりのための検討	←虐待対応のSV研修④
(8) 中核機関と法人後見受任の一体的で自律的な運営	←センターの職員業務分析（事）
B-2 広報啓発・相談および利用促進機能の強化	
(9) 地域における権利擁護支援のための広報・啓発	
(10) 専門相談機関としての役割発揮、相談・支援機関との連携強化	
	←包括等調査・報告会②、日事担当者ミーティング③
(11) 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化	←要綱等の再検討①
(12) 法人後見実施機関の育成	
B-3 後見人支援機能・意思決定支援の推進	
(13) モニタリング機能及び相談・苦情窓口の整備	←後見人の困り事調査・病院調査②
(14) 親族後見人への支援	←家裁連携のための懇談会①
(15) 市民後見人への支援	←市民後見人調査①
(16) 法人後見の質の確保と向上	←被後見人・家族調査②、意思決定支援事例研究（事）
C 地域連携ネットワークの重層的な形成	
(17) センター事業に関するネットワーク会議の機能強化	
(18) 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携	←家裁連携のための懇談会①
(19) 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の会議の開催	
	←日事担当者ミーティング③ ←包括等調査・報告会②
(20) 権利擁護支援の計画的推進のための協議会等の設置	

注) ①～④は、策定委員会のもとに設置された調査等チームの番号に相当する。(事)は、事務局が担当した作業を意味する。

② 2つの試行的事業の施策への反映

以下では、2つの試行的事業（虐待対応のスーパービジョン研修④、日常生活自立支援事業担当者ミーティング③）の取組がどのように施策に反映されたかについて、実際の計画書に記された施策項目を例としながら、その内容について、下線を用いて示しておく。

(i) 虐待対応のスーパービジョン研修

試行的な取組みとして、促進計画策定期間に3回にわたって、6市町の虐待対応に関するスーパービジョンの研修事業を実施し、大きな効果が得られた。とくに早期の行政対応の必要性が指摘され、その結果行政による対応が進展したことが地域包括支援センターから報告されている。権利擁護支援センターとして、試行段階から虐待対応に関するスーパービジョン研修事業を継続して実施することを策定委員会に提案し、権利擁護支援の専門性を高めることを確保した。

図表Ⅳ－21

施策7 虐待対応のための基盤強化と仕組みづくりのための検討

(現状の評価と課題)

- 虐待対応については、地域包括支援センターや障害者相談支援センターが相談受付、行政が行政権限を持って対応しています。しかし、虐待の認定や行政権限行使の判断には困難さや迷いが生じています。
- これまで虐待対応・権利擁護支援に関する専門的助言やスーパービジョンを十分に確保されてきませんでした。今後、権利擁護支援センターとして虐待対応について専門的な支援を行う上で、この機能を確保する必要があります。
- そのため試行的な取組みとして、促進計画策定期間に3回にわたって、6市町の虐待対応に関するスーパービジョンの研修事業を計画策定の一環として実施しました。虐待ケースへの対応事例の検討からは、早期の行政対応の必要性が指摘され、改善にむけての合意形成が図られました。

(施策の小項目)

- 7-1 虐待・権利擁護スーパーバイザー派遣事業の導入や専門職協力者名簿登録制度の法律専門職の協力を得て虐待対応の実施を行います。
- 7-2 虐待対応・権利擁護支援の具体的な仕組みについての調査活動を行い、広域としての虐待対応の仕組みの検討を行います。

(具体的内容)

- 1) 計画策定作業における虐待・権利擁護スーパーバイザー派遣事業の評価では虐待対応のプロセスのポイントの理解が進みました。虐待対応マニュアルによる行政判断や対応についての振り返りとなり、スーパーバイザーの必要性を認識しました。
- 2) 虐待・権利擁護スーパーバイザー派遣事業の導入により、権利擁護支援の専門的知識の向上を図ります。
- 3) 虐待対応の専門性に対応する権利擁護支援センターとして、具体的な仕組みについての調査活動を行い、広域としての虐待対応の仕組みの検討を行います。

(ii) 日常生活自立支援事業担当者とのミーティングの試行的な事業

日常生活自立支援事業担当者との2回にわたるミーティングの結果、施策10と施策19において、その継続実施が採用されている。

図表IV-22

施策10 専門相談機関としての役割を発揮し、相談・支援機関等との連携強化

(現状の評価と課題)

- 6市町の社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の利用者が認知面の低下により成年後見制度への移行が必要な場合の連携については、それぞれの日常生活自立支援事業専門員等の担当者によって成年後見制度の知識や見解が異なります。
- 保佐・補助など早期からの利用については、日常生活自立支援事業との兼ね合いや、法的課題などを勘案して権利擁護支援ツールの検討が必要です。

(施策の小項目)

10-3 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業を担う機関との連携を強化します。

(具体的内容)

- 3) 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業を担う機関との連携強化をします。成年後見制度へのスムーズな移行や、生活困窮の要因が判断能力の不十分さである場合には適切な支援等へ繋げていきます。特に、日常生活自立支援事業との連携強化については、本計画策定中に6市町の担当者ミーティングを2回実施しました。その結果、お互いの情報共有や連携のため定期的なミーティングを開催します。
- 4) 保佐・補助の活用では、早期の段階から成年後見制度を含む相談体制を整備し、地域で様々な相談機関や専門職との連携を推進していきます。

施策19 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の会議の開催

(現状の評価と課題)

- 日常生活自立支援事業のミーティングの開催においては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の担当者が、どのような段階で成年後見制度の利用へとつなぐことが適切なのか、についての基準を明確にすることが連携を促進する条件となることがわかりました。
- 日常生活自立支援事業の利用促進を進める上で、社会福祉協議会において、財源問題からの体制強化の弱さがあるとともに、行政に対して事業の効果を明確にできていないという課題も多くみられます。権利擁護支援として、成年後見制度の利用促進とともに、一体的に同事業の利用促進を計画的に進めることが求められています。

(施策の小項目)

19-2 日常生活自立支援事業の担当者と定期的なケース会議を開き、連携を強めます。

(具体的内容)

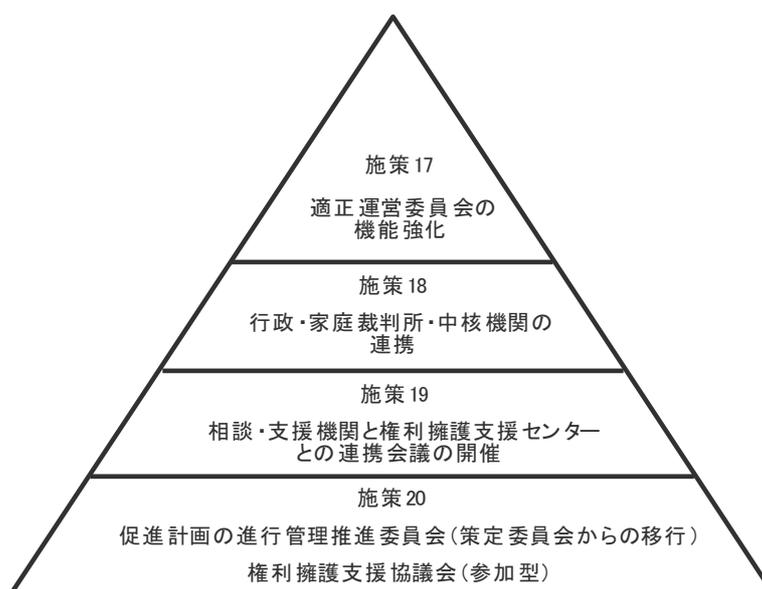
- 2) 日常生活自立支援事業の担当者と定期的なケース会議を開くことを通して、成年後見制度の利用へのつなぎの基準や目安を明確にします。

3) 地域連携ネットワークは、どこまで計画の実施主体になり得るのか

ABCの主体別計画項目の体系化は、わかりやすくなっている反面、とくにC:地域連携ネットワークの重層的形成の領域において、どこまでネットワークという主体が、計画項目の実施に責任をもつことができるのか、その実効性が不安となる側面を有する。そこで、策定の方法の観点から、ネットワークを計画の実施主体とすることの意義とその実際に触れてみたい。

地域連携ネットワークを主体として扱う意義の1つは、計画で求められる多くの役割を、中核機関を担うセンターに任せ過ぎないことを保証するものといえる。むしろ、中核機関に求められる諸機能を、地域連携ネットワークの形成を通して分担するために、地域連携ネットワークを主体による計画項目の分散的な配置が必要となる。そこで、C:地域連携ネットワークの重層的形成における4つの施策（施策17～施策20）における主体化の課題と可能性に触れておきたい。

①地域連携ネットワークにおける重層構造と主体化



図表Ⅳ－23 地域連携ネットワークの構造

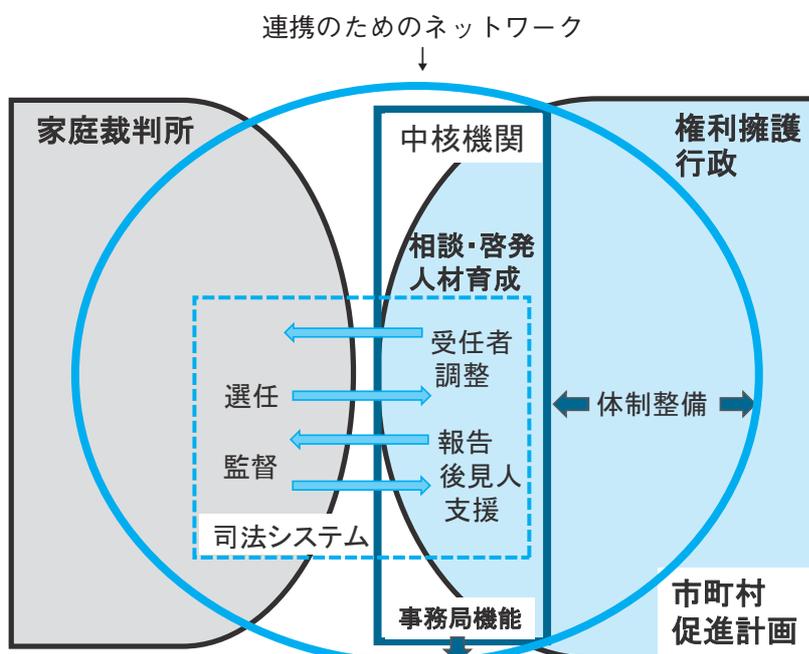
施策17の「適正運営委員会」は、すでに述べたように1つのネットワーク組織であり、これまでも多くの機能を担う主体である。また、施策20の進行管理推進委員会は、本策定委員会が移行して形成される組織であるから、計画の推進主体ともなり得る。実効性の面での課題は、施策18と施策19の主体化の問題である。

②行政と家庭裁判所・中核機関の連携に関する主体化

権利擁護行政の一環として中核機関は、成年後見制度の利用の司法システムと相対し、家庭裁判所と連携する位置にある（図表Ⅳ－24）。中核機関は行政と家庭裁判所との連携の橋渡しの場としての機能を果たすことが求められ、家庭裁判所との連絡協議会の場もあれば、今回のような連携のあり方を模索する協議の場としても捉えることができる。

図表Ⅳ－24の中央にある円が示す連携のためのネットワークの場を活用して試行的な運営を続

けるために、進行管理推進委員会においても、家庭裁判所のオブザーバー参加を要請し、その模索を継続する必要がある。



**地域連携ネットワーク(福祉的運用の推進のための協議・協働の空間)の機能
= 司法システムの専門的運用とネットワークの試行的運営の折り合い**

図表Ⅳ－24 中核機関が作り出す試行的なネットワーク運営の場

③相談・支援機関とセンターとの連携会議の主体化

施策30における主体化としては、図表Ⅳ－25が示すように、ケース検討会とともに、期待される主体化の場が「連携システム」を構想する研究会議ということなる。この会議はすでに触れたように、調査結果のフィードバックのなかから生み出された成果といえる。

図表Ⅳ－25

<p>施策19 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の会議の開催 (施策の小項目)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>19-1 地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の相談機関とのケース検討会を充実し、連携システムの研究会議を開催します。</p> </div> <p>(具体的内容)</p> <p>1 地域包括支援センター・障害者相談支援センターの相談機関とセンターがどのように連携するのか、上記調査において用いたケース調査票の活用も含め、連携のシステム化を検討するための研究会議を開催します。</p>

V センター設置自治体における 促進計画策定の方法 ーまとめ

1. 促進計画の策定方法における示唆

1) 地域包括支援センター等相談機関へのニーズ調査の方法

本ニーズ調査は、成年後見センターへのつながりを利用促進の観点から行い得る第1次相談機関(地域包括支援センター、障害相談等)を対象に、成年後見ニーズの把握を行うことを目的とするとともに、本研究プロジェクトが一貫して目指している地域連携ネットワークの重要なメンバーとして、かかる第1次相談機関(地域包括支援センター、障害相談等)を組織することを目的としている。

その結果からは、①A利用中やB手続き中の相談も地域包括支援センター等の第1次相談機関が受けていること、②D一般相談として一人暮らしの高齢者などの将来への不安のニーズが権利擁護ニーズとして汲み取られていること、③そのD一般相談のニーズの把握には地域差があることから、地域包括支援センター等第一次相談機関がいかに権利擁護としてのアンテナを貼れるのかが地域の権利擁護支援の体制構築に影響を与えること、④将来的な後見利用の「見立て」部分からニーズ推計の可能性が示唆されたこと、⑤センターとの連携という点では第1次相談機関からセンター(中核機関)にすべての相談をつなぐわけではなく、第1次相談機関での対応力を高めることがセンター運営にとって重要となること、などが明らかにされている。

この結果を策定委員会の現場でどのように活用するのか、という点では、尾張東部圏域での事例が参考になる。これらの調査結果を調査に参加した相談機関の担当者にフィードバックする機会を確保し、今後のセンターとの連携のあり方や今回の調査票の様式を日常的に活用するのかを検討することになる。実際の策定作業の過程では、すでにみたように「施策19 地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の相談機関とのケース検討会を充実し、連携システムの研究会議を開催します」というような継続した研究会議が確保される形で、計画化されている。

他の7つの地域では、どのようなフィードバックがなされるか、今後の取組に期待される場所であるが、次年度策定が予定されている知多圏域では、Ⅲ-2のなかで整理された課題とともに、そのフィードバックが策定委員会のなかで取り上げられる予定となっている。

中核機関に期待される諸機能のすべてを中核機関のみで負担することには大きな問題を残すことになりえるし、そのことで計画策定が躊躇されることがあってはならない。むしろ、こうした調査活動の過程を通して、多くの連携機関を中核機関への協力の主体として組織することが重要となるのである。

2) 策定委員会の運営条件の検討 ー尾張東部圏域と豊田市との比較

本研究プロジェクトにおける実際の計画策定の方法が比較可能なのは、尾張東部圏域と豊田市である。そこで観察・把握結果をもとに、次の5つの視点(計画の位置づけ、策定委員会の設置と事

務局、連携のねらい、計画の守備範囲、調査方法の特徴とねらい) から、策定委員会の運営条件について比較を行うこととする。

① 3つの共通点

尾張東部広域の計画策定と豊田市の計画策定（次年度も継続）とは、計画の位置づけに広域か単独市か、促進計画の単独（単体）計画か、地域福祉計画への一体化か、において大きく異なるものの、少なくとも次の3点において共通点を見出すことができる。

第1の共通点は、視点(4)にある**計画の守備範囲が拡張されている**ことである。尾張東部広域では虐待対応や日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援であり、豊田市においては同様に日常生活自立支援事業を含むとともに、生活困窮者自立支援事業や地域福祉活動との連携も視野に入れられている。

図表V-1 尾張東部圏域と豊田市における計画策定方法の比較

	尾張東部圏域における計画策定	豊田市における計画策定
(1) 計画の位置づけと策定期間	①広域計画で、単体(単独)の計画、ただし、6市町ごとでの計画に反映(地域福祉計画に盛り込む自治体もある) ②2018年度に策定	①市単独計画、ただし、地域福祉計画に盛り込むことから単体計画ではない。 ②2018 - 19年度で策定
(2) 策定委員会の設置と事務局	①単体での計画であることから、新規の策定委員会を設置 ②事務局は、幹事市(豊明市)と尾張東部成年後見センター(計画策定の受託)	①既存の「成年後見・法福連携推進協議会」での協議、社会福祉審議会地域福祉分科会での計画承認 ②事務局は、福祉総合相談課(所管部署)
(3) 連携のねらい	①既設成年後見センターにおける中核機関を担うことへの支援の地域連携ネットワークの形成 ②一般相談機関とセンターとの地域連携	①庁内連携(地域包括ケア企画課・高齢福祉課・介護保険課・障がい福祉課・生活福祉課) ②行政と成年後見センター(社協)との連携
(4) 計画の守備範囲	①虐待対応を含む権利擁護支援への拡充 ②計画の主体として、行政をはじめ、権利擁護支援センター、地域連携ネットワークを位置づける。	①成年後見制度利用にとどまらず、地域福祉事業・活動との連携を守備範囲に。 ②日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の家計管理等との連携
(5) 策定方法の特徴とねらい	①策定委員会の調査等チームによる試行事業の実施 ②本研究プロジェクトによる参与観察の受け入れと共同調査(全部)の実施	①ニーズ推計をはじめ、センター等の成年後見制度利用の普及 ②本研究プロジェクトへの担当部署の参加と共同調査(一部)の実施

第2には、計画策定のプロセスにおいて、視点(3)にあるように**連携ネットワークの形成が意図されている**ことである。豊田市の場合には事務局が福祉総合相談課(最近の行政組織の改革で誕生)であることから、他の福祉の諸部門との庁内連携が意図されていることが大きな特徴である。

尾張東部圏域では、6市町の連携はもとより、既設のセンターが事務局に大幅に参加していることから、センターと相談機関等との連携を強化しようとする意図が明白である。

第3の共通点は、本研究プロジェクトに参加していることも影響しているが、それぞれに主体的に多様な調査活動を展開していることである。その背景の1つに、豊田市の担当者の記述にあった「権利擁護という見えにくい領域の現状をしっかりと可視化」することが計画策定の過程のなかで重要となるからである。もう1つは、尾張東部圏域での被後見人や後見人の調査には、意思決定支援の普及という「見えにくい領域」への積極的な取組が主体的になされていることが注目される。

②策定委員会の運営方法

計画策定におけるこうした積極的な取組の背景には、事務局による策定委員会の運営方法がある点に注目が必要である。つまり、計画の内容を検討するために、事務局がどのような協議資料を提供するかが大きいのである。この計画策定における事務局への既設のセンターがどこまで参加するのかが、実は今後の中核機関の機能の強化の上で大きいといえる。その点では、尾張東部圏域でのセンター参加は1つのモデルといえる。広域での計画策定ではとくに広域行政としての主体が存在している訳ではないので、広域設置でのセンターが主体性を発揮することが求められる。また、豊田市での既設センターが、尾張東部の7年とは異なって2年目という設置期間の短い状況や中核機関を行政とセンターの協働運営で実施していることもあり、センターが事務局参加をしているものの、行政主体の運営を行っている。

中核機関の機能は、一般的には4つの機能（啓発・相談・利用促進・後見人支援）として整理されているが、計画策定後には、地域連携ネットワークの事務局機能が求められることから、そのための練習として計画策定の事務局への参加は不可欠といえる。また、尾張東部圏域での計画項目に見られた「施策8 中核機関と法人後見受任の一体的で自律的な運営」にある、公平性ある一体的な運営や自律的な運営を公私協働のなかで実現することから、計画策定のプロセスのなかでの事務局に既設センターが参加することは重要といえる。

3) 計画の策定作業の枠組み — 策定方法の構造化

①ボトムアップ方式とプロセス重視の策定作業枠組み

図表Ⅳ－1 尾張東部圏域での計画策定の活用方法の枠組み（再掲）

	S1: センタースタッフによる 個別支援	S2: S1機能の条件整備	W: 計画策定活動	P: 計画に盛り込む
ボトムアップ方式	センター 評価			
プロセス重視			調査活動と試行的事業	
広域での合意形成				計画の体系化
策定委員会の運営	事務局主導	調査等チームの形成	外部メンバー の組織化	自治体間 での合意

尾張東部圏域での計画策定に際して作業手順・方法を示したものが、再掲の図表Ⅳ－1である。研究プロジェクトのまとめとして、再度この作業枠組みを提供するのは、実践現場のなかでこの枠組みが評価され、計画の体系化に寄与したからである。この枠組みは、すべてが仮説段階から明確になっていたわけではなく、当初は第Ⅰ部に示した図表Ⅰ－5の評価作業としての枠組みにとどまり、センター評価から計画策定活動、そして計画項目への盛り込みという手順の枠組みにとどまっていた。しかし、下段の策定委員会の運営において、事務局主導から調査等チームの形成、さらに外部メンバーの組織化を経て、自治体間の合意という、主体化のプロセスを目指した方法が展開されたことが実際に実現した。上記のセンターの評価作業から計画項目の体系化作業への手順を進める中で、必然的に主体化が進む運営方法が採用されていった経験をもとに、構造化が図られている。つまり、尾張東部圏域の計画策定に参加するための構想の図表が、観察結果を記述した運営方法の構造図表に変換されたものとして、まとめに再掲している次第である。

②今後の計画推進上の課題 ー続く試行的な事業の取組

中核機関を任されたセンターだけが、諸機能の実施の責任を負うのではなく、地域連携ネットワーク全体で利用促進を担うという事柄を今後の実施過程でどう達成していくのか、が問われる。そのために、計画策定委員会が進行管理推進委員会として継続して取組むことになり、そのもとに、策定過程のなかで「組織化」されたメンバーが幅広く「権利擁護支援協議会」（施策20において提示）に参加することになる。その際にも、試行的な事業の取組という発想は継続されることが求められる。計画は変更できないものではなく、むしろ日々の実践や実験のなかで、絶えず修正が試みられるものであるとすると、プロセス重視の計画策定の発想は、今後とも継続される必要がある。

4) 調査活動・試行事業の取組と計画の体系化

本研究プロジェクトでは、「ボトムアップ方式」の計画策定あるいは「プロセス重視」をする策定方法とはどのようなものか、という問いから出発している。最終的には、その策定方法を選択することが、どのような計画の体系化を生み出すことになるのか、を最終的な結論として提示することを目指した。

その1つの成果は、尾張東部圏域での第Ⅳ部の「4. 計画の体系化の方法と広域での合意形成」のなかで、実践的な形で紹介している。上記の図表Ⅳ－1でいえば、「W：計画策定活動」のなかで取組まれた調査活動と試行事業が、どのように「P：計画に盛り込む」ことに影響を与えているかに触れている。その繰り返しは避けるが、計画策定のプロセスそのものが、地域連携ネットワークの形成を意味することが理解される必要がある。国の指針に示された「地域連携ネットワーク」の重要性を踏まえ、重層的なネットワークの形成を計画項目に取り入れるとともに、計画策定委員会による「計画策定活動」も、1つのネットワークの形成を担うことを目指したのである。

計画策定への躊躇感が大きい現状のなかで、これまで提案してきた策定方法をどのように普及することができるのか、最後にその点に触れておきたい。

2. 広域設置とは何か

本研究プロジェクトでは、尾張東部圏域での広域での計画策定の方法が、どこまで普及可能な方法なのか、自治体研究会への参加機関の2つの広域（愛知県知多圏域・奈良県西和圏域）における状況を踏まえながら検討しておきたい。

1) 知多圏域への示唆

最初は、愛知県知多圏域の状況との関係である。Ⅲ－2において、知多地域成年後見センターは、法人後見の件数も他の地域と比べものにならない数であり、同後見センターが中核機関となるためには来年度予定の計画策定において、いわゆる法人後見の受任センターとしての機能と中核機関としての機能を明確に分ける必要があること、法人後見を担うことができる機関への支援を進める必要があること、などを指摘している。

また、尾張東部圏域の計画の体系では行政としての役割が明記されていることから、知多圏域においても、行政はセンターと連携して地域の成年後見制度の利用の支援体制の仕組みを構築する責務を担うことが結論づけられている。また、日常生活自立支援事業における件数が少ないことも受け、本来日常生活自立支援事業の対象者であっても、後見センターの法人後見に依存している傾向が計画の策定課題として明確であり、計画策定において改善されることが期待される。

この間の自治体研究会を通じて、こうした広域での計画策定の課題が明確に自治体関係者によって自覚されることは、尾張東部圏域での策定のなかでの論点とその解決方法への合意がなされた結果ともいえる。広域での計画策定プロセスのなかで、調査活動や試行的事業の取組がどこまで採用されるかは、今後の委員会の立ち上げのなかで重要な課題となる。

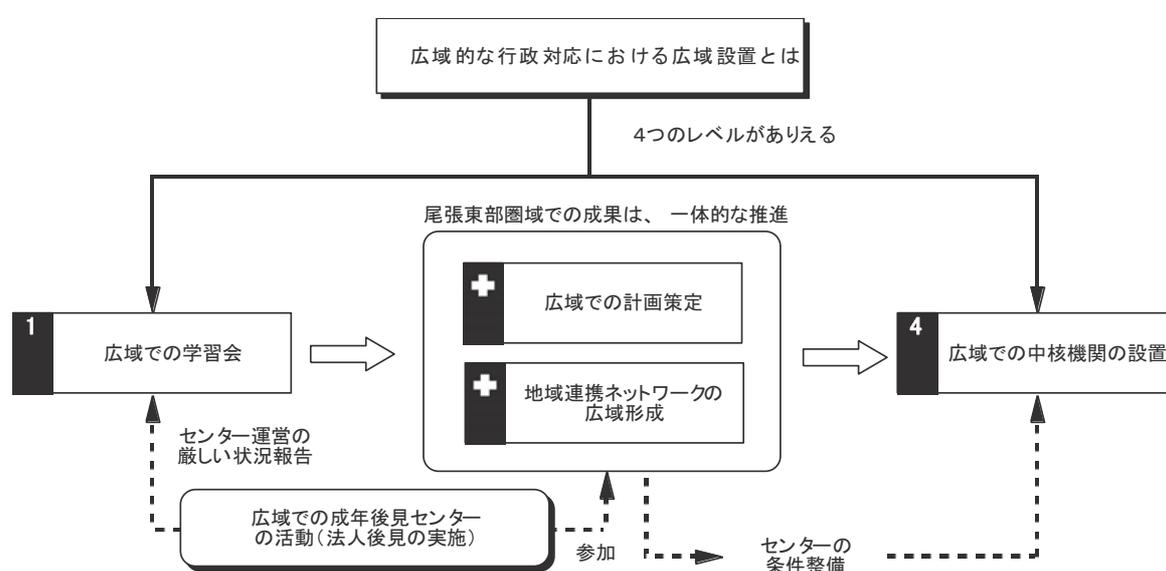
2) 奈良県下のモデル広域設置への示唆

もう1つの奈良県の西和圏域に対しては、自治体研究会に参加している奈良県社会福祉協議会からの要請もあり、県内での「広域設置」の学習会の場において尾張東部圏域の策定方法を教材とした研修に取組んだ。そのなかで、「広域設置」の考え方と尾張東部圏域の方法への理解について、一定の成果を得たので以下に紹介しておきたい。

奈良県では、中核機関の広域設置を目指して、モデル広域設置の取組を行っている。その事業の推進に本研究プロジェクトの成果を応用する機会が与えられたなかで、次のような「広域設置」の手順の整理を提案し、本格的なモデル広域設置の事業への展開方法として取り組まれることになっている。

図表まとめ－1が示すように、奈良県が進める「広域設置」の手順は、次の4つのレベルで整理できる。最初のステップとしては、2018年度に取り組んだ「広域での学習会」である。県が目指す最終のゴールは「広域での中核機関の設置」となる。そのための広域設置の手順を、西和圏域を成功モデルとして提示することが県のねらいである。そして、その間を埋めるステップのモデルとして、「広域での計画策定」と「地域連携ネットワークの広域形成」を設定することができるというのが学習会の結論である。広域での計画策定と地域連携ネットワークの広域形成を一体的に推進するという尾張東部圏域の方法もその1つのモデルとみることができる。

広域の場合、法人後見の受任を目的とする既設の成年後見センターは、広域での合意形成が十分に図られないと、自治体による十分な財政支援をえられないなかでは厳しい状況に陥る。とくに小規模自治体で構成される広域の場合は、その傾向が強い。その状況を改善することなしには、中核機関を担うことはできない。法人後見受任と中核機関のバランスがとれた運営は、尾張東部圏域の計画策定での協議テーマであったが、奈良県においても形を変えて現れている。自治体の関与が少ない既設のセンターが計画策定にどのような形で事務局参加できるのか、また中核機関の意義が理解できず、さらに財政的な追加負担への不安から、計画策定に躊躇感を持つ自治体への積極的な働きかけを、センター自らができる条件にないのが現状である。県や県社会福祉協議会がどのように広域での学習会のなかで説得的な対応をとることができるかが課題となっている。



図表 まとめ-1 広域設置の手順における計画策定の位置

脆弱な既設のセンターをどう支えるのか、そのための地域連携ネットワークの形成に、どのような機関を巻き込むことができるのか、地域内で確保できない専門職を専門職団体からの支援としてどのように確保することができるのか、このような検討課題が持ち込まれる計画の場を組織することを計画策定の目的として、自治体は位置づけるべきである。その協議の成果の先に、関係機関によって支えられる中核機関の広域設置が実現するといえる。中核機関の広域設置のみが計画策定において目的化されることなく、地域連携ネットワークで既設センターを支えることを策定プロセスのなかで実現するという策定方法を選択することが重要といえる。西和圏域での「広域での学習会」の次のステップは、こうした専門職団体からの支援を確保するなどの地域連携ネットワークを生み出す場の確保ということになる。その場が計画策定の場としてかどうかは、次年度も継続される「広域での学習会」での選択による。

3) 中核機関の広域設置への示唆

今回の研究プロジェクトでは、既設の成年後見センター等を有していることが前提となっている。

その意味では、既設の成年後見センターを有していない場合での計画策定の方法における指針としての制約を持つ。しかし、いくつかの示唆を与えることは可能といえる。

その1つは、広域での成年後見センター設置あるいは中核機関の広域設置が想定される機関が計画策定の事務局に参加する機会を作り出すことである。図表まとめ-1の「**広域での計画策定**」もしくは「**地域連携ネットワークの広域形成**」への参加のベクトルは、そのことを示唆している。

もう1つは、広域での成年後見センター設置あるいは中核機関の広域設置について、関係機関の支援を確保するための機会として計画策定の間を活用することである。中核機関が多様な機能を発揮するためには、法人後見受任の経験を踏まえることが有用といえる。その過程に弁護士や司法書士等の専門職が協力するという連携が不可欠である。小規模自治体で形成される広域の場合、地元でそのような専門職を確保する条件は乏しい。その意味では、計画策定といった地域外からの支援を求めやすい機会を活用することも必要なこととなる。また、地域包括支援センター等の相談機関の協力についても同様のことがいえる。本プロジェクトにおける相談機関のニーズ調査による組織化の取組はその意義を示唆している。計画策定のなかで、こうした地域連携ネットワークが恒常的に維持されるための条件整備の方法が計画項目のなかに盛り込まれること（図表まとめ-1の条件整備のベクトル）を通して、中核機関はその機能を発揮できるといってよい。

資料編

1. 各種調査票

1) 尾張東部の策定過程において実施した調査

- ①包括支援センター等の相談機関のニーズ調査（※中核市5市と3広域共通）
- ②後見人調査
- ③被後見人・家族調査
- ④市民後見人調査
- ⑤病院調査

2) 豊田市の策定過程において実施した調査

- ①市民用
- ②自治区長用
- ③民生委員用
- ④福祉関係者用
- ⑤弁護士・司法書士用

2. 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画

1) 本文

2) 資料集（抜粋）

A 成年後見制度利用中

ケースNo. **A-**

ケースNo () と同一

<p>ト 集 計 分 類 ↓</p>	<p>1 後見人等からの相談 報告 2 家族からの相談 報告 3 関係者からの相談 報告 4 後見人等に対する本人 家族 支援者などからの苦情 5 その他</p>
<p>1 基 本 情 報</p>	<p>(新規・継続)</p> <p>1年齢 (歳) 2性別 (男 ・ 女) 3家族支援 (有 ・ 無) 4類型 (後見 ・ 保佐 ・ 補助) 5後見人等 (弁護士 司法書士 社会福祉士 親族・市民後見人 その他 ()) 6居所 (在宅 ・ 施設 ・ 病院) 7収入 年金 ・ 生活保護 ・ 年金以外の収入</p> <p>8対象者 ・ 認知症 ・ 精神障害 ・ 知的障害 ・ 高次脳機能障害</p> <p>9要介護度 ・ 要支援 () ・ 申請中 ・ 要介護 ()</p> <p>10障害支援区分 区分 ()</p>
<p>2 (該 当 項 目 に マ ル)</p> <p>相 談 内 容 の 種 類</p>	<p>後見人等がついている状況において</p> <p>1 後見人等からの相談 報告 2 家族からの相談 報告 3 関係者からの相談 報告 4 後見人等に対する本人 家族 支援者などからの苦情 5 その他 ()</p>
<p>相 談 者</p>	<p>1 本人 2 親族 3 ケアマネ 4 後見人等 5 近隣住民 6 施設職員 7. 行政 8 後見センター 9.その他 ()</p>
<p>ケ ー ス の 概 要</p>	
<p>3 等 に ケ ー ス に 関 連 す る こ と を 見 立 て</p>	<p>1. 苦情や相談があった場合、後見センターに対してどのような支援をしてほしいですか</p> <p>2. 後見センターの支援に対する期待・要望</p>
<p>4 (等)</p> <p>セ ン タ ー の 関 連 に 関 する 意 思 決 定 の 支 援</p>	<p>1. 後見人等は意思決定支援を行っていますか (はい ・ いいえ ・ わからない) その理由</p> <p>2. 後見人等は、本人の意思を尊重しないで代行決定をしていると思われませんか (はい ・ いいえ ・ わからない)</p>
<p>5 課 題 等</p>	<p>ケースを通して見えてきた課題など 自由記述</p>

B 成年後見制度利用手続き中の相談

ケースNo. **B-**

ケース№ () と同一

シ 0 計 分 類 ト 総 括 集 括	1 申立書の作成支援 2 申立内容の検討 3 受理面接の支援 4 その他
1 基 本 情 報	(<input checked="" type="radio"/> 新規・継続)
	1年齢 (歳) 2性別 (男・女) <input type="radio"/> 3家族支援 (有・無) <input type="radio"/> 4判断能力の有無 (有 不十分・無) <input type="radio"/> 5居所 (在宅・施設・病院) <input type="radio"/> 6収入 <input type="radio"/> ・年金 ・生活保護 ・年金以外の収入
(2 該 相 談 目 内 に 容 マ ル 種 類)	7 対象者 ・ 認知症 ・ 精神障害 ・ 知的障害 ・ 高次脳機能障害
	8 要介護度 ・ 要支援 () ・ 申請中 ・ 要介護 () 9 障害支援区分 ()
(2 該 相 談 目 内 に 容 マ ル 種 類)	申立手続きを行う上において 1 申立書の書き方や添付書類について 2 診断書作成などについての相談 3 同意権 代理権について 4 家庭裁判所への受理面接について 5 その他 ()
相談者	1 本人 2 親族 3 ケアマネ 4 後見人等 5 近隣住民 6 施設職員 7 行政 8 後見センター 9 その他 ()
ケ 1 概 要 ス の	
3 等 に ケ 1 関 ス る の 見 と 立 て	1. 成年後見制度の手続きについて後見センターへ相談していますか (はい・いいえ) 2. 後見センターの支援に対する期待・要望
(4 セ ン タ ー 関 意 タ ス 決 定 の 支 援 携)	1. 手続きを行う際、本人の意思が尊重されていますか (はい・いいえ・わからない) その理由 2. まわりの意向だけで進められていませんか (いる・いない・わからない)
5 課 題 等	ケースを通して見えてきた課題など 自由記述

C 成年後見制度に関する相談

ケースNo.	C-		ケースNo () と同一
シート分類 0 総括	1 本人 家族等からの制度利用に関する相談 2 関係者からの制度利用に関する相談 3 制度説明を求める相談 4 その他		
1 基本情報	(新規・継続) 1年齢 (歳) 2性別 (男・女) 3家族支援 (有・無) 4判断能力の有無 (有 不十分・無) 5居所 (在宅 施設・病院) 6収入 ・年金 ・生活保護 ・年金以外の収入	7対象者 ・認知症 ・65歳以上の健常者 ・精神障害 ・65歳未満の健常者 ・知的障害 ・高次脳機能障害 8要介護度 ・要支援 () ・申請中 ・要介護 () 9障害支援区分 区分 ()	
2 (該当項目にマ)	判断能力が不十分な場合において 1 治療や介護 福祉サービスの必要性や契約を理解できずに支援が進まない 2 治療や介護 福祉サービスの全部または一部を拒否している 3 土地や建物 有価証券の資産の管理が適切にできない 4 収入に見合った適切な家計管理ができない 5 保険料、利用料等、現に滞納、負債があるが適切に返済等の対応ができない 6 不動産の処分や遺産分割協議、相続などの法律行為を行えない 7 親亡き後、支援する人がいない 8 その他 ()		
相談者	1 本人 2 親族 3 ケアマネ 4 後見人等 5 近隣住民 6 施設職員 7 行政 8 後見センター 9 その他 ()		
ケースの概要			
3 等にケースに関する見と立	制度利用への将来の見立て 1. 短期 (1年以内) 2. 1年以上～3年程度 3. 不明 4. その他 ・上記予測の判断理由		
4 (センター等)	後見センターへ繋がりましたか 1. 繋いだ 2. 繋いでいない ・上記の判断理由 ・後見センターへの期待・要望		
5 課題等	ケースを通して見えてきた課題など 自由記述		

D 一般相談アセスメント

ケースNo.	D-
--------	----

ケースNo () と同

シート 計分類 集括	1 独居や身寄りのない人の不安 2 経済的なこと 3 身元保証関連 4 その他
1 基本 情報	(新規・継続) 1年齢 (歳) 2性別 (男 ・ 女) 3家族支援 (有 ・ 無) 4判断能力の有無 (有 不十分 ・ 無) 5居所 (在宅 施設 ・ 病院) 6収入 ・ 年金 ・ 生活保護 ・ 年金以外の収入
2 マ該 ル当 一類 項 目 に	7.対象者 ・ 認知症 ・ 65歳以上の健常者 ・ 精神障害 ・ 65歳未満の健常者 ・ 知的障害 ・ 高次脳機能障害 8 要介護度 ・ 要支援 () ・ 申請中 ・ 要介護 () 9 障害支援区分 区分 ()
2 相 談 内 容 の	相談の入り口の内容 1 独居や身寄りのない人の不安 2 経済的なこと 浪費 債務 生活困窮等) 3 身元保証関連 アパート施設入所に関することや入院など) 4 その他 () ※本人 家族 支援者などの相談から権利擁護支援ニーズがあるとアセスメントした根拠は何ですか
相 談 者	1 本人 2 親族 3 ケアマネ 4 後見人等 5 近隣住民 6 施設職員 7 行政 8 後見センター 9 その他 ()
ケ ー ス の 概 要	
見 立 て ケ ー ス に 関 する こと	制度利用への将来の見立て 1. 短期 (1年以内) 2. 1年以上～3年程度 3. 不明 4. その他 ・ 上記予測の判断理由
4 セ ン タ ー に 関 する 決 定 の 支 援 に 関 する こと の 支 援 に 関 する こと	後見センターへ繋ぎましたか 1. 繋いだ 2. 繋いでいない ・ 上記の判断理由 ・ 後見センターへの期待・要望
5 課 題 等	ケースを通して見えてきた課題など 自由記述

E 虐待 消費者被害

ケースNo.	E		ケースNo ()と同
シ 0 計 分 類 ト 総 集 括	1 虐待 2 消費者被害 3 その他		
1 基本 情報	(新規・継続)		7 対象者
	1 年齢 (歳) 2 性別 (男 ・ 女) 3 家族支援 (有 ・ 無) 4 判断能力の有無 (有 不十分 ・ 無) 5 居所 (在宅 施設 ・ 病院) 6 収入 ・ 年金 ・ 生活保護 ・ 年金以外の収入	・ 認知症 ・ 精神障害 ・ 知的障害 ・ 高次脳機能障害 8 要介護度 ・ 要支援 () ・ 申請中 ・ 要介護 () 9 障害支援区分 区分 ()	
(2 該 相 談 目 に 容 マ ル 種 類)	判断能力が不十分な場合において 1 預金や年金が搾取される等、経済的虐待や金銭搾取を受けている、またはその疑いがある 2 上記以外の虐待 (身体的 心理的 性的 ネグレクト) を受けている、またはその疑いがある 3 消費者被害や悪徳業者につきまといわれている、またはその疑いがある 4 その他 ()		
相談者	1 本人 2 親族 3 ケアマネ 4 後見人等 5 近隣住民 6 施設職員 7 行政 8 後見センター 9 その他 ()		
ケースの概要			
て3 等 に ケ 関 1 す る の こ 見 と 立	1. このケースについて地域包括支援センターや障害者相談支援センターの役割をどの 2. 他の機関との連携についてどのように考えますか		
の セン ター と 支 援 に 関 する こ と の 連 携 等)	4 後見センターへどのような役割を期待・要望しますか 意思決定		
5 課題 等	ケースを通して見えてきた課題など 自由記述		

2) 専門職協力者名簿登録制度により相談・契約・受任のどれかに至ったことがありますか。該当する番号に○を付けてください。

1. ある
2. ない

3) 【2. ない とお答えした方へお聞きします。】その理由は何故ですか。該当するものすべてに○を付けてください。

1. 既に複数受任している、又は他の業務により引き受けられないため。
2. 本人の身上監護上の課題が多いと、一人では対応できないため。
3. 親族間に複雑なトラブルを抱えていると、一人では対応できないため。
4. 本人が遠方など地域的な事情により受任することが困難なため。
5. 報酬を見込めるケースが少ないため。
6. 自ら積極的に申し込んでまで受任するつもりはないため。
7. その他

4) 専門職協力者名簿登録制度に登録してよかったと思われる点について、該当するものすべてに○を付けてください。

1. 事前にケースの概要や課題を知ることができる。
2. ケース事例を数多く見ることができる。
3. 初回の会議には尾張東部成年後見センターが同行する。
4. 困った事があれば尾張東部成年後見センターに相談できる。
5. 多職種・他機関とのつながりができる。
6. 勉強会の案内がくる。
7. 身上監護について一緒に対応してくれる。
8. その他

5) 専門職協力者名簿登録制度の課題と思われる点について、該当するものすべてに○をつけてください。

1. 支援が困難なケースが多い。
2. 支援内容に相当する報酬を見込めるケースが少ない。
3. 依頼に手を挙げてもらえないことが少ない。
4. 受任後のセンターとの連携方法
5. その他

2. 後見人等の業務について（専門職協力者名簿登録制度によるものに限られません。）

1) 後見人等として支援されている中で困っていることはありますか。

1. ある

- 本人の意思がわからない
- 支援者同士の連携がスムーズにいかない
- 本人に合う福祉サービスがどんなものかわからない
- 医療同意を求められて困った
- 後見人の業務以上のことを支援者から求められる
- その他

()

2. ない

2) 困ったときはどこに相談されていますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- 1. 家庭裁判所に相談する。
- 2. 行政に相談する。
- 3. 関係機関と相談する。
- 4. 尾張東部成年後見センターに相談する。
- 5. 特に相談はしない。
- 6. その他

()

3) 後見業務を行う上で、親族や支援者と連携したことがありますか。

- 1. ある
- 2. ない

「1. ある」と回答された方は4)、5) の設問にもご回答ください。

「2. ない」と回答された方は6) の設問にお進みください。

4) どのような支援者と連携していますか。（複数回答可）

- 1. 親族 2. 地域包括支援センター 3. 障害者基幹相談支援センター
- 4. ケアマネジャー 5. 介護サービス事業所 6. 入所施設 7. 病院
- 8. 民生委員 9. 大家 10. 近隣住民 11. 行政
- 12. その他 ()

5) どのように連携していますか (複数回答可)

1. ケース会議に参加している。
2. 近隣住民、大家、民生委員等との話し合いの場に参加している。
3. サービス事業所と連絡を取り、サービス内容について相談している。
4. 親族に対し、定期的に本人や財産管理などの状況を報告している。
5. 本人の状態に変化があった場合、対応について一緒に考える。
6. その他 ()

6) 専門職後見人から市民後見人や親族等 (家族会等が設立した法人を含む) への
リレーについてどのように考えられますか。該当する番号に〇を付けてください。

1. 専門職後見人が関与すべき課題が解決したら、積極的に市民後見人や親族等にリレーすることが望ましい。
2. 専門職後見人が関与すべき課題が解決した段階で、本人との信頼関係の構築が難しい案件に限り、市民後見人や親族等にリレーすることが望ましい。
3. 家庭裁判所が後見人を選任する段階で、リレーを予定する市民後見人や親族等を予め後見人として選任し、専門職後見人が関与すべき課題が解決したら専門職後見人が辞任することが望ましい。
4. 家庭裁判所が専門職後見人を選任した案件については、引き続き専門職後見人が後見業務を担う事が望ましい。
5. その他

()

3. 専門職協力者名簿登録制度へ期待する事・ご要望・依頼についてどのようなことをしていけば、もっと引き受けやすくなるか等のご意見があれば、ご自由にご記入ください。

()

調査名	本人向けニーズ調査アンケート
調査対象	制度利用者
調査時期	平成30年10月1日から10月15日
調査方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査法
有効回答数	36通／41通 (41通の内訳は下記表の通り)
有効回答率	87.8%

問1 あなたのお手伝いをしてくれる人を何というか知っていますか？

1. 後見人 2. 保佐人 3. 補助人 4. わからない

問2 あなたについて教えてください

(1) 年齢を教えてください

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代 6. 70代 7. 80代 8. 90代

(2) 住んでいるところはどこですか

1. 自宅 2. 施設 3. 病院 4. わからない

問3 成年後見制度って、聞いたことがありますか？

1. ある 2. ない

問4 あなたは担当の人を知っていますか？

1. 知っている！名前も言えるよ 2. 会ったらわかるかも 3. 知らない

問5 担当の人はどんなお手伝いをしてくれますか？

1. お金のことを、一緒に考えてくれる。 2. 相談にのってくれる。 3. 自分の気持ちをきいてくれる
4. 他にあれば、書いてください。

問6 担当の人はよく会いに来てくれますか？

1. よく来てくれる 2. 来てくれるが、もっと来てほしい 3. あまり会いに来てくれない

問7 後見センターに電話をすることがありますか？

1. ある 2. ない

「ある」と答えた方にお聞きします。その理由を教えてください。

1. センターの職員が、話を聞いてくれるから。 2. 担当者の予定を教えられるから。
3. 電話すると安心するから。

問8 後見センターと関わって、良かったこと、嫌だったことを教えてください。

調査名	ご家族向けニーズ調査アンケート
調査対象	法人後見を過去に利用していた・または現在利用しているご家族
調査時期	平成30年10月1日から10月15日
調査方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査法
有効回答数	21通／33通
有効回答率	63.6%

問1 アンケートご記入の方について

(1) 本人との続柄は

1. 親 2. 子 3. 兄弟姉妹 4. 甥姪 5. その他の親族 6. その他

問2 ご本人についてお聞きします

(1) 年齢

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代 6. 70代 7. 80代 8. 90代

(2) ご本人の障害について

1. 認知症 2. 精神障害 3. 知的障害 4. 高次脳機能障害 5. わからない

(3) ご本人の生活の場について

1. 自宅 2. 施設 3. 病院 4. すでに他界している 5. その他

(4) ご本人の類型について

1. 後見 2. 保佐 3. 補助 4. わからない

問3 成年後見制度利用についてお聞きします。

(1) 成年後見制度についてどの程度ご存じですか

1. よく知っている 2. 知っている 3. あまり知らない 4. 全く知らない

(2) 制度利用のきっかけはどのようなことですか(複数回答可)

1. 本人が必要な福祉・医療サービスの利用を拒否し、契約できない状態だったから。
2. 福祉サービス利用料を滞納するなど、支払いができていなかったから。
3. 金銭管理や財産管理に不安があるから。 4. 悪徳な訪問販売の被害にあったから。
5. 他の親族等から、経済虐待を受けているから。
6. 親族が高齢で今後のことを考え制度利用が必要だと感じたから。
7. 本人の支援ができないから。 8. 本人とは疎遠で利用のきっかけは知らない。
9. その他

(3) 本人の困りごとについて、どの機関に相談しましたか(複数回答可)

1. 行政 2. 地域包括支援センター 3. 障害者相談支援センター 4. ケアマネジャー
5. 尾張東部成年後見センター 6. その他

(4) 申立はどのように行いましたか

1. 本人による申立て 2. 親族による申立て 3. 市長(町長)による申立て 4. わからない

「2. 親族による申立て」の方にお聞きします。

(5) 成年後見の申立を行うにあたり、どのような点で苦劳しましたか。(複数回答可)

1. 相談や申請機関がよくわからなかった。 2. 本人に拒否があり、説得に時間がかかった。
3. 他の親族が非協力的又はトラブルがあり、話を進めるのに苦劳した。
4. 申立資料の作成が煩雑で、苦劳した。
5. 申立費用や後見報酬の負担をどうするか悩んだ。 6. その他

(6) 成年後見の申立てを行うにあたり、尾張東部成年後見センターの支援を受けましたか

1. 受けた 2. 受けなかった

問4 法人後見についてお聞きします。

(1)後見人等が尾張東部成年後見センターで良かったと思いますか。

1. とても良かった 2. 良かった 3. どちらともいえない 4. よくない

「とても良かった」「良かった」と回答された方にお聞きします。

(2)「とても良かった」「良かった」ことはどういうことですか(複数回答可)

1. 契約内容を確認し本人に代わって必要な契約を行ってくれるから。
2. 利用料の滞納などの心配がなく金銭管理してくれるから。
3. 債務整理や遺産分割協議をすることができ、本人の生活が安定したから。
4. 悪徳商法や他の親族等からの権利侵害から守ることができたから。
5. 本人の支援について相談でき、後見人からも報告があるから。
6. 本人の意思を尊重したサービス利用等の提案があったから。
7. 入院など、緊急時の対応をしてくれて助かったから。
8. 亡くなった後の相談ができたから。
9. 親族の負担が減ったから。
10. 多くの支援者と協力しながら支援にあたってくれるから
11. 同じ担当者が関わってくれるから
12. その他

調査名	市民後見人バンク登録者向けニーズ調査アンケート
調査対象	第1期市民後見人バンク登録者19名(うち1名は登録抹消)
調査時期	平成30年10月1日から10月15日
調査方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査法
有効回答数	17通/18通
有効回答率	94.4%

問1 アンケートご記入の方について

①性別

1. 男性 2. 女性

②年齢

1. 40代 2. 50代 3. 60代 4. 70代

③バンク登録をした理由は何ですか。(最も当てはまると思うものをお選びください。)

1. 地域に貢献したかったから。 2. 人の役に立ちたかったから。
3. 養成研修で学んできたことを生かしたかったから。 4. その他

④受任の有無

1. 受任したことがある。 2. 受任したことがない。

「受任したことがある」と回答された方は2. の設問にお進みください。

問2. 受任について

①受任ケースはどのようなものですか

1. 尾張東部成年後見センターからのリレーケース 2. 新規ケース

②受任を決めた理由は何ですか。(最も当てはまると思うものをお選びください)

1. 地域に貢献したかったから。 2. 人の役に立ちたかったから。
3. 養成研修で学んできたことを生かしたかったから。
4. 尾張東部成年後見センターのバックアップがあるから。 5. その他

③受任してよかったと思われる点について該当するものすべてをお選びください。

1. ご本人と信頼関係ができた。 2. ご本人との関わりに喜びを感じた。
3. 養成研修で学んだことを生かすことができた。 4. 自身の生活に充実感を感じた。
5. 知識が増えた。 6. 地域の社会資源がわかるようになった。
7. 後見人の支援で被後見人の生活が良くなった。 8. 後見人同士のネットワークができた。
9. その他

④受任して困ったと思われる点について該当するものをすべてをお選びください。

1. 施設職員・ケアマネジャー等福祉関係者の市民後見人に対する理解が少ない。
2. 行政機関において、市民後見人に対する理解が少ない。
3. 金融機関において、市民後見人に対する理解が少ない。
4. 親族の市民後見人に対する理解が少ない。 5. 本人とのコミュニケーションが難しい。
6. 本人の意思と支援者の支援の方針との間に価値観の違いがある。
7. 緊急時の呼び出し対応 8. 病院の通院時の対応・医療同意。
9. 死後事務をどうするか。 10. 相続の対応。 11. その他

⑤ ④で選んだ中で監督人に相談したことをすべてお選びください

1. 施設職員・ケアマネジャー等福祉関係者の市民後見人に対する理解が少ない。
2. 行政機関において、市民後見人に対する理解が少ない。
3. 金融機関において、市民後見人に対する理解が少ない。
4. 親族の市民後見人に対する理解が少ない。
5. 本人とのコミュニケーションが難しい。
6. 本人の意思と支援者の支援の方針との間に価値観の違いがある。
7. 緊急時の呼び出し対応・医療同意。
8. 病院の通院時の対応。
9. 死後事務をどうするか。
10. 相続の対応。
11. その他

⑥後見業務を行う上で親族や支援者と連携したことがありますか

1. ある
2. ない

⑦設問⑥で「ある」と回答された方は、どのような支援者と連携していますか。

該当するものをすべてお選びください。

1. 親族
2. 地域包括支援センター
3. 障害者基幹相談支援センター
4. ケアマネジャー
5. 介護サービス事業所
6. 入所施設
7. 病院
8. 民生委員
9. 大家
10. 近隣住民
11. 行政
12. その他

⑧どのようなことを考えるときに連携の必要性を感じますか。

⑨ 設問⑥で「ある」と回答された方はどのように連携していますか。

該当するものをすべてお選びください。

1. ケース会議に参加している。
2. 近隣住民、大家、民生委員等との話し合いの場に参加している。
3. サービス事業所と連絡を取り、サービス内容について相談している。
4. 親族に対し、定期的に本人や財産管理などの状況を報告している。
5. 本人の状態に変化があった場合、対応について一緒に考える。
6. その他

⑩後見活動をするうえで不安に思っていることをお書きください

⑪尾張東部成年後見センターのバックアップについて

1. 十分バックアップされている。
2. バックアップされていると感じることがある。
3. もう少しバックアップしてほしい。

「受任したことがない」と回答された方は3. の設問にお進みください。

問3. 今後の受任について

① 平成30年10月現在に打診があった場合、後見人等の受任ができますか。

1. できる
2. 検討したい
3. 今はできない
4. 当分できない

② 受任ができない理由は何ですか(最も当てはまるものをお選びください)

1. 自身の健康上の理由
2. 家族の健康上の理由
3. 家族・親族を介護している。
4. 仕事が忙しく時間を取ることができない。
5. 後見活動をする自信がない。

③ ご自身が受任できる状況となったら受任したいと思いますか。

1. ぜひ受任したい。
2. ケースによっては受任したい。
3. 尾張東部成年後見センターのバックアップが十分あれば受任したい。
4. 受任できるか検討したい。
5. わからない。

④市民後見人として活動することを考えたときに不安に思うことは何ですか。

設問4. からはすべての方がご回答ください。

問4. 市民後見人活動についてどんなことが課題と思われますか。

該当するものをすべてお選びください

1. 年齢制限がある。 2. 時間の制約がある。 3. 負うべき責任が重すぎる。
4. 市民後見人の一般的な認知度が低い。 5. 無報酬である。 6. 市民後見人のプライバシーの保護。
7. 施設や支援者から要求されることが大きい。 8. その他

問5. フォローアップ研修について

①参加したことがありますか

1. ある
2. ない

②どのような研修に参加したいと思えますか。

1. 新しい知識を得たり、持っている知識を更新するための研修。
2. 多職種が参加するケース検討等の、多職種連携のための研修。
3. 市民後見人バンク登録者のみの、情報共有や交流のための研修。
4. 成年後見人等としての価値観やモチベーションを維持するための研修。

問6. 尾張東部成年後見センターへのご要望等をお書きください。

調査名	病院向けニーズ調査アンケート
調査対象	医療従事者(尾張東部圏域 13医療機関 1老人保健施設)
調査時期	平成30年10月1日から10月15日
調査方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査法
有効回答数	50通/55通(H30.11.27現在)
有効回答率	90.9%

問1 アンケートご記入の方について

(1) 病院について

1. 総合病院 2. 精神科病院

(2) あなたの職種について

1. 精神保健福祉士 2. 社会福祉士 3. 看護師 4. 医師 5. その他

問2 成年後見制度についてお聞きします。

(1) どの程度ご存じですか

1. よく知っている 2. 知っている 3. あまり知らない 4. 全く知らない

(2) 成年後見制度について、ご本人やご家族に説明することができますか

1. できる 2. 多少はできる 3. できない・説明する自信がない

問3 成年後見制度利用のための診断書作成についてお聞きします。

(1) 診断書作成にあたり、本人の判断能力が十分反映されていると思いますか。

1. 思う 2. 思わない

⇒『2. 思わない』と回答された方にお聞きします

(2) その理由は何ですか(複数回答可)

1. 検査結果のみで診断され、本人の日頃の様子が反映されないから 2. 本人の意思が反映されないから
 3. 支援者からの聞きとりが反映されないから 4. 診断書が金銭管理を重視しているから
 5. 後見・保佐・補助の判断能力の違いがよくわからないから 6. 家族の意見が反映されるから
 7. 本人の生活状況等がうまく医師に説明できないから
 8. 医師が成年後見制度について、あまり理解していないから
 9. 医師と支援者では、本人の判断能力についての見立てが異なるから
 10. 診断書の内容について考えたことがないから 11. その他()

4. 入院中、制度利用が必要な患者への支援についてお聞きします。

(1) 制度利用が必要と判断した場合、適切な機関につながりますか。

1. つなぐ 2. つながない 3. 制度が必要と感じたことはない

⇒『1. つなぐ』と回答された方にお聞きします

(2) どの機関に相談しますか(複数回答可)

1. 行政 2. 地域包括支援センター 3. 障害者相談支援センター
 4. 家族 5. 尾張東部成年後見センター 6. その他()

⇒『2. つながない 3. 制度が必要と感じたことがない』と回答された方にお聞きします

(3) その理由についてお聞かせください(複数回答可)

1. 後見人等の申立てから選任されるまで時間がかかるから
 2. 後見人等では、必要な支援について対応してもらえないから 3. 家族の支援が得られるから
 4. 身元保証団体等につなぐから
 5. 本人の判断能力が不十分でも入院費等支払いができれば特に問題はないから
 6. 金銭管理について社会福祉協議会の日常生活自立支援事業につなぐから 7. その他()

5. 入院中、医療機関が求める支援についてお聞きします。

(1) 入院患者に対して家族等に求めることは何ですか(複数回答可)

1. 入院時の身元保証
2. 医療機関から説明を受けること・医療同意
3. 身の回りの支援(必要物品の調達・洗濯・心理的支援)
4. 金銭管理・費用の支払い
5. 急変・死亡時の対応
6. その他

(2) 判断能力が不十分で身寄りがない方について

(1)の設問について、どうように対応していますか。

1. 身元保証団体を案内し、つないでいる。
2. 家族等に求める支援内容については、病院が個別に対応を取っている。
3. 成年後見制度を利用検討するため支援者につないでいる。
4. その他

(3) 身元保証人がいないことを理由に入院を断ってはいけないことを知っていますか

1. 知っている
2. 詳しくは知らなかった
3. 知らなかった

問6. 患者さんが後見制度を利用している場合についてお聞きします。

(1) 後見人等がついていて、良かった点をお聞かせ下さい。

(2) 後見人等がついていて、困ったことがあればお聞かせ下さい。

7 成年後見制度についておたずねします

問 27 判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利を保護する「成年後見制度」についておたずねします。あなたは、成年後見制度を知っていますか。(○は1つだけ)

- 1 どういった制度か知っている
- 2 制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3 知らない

----> <問 27 で「1 どういった制度か知っている」「2 制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」を選ばれた方にお聞きします。>

問 27-1 成年後見制度についてどのような印象を持っていますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 どうやって手続きしたらよいかわからない
- 2 利用すると、どんな効果があるかわからない
- 3 成年後見人への報酬が高い
- 4 誰が成年後見人になるか不安
- 5 家族との違いがわからない
- 6 不正が怖い
- 7 成年後見人になった後の事務処理が大変
- 8 特に自分や家族には関係ない
- 9 印象は特でない
- 10 その他 ()

問 28 豊田市では、一定の研修を修了した地域の方に成年後見人として活動してもらう「市民後見人」を育成していく予定です。この市民後見人について、あなたの考えに最も近いものをお答えください。(○は1つだけ)

- 1 研修内容や活動の条件次第では、市民後見人になってみたい
- 2 自分自身はなる気はないが、市民後見人という地域で支える仕組み自体は応援したい
- 3 自分自身はなる気はないし、関心もない

6 成年後見制度についておたずねします

問 17 判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利を保護する「成年後見制度」についておたずねします。あなたは、成年後見制度を知っていますか。（○は1つだけ）

- 1 どういった制度か知っている
- 2 制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3 知らない

----> <問 17 で「1 どういった制度か知っている」「2 制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」を選ばれた方にお聞きします。>

問 17-1 成年後見制度についてどのような印象を持っていますか。
（あてはまるものすべてに○）

- 1 どうやって手続きしたらよいかわからない
- 2 利用すると、どんな効果があるかわからない
- 3 成年後見人への報酬が高い
- 4 誰が成年後見人になるか不安
- 5 家族との違いがわからない
- 6 不正が怖い
- 7 成年後見人になった後の事務処理が大変
- 8 特に自分や家族には関係ない
- 9 印象は特にない
- 10 その他（ ）

問 18 豊田市では、一定の研修を修了した地域の方に成年後見人として活動してもらう「市民後見人」を育成していく予定です。この市民後見人について、あなたの考えに最も近いものをお答えください。（○は1つだけ）

- 1 研修内容や活動の条件次第では、市民後見人になってみたい
- 2 自分自身はなる気はないが、市民後見人という地域で支える仕組み自体は応援したい
- 3 自分自身はなる気はないし、関心もない

問 19 豊田市では、市民の成年後見制度の利用に関する支援を行うために、成年後見支援センターを設置しています。あなたは、成年後見支援センターを知っていますか。（○は1つだけ）

- 1 知っていて、利用したことがある
- 2 利用したことはないが、名前も事業内容も知っている
- 3 名前は聞いたことがあるが、事業内容は知らない
- 4 知らない

問 20 自治区長として活動をしている中で、認知症などで成年後見制度の利用が必要な方に対して、どのような対応を取ったことがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 本人や家族に成年後見支援センターを紹介している
- 2 行政や社協につなげている
- 3 地域包括支援センターにつなげている
- 4 自分や自治区の活動として支援をしている
- 5 特に対応していない
- 6 そのような方に対応したことはない
- 7 その他 ()

6 成年後見制度についておたずねします

問 17 判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利を保護する「成年後見制度」についておたずねします。あなたは、成年後見制度を知っていますか。（○は1つだけ）

- 1 どういった制度か知っている
- 2 制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3 知らない

----> <問 17 で「1 どういった制度か知っている」「2 制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」を選ばれた方にお聞きします。>

問 17-1 成年後見制度についてどのような印象を持っていますか。
（あてはまるものすべてに○）

- 1 どうやって手続きしたらよいかわからない
- 2 利用すると、どんな効果があるかわからない
- 3 成年後見人への報酬が高い
- 4 誰が成年後見人になるか不安
- 5 家族との違いがわからない
- 6 不正が怖い
- 7 成年後見人になった後の事務処理が大変
- 8 特に自分や家族には関係ない
- 9 印象は特にならない
- 10 その他（ ）

問 18 豊田市では、一定の研修を修了した地域の方に成年後見人として活動してもらう「市民後見人」を育成していく予定です。この市民後見人について、あなたの考えに最も近いものをお答えください。（○は1つだけ）

- 1 研修内容や活動の条件次第では、市民後見人になってみたい
- 2 自分自身はなる気はないが、市民後見人という地域で支える仕組み自体は応援したい
- 3 自分自身はなる気はないし、関心もない

問 19 豊田市では、市民の成年後見制度の利用に関する支援を行うために、成年後見支援センターを設置しています。あなたは、成年後見支援センターを知っていますか。（○は1つだけ）

- 1 知っていて、利用したことがある
- 2 利用したことはないが、名前も事業内容も知っている
- 3 名前は聞いたことがあるが、事業内容は知らない
- 4 知らない

問 20 民生委員活動をしている中で、認知症などで成年後見制度の利用が必要な方に対して、どのような対応を取ったことがありますか。もっとも近いものをお答えください。(○は1つだけ)

- 1 本人や家族に成年後見支援センターを紹介している
- 2 行政や社協につなげている
- 3 地域包括支援センターにつなげている
- 4 他の民生委員等と協力して支援をしている
- 5 特に対応していない
- 6 そのような方に対応したことはない
- 7 その他 ()

豊田市成年後見制度に関するアンケート調査

＜地域包括支援センター向け＞

＜委託障がい相談支援事業所・地域活動支援センターⅠ型向け＞

地域包括支援・委託障がい相談・地活Ⅰ型向け調査票

分類	包括・委託相談・地活Ⅰ	事業所名	
回答者 役職・氏名		電話	

＜1 成年後見制度の利用ニーズについて＞

【問1】平成29年度（H29.4～H30.3）において、貴事業所にて相談対応（新規・継続ケースともに含む）した市民のうち、以下の項目に該当する人数を教えてください。
 なお、対象者1人につき2つ以上の項目に該当する場合には、最も当てはまると思われる項目にカウントし、又回答は初期対応した時点での状態で判断いただき、現在は成年後見制度の利用等で課題が解消している場合も含まれます。

【回答】

		回答欄	
①	本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できない、拒否があるなど支援が進まない。		人
②	本人の判断能力が不十分であるため、以下のような金銭や財産の管理に関する状況が発生している。 <ul style="list-style-type: none"> ・商品やサービスを次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない。 ・家計管理ができない。 ・税や保険料、利用料などを現に滞納、又は負債があるが、適切に返済等の対応ができていない。 ・土地や建物、有価証券等の資産の管理が適切でない。 		人
③	本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど経済的虐待や金銭搾取、その他の虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクトなど）を受けている又はその疑いがある。		人
④	本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議、相続などの法律行為を行えない。 消費者被害や悪徳業者につきまわられている又はその疑いがある。		人
⑤	判断能力はあるが、身元保証問題、任意後見制度、委任契約などの相談対応の必要がある。		人
⑥	本人の判断能力が不十分であるために、その他困難な事情があるが、適切に対応できていない。		人
合計			人

【問2】問1の合計人数のうち、現時点の親族^{※1}との関係性の内訳を教えてください。

【回答】

		回答欄	
①	身寄りがない又は愛知県内に親族がいない。		人
②	親族はいるが、協力を得ることが困難である。 ^{※2}		人
③	親族との関係は良好、協力を得られている。		人
④	上記に当てはまらない。		人
合計			人

※問1の合計人数と合致すること

※1) 「回答で求める親族」の定義は、4親等までとします。

※2) 「協力を得ることが困難」の例としては、以下のとおりです。

- ・親族が身体的又は精神的に問題を抱えているなど、本人の支援を任せられない状況。
- ・親族から虐待を受けている、又は過去に受けていた、その疑いがある状況。
- ・本人と親族の間に何らかの利害対立が生じている。
- ・親族はいるが、連絡がつかないなど、事実上協力を拒否されている。

【問3】問1の合計人数のうち、現時点の月々の平均収入額の内訳を教えてください。

なお、収入源としては、年金や工賃、生活保護費などを想定しており、年金の場合は1月あたりの金額に換算して回答してください。

(預貯金の額は関係なく、月の収入としてお考えください。また、世帯全体ではなく本人の収入として回答してください。)

【回答】

		回答欄	
①	生活保護受給者		人
②	6万円未満		人
③	6万円以上12万円未満		人
④	12万円以上18万円未満		人
⑤	18万円以上		人
⑥	不明		人
合計			人

※問1の合計人数と合致すること

【問4】問1の合計人数のうち、現時点の居住場所の内訳を教えてください。

【回答】

		回答欄	
①	在宅（自宅や親族の居所等のみ）		人
②	病院入院		人
③	施設入所 （今回の調査では、グループホーム、有料老人ホーム等も施設入所扱いとします）		人
④	上記に当てはまらない。		人
合計			人

※問1の合計人数と合致すること

【問5】問1の合計人数のうち、現時点での成年後見制度の利用状況や成年後見支援センターへのつなぎの状況に最も近い状況について、内訳を教えてください。

【回答】

		回答欄	
①	既に成年後見制度を利用している。（相談後に申し立てた場合も含む）		人
②	成年後見支援センターにつないで、制度利用の手続きを進めている。		人
③	成年後見支援センターにつないでいるが、制度利用をするかは検討中。		人
④	成年後見支援センターにつないだが、何らかの理由で保留・中止中。		人
⑤	現時点では成年後見制度の必要性はないので、他の支援で生活を続けている。（成年後見支援センターにつないだが、成年後見制度の利用の必要性がなかった者や日常生活自立支援事業の利用をしている者も含む）		人
⑥	成年後見制度の必要性はあるかもしれないが、成年後見支援センターにはつないでいない。		人
⑦	成年後見制度の利用は必要だが、成年後見支援センターにはつながらず、本人や家族等が直接又は専門職に依頼する形で申し立てを行っている又は行った。		人
⑧	その他		人
合計			人

※問1の合計人数と合致すること

<3 相談対応の場面について>

【問8】貴事業所では、認知症などで成年後見制度の利用が必要な方に対して、一般的にどのような対応を取りますか。対応方法として**最も近いものひとつ**に○をしてください。

【回答】

- ① 貴事業所にて、成年後見制度を紹介するにとどまる
- ② 制度の紹介に加え、成年後見支援センターを紹介する
- ③ 成年後見支援センターに対して具体的につなぐ、又は相談する
- ④ 上記のような対応は取らない、制度利用が必要な方に対応したことがない
- ⑤ その他（)

※ 【問9】は、【問8】で「①、②、③」に回答した方のみお答えください。

【問9】相談対応をする中で、成年後見支援センターに直接つなげようと思う状況として、**あてはまるものすべてにチェック**してください。
ただし、初めに別の機関（例えば、基幹包括センターや福祉総合相談課、警察、法テラスなど）につなげようと思う場合はチェックしないでください。

【回答】

- 身寄りがいなかった、協力が得られなかったとき。
- 入院先や入所先での手続き等を進めるため。
- 治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できずに、支援が進まないとき。
- 治療や介護・福祉サービスの全部または一部を拒否しているとき。
- 本人名義の土地や建物、有価証券等の資産を有し、その管理が適切でないとき。
- 本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができないとき。家計管理ができないとき。
- 税や保険料、利用料などを現に滞納、又は負債があるが、適切に返済等の対応ができていないとき。
- 預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待や金銭搾取を受けている又はその疑いがあるとき。
- 金銭的虐待以外の虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクトなど）を受けている又はその疑いがあるとき。
- 消費者被害や悪徳業者につきまとわれている又はその疑いがあるとき。
- 不動産の処分や遺産分割協議、相続などの日常的な金銭管理を超える法律行為を行えないとき。
- その他（)

<4 申立の手続きに関する場面について>

【問10】 貴事業所として、成年後見制度の利用に係る申立の手続きの対応を行った経験のある内容について、**あてはまるものすべてにチェック**をしてください。

【回答】

- 面接・訪問などによる本人等の情報収集
- 成年後見制度の利用を判断するためのケース会議の招集
- 申し立てしない場合の別の支援策の提案
- 申立書の書き方の助言
- 診断書作成に係る医療機関や医療ソーシャルワーカーとの調整
- 戸籍や住民票取得の手伝い（市役所に同行、委任状を受けて代理で取得など）
- 添付書類をそろえること（通帳や年金証書のコピー用意など）
- 登記されていない証明書の発行の手伝い（法務局に同行、取り寄せる書類作成の支援など）
- 成年後見支援センターから依頼された内容の対応（本人の支援記録等の提供など）
- 家庭裁判所への受理面接の同行や調査官調査の立会
- その他（)
- 特に対応をしたことはない

【問11】 貴事業所において、**現在の業務量や人員体制の中で**、成年後見制度の利用に係る申立の手続きの対応が可能だと思う内容について、**あてはまるものすべてにチェック**をしてください。

【回答】

- 面接・訪問などによる本人等の情報収集
- 成年後見制度の利用を判断するためのケース会議の招集
- 申し立てしない場合の別の支援策の提案
- 申立書の書き方の助言
- 診断書作成に係る医療機関や医療ソーシャルワーカーとの調整
- 戸籍や住民票取得の手伝い（市役所に同行、委任状を受けて代理で取得など）
- 添付書類をそろえること（通帳や年金証書のコピー用意など）
- 登記されていない証明書の発行の手伝い（法務局に同行、取り寄せる書類作成の支援など）
- 成年後見支援センターから依頼された内容の対応（本人の支援記録等の提供など）
- 家庭裁判所への受理面接の同行や調査官調査の立会
- その他（)
- 上記の対応は難しい

<5 成年後見人等が選任された後の支援・その他制度全般について>

【問12】 成年後見制度の利用したことにより、効果がみられたと思う内容を教えてください。ケースにより異なると思いますので、今まで関わったケースの中で**みられたことのある効果すべてにチェック**をしてください。

【回答】

- 金銭の管理ができるようになり、家計が安定するようになった。
- 必要な治療やサービスが受けられるようになった。
- 負債や滞納の返済の目途が立つようになった。
- 本人の意思が尊重されるようになった。
- 虐待が解消された。
- その他 ()

【問13】 貴事業所において、成年後見人等の活動・行動に関する相談や苦情等を受けたことがあれば、どういった主体から相談や苦情等があったか、**あてはまるものすべてにチェック**をしてください。

【回答】

- 本人 家族 成年後見人等
- 福祉関係の支援者（ケアマネ、サービス提供事業所など）
- 医療関係の支援者（病院、医療ソーシャルワーカーなど）
- その他 ()
- 対応したことはない

※ 【問14】は、【問13】で「対応したことはない」以外の方のみお答えください。

【問14】 貴事業所で受けた相談や苦情等の内容として、**あてはまるものすべてにチェック**をしてください。

【回答】

- 契約の更新やプランのサインなどに手間がかかる。
- 新たな支援の提案をしても、「生活に必要ない」と受け入れてもらえない。
- 本人のための物を購入・更新したくても、「生活に必要ない」と購入・更新してくれない。
- 金銭の管理の仕方などで、家族とのトラブルが生じた。
- 面会にほとんど来ず、本人の様子を把握しようとしめない。
- 親族後見人になったが、後見業務が大変。
- 成年後見人等への報酬の負担が大きい。
- 成年後見人等の職務範囲外の行為(医療同意、事実行為など)をどうしたらよいかわからない。
- どういった支援が必要かわからない。
- その他 ()

【問 1 5】貴事業所において、第三者後見人等[※]との間で困ったことなどがあれば、**自由記載**でお答えください。

【回答】

※第三者後見人等：親族以外で本人の成年後見人等に選任された弁護士などの専門職

【問 1 6】貴事業所において、判断能力の不十分な方の意思決定支援に対し、今後対応や整理が必要だと思ふこと、意思決定支援を行うにあたっての成年後見人の課題、困難なことなどについて、感じることを**自由記載**でお答えください。

【回答】

(例) エンディングノートの普及、〇〇の職種との連携が必要

【問 1 7】貴事業所として、成年後見制度の利用促進や後見活動を進めるにあたって、課題だと思ふこととして、**あてはまるものすべてにチェック**をしてください。

【回答】

- 一般市民の中での成年後見制度に関する認知度が低い。
- 医療・介護・福祉従事者の中での成年後見制度に関する理解度が低い。
- 成年後見制度を紹介しても、本人や家族の理解が得られない。
- 任意後見制度の利用が進まない。
- 保佐・補助累計での利用が進まない。
- 本人や家族では成年後見制度の手続きを進められない。
- 本人にとって成年後見人制度の利用が最善の利益になるのかわからない。
- 成年後見人が付くまでの手続き期間が長い。
- 成年後見人が付くまでの対応を誰がどう行うのか不明。
- 診断書作成に係る負担や調整が大きい。
- 遺産相続等のトラブルに巻き込まれるリスク。
- 一度利用するとやめることができない。
- 本人の意思がわからない。
- 身上監護の支援をどのように進めてよいかわからない。
- 本人に必要な福祉サービスがわからない。
- 医療同意や事実行為など、成年後見人等では対応できないことが多い。
- 書類転送先の変更手続きが面倒である。
- その他 ()

豊田市成年後見制度に関するアンケート調査

〈豊田市内・近隣の弁護士向け〉

豊田市内・近隣の弁護士向け調査票

事務所名			
回答者 氏名		電話	
事務所 所在	豊田市 ・ 岡崎市 ・ 刈谷市 ・ 安城市 ・ 知立市 ・ みよし市		

〈ご回答にあたっての留意点〉

- 回答については、時点の指定がない場合は、平成30年9月1日現在の内容でご記入ください。
- ご記入後、同封の返信用封筒に入れ **10月5日（金）** までにポストに投函してください。
- 本調査における用語の定義は以下のとおりです。
 - ・成年後見人等 : 成年後見人、任意後見人、保佐人、補助人の総称
 - ・被後見人等 : 成年被後見人、任意被後見人、被保佐人、被補助人の総称
 - ・成年後見監督人等 : 成年後見監督人、任意後見監督人、保佐監督人、補助監督人の総称
- 本調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【問合せ先】 豊田市 福祉部 福祉総合相談課

<1 受任の状況について>

【問1】あなたは、現在（平成30年9月1日時点）、成年後見人等又は成年後見監督人等を受任していますか。
あてはまるものひとつに○をしてください。

【回答】

- ① 受任している ② 受任していない

※【問2】は、【問1】で「①」に回答した方のみお答えください。

【問2】成年後見人等・成年後見監督人等の受任件数と、各内訳を教えてください。

【回答】

		回答欄	
①	あなたが「成年後見人等」を受任している合計件数	<input type="text"/>	件
②	①の内訳：類型について 合計が①と合致すること↓		
	ア 後見	<input type="text"/>	件
	イ 保佐	<input type="text"/>	件
	ウ 補助	<input type="text"/>	件
	エ 任意後見（契約締結段階はカウントしない）	<input type="text"/>	件
②	①の内訳：主たる障がい等について 合計が①と合致すること↓		
	ア 認知症又はその疑い	<input type="text"/>	件
	イ 知的障がい又はその疑い（手帳の有無は関係なく）	<input type="text"/>	件
	ウ 精神障がい又はその疑い（手帳の有無は関係なく）	<input type="text"/>	件
	エ 発達障がい又はその疑い（手帳の有無は関係なく）	<input type="text"/>	件
	オ その他	<input type="text"/>	件
③	①の内訳：被後見人等の居住場所について 合計が①と合致すること↓		
	ア 在宅（自宅や親族の居所等のみ。グループホーム等は除く。）	<input type="text"/>	件
	イ 病院入院	<input type="text"/>	件
	ウ 施設入所	<input type="text"/>	件
④	①の内訳：法律専門職の関与について 合計が①と合致すること↓		
	ア 法律専門職（あなた）が関与すべき課題が解決した事件	<input type="text"/>	件
	イ 引き続き、法律専門職（あなた）の関与が必要な事件	<input type="text"/>	件
⑤	あなたが「成年後見監督人等」を受任している合計件数	<input type="text"/>	件

【問3】あなたは、被後見人等への訪問や面会をどの程度の頻度で行いますか。

回答にあたって、事件の性質・困難さは現在受任している事件の平均程度とし、受任当初の段階や特別な対応ではなく、通常の身上保護のための訪問や面会の頻度として、最も近いものひとつに○をしてください。

【回答】

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 週に1回程度 | ② 月に1回程度 |
| ③ 数か月に1回程度 | ④ 半年に1回程度 |
| ⑤ 1年に1回程度 | ⑥ 必要がなければ、訪問や面会は行わない |

<2 受任の調整について>

※「2」の設問に対する回答では、事件の性質・困難さは現在受任している事件の平均程度とし、他の業務における環境には変化がないものとして回答してください。

【問4】成年後見人等の受任を検討する際に、被後見人等の居所の地区がどこであるかは条件になりますか。

あなたが、受任可能だと思ふ豊田市の地区をすべてチェックしてください。

【回答】

- 拳母地区（逢妻、朝日丘、梅坪台、崇化館、浄水、豊南）
- 高橋地区（高橋、美里、益富）
- 高岡地区（竜神、若園、若林、前林）
- 猿投地区（猿投、井郷、猿投台、保見、石野）
- 上郷地区（上郷、末野原）
- 松平地区（松平）
- 藤岡地区（藤岡、藤岡南）
- 小原地区
- 旭地区
- 下山地区
- 足助地区
- 稲武地区
- 豊田市の受任は難しい



【問5】成年後見人等の受任を検討する際に、被後見人等の居住場所は条件になりますか。

あなたが、受任可能だと思ふ居住場所をすべてチェックしてください。

【回答】

- 在宅（自宅や親族の居所等のみ。グループホーム等は除く。）
- 病院入院
- 施設入所

【問6】 成年後見人等の受任を検討する際に、被後見人等の主たる障がい等は条件になりますか。

あなたが、**受任可能だと思ふ主たる障がい等をすべてチェック**してください。

【回答】

- 認知症又はその疑い
- 知的障がい又はその疑い（手帳の有無は関係なく）
- 精神障がい又はその疑い（手帳の有無は関係なく）
- 発達障がい又はその疑い（手帳の有無は関係なく）
- その他

【問7】 あなたは、現在（平成30年9月1日時点）、あと何件の成年後見人等の受任が可能だと考えますか。

残り受任可能だと思ふ件数を記入してください。

【回答】

	回答欄	
残り受任可能件数		件

< 3 豊田市の成年後見制度に関する施策について >

【問8】 豊田市では、市民の成年後見制度の利用に関する支援を行うために、豊田市成年後見支援センターを設置しています。

あなたの豊田市成年後見支援センターに対する認知度として、**最も近いものひとつに○**をしてください。

【回答】

- ① センター自体を知っており、こういった役割や機能があるかも、ある程度知っている。
- ② センター自体は知っているが、こういった役割や機能があるかは知らない。
- ③ センター自体知らなかった。

【問9】 豊田市では、所得の少ない市民でも成年後見制度が利用できるように、成年後見制度利用支援事業を行っています。

あなたの当制度に対する認知度として、**最も近いものひとつに○**をしてください。

【回答】

- ① 制度自体を知っており、その内容やどこが申請窓口かも、ある程度知っている。
- ② 制度自体は知っているが、その内容やどこが申請窓口かは知らない。
- ③ 制度自体知らなかった。

※ **【問10】は、【問9】で「①、②」に回答した方のみお答えください。**

【問10】 成年後見制度利用支援事業について、こういった改善を行ったり、新たにどういったものを助成の対象にしたりすると、専門職の受任しやすい環境ができると思いますか。

あなたの考えとして、項目ごとにあてはまるものひとつに○をしてください。

【回答】

		↓ <u>いずれかひとつに○</u> ↓		
	項目	対応すべき	対応できるとよい	現行でよい
ア	【共通】 助成対象者の条件の拡大			
イ	【申立】 立替による審判確定後の精算払い方式に加えて、申立時の前払い方式の追加			
ウ	【報酬】 報酬助成の上限額の拡大			
エ	【その他】 被後見人等の火災保険費用に対する助成の追加			
オ	【その他】 成年後見人等の賠償保険費用に対する助成の追加			
カ	【その他】 法テラスが適用できない場合の弁護士・司法書士の代行・代理費用に対する助成の追加			

その他（自由記載）

[]

【問11】 豊田市では、2019年度より市民後見人の育成に着手する予定としています。

すでに成年後見人等として活動している専門職との複数受任や専門職から市民後見人へのリレーも視野に入れていますが、あなたの考えに最も近いものを①～③からひとつに○、又理由にあてはまるものすべてにチェックしてください。

【回答】

① 市民後見人との複数受任や市民後見人へのリレーについて、どちらかといえば「賛成」だ。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 身上保護の支援が充実するから | <input type="checkbox"/> 専門職の受け皿が不足しているから |
| <input type="checkbox"/> 自身の負担が減るから | <input type="checkbox"/> 法律専門職が関与すべき事件に専任できるから |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ） |

② 市民後見人との複数受任や市民後見人へのリレーについて、どちらかといえば「反対」だ。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 市民後見人との調整が大変そうだから | <input type="checkbox"/> 報酬が減るから |
| <input type="checkbox"/> 責任の所在が不明確になるから | <input type="checkbox"/> 研修を修了していても信頼できないから |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ） |

③ どちらともいえない

【問12】今後、あなたが、**豊田市や豊田市成年後見支援センターに協力することが可能だ**
と思う内容をすべてチェックしてください。

なお、日程や費用などは想定せず、活動の自体が可能かどうか、又正式に協力を依頼するかどうかは別としてお考えください。

【回答】

- センターが制度利用の相談を受けた事件への助言・アドバイス 【電話 面談】
- センターが制度利用の相談を受けた事件での相談者や家族等との面談同席
【センター内 訪問・出張】
- 制度利用が必要な方のケース会議[※]への出席 【センター内 訪問・出張】
※支援者や支援機関が集まり、課題の共有や支援の方向性の検討などを行う会議
- 申立の書類作成の代理・代行 【センター内 貴事務所内 訪問・出張】
- 任意後見契約の書類作成 【センター内 貴事務所内 訪問・出張】
- 成年後見人等の受任
- 任意後見人の受任（契約締結）
- 債務整理
- 訴訟
- 自己破産
- 相続手続き
- 財産調査
- 遺言作成
- センターが成年後見人等からの相談を受けた事件への助言・アドバイス 【電話 面談】
- センターが成年後見人等からの相談を受けた事件での成年後見人等との面談同席
【センター内 訪問・出張】
- 研修会や啓発業務での講師 【センター内 訪問・出張】
- 専門職間や福祉関係者との情報交換会や勉強会への参加
- その他（ ）

<4 その他>

【問13】その他、成年後見制度に関するお考え、豊田市やセンターに対する意見等があればお聞かせください。

【回答】

ご協力ありがとうございました。

2. 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画

1) 本文

2) 資料集（抜粋）

- 資料1 尾張東部圏域成年後見制度利用促進委員会設置要綱
- 資料2 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会開催概要
- 資料3 - 1 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会及び各部会予定表
- 資料5 用語集

尾張東部圏域 成年後見制度利用促進計画



平成31年3月31日

瀬戸市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 東郷町

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

はじめに

「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」の役割は、6市町の協力のなかで生み出された、尾張東部成年後見センターの7年間余の実績をベースに、6市町が成年後見制度の利用促進にとどまらず、新たな権利擁護行政を展開するための方向づけを行うことにありました。

その方向づけが正しいものかどうかは、今後計画の内容が実施されることで、はじめて確認されるものです。しかし手前味噌ですが、現段階であっても、計画書はそれを予感させています。

その予感には、次のような根拠があります。1つは、権利擁護行政の形成に必要な「地域連携ネットワーク」（地域における多様な主体の協力による権利擁護の推進）が、計画の項目として盛込まれるだけではなく、計画策定作業のなかで新たなネットワークが多様に形成されたからです。計画策定作業の事務局を担った尾張東部成年後見センターは、その経験をもとに、今後は新たに形成される「地域連携ネットワーク」の事務局を担うことでしょう。

もう1つは、成年後見制度の利用促進の本質でもあります「本人の意思決定の支援」に関連して、計画策定のプロセスのなかで被後見人（本人）や家族の声を反映させる調査を実現し得たことです。つまり、判断能力が乏しいから後見人が代行する仕組みを利用するわけですが、その人の意思や思いがその仕組みのなかで本当に実現されているか、その確認が計画策定の作業のなかにも採用されたことを意味します。その取り組みは、「ゆたかに生きる権利をまもる」まちをつくるという計画の理念づくりへと昇華しました。

計画策定委員会は、計画の「生みの親」であるとともに、「育ての親」としての役割を担う必要があります。計画の項目のなかでも、そのような役割を与えました。先の予感が現実のものとなるように、引き続き努力していきたいと、策定委員ともども決意を新たにしています。

尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会委員長

平野隆之

第1章	広域行政による成年後見制度利用促進計画策定のねらいと方法	1
1	計画策定のねらい	3
2	計画策定の方法	5
3	計画の期間	7
第2章	成年後見制度を取り巻く現状と課題	9
1	愛知県下の成年後見センター等における現状と課題	11
2	尾張東部圏域における成年後見制度の利用状況	12
第3章	計画の理念・目標と計画項目の体系	17
1	計画の理念	19
2	計画の目標と項目の体系[ABCの3つの主体]	19
3	計画項目 20の施策	24
A	行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築	
	施策1 権利擁護支援の仕組みの計画的推進	24
	施策2 中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営	25
	施策3 行政及び中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築	26
	施策4 地域連携ネットワークの重層的な形成の主導	27
B	幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備	
B-1	センターの新たな運営方向	
	－成年後見支援から権利擁護支援へ－	
	施策5 中核機関の機能強化（4つの機能）	28
	施策6 権利擁護支援に関連する人材の養成	30
	施策7 虐待対応のための基盤強化と仕組みづくりのための検討	31
	施策8 中核機関と法人後見受任の一体的で自律的な運営	32
B-2	広報啓発・相談及び利用促進機能の強化	
	施策9 地域における権利擁護支援のための広報・啓発	33
	施策10 専門相談機関としての役割発揮、 相談・支援機関等との連携強化	34
	施策11 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化	35
	施策12 法人後見実施機関の育成	36
B-3	後見人支援機能・意思決定支援の推進	
	施策13 モニタリング機能及び相談・苦情窓口の整備	37
	施策14 親族後見人への支援	40
	施策15 市民後見人への支援	41
	施策16 法人後見の質の確保と向上	42

C	地域連携ネットワークの重層的形成		
	施策17 センター事業に関するネットワーク会議の機能強化		43
	施策18 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携		44
	施策19 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の 会議の開催		45
	施策20 促進計画の進行管理推進委員会等の設置		47
	本計画策定にご協力いただいた委員名簿		
	(1) 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会名簿		48
	(2) 調査チーム名簿		49
	・ 専門職協力者名簿登録制度ワーキングチーム		
	・ 成年後見制度ニーズ調査チーム		
	・ 日常生活自立支援事業ミーティング		
	・ 意思決定支援プロジェクトチーム		
	資料集		50
1	尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱	資料1	1
2	計画の経緯		
	(1) 成年後見制度利用促進計画策定委員会開催概要	資料2	2
	(2) 計画策定のための調査チーム委員会開催概要	資料3	3
	・ 成年後見利用促進計画策定委員会及び各部会進行表		
	(3) 成年後見制度ニーズ調査報告会開催概要	資料4	4
3	用語集	資料5	5
4	各調査の集計		
	(1) 尾張東部成年後見センター専門職協力者名簿登録制度に 関するアンケート集計結果	資料6	6
	(2) 相談支援機関向け成年後見ニーズ調査集計	資料7	7
	(3) 本人向け調査集計	資料8	8
	(4) ご家族向け調査集計	資料9	9
	(5) 市民後見人バンク登録者向け調査集計	資料10	10
	(6) 病院向け調査集計	資料11	11
	(7) 本人情報シートについての評価アンケート集計結果	資料12	12

第1章

広域行政による成年後見制度利用促進計画策定のねらいと方法

- 1 計画策定のねらい
- 2 計画策定の方法
- 3 計画の期間

第1章 広域行政による成年後見制度利用促進計画策定のねらいと方法

1 計画策定のねらい

(1) 個々の権利擁護を目指しつつ、 地域共生社会の推進を図る計画の策定

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）では地域において、成年後見制度の理念を踏まえた利用促進のための体制整備について示されています。

成年後見制度の利用促進のための体制整備を計画化するとき、「誰のために、何の目的で、成年後見制度をどのように利用するのか」を原点におき、認知症高齢者や障害者等の財産管理のみを目的とするのではなく、本人の地域生活を社会全体で支えるという目的を重視するとともに、そのような地域社会、言い換えれば地域共生社会を推進することも視野に入れた計画となる必要があります。

その意味では、認知症高齢者や障害者等に横断的に対応することを進める地域福祉行政を推進する方向性が求められ、本計画は、尾張東部成年後見センターを設置した瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町（以下「6市町」という。）で構成する尾張東部地域において、そのような性格を有します。その結果として、尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画（以下「促進計画」という。）の取組みが、6市町における地域福祉行政の推進に寄与することを期待するものです。

(2) 法令上の根拠と広域行政計画としての独自性

促進法第23条第1項の規定により「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」と示されています。これまでの6市町による広域行政における「尾張東部成年後見センター事業」の運営の実績に根差し、広域行政による促進計画の策定として取組みます。各6市町にとっての福祉計画としてどのように位置づけるのかは、地域福祉計画の一部に採用する場合や、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市および東郷町による広域での促進計画（以下、「広域促進計画」という。）を市町における単独の促進計画としてその遂行を担う位置づけとするなど、異なることが生じます。本計画は、これまでの広域行政としての取組を継承し、発展させる計画としての役割を持ちます。

(3) 権利擁護支援の取組みの推進としての計画策定

本計画は、名称として「成年後見制度利用促進計画」を採用していますが、広域行政による権利擁護支援計画としての性格を有します。国は、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」の構築を求めていることも視野に入れ、単に成年後見制度の利用促進にとどまらない「権利擁護支援」への取組みとして検討しました。具体的には「虐待対応」、「日常生活自立支援事業」など既存の取組みとの関係についても、計画の項目として採用しています。また、これまで「尾張東部成年後見センター」であった名称についても、「尾張東部権利擁護支援センター」と変更します。

成年後見制度は司法のシステムですが、権利擁護支援という新たな行政課題の守備範囲も深く係わります。家庭裁判所との役割分担を視野に入れ、権利擁護行政としての役割を展望する計画的な取組をスタートさせます。

2 計画策定の方法

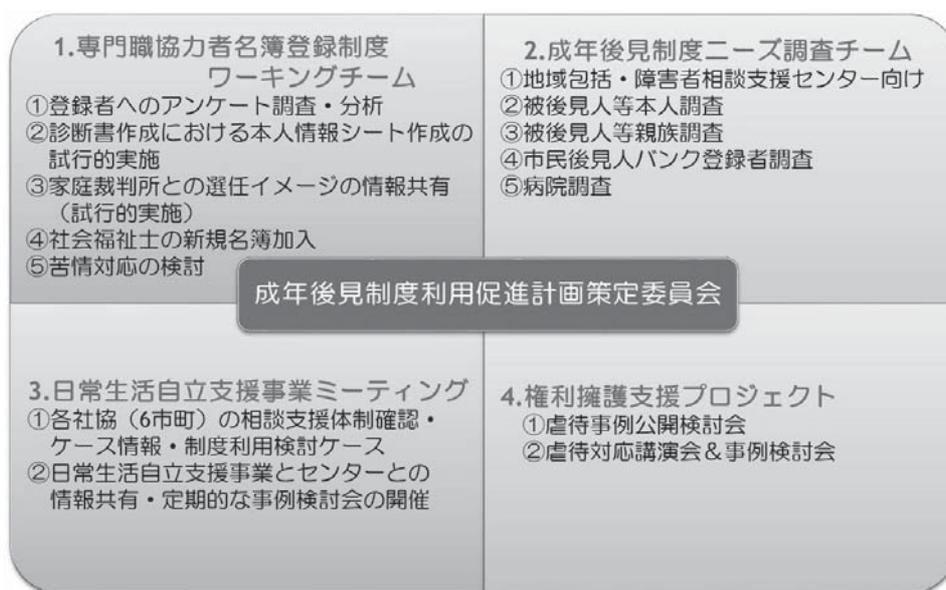
(1) 6市町による広域行政計画としての策定

尾張東部圏域においては、6市町が共同設置する「尾張東部成年後見センター（以下「センター」という。）」の実績をもとに、本計画が広域として促進計画を策定する必要から、センターと幹事市町が事務局となり、「尾張東部圏域における成年後見制度利用促進計画策定委員会」を設置し、広域促進計画を策定しました。6市町においては、促進計画を策定する際に、この広域促進計画の項目を盛り込み、それぞれの市町の実情に合わせた独自施策の追加や必要な変更を加え、市町計画を策定することになります。

(2) 策定の方法

1) プロセスを重視した策定

計画の策定プロセスのなかで試行的な取り組みを実施しつつ、計画に反映させる方法を採用しました。成年後見制度の利用についてのニーズ調査を実施する中で、後見人等が求める支援ニーズ等についても把握しました。また、下図のように専門職協力者名簿登録制度ワーキングチーム、成年後見制度ニーズ調査チーム、日常生活自立支援事業ミーティング、権利擁護支援プロジェクトチームの4つの作業グループ（ワーキンググループ）に分け、調査等の作業を委員が分担して行いました。また委員には行政担当者も含まれるため、調査結果を行政上の課題として受け止める役割を担いました。



図表1-1 調査チームの活動内容

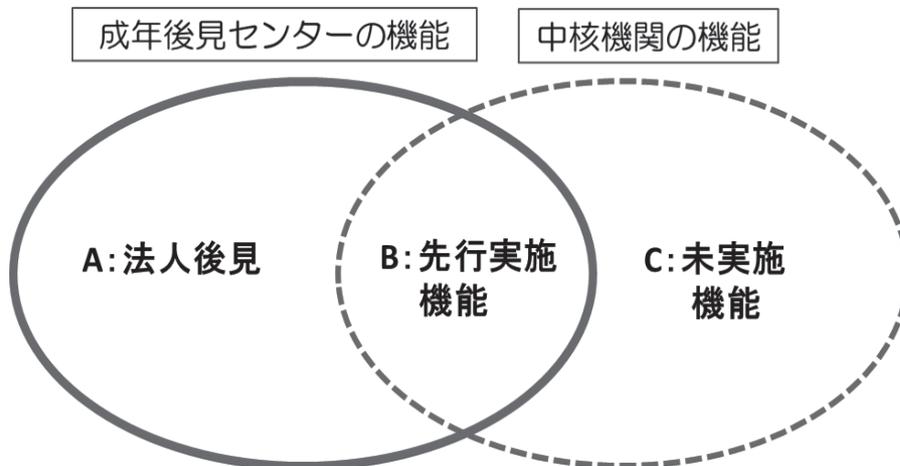
策定委員会での作業は、①センターの現状（ S_1 と S_2 ）の分析結果を踏まえ、②上記の作業グループの必要性を確認し、その活動（W）における成果を計画に盛り込む（P）という手順を、下表のように整理しました。①センターの現状分析は、センターのスタッフが担う個別支援（ S_1 ）とそれを支える支援システム（ S_2 ）とを区別した上で、その実績と課題を整理しました。なお、表側の5つの分類は、成年後見支援のプロセスを示しています。

	S_1 :センタースタッフによる個別支援	S_2 : S_1 の支援システム<条件(体制)整備>	W:計画策定活動(プロセス重視)	P:計画に盛り込む項目
1.広報・啓発支援				
2.ケース検討会議				
3.申立て・書類作成支援				
4.候補者調整(受任調整)				
5.後見人等の支援				

図表1-2 計画策定のための評価・計画化作業の枠組み

2) ボトムアップによる計画策定

尾張東部圏域における成年後見に関する施策の多くは、下図のように尾張東部成年後見センター事業（法人後見（A）を除く）を通して実施されてきました。その実績の分析をすすめ、センターにおける中核機関の機能の先行実施部分（B）と未実施部分（C）を明確にし、その結果を踏まえ計画策定を行いました。センター実績から根拠のあるデータを基に、客観的な到達点を共有し、今後の中核機関を担いうるかの判断を踏まえ、国の基本計画によって求められる機能を遂行できるための条件整備を計画項目として検討しました。



図表1-3 センター機能と中核機関機能との比較枠組み

3) 地域連携ネットワークの形成を目指す計画策定の活動

国の基本計画に示された「地域連携ネットワーク」の重要性を踏まえ、重層的なネットワークの形成を計画項目に取り入れるとともに、促進計画策定委員会による計画策定の活動も1つのネットワークの形成を担います。先の4つの作業グループの取組みが、ネットワーク型の作業として実施されることで、権利擁護支援の連携の方法が試行的に取り組み、地域連携ネットワークのイメージが共有されます。

3 計画の期間

広域計画の計画期間は、2019年度～2021年度までの3年間とします。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
国計画	→					→	
広域計画			→			→	

図表1-4 計画の期間

国の基本計画の期間は、2017年度から2021年度までの概ね5年間とされています。そのため、基本計画に沿って2019年度から2021年度までの3年間とします。

市町が福祉計画としてどのように広域計画を盛り込むことになるのか、その結果、市町計画において、広域計画における計画期間と異なることがあります。

第2章

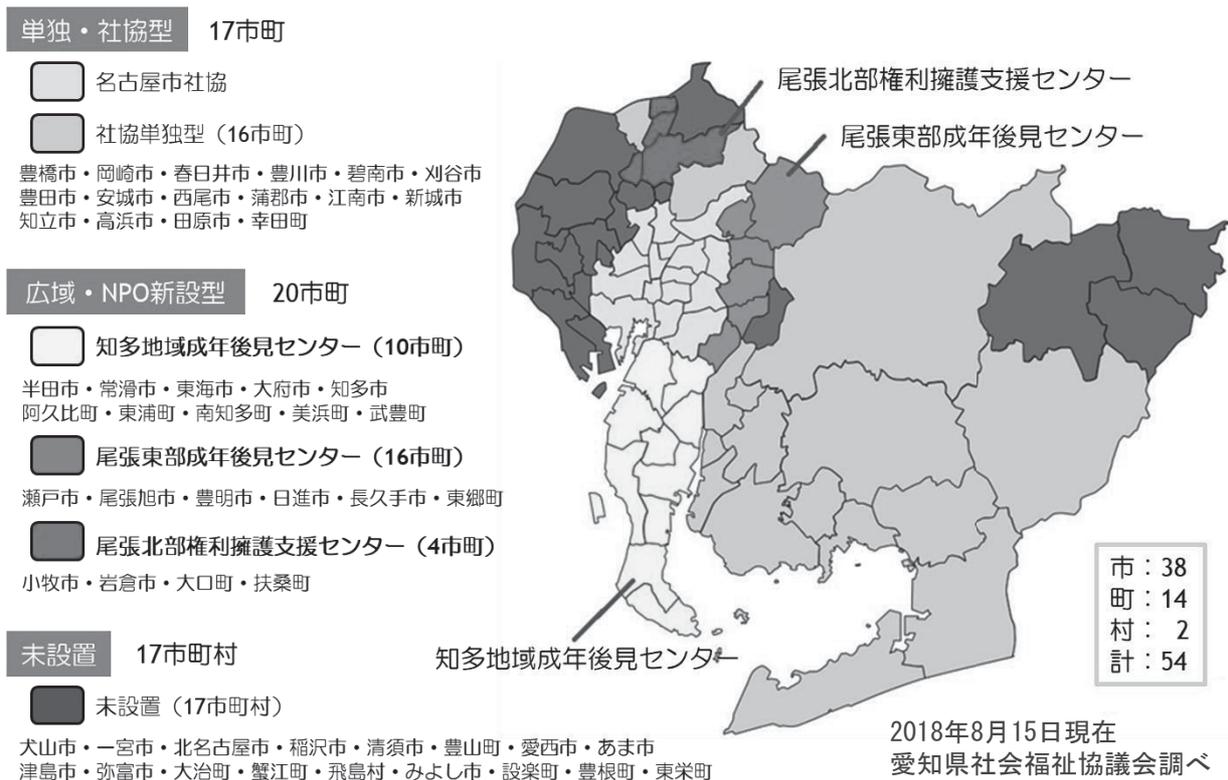
成年後見制度を取り巻く現状と課題

- 1 愛知県下の成年後見センター等における現状と課題
- 2 尾張東部圏域における成年後見制度の利用状況

第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題

1 愛知県下の成年後見センター等における現状と課題

愛知県下では今後、中核機関となりうる機能を備え、行政からの委託を受けている成年後見センター等が複数存在しています。全国的にみても特筆すべきは広域の成年後見センターがすでに3つ設置されています。知多地域成年後見センター（10市町）、尾張東部成年後見センター（6市町）、尾張北部権利擁護支援センター（4市町）は広域行政が共同で委託し運営費を負担しています。単独設置の市町では社会福祉協議会に委託しており、広域・単独を含めたセンター設置率は68%です。さらに未設置の自治体には県、家庭裁判所、三士会等が働きかけるなど、全国的にみても先進的な取組みがなされています。



図表2-1 愛知県内の成年後見センター等設置状況

2 尾張東部圏域における成年後見制度の利用状況

ア 尾張東部圏域における対象者数の把握

尾張東部圏域における対象者（認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方）は下表のとおりですが、これらの中には、日常生活自立支援事業の活用で対応できるケースも含まれます。

今後、特に認知症高齢者の増加、高齢者のみの世帯が増えることから成年後見ニーズは拡大するものと見込まれます。

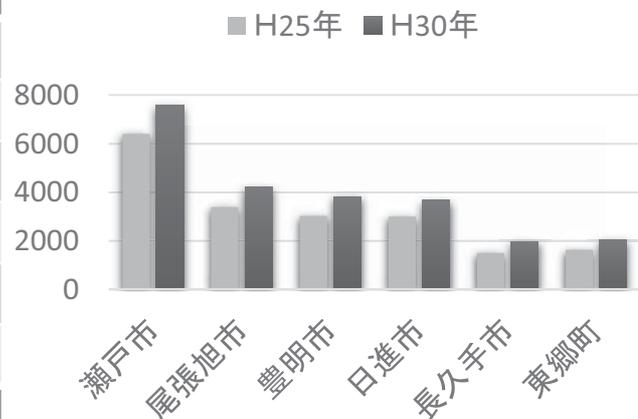
市 町	高齢者	推定認知症	知的障害	精神障害	合 計
瀬戸市	37,704	5,656	953	958	7,567
尾張旭市	21,090	3,164	475	565	4,204
豊明市	17,483	2,622	471	733	3,826
日進市	17,878	2,682	370	612	3,664
長久手市	9,349	1,402	222	356	1,980
東郷町	9,656	1,448	262	319	2,029
合 計	113,160	16,974	2,753	3,543	23,270

図表2-2 成年後見制度利用対象者数の推定（平成30年4月1日現在）

※推定認知症者数は、高齢者×厚生労働省の推定認知症有症率（15%）

※知的障害は療育手帳保有者数、精神障害は精神保健福祉手帳保有者数（平成30年4月1日現在）

市 町	H25年	H30年
瀬戸市	6,403	7,567
尾張旭市	3,390	4,204
豊明市	3,022	3,826
日進市	3,004	3,664
長久手市	1,509	1,980
東郷町	1,631	2,029
合 計	18,959	23,270



図表2-3 成年後見制度対象者数の経年推移（平成25年⇒平成30年）

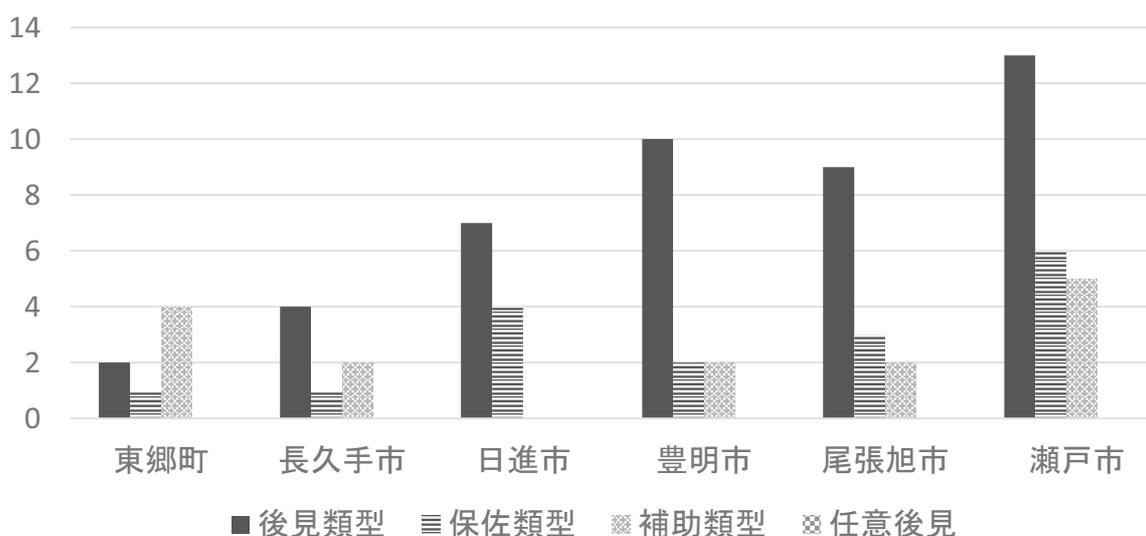
イ 尾張東部圏域における利用者数

名古屋家庭裁判所の提供資料によれば、成年後見制度利用状況（平成30年末）は下記に示しています。選任時の類型別では、全国的には後見類型が多く、判断能力が著しく低下したのちに預貯金管理が出来ずに利用に至るケースが大半を占めています。

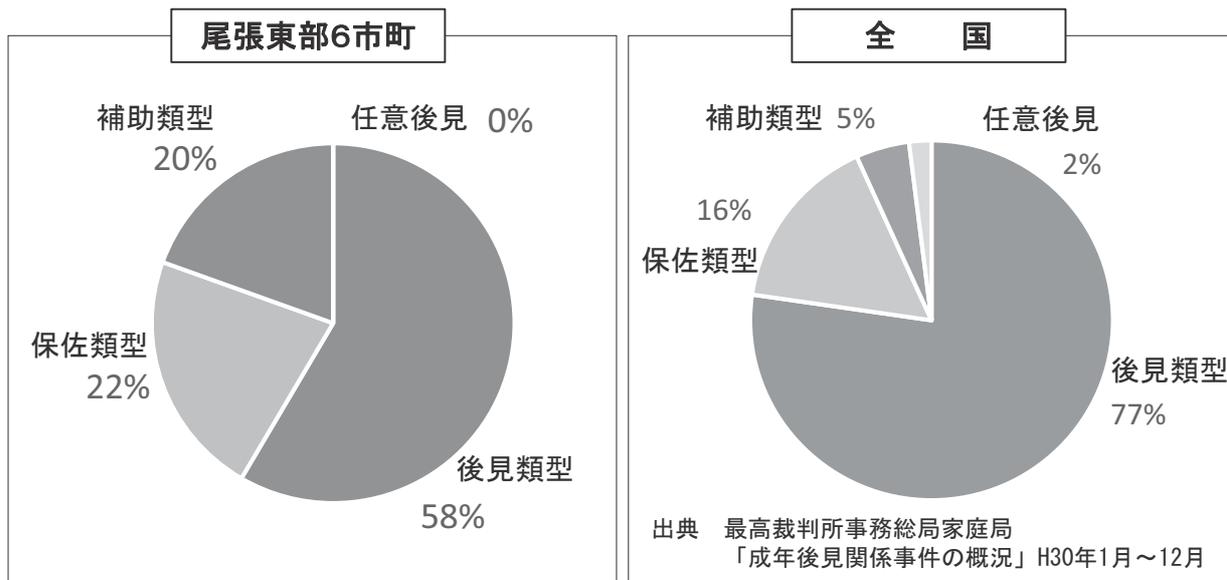
尾張東部圏域では、後見類型が58.4%（全国平均78%）保佐類型22.1%（全国平均16%）補助類型19.5%（全国平均4%）であり、後見類型は全国の状況より低く、保佐、補助類型は高い状況にあります。これは、成年後見制度が早期の段階で利用されていることがわかります。後見業務における意思決定支援の際の良い要件となります。また、任意後見制度における監督人選任件数は0件でした。

（全国平均2%）

市 町	後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	合 計
瀬戸市	13	6	5	0	24
尾張旭市	9	3	2	0	14
豊明市	10	2	2	0	14
日進市	7	4	0	0	11
長久手市	4	1	2	0	7
東郷町	2	1	4	0	7
合 計	45	17	15	0	77



図表2-4 平成30年末時点 尾張東部6市町の成年後見制度類型別利用者数
（名古屋家庭裁判所資料提供）



図表2-5 後見類型別の全国との比較 (H30年)

ウ 首長申立ての実施状況

首長申立ての実績については、図表2-6のとおりですが、センター設置前と設置後（H23年以降）では明らかに増加しており、首長申立ての促進に寄与したといえます。

親族関係が希薄化していることから、今後さらに首長申立のニーズは拡大すると考えられます。

市 町	H12-22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
瀬戸市	2	0	7	3	9	5	2	11	39
尾張旭市	1	1	2	7	4	3	4	6	28
豊明市	0	5	11	1	3	4	3	4	31
日進市	0	1	5	3	3	3	5	1	21
長久手市	0	0	2	1	3	0	2	0	8
東郷町	1	0	0	2	4	0	2	1	10
合 計	4	7	27	17	26	15	18	23	137

図表2-6 首長申立ての実施状況の推移

エ 成年後見制度利用支援事業の実施状況

全国では、利用支援事業未実施の市町村が2割存在する中で、尾張東部圏域においては積極的に実施してきたといえます。センター設置後、6市町共通の成年後見制度利用支援事業を整備してきました。そのため助成件数・金額ともに増えています。当事業の利用対象者は、尾張東部圏域において統一の要件を定め実施してきました。今後対象が増える見込みのなかで、制度利用のための予算の確保が必要となってきます。

市 町	助成件数		助成金額	
	H12-23	H24-29	H12-23	H24-29
瀬戸市	0	41	0	11,312,462
尾張旭市	0	26	0	5,172,908
豊明市	0	14	0	7,864,000
日進市	0	18	0	5,500,428
長久手市	0	5	0	1,322,000
東郷町	0	5	0	1,166,428
合 計	0	109	0	32,338,226

図表2-7 成年後見制度利用支援事業と助成額（平成23年10月センター設置からの比較）

オ 法人後見による被後見人等滞納解消

本人（被後見人等）が判断能力の不十分さにより、税や保険料、入院費、サービス利用料や公共料金などが滞納状態となっていました。

成年後見制度開始後、センターが後見人として金銭管理を行い分割等により返済した合計金額は18,890,931円になりました。（H23年～H30年度末まで）

尾張東部成年後見センター滞納等返済明細 6市町合計 H31年3月31日現在

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス		一般企業等		ローン返済		その他(生保返還等)		合計金額
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	3	578,300	1	2,131	1	435,363	1	3,000	1	9,551	0	0	1,028,345
25	1	20,000	2	77,741	0	0	1	1,350	2	178,368	1	322,760	600,219
26	6	1,553,700	4	102,294	7	2,679,431	5	783,671	2	608,189	2	373,513	6,100,798
27	7	1,071,700	5	406,258	7	1,756,467	1	50,000	1	369,600	1	3,388,222	7,042,247
28	8	478,400	6	113,482	6	1,223,633	3	144,617	3	693,288	1	245,000	2,898,420
29	7	169,900	7	173,916	2	85,740	1	30,000	4	761,346	0	0	1,270,259
30	6	186,000	5	170,038	4	1,367,374	2	8,528	3	621,934	2	280,000	2,633,874
合計		4,058,000		1,045,860		7,548,008		1,021,166		3,242,276		4,609,495	21,524,805

図表2-8 法人後見による被後見人等の各種滞納解消額

第3章

計画の理念・目標と計画項目の体系

- 1 計画の理念
- 2 計画の目標と項目の体系 [ABCの3つの主体]
- 3 計画項目 20の施策
 - A 行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築
 - 施策1 権利擁護支援の仕組みの計画的推進
 - 施策2 中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営
 - 施策3 行政及び中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築
 - 施策4 地域連携ネットワークの重層的な形成の主導
 - B 幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備
 - B-1 センターの新たな運営方向

－成年後見支援から権利擁護支援へ－

 - 施策5 中核機関の機能強化（4つの機能）
 - 施策6 権利擁護支援に関連する人材の養成
 - 施策7 虐待対応のための基盤強化と仕組みづくりのための検討
 - 施策8 中核機関と法人後見受任の一体的で自律的な運営
 - B-2 広報啓発・相談及び利用促進機能の強化
 - 施策9 地域における権利擁護支援のための広報・啓発
 - 施策10 専門相談機関としての役割発揮、相談・支援機関等との連携強化
 - 施策11 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化
 - 施策12 法人後見実施機関の育成
 - B-3 後見人支援機能・意思決定支援の推進
 - 施策13 モニタリング機能及び相談・苦情窓口の整備
 - 施策14 親族後見人への支援
 - 施策15 市民後見人への支援
 - 施策16 法人後見の質の確保と向上
 - C 地域連携ネットワークの重層的形成
 - 施策17 センター事業に関するネットワーク会議の機能強化
 - 施策18 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携
 - 施策19 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の会議の開催
 - 施策20 促進計画の進行管理推進委員会等の設置

第3章 計画の理念・目標と計画項目の体系

1 計画の理念

理念：「ゆたかに生きる権利をまもる」まちをつくる

全ての人は、他者から侵害されず、その人らしく、「ゆたかに生きる権利」を持っています。認知症や障害によって権利が侵害されたり、判断能力が不十分になるなかでゆたかに生きることが難しくなったときに、本人と共に考え、本人に寄り添い、本人の人生に伴走する人が、後見人等をはじめ、地域社会のなかに確保されることが必要です。本促進計画は、自己決定の尊重とノーマライゼーションに根差し、本人の意思を尊重しつつ、そのような地域社会（地域共生社会）の実現を目指すための計画です。

2 計画の目標と項目の体系 [ABCの3つの主体]

(1) 計画の目標

計画の目標は、上記の理念に根差し、次の3つの目標を設定します。

目標の1つ目は、「ゆたかに生きる権利をまもる」まちの基盤をつくるために、6市町の行政は、権利擁護支援の仕組みを整備します。

目標の2つ目は、「ゆたかに生きる権利をまもる」まちを推進し、きめ細やかな権利擁護支援を実現するために、これまでの尾張東部成年後見センターの機能を強化し、幅広い権利擁護支援の活動を担う「権利擁護支援センター」として、行政と民間が協働して発展させます。

目標の3つ目は、「ゆたかに生きる権利をまもる」まちを支えるために、「権利擁護支援センター」が中心となって、幅広い地域での権利擁護支援のネットワークの形成を幾重にもつくります。

「ゆたかに生きる権利をまもる」まちをつくる

◆目標1 行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築

A 行政の役割

- 施策1 権利擁護支援の仕組みの計画的推進
- 施策2 中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営
- 施策3 行政及び中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築
- 施策4 地域連携ネットワークの重層的な形成の主導

◆目標2 幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備

B 権利擁護支援センターの役割

B-1 センターの新たな 運営方向 —成年後見支援から 権利擁護支援へ—

- 施策5 中核機関の機能強化(4つの機能)
- 施策6 権利擁護支援に関連する人材の養成
- 施策7 虐待対応のための基盤強化と仕組みづくりのための検討
- 施策8 中核機関と法人後見受任の一体的で自律的な運営

B-2 広報啓発・相談及び 利用促進機能の強化

- 施策9 地域における権利擁護支援のための広報・啓発
- 施策10 専門相談機関としての役割発揮、相談・支援機関等との連携強化
- 施策11 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化
- 施策12 法人後見実施機関の育成

B-3 後見人支援機能・ 意思決定支援の推進

- 施策13 モニタリング機能及び相談・苦情窓口の整備
- 施策14 親族後見人への支援
- 施策15 市民後見人への支援
- 施策16 法人後見の質の確保と向上

◆目標3 地域連携ネットワークの重層的な形成

C 地域連携ネットワークの役割

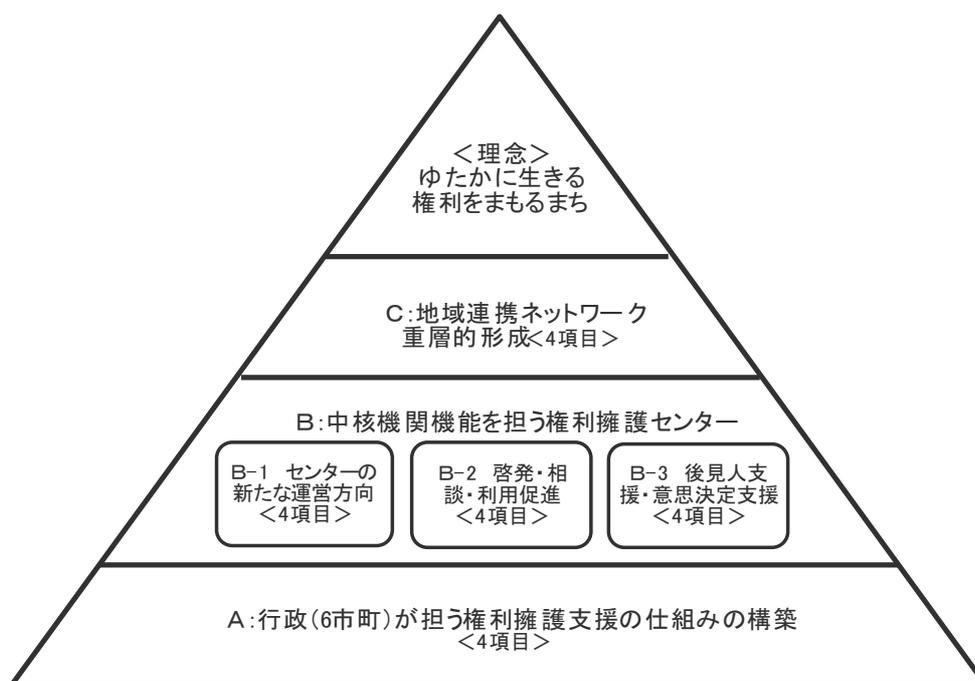
- 施策17 センター事業に関するネットワーク会議の機能強化
- 施策18 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携
- 施策19 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の会議の開催
- 施策20 促進計画の進行管理推進委員会等の設置

(2) 計画項目の体系化の方法

3つの計画の目標を実現するために、促進計画では、6市町の積極的な権利擁護支援の仕組みの構築の遂行計画と、センターの実績を踏まえ、同センターの中核機関を担うための強化計画、そして権利擁護支援に係わる多様な機関が連携するための「地域連携ネットワーク」の推進計画、という3つの性格を持ちます。それゆえ、計画の実施主体は、6市町の行政と、中核機関を担うセンター、そして地域連携ネットワークの3者となり、計画項目の体系化においても、その3つの主体を明確にした柱立てが有用と考えます。

そこで、計画項目の体系化としては、A：行政（6市町）による仕組みの構築、B：権利擁護支援センター（旧成年後見センター）の中核機関としての機能強化、C：地域連携ネットワークの重層的形成の3つに分類します。なお、B：権利擁護支援センターに関する項目については、さらに3つに分類（B-1，B-2，B-3）しています（下図参照）。

その結果、大項目はBの3分類を反映させ5つの分類（A，B-1，B-2，B-3，C）を用いています。中項目は計画上の施策を意味する20とし、小項目は施策の詳細項目の48となります。



図表3-1 計画項目の体系（施策20項目）

計画項目の体系	
大項目	中項目
	小項目
A	行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築 (A)+(B)+(C)
	1. 権利擁護支援の仕組みの構築の計画的推進
	1-1 成年後見制度利用支援事業の安定的実施と、必要に応じた首長申立ての推進を行います。(A)
	1-2 尾張東部成年後見センターを活用して中核機関の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。(B)
	1-3 地域連携ネットワークを重層的に組織し、事務局機能を中核機関と幹事市町が担います。(C)
	2. 中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営
	2-1 中核機関としての機能の強化・拡充を行います。
	2-2 中核機関の職員体制を整え、専門的機能の向上を支援します。
	3 行政及び中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築
	3-1 成年後見制度利用の支援のみならず、権利擁護行政としての領域を拡大します。
	3-2 虐待対応スーパーバイザーや、法律専門職の協力を得て虐待対応の仕組みを検討・構築していきます。
	4. 地域連携ネットワークの重層的な形成の主導
	4-1 地域連携ネットワークの個別支援の仕組みとしてチームづくりを進めます。
	4-2 広域的な地域連携ネットワークに相当する既設委員会をより充実させます。
	4-3 地域連携ネットワークの重層的な形成における行政の主導性を発揮します。
B	幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備 (2019年から権利擁護支援センターへ名称変更)
	B-1 センターの新たな運営方向 - 成年後見支援から権利擁護支援へ -
	5. 中核機関の機能強化 (4つの機能)
	5-1 地域連携ネットワークの基盤の上に、4つの機能 (1 広報、2 相談、3 成年後見制度利用促進、4 後見人支援) の充実・強化を図ります。
	5-2 地域連携ネットワークの各種会議の事務局機能を担います。
	6. 権利擁護支援に関連する人材の養成
	6-1 センター職員及びセンターと連携する多様な人材の養成を図るとともに、専門職における専門性の向上に努めます。
	6-2 相談機関全般及び後見人等に対して、意思決定支援の理念の普及を目指します。
	7. 虐待対応のための基盤強化と仕組みづくりのための検討
	7-1 虐待・権利擁護スーパーバイザー派遣事業の導入や専門職協力者名簿登録制度の法律専門職の協力を得て虐待対応の実施を行います。
	7-2 虐待対応・権利擁護支援の具体的な仕組みについての調査活動を行い、広域としての虐待対応の仕組みの検討を行います。
	8. 中核機関と法人後見受任の一体的で自律的な運営
	8-1 法人後見の必要性のあるケースへの意思決定支援による対応を推進します。
	8-2 中核機関におけるセンターの法人後見の透明性、公平性を確保します。
	B-2 広報啓発・相談及び利用促進機能の強化
	9. 地域における権利擁護支援のための広報・啓発
	9-1 住民、行政、医療、福祉関係者等に対する権利擁護支援の広報啓発を進めます。
	9-2 医師会への働きかけを強化し、本人情報シートの活用を推進します。
	10. 専門相談機関としての役割発揮、相談・支援機関等との連携強化
	10-1 行政・相談支援機関を総合 (第1次) 相談機関、センターを権利擁護に関する専門 (第2次) 相談機関として、権利擁護支援の役割分担を行います。
	10-2 専門職団体との連携を図り、法的課題等についての課題解決に取り組めます。
	10-3 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業を担う機関との連携を強化します。
	10-4 必要に応じて保佐・補助の早期の活用を行います。

	11. 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化
	11-1 専門職協力者名簿登録制度の要綱を改正し、意思決定支援の理念を明記します。
	11-2 任意後見制度の推進及び、法定後見制度の候補者調整においてできるだけ事前に面談が出来るように理解を求めていきます。
	11-3 権利擁護に関する専門相談、市民後見人の活動における法律相談、虐待に関するスーパーバイズ等について名簿登録者による活用を図ります。
	12. 法人後見実施機関の育成
	12-1 センターによる法人後見実施機関の育成を図るとともに同機関の活動を支援します。
	12-2 長期的には、各市町において法人後見実施機関の配置を目指します。
	B-3 後見人支援機能・意思決定支援の推進
	13. モニタリング機能及び相談・苦情窓口の整備
	13-1 本人へのモニタリング調査を実施し、本人にとって「メリットが感じられる制度の運用」となるよう後見業務の見直しの検討をします。
	13-2 相談・苦情対応窓口を整備し、家庭裁判所、専門職団体との連携を図り苦情の相談対応を行います。
	13-3 本人の状況に応じた類型変更・後見人等の交代等について、家庭裁判所との連絡調整を担います。
	14. 親族後見人への支援
	14-1 親族後見人が日常的に相談等を受けられる体制整備を進めます。
	14-2 家庭裁判所への書類作成の支援を行います。後見人として財産管理が適切に行われるよう支援し不正防止に努めます。
	14-3 親族後見人が後見業務を学ぶ機会を提供します。
	15. 市民後見人への支援
	15-1 市民後見人の継続的な養成(2年に1期養成)をします。養成段階において意思決定支援について学び市民後見人の活動の実践に反映できるようサポートします。
	15-2 市民後見人バンク登録者の活動範囲の拡充を関係機関と調整して検討していきます(市民後見人・日常生活自立支援事業支援員・法人後見支援員等)。
	15-3 市民後見人が安心して活動するためのバックアップ体制の充実を図っていきます(センターによる後見監督、社会福祉協議会による地域活動支援)。
	16. 法人後見の質の確保と向上
	16-1 意思決定支援の観点から、本人へのモニタリング等を通して法人後見の質を点検し、質の向上に努めます。
	16-2 法人後見における意思決定支援の実践を充実し、地域連携ネットワークを通して意思決定支援の理念や実践を支援者間で共有します。
	C 地域連携ネットワークの重層的形成
	17. センター事業に関するネットワーク会議の機能強化
	17-1 適正運営委員会を地域連携ネットワークの1つの重要な会議として位置づけるとともに、今後は後見人支援のあり方について検討する場とします。
	17-2 適正運営委員会は、個別支援の蓄積から地域課題を導き、新たな施策の協議機能を発揮します。
	18. 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携
	18-1 家庭裁判所が実施する連絡協議会への参加により、家庭裁判所・専門職団体・行政・愛知県内の中核機関との連携を図ります。
	18-2 利用促進機能や後見人支援機能のイメージを家庭裁判所と共有し、役割分担等について検討を行います。
	19. 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の開催
	19-1 地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の相談機関とのケース検討会を充実し、連携システムの研究会議を開催します。
	19-2 日常生活自立支援事業の担当者で定期的なケース会議を開き、連携を強めます。
	20. 促進計画の進行管理推進委員会等の設置
	20-1 促進計画の策定委員会は、計画の進行管理を担う進行管理推進委員会へと移行します。
	20-2 進行管理推進委員会のもとに、重層的なネットワーク会議のメンバーの参加を求め、権利擁護支援協議会を開催します。

3 計画項目 20の施策

A 行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築

目標 権利擁護支援の仕組みの構築

施策1 権利擁護支援の仕組みの構築の計画的推進

(現状の評価と課題)

- ひとり暮らし認知症高齢者の増加や障害のある方の親亡きあとの課題など、今後ますます成年後見制度が必要な方が増えることが見込まれます。増加する利用者に対応できる仕組みづくりが急務です。
- 6市町では2011年10月から共同でセンターを設置し権利擁護支援の仕組みを構築してきました。促進法によって新たな機能を段階的、計画的に推進することが求められます。
- 成年後見制度の必要な方が、財産や収入の多寡に関わらず制度利用ができるよう「成年後見制度利用支援事業」があり、尾張東部圏域では統一要件に基づき実施しています。

(施策の小項目)

- 1-1 成年後見制度利用支援事業の安定的実施と、必要に応じた首長申立ての推進を行います。
- 1-2 尾張東部成年後見センターを活用して中核機関の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。
- 1-3 地域連携ネットワークを重層的に組織し、事務局機能を中核機関と幹事市町が担います。

(具体的内容)

老人福祉法、促進法等の法令に規定された行政の責任を果たすための仕組みを、次の3点を中心に計画的に整えます。

1. 行政制度として、成年後見制度利用支援事業の安定的実施と首長申立ての推進を図ります。成年後見制度利用支援事業については、これまでに整備してきた6市町共通の当該事業が適切に利用できるように周知していきます。また、申立てが困難な場合には積極的に首長申立てを行い、しっかりと成年後見制度へ繋げていきます。
2. センターが中核機関の機能を担うことができるように体制整備を行います。センターはすでに中核機関の機能の一部を備えています。今後拡充が必要な機能を明確にし、計画的に推進体制の強化を図ります。その具体的な内容は、大項目Bのなかで明確にします。
3. 権利擁護に係る多様な機関の協力を確保するために、地域連携ネットワークの整備を図り、協議会を重層的に組織します。地域連携ネットワークの事務局は、センター（中核機関）と幹事市町が担います。どのようなネットワークを構築するのかについては、行政が主導的役割を果たしていきます。本計画では、大項目Cのなかで明確にします。

施策2 中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営

(現状の評価と課題)

- センターの専門相談員はすべて社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する相談援助専門職が担当しています。
- 専門相談員の業務は、相談対応、成年後見制度の申立て支援、セミナーや研修会の企画運営、法人後見業務、親族後見人および専門職後見人支援、市民後見人の養成、市民後見人バンク登録者の管理、市民後見監督人、関係機関との連絡調整、各市町の計画策定等の会議参加等多岐にわたり年々業務が増えています。
- 国の基本計画においては、中核機関及び地域連携ネットワークに求められる4つの機能と不正防止効果および中核機関の役割が示されています。
- 4つの機能には、1広報機能（広報・啓発）、2相談機能、3成年後見制度利用促進機能、4後見人支援機能があります。これらの機能のうち、1、2、3については、すでにセンターにおいて取組んできました。
- 今後さらに親族後見人・専門職後見人支援、協議会を運営する事務局機能など中核機関としての機能を強化、拡充していく必要があります。

(施策の小項目)

- 2-1 中核機関としての機能の強化・拡充を行います。
- 2-2 中核機関の職員体制を整え、専門的機能の向上を支援し、安定的な運営に努めます。

(具体的内容)

1. 中核機関に求められる4つの機能のうち今後は、特に【4後見人支援機能】として親族後見人への支援を家庭裁判所と連携をして拡充していきます。親族が後見人としての適切な財産管理の支援を行うことや、身上保護に関する相談に対応します。これらにより、成年後見制度における不正流用問題の9割以上を占める親族後見人の不正防止への効果が見込まれます。
2. 中核機関に追加される機能に対応するために、センターの職員体制を計画的に整備し専門的機能の向上を支援します。
3. 行政は、権利擁護支援のための地域連携ネットワークを整備し、その事務局として中核機関を設置することが求められています。センターが中核機関としての機能を整備し拡充するための安定的運営に努めます。

施策3 行政及び中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築

(現状の評価と課題)

- 被虐待高齢者の4分の3が、認知症高齢者です。被虐待障害者の半分以上が、知的障害のある人であり、成年後見制度の利用を必要とする人も多く含まれています。
- 高齢者、障害者の虐待対応については各虐待防止法に則り、地域包括支援センター、障害者相談支援センターと連携を図り市町の責任において対応していますが、虐待の判断、虐待の認定、行政権限の行使など判断に迷うことがあります。
- 虐待認定後の対応として措置分離を行った場合、成年後見制度の対象である場合は並行して首長申立てを行い本人の権利擁護を図り、さらに措置後の生活を整えていかなければなりません。
- 虐待認定の可否により、結果的に本人に不利益が生じるため適切な判断が求められます。

(施策の小項目)

- 3-1 成年後見制度利用の支援のみならず、権利擁護行政としての領域を拡大します。
3-2 虐待対応スーパーバイザーや、法律専門職の協力を得て虐待対応の仕組みを検討・構築していきます。

(具体的内容)

1. 経済的虐待や搾取などの被害に対し自ら声をあげることが出来ないなど、権利擁護支援の必要な人を発見し、必要な支援に結びつける一連の流れを重視した体制整備を構築していきます。
2. 各市町は「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク」の構築に努めており、今後は具体的な連携、調整機能の役割を果たしていきます。
3. 中核機関は成年後見制度の利用促進のみならず、権利擁護全般に関する専門機関としての機能を充実させるため、虐待対応について他市町の虐待防止センター等を参考にしながら、市町及び地域包括支援センター等との連携や、役割分担等、仕組みの構築をしていきます。
4. 虐待対応において行政による措置権の発動をしなければ本人の生命や身体の安全を守れない場合があるため、この判断を行政が速やかに確実に行うことが重要です。一方で、これらの判断、権限行使には虐待者から訴訟問題にも発展しかねない場合もあるので、行政は中核機関に備えている専門職協力者名簿に登録している虐待対応に知見のある法律職の協力を得て法的根拠を明確にして対応を行います。
5. 中核機関は虐待対応の知識や技術の向上を目指すために、スーパーバイザーを派遣し、ケースでの助言、および行政、福祉関係者等を対象とした研修会を定期的を開催します。

施策4 地域連携ネットワークの重層的な形成の主導

(現状の評価と課題)

- 障害や認知症などにより判断能力が不十分な方の地域での日常生活等を、社会全体で支えるために、これまでの医療・保健・福祉のネットワークに司法を加えた連携が求められています。例えば、認知症などにより財産管理や契約行為が出来なくなった場合の支援には司法による介入が重要です。
- 地域ケア会議、障害者自立支援協議会や地域包括ケアシステムなど、地域における既存の資源、仕組みを活用しつつ、有機的な連携を図りながら進めていくことが求められています。
- 行政、福祉、司法、医療・保健関係者等によって構成される現在の「適正運営委員会」にはすでに国がしめす協議会機能の一部を備えています。今後は地域連携ネットワークの一つの重要な会議として位置づけます。(17-1で再掲)
- 国の基本計画においても、市町村は地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めるとされています。

(施策の小項目)

- 4-1 地域連携ネットワークの個別支援の仕組みとしてチームづくりを進めます。
- 4-2 広域的な地域連携ネットワークに相当する既設委員会をより充実させます。
- 4-3 地域連携ネットワークの重層的な形成における行政の主導性を発揮します。

(具体的内容)

1. 本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応の強化
 - 支援が必要な人を発見し、必要な支援に結びつける機能を強化します。
 - 後見等開始前のチームに後見開始後に後見人等が加わるチームの体制づくりを進め、関係者が話し合っって日常的に本人を見守り継続的に把握し対応する仕組みを構築します。
2. 広域行政として「適正運営委員会」の役割において、構成市町間での格差が生じないように努力し、地域課題の検討、調整、解決にむけて協議を進めます。
3. 計画策定の作業も1つの連携の機会を提供しました。施策20にあるように、促進計画の進行管理を兼ねる会議を上位の協議会として位置づけ、行政は中核機関と協力しながらその開催をリードします。
4. 権利擁護支援の普及の観点から、地域ケア会議、障害者自立支援協議会や地域包括ケアシステムなどの会議体と有機的な連携を図ります。

B 幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備

(2019年から権利擁護支援センターへ名称変更)

目標 幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備

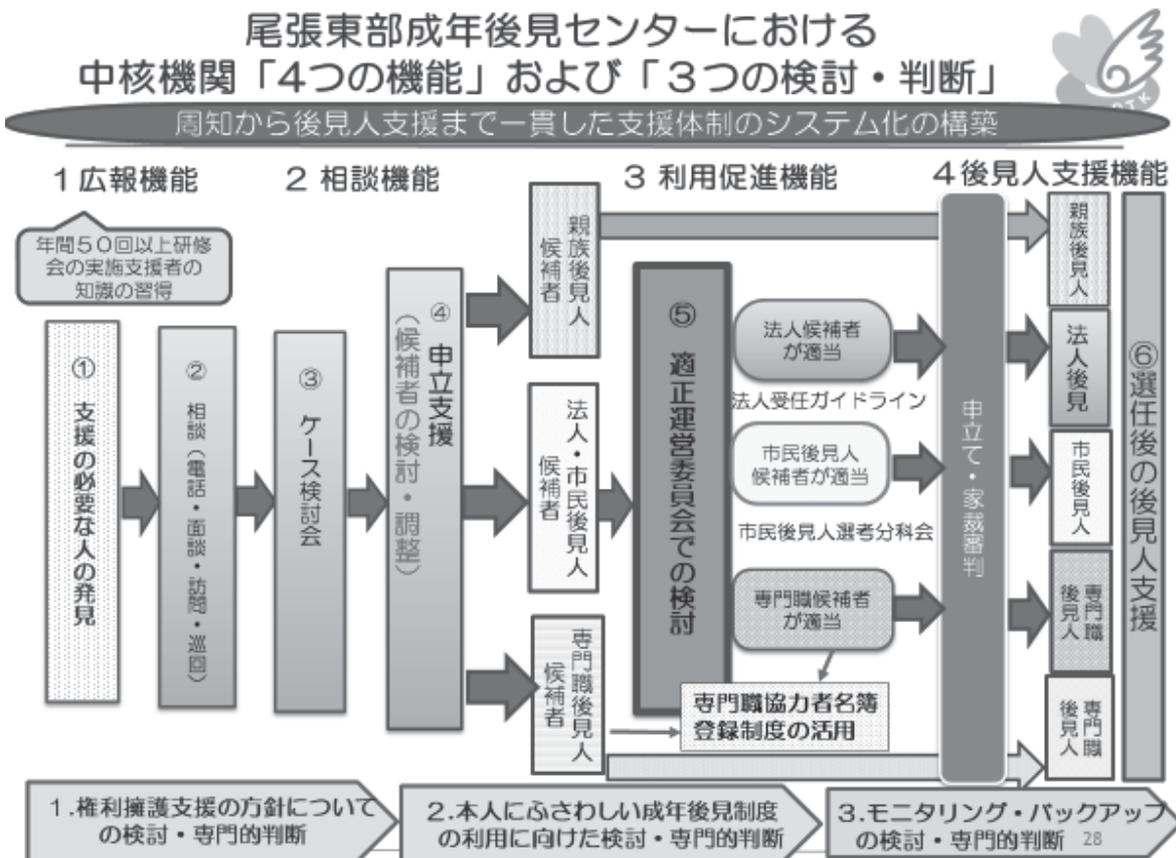
B-1 センターの新たな運営方向 —成年後見支援から権利擁護支援へ—

センターの新たな方向としては、次の4つの運営を目指します。1つは、中核機関の機能を強化します。2つは、センターの名称変更を含め、成年後見支援にとどまらず、幅広く権利擁護支援を担うセンターを目指します。3つは、そのためにも権利擁護支援に関連する人材の養成に取り組めます。4つは、とくにこれまで十分に組み立てられなかった虐待対応のための基盤を強化するとともに、行政と協力して虐待対応のための仕組みづくりを検討します。

施策5 中核機関の機能強化（4つの機能）

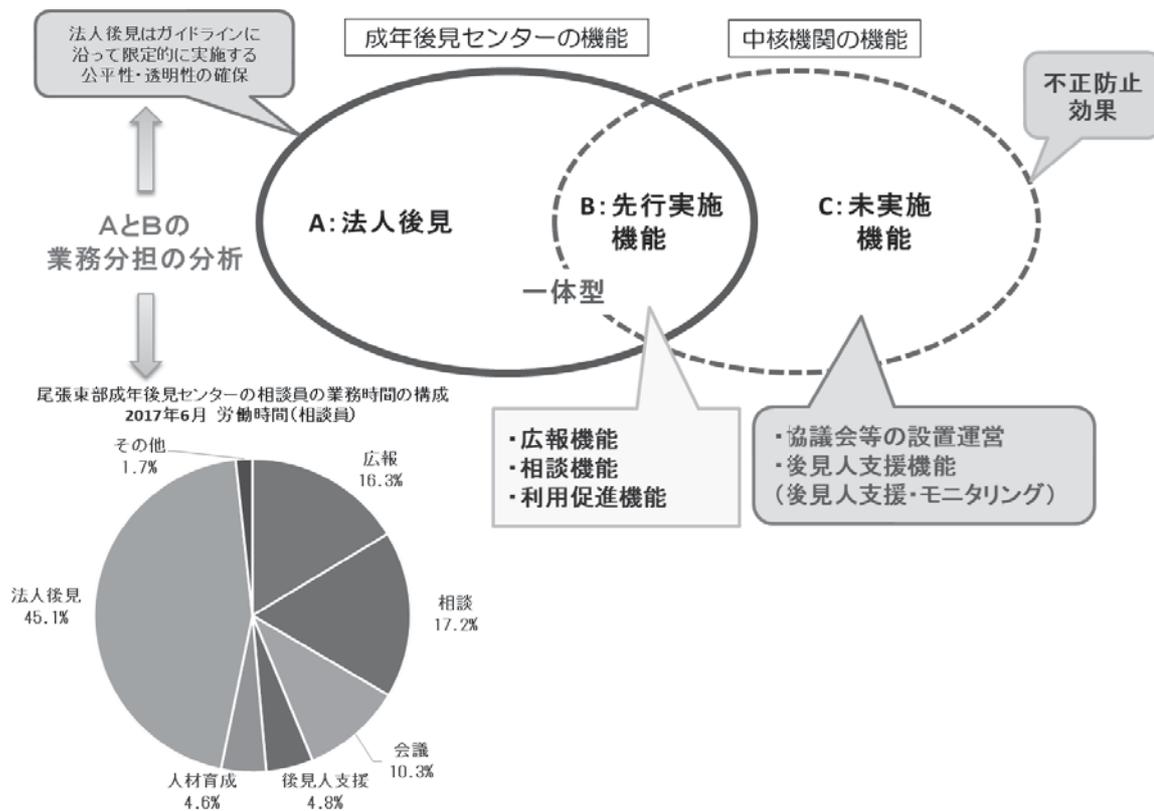
(現状の評価と課題)

- センターはすでに中核機関のおおよその機能をこれまで行ってきました。
- 国の基本計画における中核機関、地域連携ネットワークの4つの機能について整備してきましたが、後見人支援機能の強化が必要です。



図表3-2 センターによる中核機関の機能

- センターは中核機関の機能以外に、A：法人後見を行っています。以下は成年後見センターの機能と中核機関の機能を示したものです。
- 今後は「C：未実施機能」の未実施機能について、検討する必要があります。



図表3-3 センター機能と中核機関機能との比較結果

- センターにおける業務調査結果（2017年6月分）では、全てのセンター業務のうち、同法人後見に関する業務量（時間）は、全体の44%に抑えられており、広報・研修事業と相談支援が、それぞれ16%と13%の割合となっています。その2つの事業に対して、後見人支援の割合は4%にとどまっています。その意味では、前者の広報・相談機能については、先行して実施しており、それに対して、後見人支援は、今後強化が求められる未実施機能として整理することができます。
- 中核機関に求められる利用促進機能については、左記のシステム図における「専門職協力者名簿登録制度」において、担われている点が先駆的な取組みに相当しています。

(施策の小項目)

- 5-1 地域連携ネットワークの基盤の上に、4つの機能（1広報、2相談、3成年後見制度利用促進、4後見人支援）の充実・強化を図ります。
- 5-2 地域連携ネットワークの各種会議の事務局機能を担います。

これらの2つの具体的な施策の内容については、以降のB-2、B-3およびCの項目において述べます。

施策6 権利擁護支援に関連する人材の養成

(現状の評価と課題)

- 権利擁護支援に関する人材養成として、センターでは年間約50回の研修会を開催してきました。一般住民向けの研修会、行政や地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の相談機関・福祉関係者や医療従事者など幅広い地域の支援者に、権利擁護について研修会を通して人材養成に寄与してきました。
- ニーズ調査から、地域包括支援センターおよび障害者相談支援センターでは、一般の相談から権利擁護支援のニーズを発見していることや、積極的に成年後見制度の利用ニーズに対応している結果が示されました。また、意思決定支援に関することについて、一定の理解が進んでいることが明らかとなりました。
- センターが整備している専門職協力者名簿登録制度の登録者（以下、「名簿登録者」という。）の後見人等にアンケート調査を実施しました。後見業務のなかで困っていることがある（85.2%）のうち、「医療同意を求められる」、「後見人の業務以上のことを求められる」の回答から支援者の理解不足や、「本人の意思がわからない」からは本人の意思決定支援の困難さがあることが把握されました。

(施策の小項目)

6-1 センターと連携する多様な人材の養成を図るとともに、センター職員の専門性の向上に努めます。

6-2 地域連携ネットワークの中で、意思決定支援の理念の普及を目指します。

(具体的内容)

1. 権利擁護支援推進のための人材養成について、定例的にセンターが複数の研修会を開催し、医療関係者を含む多職種連携の充実強化を図ります。
以下の研修会では成年後見制度の枠組みを超えたところでの意思決定支援が必須であること、医療者、法律職、保健・福祉関係者、行政職員の全ての支援者による意思決定支援の考え方について共に学びます。
 - (1) 住民対象の普及啓発のための成年後見セミナー
 - (2) 住民のための成年後見制度サポーター養成講座
 - (3) 行政・福祉関係者のための成年後見勉強会
 - (4) 専門職（法律・医療・福祉・行政）による権利擁護研修会
 上記の研修会等は6市町の会場を持ち回りで開催します。
2. 6市町それぞれの専門職団体（ケアマネジャー、ソーシャルワーカー協会など）からの依頼による研修会に専門職別に対応します。
3. 民生委員、自治会、老人会、親の会等からの依頼による研修会を各地域で開催します。
4. 地域包括支援センターが地域住民に対する権利擁護研修会をバックアップします。

行政・医療・司法・福祉職による合同研修会
医師・弁護士・行政・福祉関係者・市民後見人等100名以上の参加



施策7 虐待対応のための基盤強化と仕組みづくりのための検討

(現状の評価と課題)

- 虐待対応については、地域包括支援センターや障害者相談支援センターが相談受付、行政が行政権限を持って対応しています。しかし、虐待の認定や行政権限行使の判断には困難さや迷いが生じています。
- これまで虐待対応・権利擁護支援に関する専門的助言やスーパービジョンを十分に確保されてきませんでした。今後、権利擁護支援センターとして虐待対応について専門的な支援を行う上で、この機能を確保する必要があります。
- そのため試行的な取組みとして、促進計画策定期間に3回にわたって、6市町の虐待対応に関するスーパービジョンの研修事業を計画策定の一環として実施しました。虐待ケースへの対応事例の検討からは、早期の行政対応の必要性が指摘され、改善にむけての合意形成が図られました。

(施策の小項目)

- 7-1 「虐待・権利擁護スーパーバイザー派遣事業」の導入や、虐待対応についての専門的知見のある法律職や福祉職の協力を得て対応していきます。
- 7-2 虐待対応・権利擁護支援の具体的な仕組みについての調査活動を行い、広域としての虐待対応の仕組みの検討を行います。

(具体的内容)

1. 計画策定における虐待・権利擁護スーパーバイザー派遣事業の評価では虐待対応のプロセスのポイントの理解が進みました。虐待対応マニュアルによる行政判断や対応についての振り返りとなり、行政、相談機関はスーパーバイザーの必要性を認識しました。
2. 虐待・権利擁護スーパーバイザー派遣事業の導入により、権利擁護支援の専門的知識の向上を図ります。
3. 虐待対応の専門性に対応する権利擁護支援センターとして、具体的な仕組みについての調査活動を行い、広域としての虐待対応の仕組みの検討を行います。



施策8 中核機関と法人後見受任の一体的で自律的な運営

(現状の評価と課題)

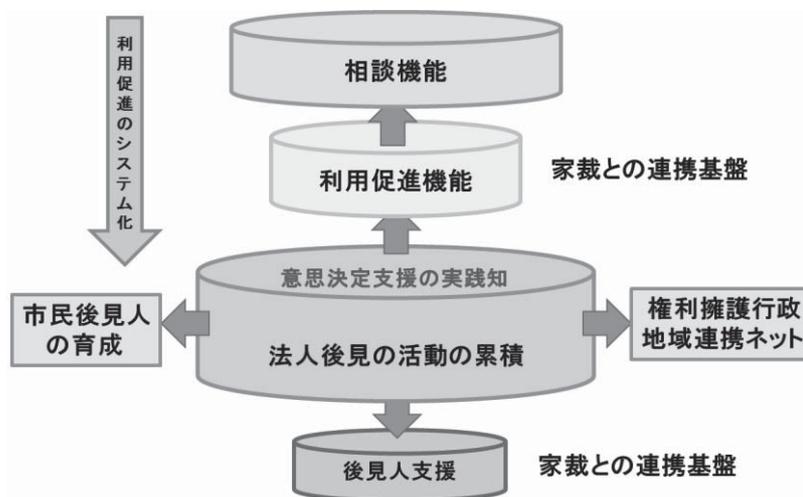
- 法人後見については、センター設置当初はセーフティネットの受け皿として法人後見を位置づけてきました。しかし、平成25年度からセンターの機能を法人後見実施機関ではなく、成年後見制度の必要な人の発見から確実に制度利用に繋げ、その後の支援まで想定したコーディネート業務にシフトしてきました。
- 法人後見を限定的に実施するため6市町の行政、法律、医療、福祉等の専門職で構成される適正運営委員会において「法人受任ガイドライン」を作成し、このガイドラインに沿って適正運営委員会にて法人後見候補者の可否の検討を行います。
- 法人後見業務では、意思決定支援の実践を目指し、相談員を担当制にし、個別の後見支援計画のもと後見業務を行っています。
- 委託事業の業務量を分析した結果では、相談支援が31.2%と最も高値ですが、ケース会議等を含む会議の業務量が18.8%を占めています。この時間の確保は、意思決定支援を重視する会議運営の重要な条件といえます。

(施策の小項目)

- 8-1 法人後見の必要性のあるケースへの意思決定支援による対応を推進します。
8-2 中核機関におけるセンターの法人後見の透明性、公平性を確保します。

(具体的内容)

1. 法人後見では、複合的な課題等から本人の意思決定支援が困難なケースの対応をしていきます。その際、後見人等だけでなくチーム対応が必要ですが、チームにおいて本人中心の意思決定支援を推進することを意識的に働きかけていきます。
2. 中核機関における法人後見は、個人後見では困難なケースに対応することを前提に「法人後見受任ガイドライン」に沿って、6市町の行政職員や専門職によって候補者の適否について合議で決定します。そのためマッチング機能を阻害することなく、また、意思決定支援を目指した実践を地域の支援者と共に行うことの意義を広めていきます。
3. 法人後見支援には、利用者が「メリットを感じられる制度の運用」における多くの経験や成果が累積されているので、中核機関の諸機能に反映させることができます(図参照)。それゆえ、中核機関としての業務の実施を制限するような法人後見業務の増加を抑制しつつ、そこでの経験と成果を生かすことに努力します。



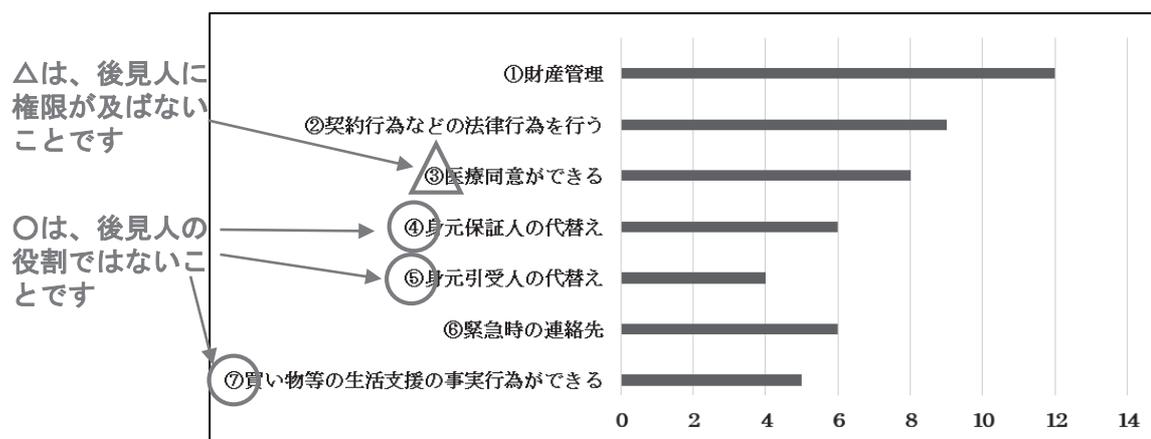
図表3-4 法人後見活動の累積の波及性

B-2 広報啓発・相談及び利用促進機能の強化

施策9 地域における権利擁護支援のための広報・啓発

(現状の評価と課題)

- 年間50回以上の研修会や講演会を開催し、延べ約3000名の方が参加しています。
- 研修は受講対象者に応じた内容で毎年行っています。
- 研修参加者は高齢福祉分野の方が中心であり、障害福祉分野の参加者が少ない傾向にあります。しかし、障害者の親の会等からは「親亡きあと」の課題について不安の声が寄せられています。
- 医療関係者が成年後見制度に関して誤解や理解が不十分な点があるため、診断書の作成拒否や、後見人等に対して医療同意や家族同様の支援を求められる場合があります、対応に苦慮しています。



図表3-5 成年後見制度の理解 (医師へのアンケート調査)

(施策の小項目)

- 9-1 住民、行政、医療、福祉関係者等に対する権利擁護支援の広報啓発を進めます。
9-2 医師会への働きかけを強化し、本人情報シートの適切な活用を推進します。

(具体的内容)

1. 毎年、成年後見セミナーを開催（6市町で順次開催・年1回）し、住民を対象とした成年後見制度を含む権利擁護に関する広報・啓発のための講演会等を行います。
2. 住民、行政、医療、福祉、保健等、関係者への研修会を開催し、正しい成年後見制度の知識と具体的活用方法について広めます。
3. 出前講座は、民生委員、自治会、老人会、ボランティア団体、年金者の会、行政OB会、障害のある人の親の会など様々な団体等からの依頼で行いますが、少人数であっても幅広く開催していきます。
4. 高齢福祉分野の支援者と比較すると障害福祉分野の参加者が少ないため、障害者の地域移行や退院促進にも後見人等の関与が必要であること等、周知を進めていきます。
5. 医師会との連携を強化します。法律専門職、行政、医療・福祉関係者、市民後見人との合同研修会を開催します。
6. ICT（電子連絡帳）の活用をし、研修内容に応じた参加者の呼びかけ等を行います。
7. 現在利用の少ない任意後見制度についても広報、啓発を引き続き行います。

施策10 専門相談機関としての役割発揮、相談・支援機関等との連携強化**(現状の評価と課題)**

- センターへの相談は、行政や地域包括支援センター等の関係機関から約80%となっています。初期相談は各市町の相談窓口で対応し、センターは成年後見制度を含む権利擁護支援に関する専門相談機関として機能しています。
- 相談機関から寄せられた相談のうち、法的課題に対しては専門職協力者名簿登録制度の法律専門職に課題解決のための対応を依頼しています。
- 6市町の社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の利用者が認知面の低下により成年後見制度への移行が必要な場合の連携については、それぞれの日常生活自立支援事業専門員等の担当者によって成年後見制度の知識や見解が異なっています。
- 保佐・補助など早期からの利用については、日常生活自立支援事業との兼ね合いや、法的課題などを勘案して権利擁護支援ツールの検討が必要です。
- 本計画のニーズ調査結果からは、特に地域包括支援センターや障害者相談支援センターの総合相談から権利擁護支援ニーズに気づくアセスメント力が問われています。

(施策の小項目)

- | | |
|------|---|
| 10-1 | 行政・相談支援機関を総合（第1次）相談機関、センターを権利擁護に関する専門（第2次）相談機関として、権利擁護支援の役割分担を行います。 |
| 10-2 | 専門職団体との連携を図り、法的課題等についての課題解決に取り組みます。 |
| 10-3 | 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業を担う機関との連携を強化します。 |
| 10-4 | 必要に応じて保佐・補助の早期の活用を行います。 |

(具体的内容)

1. 総合相談窓口や専門相談機能を有する中核機関では、権利擁護支援のニーズを見極めることが重要です。さらに意思決定支援を推進するための方法を検討します。
2. 権利擁護支援ニーズには法的な課題を含むことが多くあるため、法律専門職との連携が欠かせません。専門職協力者名簿登録制度では57名(2019年3月現在)の弁護士・司法書士の協力を得て法的な課題にも対応していくことが可能です。
3. 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業を担う機関との連携強化をします。成年後見制度へのスムーズな移行や、生活困窮の要因が判断能力の不十分さである場合には適切な支援等へ繋げていきます。特に、日常生活自立支援事業との連携強化については、本計画策定中に6市町の担当者ミーティングを2回実施しました。その結果、お互いの情報共有や連携のため定期的なミーティングを開催します。
4. 保佐・補助の活用では、早期の段階から成年後見制度を含む相談体制を整備し、地域での様々な相談機関や専門職との連携を推進していきます。

施策11 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化

専門職協力者名簿登録制度（以下「登録制度」という。）は2016年から開始した制度であり、センターでの申立て支援においては、全ての方に後見人等候補者を調整しています。申立ての際、本人の権利擁護支援ニーズを見極め、課題に応じた適切な候補者を調整し、後見人等選任後もセンターが関与し得る仕組みにしています。

（現状の評価と課題）

- 登録制度は開始後5年目となり登録者も年々増えています。しかし、財産の多寡によって候補者調整が困難になることや、選任後の苦情も増えています。
- 本計画の名簿登録者への調査では、後見人等としての困りごとに医療同意を求められることや、本人の意思がわからない等の意見が多くありました。
- 国の基本計画においても、身上保護では本人の意思尊重が重視されているため、今後は名簿登録者の後見人等に対する意思決定支援の研修を重視して実施する必要があります。
- また、本人にふさわしい候補者調整のためには、調整による事前の面接の必要性が生じています。

1. 後見人等の候補者
2. 市民後見人専門相談
3. 権利擁護一般専門相談
4. 各種法律手続き依頼
（相続、債務整理等）
5. 司法・医療・福祉合同研修会
弁護士27名
司法書士30名登録（2018年末）



専門職協力者名簿登録制度

（施策の小項目）

- 11-1 専門職協力者名簿登録制度の要綱を改正し、意思決定支援の理念を明記します。
- 11-2 任意後見制度の推進及び、法定後見制度の候補者調整においてできる限り事前に面談が出来るように理解を求めていきます。
- 11-3 権利擁護に関する専門相談、市民後見人の活動における法律相談、虐待に関するスーパーバイズ等について名簿登録者による活用を図ります。

（具体的内容）

1. 専門職協力者名簿登録制度の要綱に意思決定支援を明記する内容の修正を行います。
2. 候補者調整の段階では本人と候補者との事前面談が出来るよう専門職に協力・理解を求めていきます。
3. 本人の自由意志による選択が可能な任意後見制度の周知や推進を図ります。
4. 住民からの権利擁護に関する専門相談、市民後見活動における法律相談、虐待に関するスーパーバイズ等について登録制度による活用を図ります。

施策12 法人後見実施機関の育成

(現状の評価と課題)

- 尾張東部圏域には法人後見を担う法人等機関はセンター以外に存在しない現状にあります。しかし、センターの法人後見は法人受任ガイドラインに沿って複合的な課題があり個人受任では困難なケースのみ限定的に受けています。
- 障害のある人の後見活動は、長期にわたることやニーズの増加に対応するために、新たな担い手である法人後見実施機関が必要です。
- センターは、地理的には6市町の中心にあたる日進市に事務所を置いています。より身近な地域で後見活動が展開されるために、各市町での法人後見実施機関の配置が望まれます。

(施策の小項目)

12-1 中核機関による法人後見実施機関の育成を図るとともに、同機関の活動を支援します。

12-2 長期的には、各市町において法人後見実施機関の配置を目指します。

(具体的内容)

1. 地域の社会福祉法人などが法人後見の担い手となることを推進するために、その養成と活動支援をセンターが担います。
2. 尾張東部圏域は、広域な範囲をカバーすることが求められています。地域の住民が法人後見を利用しやすくするために、市町ごとに、法人後見実施機関の養成を図ることを検討します。



B-3 後見人支援機能・意思決定支援の推進

施策13 モニタリング機能及び相談・苦情窓口の整備

(現状の評価と課題)

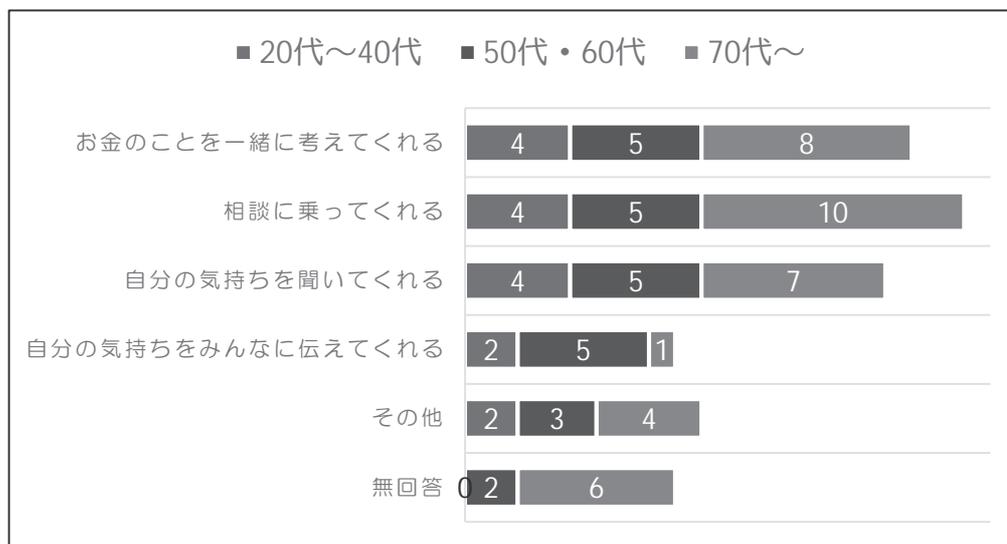
- 成年後見制度を利用したことを本人自身がどのように受け止めているか丁寧に聴く機会がありませんでした。
- 成年後見制度利用後、後見人等に対して支援者、家族、本人からセンターに苦情が寄せられることがあるため、三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）および家庭裁判所との連絡調整が必要となる場合があります。
- 促進計画策定のための調査チームでは、本人、親族、登録制度の専門職後見人に対してアンケート調査を実施しました。本人向けのアンケートでは、法人後見受任中の被後見人等に対して、後見制度の理解、センター（担当者）と関わってよかったこと、悪かったこと等を尋ねています（後見23名・保佐12名・補助6名 有効回答率89%）。なお、調査に支援が必要な場合は、行政、地域包括支援センター、障害者相談支援センター等が調査協力者となり本人への聞き取り、代筆を行っています。調査回答者数は、36名となりました。

	後見	保佐	補助	合計
在宅	11	8	4	23
在宅率	47.8%	66.7%	66.7%	56.1%
施設	9	4	1	14
病院	3	0	1	4
合計	23	12	6	41

障害区分	
認知症	14
精神障害	14
知的障害	7
高次脳機能障害	6

図表3-6 本人向けアンケートの対象者の分類

- 「（法人後見担当者の）名前を言える」との回答は22名（61%）でした。
- 「担当の人はどんなお手伝いをしてくれますか」の質問では、図表3-7の回答を示しています。



図表3-7 後見人等による支援内容の本人の理解

- 「センターと関わって、よかったこと、いやだったこと」の聞き取りでは、以下のような結果が示されました。

よかったこと	いやだったこと
よく話を聴いてもらえるから	私の話をよく聴いてくれない
お金の心配がなくなった	お金がわからなくなった。
相談にのってくれる	事情を知られること
よく面会に来てくれる 話を聴いてもらい安心できる	お金がほしいときに無いので困っている 先生は忙しい（複数後見）
少しずつ目標みたいのが決められる ようになった	まさか通帳・カードを預けてしまうと びっくり いやです

図表3-8 後見人等による支援内容への本人のおもい

図表3-8のアンケート結果から、被後見人の方もしっかりアンケート調査に回答されていることがわかりました。また、本人が感じている「良かったこと」や「嫌だったこと」に対して後見人等としてあらためて本人との関係に向き合い、支援の見直しが求められます。

今後は、専門職後見人や親族後見人が担当する被後見人へと範囲を拡大して調査の実施を検討します。

専門職協力者名簿登録制度に登録している後見人への調査では、この制度に登録してよかったと思われる点の回答では、「事前にケースの概要や課題を知ることができる」(70.4%)が最多でした。

このことはケース内容を知り安心して受けることができると評価されているといえます。

次に多かった「困ったことがあれば尾張東部成年後見センターに相談できる」(44.7%)「初回の会議にはセンターが同行する」(40.7%)との回答では、センターの関与があることへの評価が半数以下のため、関与の方法や内容について見直す必要があります。

	回答数 (名)			全回答数を分母とする割合 (%)		
	弁護士	司法書士	合計	弁護士	司法書士	合計
① 事前にケースの概要や課題を知ることができる。	7	12	19	70.0	70.6	70.4
2. ケース事例を数多く見ることができる。	3	7	10	30.0	41.2	37.0
③ 初回の会議には尾張東部成年後見センターが同行する。	2	9	11	20.0	52.9	40.7
④ 困った事があれば尾張東部成年後見センターに相談できる。	4	8	12	40.0	47.1	44.4
5. 多職種・他機関とのつながりができる。	4	8	12	40.0	47.1	44.4
6. 勉強会の案内がくる。	4	6	10	40.0	35.3	37.0
7. 身上監護について一緒に対応してくれる。	5	7	12	50.0	41.2	44.4
8. その他	2	1	3	20.0	5.9	11.1

図表3-9 専門職協力者名簿登録制度への評価

(施策の小項目)

- 13-1 本人へのモニタリング調査を実施し、本人にとって「メリットが感じられる制度の運用」となるよう後見業務の見直しの検討を行います。
- 13-2 相談・苦情対応窓口を整備し、家庭裁判所、専門職団体との連携を図り苦情の相談対応を行います。
- 13-3 本人の状態に応じた類型変更・後見人等の交代等について、家庭裁判所との連絡調整を行います。

(具体的内容)

1. 成年後見制度に対する本人へのアンケート調査を継続し、本人にとって「メリットが感じられる制度の運用」となるよう、後見業務の見直しの検討を行います。
2. 後見人等への苦情の対応については、関係者や本人との面談によって苦情内容の事実を把握し、ケース会議等で話し合います。
専門職後見人への苦情については、それぞれの所属団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）へ連絡し相談します。
3. 家庭裁判所と連携をして、必要に応じて後見人の辞任、選任申立て手続きの支援を行います。
4. 法人後見への苦情については、第三者委員会としての苦情解決委員会にて対応します。



施策14 親族後見人への支援

(現状の評価と課題)

《親族等による成年後見制度申立ての状況》

- 成年後見制度申立て時に、センターの相談を経由しないケースについては、その支援の対象者を把握できない状況にあります。
- 平成29年度に、センター経由以外の申立て件数は43件であったため、今後、申立て時からの全件の相談対応を行う場合、相談体制の整備が必要となります。

平成29年度 申立て件数	市長申立て総数 (センター経由)	市長申立て以外の件数 (センター経由)	センター経由以外の 申立て件数
77件	23件	11件	43件

図表3-10 センター経由の申立て件数（平成30年） 出典 名古屋家庭裁判所調べ

- 家庭裁判所との連絡協議会では、中核機関（センター）による親族による申立て支援（受任者調整含む）および後見人等の支援への期待が示されています。

《親族後見人への支援》

- 親族後見人は、財産管理面や身上監護に関することについて迷いが生じた時には、センターに相談しています。また定期報告時には自らセンターへ連絡、来所し、本人の状況報告と共に書類作成の支援を受けて行います。
- 上記の支援はセンターが把握している一部の親族後見人にしか実施できていません。

(施策の小項目)

- 14-1 親族後見人が日常的に相談等を受けられる体制整備を進めます。
- 14-2 家庭裁判所への書類作成の支援を行います。後見人として財産管理が適切に行われるよう支援し不正防止に努めます。
- 14-3 親族後見人が後見業務を学ぶ機会を提供します。

(具体的内容)

1. 親族等による申立て支援

センターを経由せず家庭裁判所へ申立てをした親族等について、家庭裁判所からあらためて中核機関（センター）へ案内する場合には、相談、申立て書類の確認、候補者の検討、調整の支援を行います。
2. 親族後見人への支援
 - 申立時の書類作成のための支援や後見業務に関するアドバイス、定期報告書の作成支援等、親族が安心して後見業務を行うことができるように支援します。
 - 財産管理については、単に財産保全でなく、また不適切な支出ではない、本人の生活の質が向上するための財産管理を行うことができるように支援します。
 - 市民後見人養成研修等を活用して、親族後見人が後見業務を学ぶ機会を提供します。
 - 親族後見人が孤立しないよう、関係者との連携を支援します。

施策15 市民後見人への支援

(現状の評価と課題)

- 2015年から、「尾張東部圏域における市民後見人等に関する検討委員会」を設置し、市民後見人養成から活動支援までの仕組みを構築してきました。
(6市町の行政、専門職等から構成される委員会全6回開催)
- 2015-2016年 第1期市民後見人養成研修修了
- 2017-2018年 第2期市民後見人養成研修修了
- 2015年からの市民後見人の養成、選任の実績は以下のとおりです。

	バンク登録者	受任者数	受任者の類型
第1期市民後見人養成	19名	10名	後見 9名 保佐 1名
第2期市民後見人養成	19名	1名	後見 1名

図表3-11 市民後見人養成登録者における受任実績

(施策の小項目)

- 15-1 市民後見人の継続的な養成（2年に1期養成）をします。養成段階において意思決定支援について学び市民後見人の活動の実践に反映できるようサポートします。
- 15-2 市民後見人バンク登録者の活動範囲の拡充を関係機関と調整して検討していきます（市民後見人・日常生活自立支援事業支援員・法人後見支援員等）。
- 15-3 市民後見人が安心して活動するためのバックアップ体制の充実を図っていきます（センターによる後見監督、社会福祉協議会による地域活動支援）。

(具体的内容)

1. 養成段階において市民後見活動ならではの意思決定支援の方法について実践事例などを用いてわかりやすく解説し、活動に反映できるようサポートします。
2. 市民後見人バンク登録者の活動としては、市民後見人、日常生活自立支援事業支援員、法人後見支援員、センター主催のイベントボランティアなど活動の範囲を広げます。
3. 市民後見人が安心して活動するためのバックアップ体制として、センターによる後見監督の充実とともに、社会福祉協議会による地域福祉活動への支援としても取り組みます。なお、市民後見人バンク登録者向けアンケート調査の結果（受任している回答者9名）では、センターからのバックアップについて、「十分にされている」7名、「バックアップされていると感じる」2名となっています。また受任未経験の7名のうち、「センターのバックアップが十分あれば受任したい」との回答は2名でした。

施策16 法人後見の質の確保と向上

(現状の評価と課題)

- 法人後見におけるメリットは、専門職団体や他機関との連携や協力体制が構築できているため多様なニーズに対応することが可能であることや、支援方針を法人内の複数の職員で検討できる点にあります。また、若い方を受任しても、後見の継続性が保たれること等があります。このようなメリットを活かしつつ、意思決定支援の実践に取り組んできました。「権利擁護がわかる意思決定支援」（ミネルヴァ書房、2018年）に当法人後見における意思決定支援の事例が掲載されています。
- 法人後見のデメリットと言われる、担当者が法人の都合で交代することによる本人との信頼関係の希薄化等の課題については、センターでは担当相談員を固定化しています。また、個別の後見支援計画を作成し、センター内の会議で意思決定支援に根差した支援内容および後見実務についての見直し、確認を行っています。
- 特に本人にとって大きな変化が生じる場面においては（居所の変更など）、本人を中心に、ケース会議にて複数の関係者による支援方針の決定や役割分担を行っています。

(施策の小項目)

- 16-1 意思決定支援の観点から、本人へのモニタリング等を通して法人後見の質を点検し、質の向上に努めます。
- 16-2 法人後見における意思決定支援の実践を充実し、地域連携ネットワークを通して意思決定支援の理念や実践を支援者間で共有します。

(具体的内容)

1. 法人後見支援において、特に本人の生活にとって大きな変化が生じる居所の変更等の場面では、本人を中心にしたケース会議にて、意思決定支援方針の決定や役割分担をこれまで以上に強化します。
2. 法人後見による質の向上を図るため、法人内会議にて支援方針の検討や後見業務の確認、見直しを行います。本人へのアンケート調査による本人の声を受け止め、意思決定支援のあり方について見直します。また、外部の研修やスーパービジョンを取り入れていきます。
3. センターは、地域連携ネットワークの取組の一環としての相談・支援機関とのケース検討会の場をとおして、意思決定支援の理念の普及・共有に努めます。

法人後見の方針

- ① 専門相談員担当制 めやす：相談員一人当たり被後見人等10人を担当
- ② 法人の都合で担当相談員を交代することは原則行わない
- ③ 担当相談員は本人との信頼関係を構築し、意思決定支援に根差した後見業務を行う後見支援計画書を作成し、相談員会議で支援方針の共有・検討をする



C 地域連携ネットワークの重層的形成

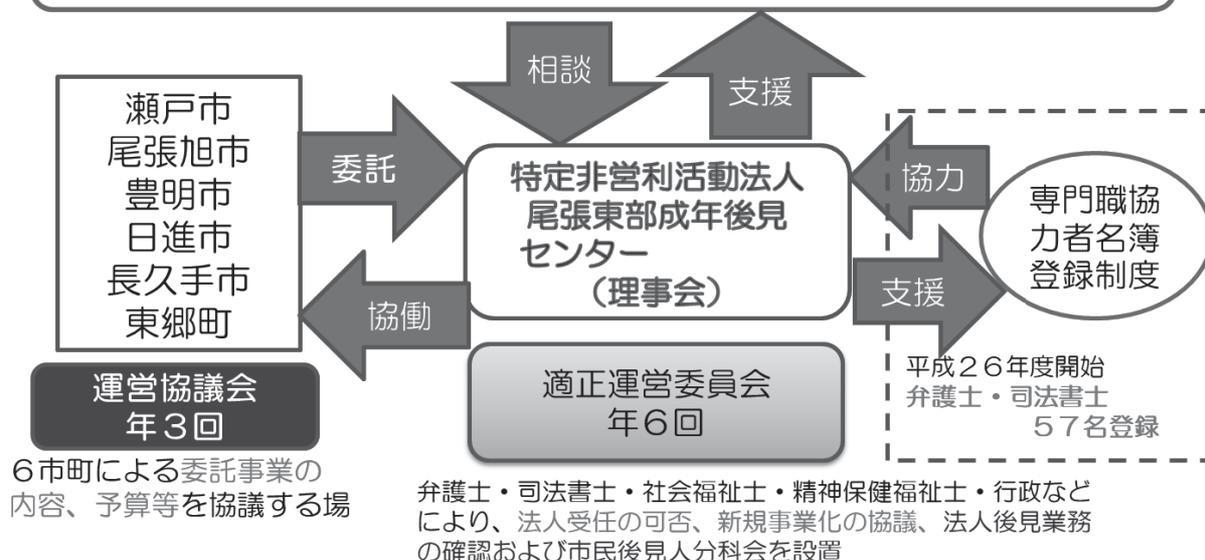
目標 地域連携ネットワークの重層的形成

施策17 センター事業に関するネットワーク会議の機能強化

(現状の評価と課題)

- センターは、相談機関、専門職との連携・協力とともに、2つのネットワーク会議によって運営が維持されています。1つはセンターの行政委託事業等の運営協議会、もう1つはセンターの運営全般が適切に実施されるための適正運営委員会です。いずれも広域での行政運営が可能な条件を形成しています。
- 適正運営委員会は、行政担当者以外に多種多様な専門職で構成されています。委員の任期は1年であり、6市町の包括支援センターや障害者相談支援センター等から持ち回りで委員となるため、多くの担当者が委員として参画しています。
- 適正運営委員会では、法人後見候補者の検討のほか、成年後見制度利用支援事業の内容の検討など、地域課題の解決に向けた検討や、苦情解決委員会や市民後見人分科会等の機能も備えています。

尾張東部圏域6市町の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の家族及び支援者・地域包括支援センター・障害者相談支援センター・行政など



図表3-12 「適正運営委員会」等のセンター運営方法

(施策の小項目)

- 17-1 適正運営委員会を地域連携ネットワークの1つの重要な会議として位置づけるとともに、今後は後見人支援のあり方について検討する場とします。
- 17-2 適正運営委員会は、個別支援の蓄積から地域課題を導き、新たな施策の協議機能を発揮します。

施策18 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携

成年後見支援を担う行政部門と家庭裁判所、中核機関の三者が、連携を深め、地域における成年後見の利用の促進、後見人支援の質の向上が図られることを目指します。

(現状の評価と課題)

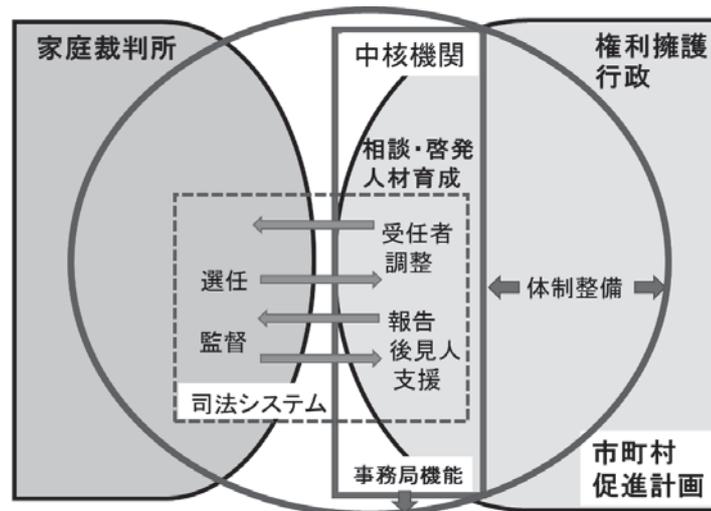
- 行政とセンターとの間では、施策17の現状のように連携が図られ、センターの中核機関に求められる機能の実施に貢献してきました。
- こうした動向と比較すると、家庭裁判所との連携は、実務的なレベルにとどまり計画的に成年後見制度の利用促進という点では、未形成でした。今回の計画策定を契機にして、家庭裁判所は協議の場に参加し、連携の意向を示しています。
- 実際の家庭裁判所との協議の場では、候補者調整におけるケース課題の捉え方についての共有が図られました。

(施策の小項目)

- 18-1 家庭裁判所が実施する連絡協議会への参加により、家庭裁判所・専門職団体・行政・愛知県内の中核機関との連携を図ります。
- 18-2 利用促進機能や後見人支援機能のイメージを家庭裁判所と共有し、役割分担等について検討を行います。

(具体的内容)

- ① 権利擁護行政の一環として中核機関は、成年後見制度の利用の司法システムと相対し、家庭裁判所と連携する位置にあります(図表3-12)。行政と家庭裁判所との連携の橋渡しを行います。
- ② 連携のためのネットワークの場を活用して試行的な運営を続けるために、進行管理推進委員会においても、家庭裁判所のオブザーバー参加を要請し、その模索を継続する必要があります。



地域連携ネットワーク(福祉的運用の推進のための協議・協働の空間)の機能
= 司法システムの専門的運用とネットワークの試行的運営の折り合いを図る

図表3-13 司法システムと中核機関との連携の構造

施策19 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の会議の開催

(現状の評価と課題)

- 地域包括支援センターは、介護に関する地域の第1次相談機関として機能するなかで、積極的に成年後見制度の利用や虐待問題への対応を図ってきました。以下の図のように、地域包括支援センター調査では、1か月の相談ケースをA～Dに分類し、集計しました。その結果においては、他県の包括支援センターと比較して、Bの手続き支援と、Dの一般相談ケースにける成年後見ニーズの把握が数が相対的に多い傾向にあることが判明しました。これまでのセンターとの連携のなかで、成年後見制度の支援が浸透し、その支援への取組が進んでいることが明らかとなりました。

		A 成年後見制度 利用中	B 成年後見制度 利用手続き中	C 成年後見制度	D 一般相談 アセスメント	E 虐待・消費者 被害	合計	割合
広域	尾張東部	8	8	12	31	11	70	18.4%
	知多	5	7	7	13	14	46	12.1%
	西和	2	0	4	0	2	8	2.1%
中核市	豊田	15	7	12	21	4	59	15.5%
	奈良	2	5	8	4	4	23	6.1%
	大津	1	5	31	24	25	86	22.6%
	高知	0	2	17	19	6	44	11.6%
	久留米	3	1	6	28	6	44	11.6%

図表3-14 地域包括支援センターの成年後見利用ニーズの対応実績比較（5県8地域）

- 障害者相談支援センターにおける成年後見ニーズへの対応は、地域包括支援センターと比較すると実績面でも弱く、今後は、地域包括支援センターとともに、支援のための対応を推進ための情報交換の機会を提供する必要があります。
- 上記の調査結果をさらに、成年後見制度を利用する時期として、短期（1年以内）もしくは1年以上～3年程度と判断したケースをC1、D1とし、不明もしくはその他と判断したケースをC2、D2とした「ケースの見立て」とセンターへの繋ぎとの関係を見ると、一般相談としてきたケースでは、繋いでいない場合が半数を超えている（図表3-15）。これをめぐって、各機関がセンターとの連携の仕組みづくりを深めるための会合の開催が合意された。

ケースの見立て&つなぎ クロス評価

		1. 繋いだ		2. 繋いでいない		小計
		回答数	構成比	回答数	構成比	
移行する 予定	C1	7	100.0%	0	0.0%	7
	D1	4	44.4%	5	55.6%	9
移行するか わからない	C2	3	60.0%	2	40.0%	5
	D2	1	4.8%	20	95.2%	21
小計（%）		15	35.7%	27	64.3%	42
						100.0%

図表3-15 ケースの見立てとセンターへの繋ぎの関係（尾張東部地域）

- 日常生活自立支援事業のミーティングの開催においては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の担当者が、どのような段階で成年後見制度の利用へつなぐことが適切なのか、についての基準を明確にすることが連携を促進する条件となることがわかりました。
- 日常生活自立支援事業の利用促進を進める上で、社会福祉協議会において、財源問題からの体制強化の弱さがあるとともに、行政に対して事業の効果を明確にできないという課題も多くみられます。権利擁護支援として、成年後見制度の利用促進とともに、一体的に同事業の利用促進を計画的に進めることが求められています。

(施策の小項目)

- | |
|--|
| 19-1 地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の相談機関とのケース検討会を充実し、連携システムの研究会議を開催します。 |
| 19-2 日常生活自立支援事業の担当者と定期的なケース会議を開き、連携を強めます。 |

(具体的内容)

1. 地域包括支援センター・障害者相談支援センターの相談機関とセンターがどのように連携するのか、上記調査において用いたケース調査票の活用も含め、連携のシステム化を検討するための研究会議を開催します。
2. 日常生活自立支援事業の担当者と定期的なケース会議を開くことを通して、成年後見制度の利用へのつなぎの基準や目安を明確にします。

施策20 促進計画の進行管理推進委員会等の設置

これまでの施策で示してきた重層的な地域連携ネットワークを、本計画を用いて推進するために、本広域での計画策定委員会が、1つの地域連携ネットワークの上位の協議会として位置づけられます。

(現状の評価と課題)

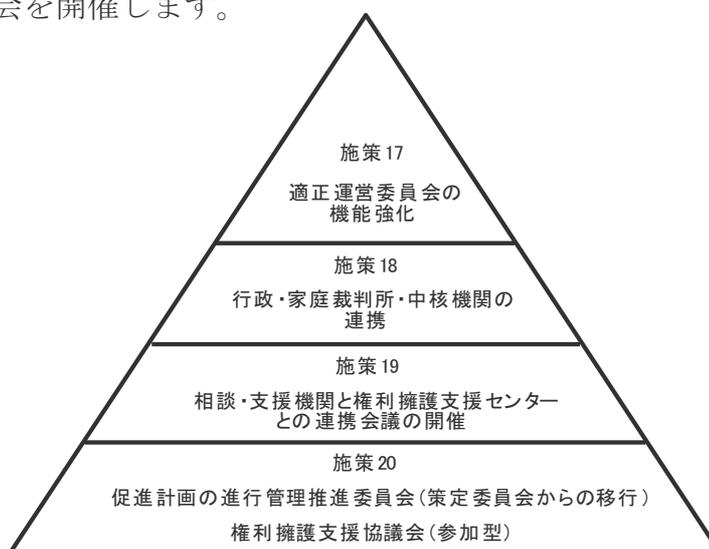
- 本促進計画策定委員会の活動過程は、1つのネットワークの形成といえるものでした。4つの作業チームの取組みが、ネットワーク型の作業として実施されることで、権利擁護支援の連携の方法が試行的に取り組み、地域連携ネットワークのイメージが共有されました。
- 本促進計画策定委員会の過程のなかでは、4つのチームが取組む調査活動等のなかで、権利擁護支援に関係する多くの人が、本計画に関心をもち、協議した経験を持ちます。

(施策の小項目)

- 20-1 促進計画の策定委員会は、計画の進行管理を担う進行管理推進委員会へと移行します。
- 20-2 進行管理推進委員会のもとに、重層的なネットワーク会議のメンバーの参加を求め、権利擁護支援協議会を開催します。

(具体的内容)

1. 尾張東部圏域での促進計画の策定委員会は、守備範囲を権利擁護支援に拡大するとともに、計画の進行管理を担う委員会へと移行します。この委員会は、同時に地域連携ネットワークの上位の協議会とし、中核機関と幹事市担当行政がその事務局を担います。
2. 計画の進行管理推進委員会は、概ね年2回の開催を想定します。進行管理推進委員会に施行状況を報告することの役割をもつ、本策定委員会で設置した調査チームのような作業を担う評価チームを設置することも検討します。
3. 進行管理推進委員会は、大項目のCのなかで扱っている重層的なネットワークのための各種会議からのメンバーに対して、幅広く参加を求め、権利擁護支援のための協議会を開催します。



図表3-16 地域連携ネットワークの重層構造

本計画策定にご協力いただいた委員

(1) 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会名簿

(平成30年5月23日現在)

委員名	所属等
○平野 隆之	日本福祉大学 社会福祉学部 教授
小野 雅之	医師 東名古屋医師会 日進支部
山下 陽子	弁護士 愛知県弁護士会
吉川 豊	司法書士 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部 支部長
近藤 芳江	社会福祉士 愛知県社会福祉士会
池戸 悦子	精神保健福祉士 愛知県精神保健福祉士協会 会長
川上 雅也	尾張東部圏域 地域アドバイザー
原田 一也	豊明市社会福祉協議会 事務局長
土井 肇	東郷町地域包括支援センター センター長
土山 典子	瀬戸保健所 健康支援課 課長
上田 喜久	瀬戸市役所 健康福祉部 社会福祉課長
加藤 秀樹	尾張旭市役所 健康福祉部 福祉課長
小川 正寿	豊明市役所 健康福祉部 健康長寿課長
川本 賀津三	日進市役所 健康福祉部次長兼地域福祉課長
出口 史朗	長久手市役所 福祉部 長寿課長
須賀 利恵子	東郷町役場 福祉部 福祉課長
住田 敦子	尾張東部成年後見センター センター長
オブザーバー	名古屋家庭裁判所 主任書記官

○ 委員長

事務局

豊明市役所 健康福祉部 健康長寿課
豊明市役所 健康福祉部 社会福祉課
尾張東部成年後見センター

本計画策定にご協力いただいた委員

(2) 調査チーム

■専門職協力者名簿登録制度ワーキングチーム	
山下 陽子	弁護士 愛知県弁護士会
吉川 豊	司法書士 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部 支部長
近藤 芳江	社会福祉士 愛知県社会福祉士会
担当行政	豊明市
■成年後見制度ニーズ調査チーム	
平野 隆之	日本福祉大学 社会福祉学部 教授
上田 喜久	瀬戸市役所 健康福祉部 社会福祉課長
川上 雅也	尾張東部圏域 地域アドバイザー
池戸 悦子	精神保健福祉士 愛知県精神保健福祉士協会 会長
近藤 芳江	社会福祉士 愛知県社会福祉士会
中野 真紀	尾張旭市地域包括支援センター
担当行政	瀬戸市
■日常生活自立支援事業ミーティング	
日常生活 自立支援事業 担当者	尾張旭市社会福祉協議会
	豊明市社会福祉協議会
	日進市社会福祉協議会
	長久手市社会福祉協議会
	東郷町社会福祉協議会
	瀬戸市社会福祉協議会
担当行政	日進市
■権利擁護支援プロジェクトチーム	
上田晴男	特定非営利活動法人 PASネット理事長
担当行政	長久手市

資料集

- | | |
|--|------|
| 1 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱 | 資料1 |
| 2 計画の経緯 | |
| (1)成年後見制度利用促進計画策定委員会開催概要 | 資料2 |
| (2)計画策定のための調査チーム委員会開催概要 | 資料3 |
| ・成年後見利用促進計画策定委委員会及び各部会進行表 | |
| (3)成年後見制度ニーズ調査報告会開催概要 | 資料4 |
| 3 用語集 | 資料5 |
| 4 各調査の集計 | |
| (1)尾張東部成年後見センター専門職協力者名簿登録制度に
関するアンケート集計結果 | 資料6 |
| (2)相談支援機関向け成年後見ニーズ調査集計 | 資料7 |
| (3)本人向け調査集計 | 資料8 |
| (4)ご家族向け調査集計 | 資料9 |
| (5)市民後見人バンク登録者向け調査集計 | 資料10 |
| (6)病院向け調査集計 | 資料11 |
| (7)本人情報シートについての評価アンケート集計結果 | 資料12 |

1 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「利用促進法」という。）第23条第1項に規定された市町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、基本計画に盛り込むべき内容を審議するため、尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員構成)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 愛知県弁護士会から推薦された者
- (4) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知県支部から推薦された者
- (5) 愛知県社会福祉士会から推薦された者
- (6) 愛知県精神保健福祉士協会から推薦された者
- (7) 尾張東部圏域相談支援アドバイザー
- (8) 社会福祉協議会職員
- (9) 地域包括支援センター職員
- (10) 保健所職員
- (11) 成年後見制度利用促進を担当する各市町の行政職員
- (12) 尾張東部成年後見センター職員
- (13) その他尾張東部成年後見センター運営協議会で必要と認められた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は施行から計画の策定が終了する日までの間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を整理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は尾張東部成年後見センターの事務局において処理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認められた時は、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 委員会に、計画及び計画の策定に必要な調査研究、資料収集、調整及び検討をするため、プロジェクトチームを置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 プロジェクトチームは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開等)

第9条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(委員の報酬)

第10条 第3条第10号から第12号の者を除き、委員会に出席した場合における謝金は、予算の範囲内において支給するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会開催概要

開催日	時間・会場	検討内容
第1回 H30年 5/23(水)	13:30-14:30 日進市 中央福祉センター 多機能室【北】	基調講演 地域福祉と権利擁護：尾張東部圏域における促進計画の 策定にむけて 日本福祉大学 社会福祉学部教授 平野隆之氏
	14:40-16:30 日進市 中央福祉センター 多機能室【南】	委員委嘱 委員及び事務局の紹介 委員長及び副委員長の選出 議事 (1) 本委員会のイメージ作り (2) 市町における成年後見制度利用促進計画書のあり方 (3) 成年後見制度利用促進計画書に盛り込むべき項目 (4) 今後のスケジュール
第2回 12/18(水)	13:30-15:30 日進市役所 4階第2会議室	議事 1 「尾張東部成年後見センターの評価と課題」をもとに計画 項目の検討 2 地域連携ネットワークのあり方について (1) 家庭裁判所の立場から (2) 既存の連携の場の活用について 3 成年後見制度利用促進計画のまとめ方について (1) 成年後見制度利用促進計画の構成案について (2) 市町村における成年後見制度利用促進法の計画化の 方法に関する調査研究事業について (3) 市町による計画書の取り扱いについて 4 今後の進め方 ～次回の検討課題を中心に 5 その他 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会設置 要綱改正について
第3回 9/19(水)	13:30-15:30 日進市役所 4階第2会議室	議事 1 「尾張東部成年後見センターの評価と課題」をもとに計画 項目の検討 (1) 4つの作業部会のメンバーおよびスケジュールの確認 (2) 各作業部会からの報告 ー計画のP軸にどのように 反映させることができるか ①成年後見制度ニーズ調査チームから ②日常生活自立支援事業ミーティングから 2 専門職協力者名簿登録制度の見直し作業 専門職に対するアンケート調査結果：ワーキングチーム からの報告 3 愛知県下の成年後見制度利用状況（家庭裁判所から） (1) 市民後見人選任について (2) 尾張東部圏域の成年後見制度利用者数 4 意思決定支援について (1) テキスト『権利擁護がわかる意思決定支援』をもと に学習

		<p>(2) 意思決定支援プロジェクトチーム試行事業 －アドバイザー（SV）派遣の導入－</p> <p>5 計画項目の確認（ABWP の表＋上記の 4 項目での議論を反映） 成年後見制度利用支援事業の実績（平成 29 年度）</p> <p>6 第 4 回の課題</p> <p>7 その他 診断書について</p>
<p>第 4 回 11/21(金)</p>	<p>13:30-15:30 日進市役所 4 階第 3 会議室</p>	<p>議事</p> <p>1 4 つの作業グループ（部会）による各種調査結果および取組状況の報告</p> <p>1) 専門職協力者名簿登録チーム</p> <p>2) ニーズ調査チーム</p> <p>3) 意思決定支援プロジェクト</p> <p>4) 日常生活自立支援事業ミーティング</p> <p>2 各種調査結果・取組から見えてきた計画上の項目</p> <p>1) センター名称の変更（権利擁護支援センター）について</p> <p>①運営協議会での協議内容</p> <p>②虐待対応の取組強化</p> <p>③日常生活自立支援事業担当部署との連携</p> <p>2) 中核機関のセンター受託における機能強化について</p> <p>①啓発・相談支援における地域包括支援センター等第 1 次相談機関との連携強化</p> <p>②選任段階および後見人支援段階における家裁とセンター（中核機関）の役割分担</p> <p>②後見人支援（モニタリング）における各種調査の活用</p> <p>3 今後の 4 つの作業グループの取組課題</p> <p>1) 診断書作成時における本人情報シートの試行的実施</p> <p>2) 虐待対応の事例検討会の実施</p> <p>3) 地域包括支援センター調査結果の他自治体実施との比較検討</p> <p>4) センター法人後見活動における意思決定支援の取組の把握</p> <p>4 本利用促進計画策定の取組の成年後見制度ニーズ調査報告会について</p> <p>5 その他 成年後見制度利用促進ニュースレター第 9 号について</p>
<p>第 5 回 H31年 1/16(水)</p>	<p>13:30-15:30 日進市 中央福祉センター 多機能室【南】</p>	<p>議事</p> <p>尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画（素案）</p>
<p>第 6 回 3/20(水)</p>	<p>13:30-15:30 日進市役所 4 階第 2 会議室</p>	<p>議事</p> <p>1 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画（案）の説明 第 5 回の策定委員会提出の計画書（素案）からの修正点を解説</p> <p>2 同計画書（案）の内容についての審議</p> <p>3 本策定委員会の進行管理推進委員会への移行について</p>

		<ul style="list-style-type: none">4 承認後の計画書の取り扱いについて5 その他<ul style="list-style-type: none">①本人情報シートについての評価アンケート集計結果について②用語集について
--	--	---

成年後見利用促進計画策定委員会及び各部会進行表

	平成30年					平成31年					
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
<p><0></p> <p>成年後見利用促進計画 策定委員会 [担当行政：豊明市]</p>		● 5/23 第1回	● 7/18 第2回	● 9/19 第3回	● 11/21 第4回	● 1/16 第5回	● 3/20 第6回				
<p><1></p> <p>専門職協力者名簿登録制度 ワーキングチーム [担当行政：豊明市]</p>				● 8/13：第1回「専門職へのアンケート調査について」 ● 9/10：第2回「アンケート集計からの考察」→ [第3回] ● 10/5：第3回「第3回成年後見利用促進計画策定委員会をうけて」→ [第4回] ● 11/20：第4回「家庭裁判所との情報交換会」							
<p><2></p> <p>成年後見制度 ニーズ調査チーム [担当行政：瀬戸市]</p>				● 8/16：第1回「パイロット調査結果をふまえて」→ [第3回] ○ 9/1～9/30：支援者向けニーズ調査開始（本人・家族・市民後見人・病院調査） ● 10/29：第2回「ニーズ調査アンケートの結果を踏まえて分析」→ [第4回] ● 1/29：「成年後見制度ニーズ調査報告会」							
<p><3></p> <p>日常生活自立支援事業 ミーティング [担当行政：日進市]</p>				○ 8/13～9/5：実績調査開始 ● 9/11：第1回「6市町担当者ミーティング現状把握」→ [第3回] ● 10/22：第2回「各社会福祉協議会と成年後見センターとの連携における課題及び事例検討」→ [第4回]							
<p><4></p> <p>意思決定支援 プロジェクトチーム [担当行政：長久手市]</p>				[第3回] → ● 10/5：第1回「虐待事例公開検討会」 ● 11/14：「虐待対応プロセスのポイント」→ [第4回] ● 12/12：第2回「虐待事例公開検討会」							

用語集

	用語	解説
あ	意思決定支援	認知症、精神障害、知的障害などで自己決定に困難をかかえる人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能になるような支援の行為及び仕組みのこと。
	医療同意	医療行為を受けることに同意すること。本人のみが同意できるもので、本来はその家族であっても同意することはできない。
	運営協議会	6市町の成年後見担当課（高齢福祉課、福祉課等）により構成され、協定書（尾張東部成年後見センター運営事業の実施に関する協定書）に基づき委託する事業の内容や、それに伴う運営費等の負担金について協議される。
か	幹事市町	委託料をセンターに支払うために各市町から負担金を徴収したり、補助金等の申請、請求、各市町への分配等を含めた行政事務を代表して行う市町。また、運営協議会を開催し、適正運営委員会の司会進行を担う。その他、成年後見制度利用促進計画進行管理推進委員会の事務局を担当する。6市町の中で2年毎の持ち回りで行う。
	監督人	成年後見人等が行う事務を監督するために家庭裁判所が選任した人。
	行政の委託事業	本来は行政が担う事業等をセンターへ事業委託したもの。内容は、広報・啓発事業、相談事業、市民後見人等人材育成事業等。
	行政による措置権	高齢者や障害者の身体や生命に関わる危険性が高く、放置すると重大な結果を招くおそれがある場合、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき行政が一時保護を実施する権限。
	権利擁護支援	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人たちの権利を守るため、以下のような目的でなされる支援のこと。①人権としての権利：必要に応じて、適切になされる権利の回復（救済）、②「契約（当事者間の合意）」に基づく権利：必要に応じ、適切になされる権利の行使。
	候補者	成年後見制度の申立て書類に記載する成年後見人等候補者のこと。
さ	三士会	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の総称。
	自己決定	自らの意思で物事を決定すること。
	市民後見人	センターの市民後見人バンク登録者の中から家庭裁判所によって成年後見人等として選任された一般市民。
	市民後見人バンク登録者	センターで実施した市民後見人養成研修修了者であり且つ、市民後見人バンク登録をした一般市民。
	首長申立て	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合など、特に必要があるときに市町村長が申立てること。

さ	障害者自立支援協議会	平成 18 年施行の障害者自立支援法で「地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」と定められた話し合いの場。障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的としている。
	進行管理推進委員会	利用促進計画策定委員会から移行した委員会であり、利用促進計画の進捗状況を評価、見直し等を行い、計画を推進するための協議を行う委員会。
	親族後見人等	家庭裁判所より選任された親族による成年後見人等。
	スーパービジョン	対人援助職者（スーパーバイザー）が指導者（スーパーバイザー）から教育を受ける過程のこと。援助者に対してケースの援助のあり方等をより具体的に指導する取り組み。
	生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人を対象に、都道府県や市区町村長が、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた支援、家計相談などの包括的な支援を行う事業。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人が、財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所等に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の 2 つに分かれている。 法定後見制度は、本人の判断能力などに応じて後見、保佐、補助の 3 類型に分かれる。家庭裁判所に選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考え、家庭裁判所から付与された代理権（本人を代理し行う法律行為）、同意権（本人自身が行う法律行為に同意する）、取消権（本人が同意無く行った不利益な法律行為を後から取り消す）を行使し、本人を保護、支援する制度。 任意後見制度は、十分に判断できるうちに、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおく制度。
	専門職協力者名簿登録制度	尾張東部成年後見センターに協力する意思をもった専門職（弁護士や司法書士等）があらかじめ登録する制度。成年後見人等の候補者になったり、法律相談に応じたりすることにより、成年後見制度の適切な利用を支援することを目的としている。
	促進法	平成 28 年 4 月に成立、5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の略称。成年後見制度の利用の促進についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めることなどにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された。
た	第 1 次相談機関・総合機関	地域の相談機関として、様々な相談を受ける機関。主には、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどを指す。

た	第2次相談機関・専門機関	第1次相談機関等と連携を図りながら、専門的、個別的な相談及び助言を行う機関。尾張東部成年後見センターは権利擁護の専門機関と位置づけられる。
	地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう構築される地域の包括的なシステムのこと。
	地域連携ネットワーク	必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。
	中核機関	専門職による助言などの支援の確保、協議会の事務局など、地域における連携や対応強化を推進する役割を持つ機関。広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人等支援、不正防止効果の機能を持つ。
	適正運営委員会	尾張東部成年後見センターが、成年後見制度等を活用した支援や各事業を適正に実施するため、6市町の担当課長、専門職など多職種で審議、助言、指導等を行う委員会。 構成メンバー：6市町の行政担当課長・学識経験者・弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士・保健所・地域包括支援センター及び障害者相談支援センター
な	日常生活自立支援事業	契約をする能力はあっても、判断能力が不十分なため、日常生活費が十分に管理できない、各種サービスの利用が難しいなどの課題を持つ人を支援する事業。この圏域では6市町の社会福祉協議会が実施している。
	ノーマライゼーション	障害を持っていても他の人と同じように当たり前のように生活できるような社会を目指すという概念。
は	法人後見	法人が成年後見人等を受任し、財産管理や身上保護を行うこと。
	法人後見支援員	法人が成年後見人等として支援する人との面談やその人に関する手続き、お金の受け渡し、連絡などの支援を行う法人職員。
	法律専門職	弁護士や司法書士などの法律に関することを業務としている職種。
英字	ICT（電子連絡帳）	ICTとは、インターネットなどの情報通信技術のこと。電子連絡帳はこれを使用したコミュニケーションツール。医療、介護、福祉、行政担当者等によるネット上のセキュリティーの高い連絡帳（掲示板）を使用し、情報の共有化を目的として6市町で導入している。

**「市町村における成年後見制度利用促進の計画化の方法に
関する調査研究事業報告書」**

(平成 30 年度厚生労働省社会援護局社会福祉推進事業報告書)

平成 31 年 3 月

日本福祉大学 (権利擁護研究センター)

〒 460-0012 名古屋市中区千代田 5-22-35
日本福祉大学 名古屋キャンパス北館 7F
(Tel) 052-242-3075 (Fax) 052-242-3076

